



秋田県災害廃棄物処理計画

【資料編】

令和7年3月改定

秋田県



秋田県災害廃棄物処理計画【資料編】 目次

第1編 秋田県地域防災計画（抜粋）	1
1 災害対策本部の設置基準	1
2 災害対策本部の各部・各班の事務分掌	2
3 危険物施設等災害予防計画	4
4 危険物等大量流出災害予防計画	6
5 廃棄物処理計画（災害予防計画、災害応急対策計画）	8
6 危険物施設等応急対策計画	13
7 危険物等運搬車両事故対策計画	16
8 市町村ごみ収集運搬機材	18
9 市町村し尿収集運搬機材	19
10 危険物大量貯蔵事業所	20
11 火薬類	23
12 毒物・劇物	27
第2編 協定等	28
1 災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定	28
2 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	29
3 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	31
4 災害時における相互援助に関する協定書	34
5 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	37
6 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目	40
7 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	43
8 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目	47
9 東北地方における災害等の相互応援に関する協定	50
10 東北地方における災害等の相互応援に関する協定における協定実施細目	53
11 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制	56
12 民間事業者等との災害時応援協定一覧	58
第3編 秋田県の概況	59
1 地勢、気象等	59
2 人口	61
3 高齢者割合	62
4 木造住宅	63
5 木造住宅密集地域における焼失棟数等	63
6 処理困難廃棄物の取扱事業所	63

第4編 廃棄物処理施設	69
1 収集運搬（ごみ、し尿）	69
2 ごみ処理施設	70
3 し尿処理施設	74
第5編 被害想定（地震災害）	75
1 対象地震一覧	75
2 地域区分	78
3 対象地震の全壊・半壊棟数	80
4 災害廃棄物発生量の推計結果	83
5 組成別災害廃棄物発生量	88
6 し尿及び仮設トイレ	116
7 避難所ごみ発生量	119
8 仮置場の必要面積	122
第6編 処分可能量の推計（地震災害）	134
1 廃棄物処理施設の余力	134
2 可燃物発生量と焼却施設における余力の比較	137
3 不燃物発生量と最終処分場における余力の比較	139
第7編 災害廃棄物処理フロー	141
1 フロー作成の対象とする地震	141
2 フロー作成の対象とする地震における災害廃棄物発生量	143
3 対象とする地震ごとの災害廃棄物処理フロー	144
4 ブロック別の可燃物・不燃物処理フロー（例）	152
第8編 被害想定（水害）	167
1 想定する水害の情報	167
2 建物被害棟数の推計	170
3 推計結果	172
4 秋田県における過去の水害事例	176
5 全国の大規模水害における災害廃棄物発生量	177
6 過去の大規模水害による水害廃棄物組成	178
第9編 災害廃棄物処理に係る補助金制度	180
1 補助金の対象となる災害	180
2 災害廃棄物処理事業	182
3 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表	185
4 廃棄物処理施設災害復旧事業	187
5 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表	188
第10編 その他資料	189
1 事務委託、事務代替	189

2 災害廃棄物処理実行計画.....	190
3 仮置場における火災発生防止について.....	192
4 仮置場の現状復旧の手順.....	193
5 ごみの分別・仮置場の広報原稿の例.....	194
6 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目.....	196
7 連絡先一覧.....	198
8 コラム.....	200
第11編 令和5年大雨災害における災害廃棄物対応事例.....	202
1 グッドプラクティス.....	202
2 課題.....	205

◎沿革

改定次	改定（策定）年月	備 考
新規策定	平成30年3月	
第1次	令和7年3月	

第 1 編 秋田県地域防災計画（抜粋）

1 災害対策本部の設置基準

秋田県地域防災計画

第 1 編 総則

第 3 災害対策本部等の設置基準

【県本庁】

名 称		秋田県災害対策本部 (災害対策基本法第 23 条に基づくもの)	
設 置 権 者	知 事		
設 置 基 準	〔自動設置〕 1 県内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合 2 県沿岸に大津波警報が発表された場合 3 県内に大雨、暴風、高潮、暴風雪及び大雪に関する特別警報が発表された場合 4 県内の火山で噴火警報（居住地域）が発表され、噴火警戒レベル 4 以上となった場合 （噴火警戒レベルが運用されていない火山において、同等の警戒が必要な場合を含む） 5 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する災害が発生した場合 〔自動設置以外〕 1 住民の生命・身体及び財産に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがあり、知事が必要と認めた場合		
主 要 業 務	1 災害情報の収集 2 災害予防及び災害応急対策の実施方針の作成及び実施 3 防災関係機関等との連絡調整		
本部構成員	本 部 長	知 事	
	副 本 部 長	副知事、危機管理監、副危機管理監	
	本 部 員	各部局長 教育長 警察本部長	
	事 務 局 員	第 3 動員のうちから指定されている者 ※必要に応じて県との連絡調整等を行う防災関係機関の職員の派遣を求めることができる	
本 部 会 議	開 催 時 期	〔地震災害〕 地震の発生又は大津波警報の発表後速やかに開催し、以後必要に応じて開催 〔地震以外の災害〕 必要に応じて開催	
	出 席 者	災害対策本部員 ※オブザーバーとして次の職員の出席を求めることができる ・女性の視点からの意見を聴取するためあらかじめ指定した各部の職員 ・防災関係機関の職員	
設 置 場 所	災害対策本部室（県庁第二庁舎）		
電 話 ・ F A X	一 般 公 衆	TEL 018-860-4500（代表）	FAX 018-860-4521 018-860-4530

2 災害対策本部の各部・各班の事務分掌

秋田県地域防災計画

第1編 総則

第6 災害対策本部の各部・各班等の業務分掌（令和6年4月現在）

1 本庁（知事部局）

健康福祉部	総括責任者	健康福祉部長
班 名	班 長	分 掌 事 務
地域・家庭福祉班	地域・家庭福祉課長	①児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ②災害派遣福祉チーム（DWAT）の立ち上げ等に関すること。 ③災害ボランティアに関すること。 ④義援金の募集及び配分に関すること。
医務薬事班	医務薬事課長	①医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 ②保健医療福祉調整本部業務に関すること。 ③災害派遣医療チーム（DMAT）の立ち上げ等に関すること。 ④り災者の医療救護に関すること。 ⑤医療関係者の動員及び衛生資機材の調達に関すること。 ⑥医療救護所の設置に関すること。 ⑦毒物・劇物施設等の応急対策に関すること。 ⑧災害対策本部の事務局業務に関すること。

生活環境部	総括責任者	生活環境部長
班 名	班 長	分 掌 事 務
環境管理班	環境管理課長	①災害の発生に起因する公害に関すること。 ②環境放射能の測定及び情報提供に関すること。 ③災害対策本部の事務局業務に関すること。
環境整備班	環境整備課長	①災害の発生に起因する廃棄物に関すること。 ②廃棄物の放射能対策に関すること。 ③し尿・ごみ処理等の応急対策に関すること。 ④災害対策本部の事務局業務に関すること。

産業労働部	総括責任者	産業労働部長
班 名	班 長	分 掌 事 務
クリーンエネルギー 産業振興班	クリーンエネルギー 産業振興課長	①所管県有施設（金属研修技術センター、無人施設）の被害把握に関すること。 ②燃料油に係る情報の収集・提供及び関係機関との連絡調整に関すること。 ③鉱業関係施設の応急対策に関すること。 ④火薬類及び都市ガス施設等の応急対策に関すること。 ⑤災害対策本部の事務局業務に関すること。

建設部	総括責任者	建設部長
班 名	班 長	分 掌 事 務
河川砂防班	河川砂防課長	①建設部所管に係る被害調査に関すること。 ②国土交通省所管に係る河川の被害調査に関すること。 ③河川情報の収集・水防活動の総合調整に関すること。 ④河川砂防関係の応急対策に関すること。 ⑤土木施設災害復旧事業の総括及び事業の施行に関すること。 ⑥災害対策本部の事務局業務に関すること。

3 危険物施設等災害予防計画

秋田県地域防災計画

第2編 一般災害対策
第1章 災害予防計画

第12節 危険物施設等災害予防計画

実施機関	関東東北産業保安監督部東北支部、都市ガス事業者、高圧ガス事業者 LPG事業者、火薬類施設等所有者、毒物劇物業者等 県（総務部・健康福祉部・産業労働部）、消防機関
------	--

第1 計画の方針

危険物施設等による災害の発生と拡大を防止するため、防災関係機関及び関係事業所は、安全規則の順守など適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制の確立に努め、危険物施設等における安全確保を図る。

また、地震動による危険物製造・貯蔵施設等の倒壊・損壊、製造・貯蔵薬液等の爆発・漏洩事故の防止を図るため、防災関係機関並びに関係事業所は、施設の耐震診断・改修の推進、さらに維持管理の適正化、防災資機材の整備・拡充と併せ、自衛消防組織等の保安体制の強化に努める。

加えて、関係事業所は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等に努める。

第2 危険物施設

○ 概況

現 況	消防法別表に掲げる危険物（石油類等発火性、引火性のある物など）の製造所等施設の状況は次のとおりである。					
	(令和4年3月現在)					
	区 分	製造所	貯蔵所	取扱所	計	事業所数
	施設数	8	4,024	1,654	5,686	2,234
	(令和4年：秋田県消防防災年報)					
対 策	1 施設及び設備の維持管理					
	(1) 施設の管理者は、継続的に施設及び設備の耐震性能の向上に努め、併せて定期的に点検を実施し、施設を常に最良の状態に維持する。また、貯蔵量及び取扱量を適正に保持する。					
	(2) 監督関係機関は、随時施設の立入検査を実施し、施設や設備の改善と運搬等の保安について指導する。					
	2 資機材の整備					
	(1) 市町村等においては、化学消防車等の整備を図り化学消防能力の向上を図る。					
	(2) 施設の管理者は、消火設備及び消火剤等の備蓄、連絡通報のための資機材の整備を促進する。					
	3 教育訓練の実施					
	(1) 県及び消防機関、施設の管理者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者等に対する講習会、研修会等を実施して、管理保安に関する知識技能の向上を図る。					
	(2) 施設の管理者は、従業員に対する訓練を実施して、地震発生時における対処能力を向上さ					

	せる。 4 自衛消防組織の強化 自衛消防組織の充実を図るとともに相互応援の体制を整備する。 5 応急対策にかかる計画の作成 施設の管理者は、施設の所在地域における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の確認を行う。また、確認の結果、風水害により危険物等に係る災害が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討を行うとともに、応急対策のための計画の作成に努める。
--	---

4 危険物等大量流出災害予防計画

秋田県地域防災計画

第2編 一般災害対策
第1章 災害予防計画

第19節 危険物等大量流出災害予防計画

実施機関	秋田海上保安部、市町村 県（総務部・農林水産部・建設部）
------	---------------------------------

第1 計画の方針

海上や河川への油や薬液などの危険物等の大量流出は、天候、海流、時間の経過が流出量の増加や流出範囲の拡大につながる。

被害は、沿岸観光地及び海水浴場区域の汚染、火災の発生、揮発性物質による港湾関係者及び近隣住民の健康への影響、水産資源の汚染、さらには漁業・港湾施設などにも甚大な被害が予測される。

このため、県、市町村、防災関係機関及び関係事業所は、防災資機材の備蓄促進や設備の維持管理の徹底に努めるとともに、危険物の流出や漏洩に関する訓練を計画的に実施する。また、訓練の検証により提起された課題の整理及び検討を行い、これにより各機関等における予防・防除体制の見直しや老朽化による設備の改善が必要なものについては早急にこれら対策の策定・実施を図り、危険物流出事故の未然防止に努める。

第2 設備、資機材の整備等

1 現 況

令和5年中における秋田港及び船川港の専用ドルフィンへの、タンカー入港隻数は758隻である。

また、原油・揮発油・重油・LPG・化学薬品等の危険物の取扱量は233万klであり、その内訳は次のとおりである。

区分 港名	専用ドルフィン（D/W）					タンカー 入港隻数	危険物 取扱量 （kl）
	10,001～	5,001～ 10,000	3,001～ 5,000	2,001～ 3,000	～2,000		
秋田港	2	4	1	4	1	719	1,981,891
船川港	1	1				39	347,113
計	3	5	1	4	1	758	2,329,004

2 対 策

(1) 災害の未然防止

ア 施設を定期的に点検して漏油防止を図る。

イ タンカー荷役作業中は、監視員を配置し、危険物の種類に鑑み有効な場合は、作業用オイルフェンスを展開する。

ウ 船舶及び事業所の関係者に対し、災害予防に必要な教育を行い防災思想の高揚を図る。

(2) 防災資機材の整備・備蓄

- ア 流出油等の拡散防止、回収及び処理に必要な資機材を整備・備蓄する。
- イ 回収した油塊、油吸着剤などの焼却施設を整備する。
- ウ 通信機器やガス検知器などの整備促進を図る。
- エ 資機材の定期的な点検を実施し、老朽化機器の計画的な更新・整備を図る。

(3) 被害の拡大防止

防災関係機関は、港内石油基地の状況、危険物荷役の状況、危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握する。また事業所等に対しては、防除資機材の整備基準を遵守するよう指導を徹底する。

タンカー火災、大量の油流出及び放射性物質の流出等が発生した場合、航行制限、流出物の除去及び避難対策等を検討する。

(4) 相互援助体制の確立

各事業所は、災害に対する自衛体制を強化するとともに相互援助に関する協定を締結する。

(5) 訓練の実施

事業所単位又は各事業所が共同し訓練を実施するほか、関係機関等の実施する訓練に積極的に参加する。

5 廃棄物処理計画（災害予防計画、災害応急対策計画）

秋田県地域防災計画

第2編 一般災害対策
第1章 災害予防計画

第22節 廃棄物処理計画

実施機関 県生活環境部、市町村

第1 計画の方針

災害地域においては、生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等で発生するし尿や浄化槽汚泥（し尿等）、建物の倒壊・撤去等に伴って発生する廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、津波堆積物など（がれき等）のほか、山間部では流木・倒木あるいは火山灰の発生が想定されるため、これらの収集・分別・処理が環境に配慮した上で迅速かつ適切に行われるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

第2 廃棄物処理に係る防災体制の整備

1 市町村の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設の設置年数や立地条件等に応じ、次の事項について必要な対策を講じる。
 - ① 施設の耐震化、不燃堅牢化等
 - ② 非常用自家発電設備等の整備
 - ③ 断水時に機器冷却等に利用する地下水や河川水の確保
 - ④ 収集運搬車両駐車場の浸水対策
 - ⑤ 施設の補修等に必要な資・機材の備蓄
- (2) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (3) 次の事項等を含む市町村災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理実行計画の策定を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
 - ① 緊急出動対応のための収集運搬車両や機器等の配置計画
 - ② 災害によって発生した廃棄物（生活ごみ、し尿、がれき等）の一時保管場所となる仮置場の配置計画
 - ③ 有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物の適正処理計画
 - ④ 周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方
- (4) 当該市町村の処理能力を超える場合や一般廃棄物処理施設が被災し、使用不能になった場合等の対策として、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (5) 一般廃棄物処理施設は、大規模災害時において電力供給や熱供給等の役割が期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備の設置に努める。

2 県の役割

- (1) 廃棄物処理施設等の災害対策に関し、必要に応じて技術的助言を行う。
- (2) 災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を確保するため、近隣道県や市町村間の広域的な処理体制や関係団体等との連携体制を整備する。
- (3) 秋田県災害廃棄物処理計画は、国の災害廃棄物対策の見直しや県及び市町村の現状及び災害廃棄物処理に関する知見に基づき、必要に応じて見直しを行う。

秋田県地域防災計画

第 2 編 一般災害対策
第 1 章 災害予防計画

- (4) 災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

第24節 廃棄物処理計画

実施機関	県（生活環境部・農林水産部）、市町村
------	--------------------

第1 計画の方針

災害地域における生活ごみや粗大ごみ（生活ごみ等）、被災した汲み取り槽や浄化槽の清掃等により発生したし尿や浄化槽汚泥及び仮設トイレからの汲み取りし尿（し尿等）、建物の損壊・撤去等に伴って発生した廃木材やガラス片、金属くず、コンクリートがら、アスベスト、津波堆積物（がれき等）などのほか、流木・倒木あるいは火山灰の収集・分別・処理を迅速かつ適切に実施し、地域の環境衛生の保全を図る。

第2 災害発生時における災害応急対策

1 市町村の役割

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生見込み、建物被害状況とがれきの発生見込み等について情報収集を行う。
- (2) 市町村の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (3) 廃棄物の処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に支援を要請する。
- (4) 災害廃棄物が大量に発生し、処理が長期にわたると見込まれた場合には、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。
- (5) 県、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。なお、ボランティアやNPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

2 県の役割

- (1) 市町村を通じて一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみ等の発生量見込み、建物被害等について情報収集を行うとともに、産業廃棄物処理施設の被害や対応の状況についても、必要に応じ確認する。
- (2) 県の地域防災計画及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や種類をできるだけ的確に把握するとともに、有害廃棄物及び処理が困難な廃棄物に留意し、その種類や性状、量に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- (3) 市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の市町村や県と災害協力協定を締結している秋田県産業廃棄物協会等の関係団体等に対し、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。

また、県域を超える対応が必要と認められる場合は、近隣道県を中心としつつ、状況に応じては、近隣道県以外の都府県や国へ協力・支援を要請する。

第3 生活ごみ等の処理

- 1 市町村は、被災後の道路交通の状況等を勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみ等を早期に処理するよう努める。
- 2 市町村は、水害廃棄物について、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始するよう努める。
- 3 市町村は、次の事項を勘案し計画的な収集・処理を行う。
 - (1) 生活ごみ等の発生見込み
 - (2) 生活環境保全上支障のない場所への生活ごみ等の一時的な保管場所の確保
 - (3) 他市町村等からの応援を含めた収集・処理体制の確保

第4 し尿等の処理

- 1 市町村は、被災者の生活に支障が生ずることがないように、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げ、回収を実施するとともに、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者及び障害者等の要配慮者への配慮を行う。
- 2 市町村は、避難所において避難者の生活に支障が生じないように、次の事項を勘案し、必要な数の仮設トイレを設置する。
 - (1) 避難箇所数と避難人員
 - (2) 仮設トイレの必要数の確保
 - (3) 応援供給を受ける仮設トイレの一時保管場所の確保
 - (4) 他市町村からの応援を含めた仮設トイレ設置体制の確保
- 3 市町村は、仮設トイレが設置された後、次の事項を勘案し、計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う。
 - (1) 仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保及び計画的な散布
 - (2) 他市町村やし尿処理業者等からの応援を含めた、し尿の収集・処理体制の確保
 - (3) 仮設トイレの管理、収集・処理に要する期間の見込み
- 4 し尿処理施設が被災し使用不能の場合は、終末処理場のある下水道への投入又は埋立処分を行う。

第5 がれき等の処理

- 1 市町村は、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先的に収集・運搬する。
- 2 市町村は、損壊建物数等の情報を速やかに収集し、がれき等の発生量を種類別に推計するとともに、最終処分までの処理工程の確保を図る。
- 3 市町村は、地域防災計画に基づき、生活環境保全上支障のない場所に確保した仮置場に災害廃棄物を安全に収集し、適切に選別・処理を進める。
- 4 アスベストや津波堆積物に含まれる重金属類など有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に従い、適正な処理を進める。
- 5 市町村は、応急活動後の処理の進捗状況やがれきの発生量も踏まえ、木くずやコンクリート等の再資源化やリサイクルにも努める。

第 6 死亡獣畜の処理

- 1 市町村は、家畜の所有者に対し、所有者自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して、速やかに死亡獣畜取扱場に搬入するなど、適正な処理を指導する。
- 2 市町村は、所有者不明等の死亡獣畜を適正処理する。
- 3 県は、家畜の所有者又は市町村が実施する処理に対し、必要な指導・助言を行う。
- 4 死亡獣畜が家畜伝染病に罹患している場合には、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく措置を実施する。

第 7 災害復旧・復興対策

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、施設の稼働を図る。
- 2 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、速やかに仮設トイレの撤去を進め、避難場所の衛生向上を図る。
- 3 市町村は、がれきの発生量に応じて処理方法や処理の期間等に関する計画を作成し復旧・復興作業を進めるが、自地域内の既存施設で処理仕切れない場合には、広域的な対応の必要性を県と協議するなどして、状況に応じ、県内の他の市町村や県域を越えた処理を要請する。

6 危険物施設等応急対策計画

秋田県地域防災計画

第2編 一般災害対策
第2章 災害応急対策計画

第20節 危険物施設等応急対策計画

実施機関	関東東北産業保安監督部東北支部、秋田海上保安部、県警察本部、 県（総務部・健康福祉部・生活環境部・産業労働部）
------	--

第1 計画の方針

危険物施設等が被災した場合は、漏洩量や物質の性質などにより、化学反応の誘発による爆発の危険性、さらに気象条件に伴う漏洩物質の拡散による被害区域の拡大などの想定が必要である。

このため、漏洩物質の性質及び取り扱いに関する専門家、被災事業所、並びに関係機関が密接に連携し、被害の拡大防止措置を図るものとする。

第2 各施設の対策

危険物取扱施設	
施設被害の把握	施設管理者は、危険物施設の被害状況及び応急対策に必要な情報を収集する。
広報活動	施設管理者は、警察、消防、その他の関係機関と密接な連携のもとに、必要に応じ被害状況、避難等の保安確保について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知する。
応急復旧	- 施設管理者は、予防規程等に基づき、次の応急措置を実施する。 ① 自衛消防隊員の出動を命ずる。 ② 施設内の全ての火気を停止する。 ③ 施設内の電源は、保安経路を除き切断する。 ④ 出荷の中止と搬出を準備する。 ⑤ 流出防止のため応急措置及び防油堤の補強等を実施する。 ⑥ 引火、爆発のおそれがある時は、関係消防機関へ速やかに通報する。 ⑦ 相互援助協定締結事業所に対して援助を要請する。 - 知事又は市町村長は、災害が拡大するおそれがあると認められる時は、立入禁止区域の設定、避難指示を行うとともに、被災施設の使用停止等の措置を講ずる。 - 消防機関は、火災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに化学消防車等を派遣する。 - 海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。 ① 危険物積載船及び付近航泊船舶等については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止をする。 ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

秋田県地域防災計画

第2編 一般災害対策
第2章 災害応急対策計画

火薬類取扱施設	
施設被害の把握	施設の管理者は、火薬類の施設及び作業責任者から迅速に状況報告を受け、電話等により情報収集しながら災害の拡大防止の措置を講ずる。
広報活動	施設の管理者は、警察及び消防機関と迅速な通報連絡しながら状況に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知を図る。
応急復旧	1 施設管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施する。 ① 災害の拡大又は二次災害防止のため、速やかに関係機関へ通報するとともに、他の施設等に対して保安に必要な指示をする。 ② 近隣火災等に対しては、存置火薬類の安全措置と避難措置を速やかに行う。 2 知事は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認める時は、製造業者、販売業者等に対し、次の緊急措置等を命ずる。 ① 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 ② 製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。 ③ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。 ④ 火薬類を廃棄した者に収去を命ずる。

高圧ガス取扱施設	
施設被害の把握	高圧ガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	高圧ガス施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。
応急復旧	1 施設の管理者は、危害予防規程等に基づき次の応急措置を実施するとともに、災害の拡大、又は二次災害を防止するため、速やかに関係機関へ通報する。 2 知事は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急に必要があると認められる時は製造者、販売業者、貯蔵所の所有者・占有者及び特定高圧ガス消費者、充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、次の緊急措置を命ずる。 ① 施設の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。 ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時停止し、又は制限する。 ③ 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

都市ガス取扱施設	
施設被害の把握	施設の管理者は、災害発生後速やかに情報を収集し、迅速・適切な応急対策を実施する。
広報活動	施設の管理者は、ガスの供給を停止し又は再開する場合は、広報車によるほか、テレビ、ラジオ等の報道機関、関係市町村、警察、消防機関を通じて需要家に周知徹底を図る。
応急復旧	施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。 ① ガス工作物が被災した場合は、保安の確保に万全の対策を講じながら、早期復旧に努める。 ② 一般住民の安全を確保するため、必要により立入禁止及び避難について、関係機関に協力を要請する。 ③ 保安上必要ある時は、ガスの供給を停止する。 ④ 停電となった場合は、保安電力施設等を使用する。 ⑤ 復旧に長時間が予想される場合は、日本ガス協会東北部会等に応援を要請する。

LPガス取扱施設	
施設被害の把握	LPガス施設管理者は、災害発生について電話等により情報の収集を図る。
広報活動	LPガス施設管理者は、関係者及び一般需要者等に対して災害の拡大防止等について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ又は広報車等により地域住民に周知徹底を図る。
応急復旧	1 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより、次の応急措置を実施する。 ① 施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は消費の作業を中止し、必要とする要員以外は避難する。 ② 貯蔵所又は充填容器等が危険な状態となった時は、直ちに安全な場所に移動する。 ③ 必要により施設周辺の住民に対して避難を警告する。 ④ 災害が拡大又は二次災害に発展するおそれがある場合は、秋田県LPガス協会等に対して応援を要請する。 2 県は必要によりLPガス製造者、販売事業者、保安機関、一般消費者等に対し、次の措置を実施する。 ① 製造若しくは販売のための施設、貯蔵、消費のための施設の全部又は一部の使用について、一時停止を命ずる。 ② 製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時停止並びに制限をする。 ③ LPガス又はこれらを充填した容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

毒物・劇物取扱施設	
施設被害の把握	施設管理者は、災害発生と同時に施設の被害状況から、地域住民に保健衛生上の危害を生ずるおそれの有無についての情報把握に努める。
広報活動	施設管理者は、被害及び措置状況を速やかに関係機関に通報するとともに、地域住民に対しては広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関により周知を図る。
応急復旧	1 施設管理者は、あらかじめ定めるところにより次の応急措置を実施する。 ① 毒物・劇物の名称、貯蔵量、現場の状況等を所轄の保健所、警察署又は消防機関へ通報する。 ② 毒物・劇物が、流れ、飛散、漏出、又は地下に浸透した場合は、直ちに中和剤、吸収（着）剤等による中和等を実施し、保健衛生上の危害が生じないよう処理する。 2 保健所、警察署、消防機関及び市町村は、相互に連携の上、次の措置を実施する。 ① 住民に対し、毒物・劇物の流出等の状況を速やかに周知させる。 ② 危険区域の設定、立入禁止、交通規制、避難等必要な措置を実施する。 ③ 毒物・劇物の流入等により飲料水が汚染されるおそれがある場合、井戸水の使用を禁止するとともに、河川下流の水道取水地区の担当機関へ通報する。

7 危険物等運搬車両事故対策計画

秋田県地域防災計画

第2編 一般災害対策
第2章 災害応急対策計画

第21節 危険物等運搬車両事故対策計画

実施機関	各河川国道事務所、秋田運輸支局、東日本高速道路(株)東北支社、県警察本部、市町村、消防機関、県（総務部・健康福祉部・生活環境部・産業労働部・建設部）
------	--

第1 計画の方針

タンクローリーやトラックなどの危険物運搬車両の事故により、危険物、火薬類、高圧ガス、LP ガス、薬液などの危険物が漏洩し爆発・火災などが発生した場合、道路管理者、防災関係機関、事業所等は緊密な連携を保ち、迅速・的確に防除措置を実施する。

市町村長は、防災行政無線等を介し、住民に漏洩事故情報を伝達するとともに、危険が急迫し緊急を要する場合は、消防、警察、医療機関等と連携した速やかな避難行動を講ずるものとする。

また、住民の生命、身体への危険が急迫しており緊急を要する場合は、放送各社による緊急連絡により周知徹底を図る。

第2 漏洩物質の防除措置

関係機関、団体等（運転者、運送会社、荷送危険物事業所）は、密接な連携のもとに、次の防除措置を実施する。

運 転 者	1 警察、消防、道路管理者、保健所のいずれかの機関に対し、直ちに事故の状況及び積載物の名称及び積載量を通報する。 2 運送会社、荷送危険物事業所に事故の状況を報告する。 3 応急措置及び災害拡大防止措置を実施する。
運 送 会 社	直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。
荷送危険物事業所	1 被害を最小限に止めるため、運転者に対する必要な応急措置の指示、併せて消防機関等に防除措置を依頼する。 2 直ちに現場に急行し、運転者と共同で応急措置を実施する。 3 応急措置に必要な吸収剤等の薬剤、防毒マスク等の保護具を提供する。
県 警 察 本 部	1 交通規制を実施する。 2 現場、周辺の被害状況の把握に努める。 3 住民の避難、誘導を実施する。
道 路 管 理 者	1 事故の状況把握に努める。 2 道路の応急復旧、交通確保を実施する。 3 道路情報の提供を行う。
消 防 機 関	1 漏洩危険物の応急措置を実施する。 2 火災の消火活動を実施する。 3 負傷者の救出、救護を実施する。 4 住民の避難、誘導を実施する。

秋田県地域防災計画

第2編 一般災害対策
第2章 災害応急対策計画

第3 実施要領

危険物の特定	運転者が被災し、危険物運搬車両が積載している危険物等の特定が困難な場合は、車両が携行しているイエローカードにより特定する。特定できない場合は、運送会社又は荷送危険物事業所に照会する。
事故の通報	1 高速道路上で発生した事故の場合は、設置されている非常用電話により、東日本高速道路株式会社に通報する。その他の道路上で発生した場合は、警察、消防、保健所のいずれかに通報する。 2 漏洩危険物の河川への流出は、河川が上水道の取水に利用されている場合を想定し、河川管理者及び市町村に通報する。
広報活動	道路管理者、県警察本部及び消防機関は、必要に応じ交通規制状況、被害状況、避難等の保安確保について、広報車等により地域住民及び道路利用者に周知する。 なお、住民の生命、身体及び財産への危険が急迫しており、その周知について緊急を要する場合には、放送各社に対して緊急連絡を行う。
応急復旧	1 タンクや容器から危険物等が漏洩している時は、その拡大を阻止するため、道路や側溝に土のうを積む。さらに、危険物等の種類によっては、吸収剤（砂、土を含む。）を散布する。 2 漏洩危険物等が引火性を有する場合は、拡大を阻止した後、泡消火剤等で被覆し、火災の発生を防止する。 また、毒物、劇物の場合は、前節第2「毒物・劇物取扱施設」の応急復旧に準じ、これを実施する。 3 火災が発生している場合で、未燃焼の危険物等が残存する時は、タンクや容器への冷却注水を行う。
交通規制	関係機関は、事故の状況に応じて、速やかに交通規制を実施する。

8 市町村ごみ収集運搬機材

秋田県地域防災計画（資料編）

第15章 防疫・清掃

資料番号 15-3

〔県生活環境部 環境整備課〕

市町村ごみ収集運搬機材

（令和4年度末現在〔環境整備課調べ〕）

区分	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)	台数 (台)	積載量 (t)
秋田市					67	166			113	262		
能代市					23	54			132	428		
横手市			4	14	78	174	8	88	116	295		
大館市					30	85			131	429	24	119
男鹿市					14	45	10	21			1	2
湯沢市					23	51	12	23	12	25	54	165
鹿角市												
由利本荘市			3	10	48	125			80	272		
潟上市			1	3	20	42			10	19		
大仙市					36	82			112	308		
北秋田市					50	129			90	307	1	3
にかほ市			1	4	9	22	1	2	65	168		
仙北市					15	34			73	152		
小坂町												
上小阿仁村									71	266		
藤里町	3	7							57	57		
三種町					6	12			133	447		
八峰町					5	11	3	6	22	54	67	204
五城目町					4	8			11	24		
八郎潟町					4	10	2	8	1	3		
井川町					3	12			2	8		
大潟村					2	7			2	5		
美郷町					13	35			10	26		
羽後町					18	52					171	497
東成瀬村					10	72			29	125		
鹿角広域行政組合					8	17			16	40	20	79
能代山本広域市町村圏組合			1	4			1	4				
北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	4	4										
八郎湖周辺清掃事務組合							1	3				
大曲仙北広域市町村圏組合			1	2								
合計	7	11	11	37	486	1,245	38	155	1,288	3,720	338	1,069

9 市町村し尿収集運搬機材

秋田県地域防災計画（資料編）

第15章 防疫・清掃

資料番号 15-4

〔県生活環境部 環境整備課〕

市町村し尿収集運搬機材

（令和4年度末現在〔環境整備課調べ〕）

区分	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
	(台)	(kl)	(台)	(kl)	(台)	(kl)	(台)	(kl)	(台)	(kl)	(台)	(kl)
秋田市									32	125		
能代市									25	92		
横手市									35	120		
大館市									17	57		
男鹿市					10	34			1	3		
湯沢市									25	83		
鹿角市												
由利本荘市									33	131		
潟上市									5	16		
大仙市									41	135		
北秋田市									23	82		
にかほ市									39	160		
仙北市									25	87		
小坂町												
上小阿仁村									6	20		
藤里町									15	53		
三種町									5	19		
八峰町									19	69		
五城目町									3	11		
八郎潟町									2	5		
井川町					2	3						
大潟村									7	23		
美郷町									6	21		
羽後町									6	19		
東成瀬村									11	56		
鹿角広域行政組合									11	41		
能代山本広域市町村圏組合							2	22				
八郎潟町・井川町衛生処理施設組合									3	8		
合計					12	37	2	22	395	1,436		

10 危険物大量貯蔵事業所

秋田県地域防災計画（資料編）

第11章 危険物、高圧ガス、毒物・劇物

資料番号 11-1

〔県総務部 消防保安室〕

危険物大量貯蔵事業所

1 秋田地区

(1) 危険物の貯蔵・取扱量

（令和5年4月1日現在）

事業所名		危険物					
		石油			石油以外の第4類危険物		
		貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)	貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)
（株）昭友秋田共同油槽所	第1種	20,490	1,800	22,290			
出光興産（株）秋田油槽所	第1種	19,990	5,800	25,790			
東北電力（株）秋田火力発電所	第1種	101,570	54,062	155,632			
E N E O S （株）秋田油槽所	第1種	70,552	4,270	74,822			
東西オイルターミナル（株）秋田油槽所	第1種	8,835	9,340	18,175			
秋田製錬（株）飯島製錬所	第2種	300	76	376		57	57
秋田ジンクリサイクリング（株）	その他		365	365			
船川臨港運送（株）秋田支社	その他	30		30			
合 計	第1種	221,437	75,272	296,709			
	第2種	300	76	376		57	57
	その他	30	365	395			

(2) 容量別屋外タンク設置数（危険物第 4 類）

（令和 5 年 4 月 1 日現在）

事業所名		① 1,000KL 未満				② 1,000KL 以上 10,000KL 未満				③ 10,000KL 以上 50,000KL 未満			
		計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
（株）昭友秋田共同油槽所	第 1 種	5			5	6		1	5				
出光興産（株）秋田油槽所	第 1 種	6		1	5	8		2	6				
東北電力（株）秋田火力発電所	第 1 種	3			3					3	3		
ENEOS（株）秋田油槽所	第 1 種	2			2	9		4	5	1		1	
東西オイルターミナル（株）秋田油槽所	第 1 種	6		2	4	3		1	2				
秋田製錬（株）飯島製錬所	第 2 種	1			1								
秋田ジンクリサイクリング（株）	その他	1			1								
船川臨港運送（株）秋田支社	その他												
合 計	第 1 種	22		3	19	26		8	18	4	3	1	
	第 2 種	1			1								
	その他	1			1								

事業所名		④ 50,000KL 以上 100,000KL 未満				⑤ 100,000KL 以上				①～⑤ 合 計			
		計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
（株）昭友秋田共同油槽所	第 1 種									11		1	10
出光興産（株）秋田油槽所	第 1 種									14		3	11
東北電力（株）秋田火力発電所	第 1 種									6	3		3
ENEOS（株）秋田油槽所	第 1 種									12		5	7
東西オイルターミナル（株）秋田油槽所	第 1 種									9		3	6
秋田製錬（株）飯島製錬所	第 2 種									1			1
秋田ジンクリサイクリング（株）	その他									1			1
船川臨港運送（株）秋田支社	その他												
合 計	第 1 種									52	3	12	37
	第 2 種									1			1
	その他									1			1

2 男鹿地区

(1) 危険物の貯蔵・取扱量

（令和5年4月1日現在）

事業所名		危険物					
		石 油			石油以外の第4類危険物		
		貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)	貯蔵量 (KL)	取扱量 (KL)	計 (KL)
E N E O S（株）船川事業所	第1種	10,464	17,032	27,496			
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地	第1種	4,532,876	192,059	4,724,935			
合 計	第1種	4,543,340	209,091	4,752,431			

(2) 容量別屋外タンク設置数（危険物第4類）

（令和5年4月1日現在）

事業所名		① 1,000KL 未満				② 1,000KL 以上 10,000KL 未満				③ 10,000KL 以上 50,000KL 未満			
		計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
E N E O S（株）船川事業所	第1種	1			1	4		4					
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所	第1種	6			6	2	2						
合 計	第1種	7			7	6	2	4					

事業所名		④ 50,000KL 以上 100,000KL 未満				⑤ 100,000KL 以上				①～⑤ 合 計			
		計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他	計	外 部 浮 き ぶ た	内 部 浮 き ぶ た	そ の 他
E N E O S（株）船川事業所	第1種									5		4	1
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地事務所	第1種					16	16			24	18		6
合 計	第1種					16	16			29	18	4	7

11 火薬類

秋田県地域防災計画（資料編）

第11章 危険物、高圧ガス、毒物・劇物

資料番号 11-5

〔県産業労働部 クリーンエネルギー産業振興課〕

火薬類

1 製造所

（令和5年12月末現在）

事業者名	項 目		
日本アノホ火薬製造(株) (大館工場)	所 在 地	大館市十二所字上太沢 1	
	火 薬 庫	所 在 地	大館市十二所字太沢 42、47、48、49、50、50-2、51、51-2、52、53、54、54-1
		棟 数	2
		種 類	特定硝安油剤爆薬等／爆薬・特定硝安油剤爆薬等
		取 扱 数 量	48,000 kg／15,000 kg・30,000 kg
	工 場	所 在 地	大館市十二所字上太沢 1
		危 険 工 室	5
(株)須藤火工	所 在 地	秋田市土崎港中央 5-2-16	
	火 薬 庫	所 在 地	秋田市飯島字砂田 33-2
		棟 数	3
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	4,000 kg
	工 場	所 在 地	秋田市飯島字砂田 33-2
		危 険 工 室	5
		日 乾 場	1
(株)和火屋	所 在 地	大仙市神宮寺字福島 30	
	火 薬 庫	所 在 地	大仙市神宮寺字豊後野上段 4-1 (2 棟) 大仙市神宮寺字福島家下 56-1、59-1 (2 棟)
		棟 数	4
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	7,700 kg
	工 場	所 在 地	大仙市神宮寺字福島家下 56-1、59、62 大仙市神宮寺字豊後野上段 4-1
		危 険 工 室	7
		日 乾 場	1
響屋大曲煙火(株)	所 在 地	大仙市長戸呂字ハサバ長根 1-5	
	火 薬 庫	所 在 地	大仙市長戸呂字ハサバ長根 1-5 (1 棟) 大仙市四ツ屋字上原野 77、97 (2 棟) 大仙市松倉字松倉 92、95 (3 棟)
		棟 数	6
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	43,400 kg
	工 場	所 在 地	大仙市長戸呂字ハサバ長根 1-5、大仙市松倉字松倉 95
		危 険 工 室	12
		日 乾 場	1

秋田県地域防災計画（資料編）

第 11 章 危険物、高圧ガス、毒物・劇物

事業者名	項 目		
(株)北日本花火興業	所 在 地	大仙市神宮寺字下金葛 320	
	火 薬 庫	所 在 地	大仙市神宮寺字金葛 98（2 棟） 大仙市神宮寺字小沢山 15-5、15-7、15-8（4 棟）
		棟 数	6
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	20,400 kg
	工 場	所 在 地	大仙市神宮寺字金葛 54-1、58-5、60-1、60-2、60-3、92、95（第 1 工場） 大仙市神宮寺字小沢山 15-7、15-8（第 2 工場）
		危 険 工 室	16
		日 乾 場	1
(株)小松煙火工業	所 在 地	大仙市内小友字宮林 6	
	火 薬 庫	所 在 地	大仙市内小友字下高花 110-1（1 棟） 大仙市内小友字中土 17-3（1 棟） 大仙市内小友字中田宮東 345、354-1、361、362、422-2（8 棟）
		棟 数	10
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	18,140 kg
	工 場	所 在 地	大仙市内小友字下高花 110-1 大仙市内小友字中田宮東 345、354-1、361、362、422-2
		危 険 工 室	18
		日 乾 場	2
大久保煙火製造所	所 在 地	仙北郡美郷町六郷字田岡 106	
	火 薬 庫	所 在 地	仙北郡美郷町六郷字田岡 51-2
		棟 数	2
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	3,700 kg
	工 場	所 在 地	仙北郡美郷町六郷字田岡 51-1、51-2
		危 険 工 室	4
秋南火工佐藤煙火工場	所 在 地	横手市平鹿町下鍋倉字二本松 56	
	火 薬 庫	所 在 地	横手市平鹿町下鍋倉字上捨 26（1 棟） 横手市平鹿町浅舞下鍋倉二本松上捨 2（1 棟）
		棟 数	2
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	4,000 kg
	工 場	所 在 地	横手市平鹿町下鍋倉字上捨 31
		危 険 工 室	3
		日 乾 場	1
(株)花火創造企業	所 在 地	大仙市内小友字山根 89-31	
	火 薬 庫	所 在 地	大仙市内小友字山根 89-3、字明通 36-1
		棟 数	5
		種 類	煙火等
		取 扱 数 量	10,000kg
	工 場	所 在 地	大仙市内小友字山根 89-3、字明通 36-1
		危 険 工 室	15
		日 乾 場	3

2 1 級、3 級火薬庫

（令和 5 年 12 月末現在）

火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
			種 別	棟数	
1 白川建設(株)	大館市花岡町字大森山下 67	採石	地上 1 級	2	大館市花岡町字神山下 22
2 堀江建材(株)	大館市巾道 3-1-50	採石	地上 1 級	2	大館市山田字上月山下 80-28
3 北新工業(株)	大館市岩瀬字奥目名市 38	採石	地上 1 級	2	大館市岩瀬 字岩瀬沢国林 2409 林班イ小班
4 (有)米広組	北秋田市米内沢字桐木岱 304-3	採石	地上 1 級	2	北秋田市浦田字武蔵沢 28-3
5 秋林工業(株)	北秋田市米内沢字倉ノ沢出口 5-1	採石	地上 1 級	2	北秋田市桂瀬字上中島 86
6 (国研)宇宙航空研 究開発機構 (能代ロケット実験場)	能代市浅内字下西山 1	その他	地上 1 級	1	能代市浅内字下西山 1
7 (有)峰浜砕石	能代市落合字砂田 123-1	採石	地上 1 級	2	山本郡八峰町 峰浜石川字三階滝の下 51-1
8 (株)寒風	男鹿市脇本脇本字前野 1-1	採石	地上 1 級	2	男鹿市脇本田谷沢字大沢 84-1
9 (株)吉政石材	男鹿市脇本富永字南前田 102	採石	地上 1 級	2	男鹿市脇本富永字毘沙門沢 2
10 (株)トーセキ マテリアル	潟上市 飯田川下虹川字道心谷地 17-4	採石	地上 1 級	2	南秋田郡八郎潟町 真坂字鳥越 4-10
11 秋田県警察本部	秋田市山王 4-1-5	その他	3 級	1	秋田市新屋勝平台 9-2
12 臨海砕石(株)	大仙市 大曲西根字西道地野 502-2	採石	地上 1 級	2	大仙市協和船岡字沢内 811-1
		採石	地上 1 級	2	仙北市西木町小山田字鎌足 325-22
13 阿部善産業(株)	湯沢市秋ノ宮字造石 70-3	採石	地上 1 級	2	湯沢市秋ノ宮字嶺山 2
14 成瀬砕石(株)	雄勝郡東成瀬村 田子内字滝の下 76-1	採石	地上 1 級	2	雄勝郡東成瀬村 田子内字滝の下 70、71
15 合居砕石(株)	横手市黒川字川南 149	採石	地上 1 級	2	雄勝郡東成瀬村岩井川字野尻 29、30
16 鳥海砕石(株)	由利本荘市 鳥海町上笹子字砥沢 101	砕石	地上 1 級	2	由利本荘市鳥海町上笹子字砥沢 101

3 2 級火薬庫

（令和 5 年 12 月末現在）

火薬庫所有者	事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
			種 別	棟数	
1 川越工業(株)	にかほ市 象潟町小砂川字タカコヤ 6-35	採石	2 級	2	にかほ市 象潟町小砂川字タカコヤ 5-1
2 (株)フジタ農工	大仙市大曲西根字仁応治 72-4	採石	2 級	2	大仙市大曲西根字仁応治 64
3 (有)長走砕石	大館市長走字長走 301-5	砕石	2 級	2	大館市長走字長走 301-5
4 大成建設(株)	雄勝郡東成瀬村椿川字立石 72	その他	2 級	3	雄勝郡東成瀬村椿川地内
5 (株)フジタ	鹿角郡小坂町小坂字上田表 2-7	その他	2 級	2	鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢地内
6 合居砕石(株)	横手市黒川字川南 149	採石	2 級	1	雄勝郡東成瀬村岩井川字土倉 59

4 火薬類販売店所有・占有火薬庫

（令和 5 年 12 月末現在）

火薬庫所有・占有者		事務所所在地	区分	火薬庫		火薬庫所在地
				種別	棟数	
1	東北火薬興業(株)	大館市十二所字上太沢 1	販売	地上 1 級	2	大館市 十二所字太沢 93-2、94、95-4、117
				3 級	1	大館市十二所字上太沢 12-1
2	(株)でんろく	大館市比内町扇田字長岡 45	販売	地上 1 級	2	大館市比内町味噌内字上宿内 67-4
3	(株)総合スポーツ店	能代市河戸川字下大須賀 43-3	販売	3 級	1	能代市河戸川字上相染下 16
				実包	1	能代市浅内字上西山 37-3
4	(有)天王銃砲火薬店	湯上市天王字蒲沼 136-15	販売	3 級	1	湯上市天王字蒲沼 136-15
5	(株)三田商店	秋田市大町 3-3-11 (秋田支店)	販売	地上 1 級	2	秋田市山内字増沢 12-3
6	秋田銃砲火薬(有)	秋田市八橋新川向 7-29	販売	実包	1	由利本荘市岩城道川字中沢 61-7
7	(株)三尺堂商店	由利本荘市肴町 11	販売	地上 1 級	2	由利本荘市藤崎字寺の沢 88-1
8	新田煙火店	横手市平鹿町醍醐字鱈田 42-2	販売	煙火	1	横手市平鹿町醍醐字鱈田 37
9	(有)旭銃砲店	湯沢市千石町 1-2-8	販売	実包	1	湯沢市山谷字蛇野 12-9

12 毒物・劇物

秋田県地域防災計画（資料編）

第11章 危険物、高圧ガス、毒物・劇物

資料番号 11-6

〔県健康福祉部 医務課〕

毒物・劇物

1 製造業

（令和5年12月現在）

No.	管内	製造所・営業所等の名称	所在地	電話番号
1	大館	小坂製錬株式会社小坂製錬所	鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部 94	0186-29-2700
2	大館	ニプロ株式会社大館工場	大館市二井田字羽貫谷地 8-7	0186-49-5111
3	秋田中央	秋田製錬株式会社	秋田市飯島字古道下川端 217-9	018-846-8202
4	秋田中央	三菱マテリアル電子化成株式会社	秋田市茨島 3-1-6	018-864-6011
5	秋田中央	片倉コープアグリ株式会社 東北支店 秋田営業所	秋田市茨島 3-1-6	018-864-6004
6	秋田中央	秋田十條化成株式会社	秋田市新屋島木町 1-1	018-828-3318
7	秋田中央	秋田住友ベーク株式会社	秋田市土崎港相染町字中島下 27-4	018-845-1181
8	秋田中央	第一物産株式会社秋田支店	秋田市新屋島木町 1-117	018-828-0071
9	大仙	三共光学工業株式会社秋田事業所	仙北郡美郷町金沢字長岡森 215	0182-37-2171
10	由利本荘	第一物産株式会社仁賀保支店	にかほ市三森字高田 69-6	0184-36-2394
11	由利本荘	佐藤化学工業株式会社	にかほ市両前寺字浜中 31-30	0184-35-4351
12	湯沢	Orbray 株式会社湯沢工場	湯沢市愛宕町四丁目 6-56	0183-73-5121

2 業務上取扱者

（令和5年12月現在）

No.	管内	製造所・営業所等の名称	所在地	電話番号
1	大館	株式会社日本オート技研工業	大館市岩瀬字羽貫谷地山下 1-1	0186-54-3371
2	大館	ニューロング秋田株式会社	大館市岩瀬字羽貫谷地山下 66	0186-54-0667
3	秋田市	太平化成工業株式会社	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山 6-1	018-845-0442
4	秋田市	太平化成工業株式会社 飯島工場	秋田市土崎港相染町字沖谷地 173-1	018-845-9707
5	由利本荘	TDKエレクトロニクスファクトリーズ株式会社岩城工場	由利本荘市岩城亀田亀田町字田町 16-2	0184-72-2248
6	由利本荘	アルファ・エレクトロニクス株式会社秋田工場	由利本荘市中田代字板井沢 238-1	0184-67-2905
7	由利本荘	ミサキ化学工業株式会社	にかほ市飛字餅田 13-1	0184-38-4091
8	大仙	東電化工業株式会社	大仙市協和船岡字善知島 14-1	018-892-3411

※ 運送業者を除く

第2編 協定等

1 災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定

災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田県災害対策本部が設置された場合の初期の段階におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請手続）

第2条 甲は、災害の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力の要請があった場合には、当該協力の要請をした市町村に対する支援を乙に要請するものとする。

（被災市町村との協議）

第3条 乙が、前条の要請を受けた場合には、支援の内容、方法等について当該要請に係る被災市町村と協議の上、支援を行うものとする。

2 乙は、し尿等の収集運搬に係る支援の実績について、甲及び当該支援を受けた被災市町村に文書で報告するものとする。

（経費負担）

第4条 乙は甲に対し、この協定に係る支援に要する一切の経費負担を求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては秋田県生活環境部環境整備課、乙においては秋田県環境整備事業協同組合事務局とする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、平成23年11月14日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月14日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹 敬久

乙 能代市河戸川字西山下1番6号
秋田県環境整備事業協同組合
理事長 大塚 勝栄

2 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町村が実施する次の事業について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) その他必要な事項

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 前条の協力要請に基づき、乙は速やかに市町村と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮する。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供）

第5条 甲は、大規模災害時に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（要請手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難しい場合は、口頭により要請し、事後速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲へ報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

(損害補償)

第9条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害等の補償については、乙と当該市町村で協議する。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口については、甲においては生活環境文化部環境整備課（注）とし、乙においては協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成20年7月31日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県
秋田県知事 寺 田 典 城

乙 秋田市山王三丁目1番7号
社団法人秋田県産業廃棄物協会
会 長 長 崎 雄 二

(注)「生活環境文化部環境整備課」を「生活環境部環境整備課」に読み替える。

3 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- （2）避難所の開設及び避難者の受け入れ
- （3）廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- （4）応急活動に必要な職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

（応援の要請）

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- （3）前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

（要請を受けた県及び市町村の役割）

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断

した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

（自主応援）

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

（要請等の手段）

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

秋田市山王一丁目1番1号

秋 田 市 長 穂 積 志

能代市上町1番3号

能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

横手市条里一丁目1番1号

横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地

大 館 市 長 小 畑 元

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男 鹿 市 長 渡 部 幸 男

湯沢市佐竹町1番1号

湯 沢 市 長 齊 藤 光 喜

鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿 角 市 長 児 玉 一

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市長 長谷部 誠

潟上市天王字上江川47番地100

潟 上 市 長 石 川 光 男

大仙市大曲花園町1番1号

大 仙 市 長 栗 林 次 美

北秋田市花園町19番1号

北 秋 田 市 長 津 谷 永 光

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

に か ほ 市 長 横 山 忠 長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

仙 北 市 長 門 脇 光 浩

小坂町小坂鉾山字尾樽部37番地2

小 坂 町 長 細 越 満

上小阿仁村小沢田字向川原118番地

上小阿仁村長 中 田 吉 穂

藤里町藤琴字藤琴8番地

藤 里 町 長 佐々木 文 明

三種町鶴川字岩谷子8番地

三 種 町 長 三 浦 正 隆

八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

八 峰 町 長 加 藤 和 夫

五城目町西磯ノ目1丁目1番地1

五 城 目 町 長 渡 邊 彦兵衛

八郎潟町字大道80番地

八 郎 潟 町 長 畠 山 菊 夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1

井 川 町 長 齋 藤 正 寧

大潟村字中央1番地1

大 潟 村 長 高 橋 浩 人

美郷町土崎字上野乙170番地10

美 郷 町 長 松 田 知 己

羽後町西馬音内字中野177番地

羽 後 町 長 大 江 尚 征

東成瀬村田子内字仙人下30番地1

東 成 瀬 村 長 佐々木 哲 男

4 災害時における相互援助に関する協定書

災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧および生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 救援および救助に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続)

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所およびその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けなくても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(調整都市)

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

(経費の負担)

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して決めるものとする。

(賠償責任)

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人又はその家族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に傷害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当課（室）を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証すため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市
秋田市長 佐竹敬久

能代市上町1番3号

能代市

能代市長 斉藤 滋 宣

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市

横手市長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城20番地

大館市

大館市長 小 畑 元

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市

由利本荘市長 柳 田 弘

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市

男鹿市長 佐藤 一 誠

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市

湯沢市長 鈴木 俊 夫

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市

大仙市長 栗 林 次 美

鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市

鹿角市長 児 玉 一

潟上市天王字上江川47番地100

潟上市

潟上市長 石 川 光 男

北秋田市花園町19番1号

北秋田市

北秋田市長 岸 部 陸

仙北市田沢湖生保内字宮の後30番地

仙北市

仙北市長 石 黒 直 次

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市

にかほ市長 横 山 忠 長

5 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

(2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1)資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2)施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
 - (3)職種及び人数
 - (4)応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5)応援期間（見込みを含む。）
 - (6)前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項
- （応援の自主出動）

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第1条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

（資料の交換）

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

（準用）

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事高橋はるみ

青森県知事三村申吾

岩手県知事達増拓也

宮城県知事村井嘉浩

秋田県知事佐竹敬久

山形県知事吉村美栄子

福島県知事佐藤雄平

新潟県知事泉田裕彦

6 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第3条 協定第3条に規定するカバー（支援）県は、別表2のとおりとする。

(ブロック間応援)

第4条 協定第4条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表3により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第5条 協定第5条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第6条 協定第7条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舍の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2)応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3)応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4)前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1)応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2)備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3)調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4)ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5)施設の提供については、借上料
 - (6)前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書(関係書類添付)により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費負担の協議)

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

(資料の交換)

第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。

- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

(連絡会議の開催)

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

(協定の見直し)

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細則は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細則は、これを廃止する。

7 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（以下「カバー（支援）県」という。）を協議のうえ、定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カバー（支援）県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等（ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。）を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自らが属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県のカバー（支援）県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（緊急広域災害対策本部の設置）

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の応援を得るものとする。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

（広域応援の要請）

第7条 被災県は、次の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

(3) 職種及び人数

(4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5) 応援期間（見込みを含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国

知事会に連絡するものとする。

- 5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県へその旨を連絡するとともに、各ブロック幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。
- 6 広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。
- 8 通信の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(ブロック間応援)

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。)

- 2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。
- 3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。
- 4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第1項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。
- 5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 19 年 7 月 12 日から適用する。

2 平成 18 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成 24 年 5 月 18 日から適用する。

2 平成 19 年 7 月 12 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成 24 年 5 月 18 日

全 国 知 事 会 会 長
京 都 府 知 事
全 国 知 事 会
東日本大震災復興協力本部本部長
埼 玉 県 知 事
北 海 道 東 北 地 方 知 事 会 会 長
北 海 道 知 事
関 東 地 方 知 事 会 会 長
静 岡 県 知 事
中 部 圏 知 事 会 会 長
愛 知 県 知 事
近 畿 ブ ロ ッ ク 知 事 会 会 長
奈 良 県 知 事
中 国 地 方 知 事 会 会 長
岡 山 県 知 事
四 国 知 事 会 常 任 世 話 人
徳 島 県 知 事
九 州 地 方 知 事 会 会 長
大 分 県 知 事

8 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県等(ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。)の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	四国知事会

(情報収集要員の派遣)

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集要員を派遣する。

2 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

(都道府県東京事務所職員による応援)

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への 職員応援ブロック
北海道東北 (8)	中国 (5)
関東 (8)	四国 (4)
	九州 (8)
中部圏 (7)	北海道東北 (8)
近畿 (7)	関東 (8)
中国 (5)	中部圏 (7)
四国 (4)	近畿 (7)
九州 (8)	

※ () は都道府県数

2 協定第6条第3項に定める応援の連絡を受けた東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人所長(以下「世話人所長」という。)に対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人所長は、ブロック内の各都道府県東京事務所長に対して、対策本部への職員応援を要請する。

3 第1項、第2項における代表世話人、世話人所長とは東京事務所長会の機構におけるものをいう。
(業務の代行)

第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なと

きは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

（連絡調整要員の派遣）

第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県（以下「応援県」という。）は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣する。

2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

（情報収集要員等の携行品）

第7条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

（広域応援の内容）

第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

（1）人的支援及び幹旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの幹旋

（2）物的支援及び幹旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

（3）施設又は業務の提供及び幹旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

（4）前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

（要員の派遣に要する経費の内容等）

第9条 協定第8条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- （1）要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- （2）要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- （3）要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- （4）前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

（経費の請求）

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- （1）応援要員の派遣については、前条で規定する額
- （2）備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- （3）調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（カバー（支援）ブロック）

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカバー（支援）ブロックは、別表3を基本とする。

（別表3）

被災ブロック	カバー（支援）ブロック
北海道東北	関東
関東	北海道東北
中部圏	近畿
近畿	中部圏
中国・四国	九州
九州	中国・四国

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

9 東北地方における災害等の相互応援に関する協定

東北地方における災害等の相互応援に関する協定

国土交通省東北地方整備局（以下「東北地方整備局」という。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社（以下「構成機関」という。）は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合の相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、構成機関が所管する区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって災害等の拡大の防止と被災施設の早期の応急復旧に資することを目的とする。

（応援内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む。）
- 二 構成機関への職員の派遣
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け
- 五 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力
- 八 必要最小限の災害等緊急対応
- 九 その他必要と認められる事項

（災害等状況調査並びに連絡）

第3条 災害等が発生し、被災した構成機関が、本協定により他の構成機関からの応援を要請する場合は、その内容を東北地方整備局に連絡するものとする。

2 東北地方整備局は、被災した構成機関から上記の連絡があった場合、その内容を他の構成機関に連絡するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要する構成機関は、第2条に定める応援内容を明らかにし、口頭もしくは電話により応援を要請し、後日、応援した構成機関に対し、速やかに文書で応援要請手続きを行うものとする。

（応援要請によらない応援）

第5条 災害等が発生し、被災による連絡不能又は災害等に伴う進行性のある災害等の発生により、被災した構成機関から応援の要請はないが、特に緊急を要し応援の要請を待ついとまがないと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成機関は第2条の規定に関し独自の判断により応援できるものとする。

（応援の実施）

第6条 第4条の規定により応援要請を受けた場合もしくは前条の規定により応援の判断をした場合、構成機関は可能な限り相互に協議のうえ、応援を行うものとする。

（応援の終了）

第7条 前条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、構成機関が相互に協議のうえ終了するものとする。

（費用負担）

第8条 第4条及び第5条に基づく第2条第2号から第9号までの応援に要する費用は、応援を受けた構成機関の負担とする。ただし、別に定める場合及び応援を受けた構成機関と応援を行った構成機関で協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

（他の協定等との関係）

第9条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援協定等による応援及び新たな相互応援協定等を妨げるものではない。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、構成機関が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、別途、定めるものとする。

付則

1 平成21年3月26日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成31年 3月25日

国土交通省
東北地方整備局長 高田 昌行

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

仙台市長 郡 和子

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫

付則

- 1 平成21年3月26日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成31年 3月25日

国土交通省
東北地方整備局長 高田 昌行

青森県知事 三村 申吾

岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩

秋田県知事 佐竹 敬久

山形県知事 吉村 美栄子

福島県知事 内堀 雅雄

仙台市長 郡 和子

東日本高速道路株式会社
東北支社長 松崎 薫

10 東北地方における災害等の相互応援に関する協定における協定実施細目

「東北地方における災害等の相互応援に関する協定」における協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、東北地方における災害等の相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条第2項の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものである。なお、「災害等」とは、構成機関相互の応援が必要と認められる事案をいう。例えば、地震、大雨等の自然災害、林野火災、原子力災害、及び鳥インフルエンザの発生等をいう。

(東北地方整備局の応援内容の想定)

第2条 国土交通省東北地方整備局（以下、「東北地方整備局」とする。）が実施する協定の第2条で定める応援内容は、次のとおり想定している。

1. 「情報の収集・提供（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を含む）」とは以下の項目をいう。

(1) 画像提供

河川、砂防、道路 CCTV、ヘリコプター画像、衛星通信車、Ku-SAT 画像の提供、TV 会議の開催、海保、自衛隊等から提供された画像の転送、他の地方整備局から提供された画像の転送等。

(2) 情報収集

被災自治体に派遣された現地情報連絡員（リエゾン）による情報収集等。

2. 「構成機関への職員の派遣」とは、東北地方整備局、他の地方整備局、北海道開発局及び国土技術政策総合研究所の職員による緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を想定している。

3. 「災害に係る専門家の派遣」とは、国土交通省以外の機関である独立行政法人土木研究所、建築研究所、港湾空港技術研究所等の専門家の派遣を想定している。

4. 「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」とは、以下の項目をいう。

(1) 貸与機械

東北地方整備局は、構成機関に貸与する機械設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表及び道路維持用機械・除雪機械一覧表を、年度当初に構成機関へ報告するものとする。

(2) 運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の機械設備の稼働時間等、その運用結果 について、様式-3 を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

(3) 貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与機械設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

5. 「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」とは、以下の項目をいう。

(1) 貸与通信設備

東北地方整備局は、構成機関に貸与する通信設備として、災害対策用機械・通信設備一覧表を、年度当初に構成

機関へ報告するものとする。

(2) 操作員の派遣

貸与する通信設備の操作員を、通信設備と共に派遣できるものとする。

(3) 運用報告

貸与を受けた構成機関は、貸与期間中の通信設備の稼働時間等、その運用結果について、様式－3を用いて東北地方整備局に報告するものとする。

(4) 貸与期間

他の災害等への対応に備え、貸与期間は、設置が終了した日から要請者側が応急対策資機材の現場配備を整えるまでの必要最小限度の期間とする。なお、東北地方整備局は貸与通信設備の引き揚げに当たっては、貸与した構成機関に対して、事前に代替え措置について提案助言するとともに、引き揚げの時期について協議するものとする。

6. 「通行規制等の措置」とは、直轄国道の如何に係わらず、道路啓開、応急復旧及び通行規制の支援をするものとする。

7. 「構成機関の関係団体等に対する要請」とは、「災害時における応急対策業務に関する協定」第3条3項に基づき、自治体の災害等に関し、東北地方整備局が（一社）日本建設業連合会等に出動を要請するものである。

8. 「必要最小限の災害等緊急対応」とは、以下の項目をいう。

(1) 災害等緊急対応事業

災害等発生直後の緊急調査等で発見された被災箇所等、最終的に応急復旧等を実施する者が不明あるいは未調整で、実施主体や分担が決定されるまでの間、放置すれば被害拡大及び二次災害のおそれがあるため、民生の安定上、国が主体となって、緊急に対応を実施する必要がある場合に実施

(2) 要請に基づく緊急対応

災害等により被災があった構成機関から要請を受けた場合に実施

(連絡担当部局)

第3条 協定第3条で定める連絡のため、構成機関は、相互応援のための連絡担当部局 課名、連絡責任者及び同補助者の役職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第4条 協定第4条で定める応援要請は、口頭もしくは電話で連絡責任者に連絡するものとし、後に、様式－1を用いて文書を速やかに提出するものとする。

(応援内容)

第5条 協定第6条で定める応援内容を決定した場合は、別添様式－2を用いて応援先構成機関あて報告するものとする。

(費用負担)

第6条 東北地方整備局が行う以下の応援内容については、協定第8条の定めによらず以下のとおり費用を負担するもの

とする。

1. 協定第2条第2号の「構成機関への職員の派遣」の費用負担

東北地方整備局等の職員による応援については、東北地方整備局の負担とする。

2. 協定第2条第3号の「災害に係る専門家の派遣」の費用負担

災害に係る専門家の派遣については、東北地方整備局又は各独立行政法人の負担とする。

3. 協定第2条第4号「構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧機材の貸し付け」及び第5号「構成機関が保有する通信機器の貸し付け及び操作員の派遣」の費用負担

(1) 費用負担

①貸与機械・通信設備の使用料は無償とする。

②貸与期間中の燃料、操作員の賃金等は、貸与を受けた構成機関が支払うものとする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合はこの限りでない。

(2) 負担区分（応急組立橋）

応急組立橋の貸与に係る費用は、搬出から運搬、設置、撤去、返納まで、全て 貸与を受けた構成機関が負担するものとする。

(3) 負担区分（応急組立橋以外）

貸与機械・通信設備（応急組立橋以外）の配備に関する負担区分は次によるものとする。

①当初設置までに要する費用は東北地方整備局が負担する。

② 貸与期間中の再移動、再設置に要する費用は貸与を受けた構成機関の負担とする。

③東北地方整備局は、当初設置終了後、貸与を受ける構成機関へ機械・通信設備の管理を移管するものとする。

貸与期間中の機械・通信設備の損傷については、貸与を受けた構成機関が弁償するものとする。

④引き揚げに要する費用のうち、機械・通信設備の運搬（回送）費は東北地方整備局が負担する。

(4) 用語の定義

①（3）の当初設置とは、災害対策用機械・通信設備を設置し機器本来の運用が可能な状態をいう。

②（3）の再設置とは、災害対策用機械・通信設備の移設または機能の増強のための機器の増設等を行う場合をいう。

4. 協定第2条第8号の「必要最小限の災害等緊急対応」の費用負担

(1) 災害等緊急対応事業の費用負担

「災害等緊急対応事業」として実施した場合の費用については、東北地方整備局 が負担する。

(2) 要請に基づく緊急対応の費用負担

「要請に基づく緊急対応」として実施した場合の費用については、要請を行った構成機関の負担とする。ただし、協議した結果、合意が得られた場合についてはこの限りではない。

（付則）

この協定実施細目は、平成31年 3月25日から効力を生ずる。

11 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に基づく、災害廃棄物に対応するための初動連携の基本モデルを図 2-11-1 に示す。

また、発災後の時期区分（初動、本格対応期、収束期）ごとの連携体制を図 2-11-2～図 2-11-4 に示す。

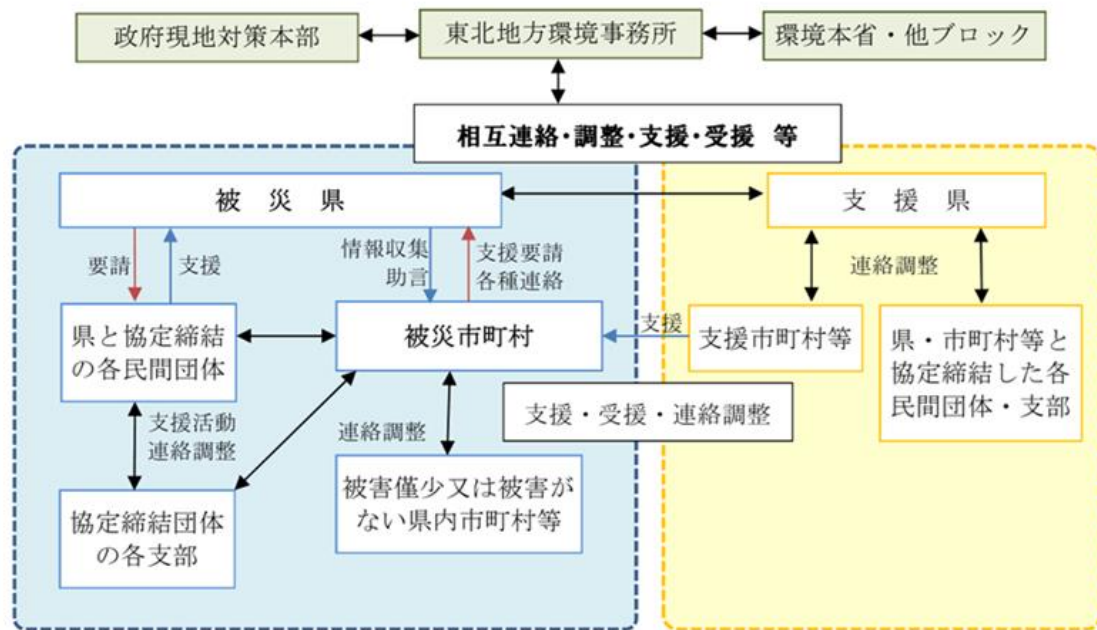


図 2-11-1 災害廃棄物に対応するための初動連携の基本モデル

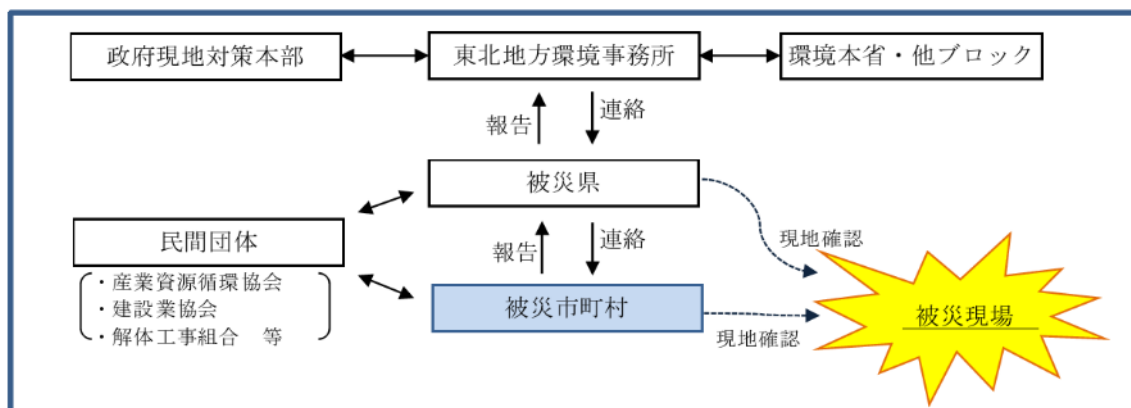


図 2-11-2 初動の連携〔災害発生の初動期～応急対応期（災害発生から1週間程度）〕

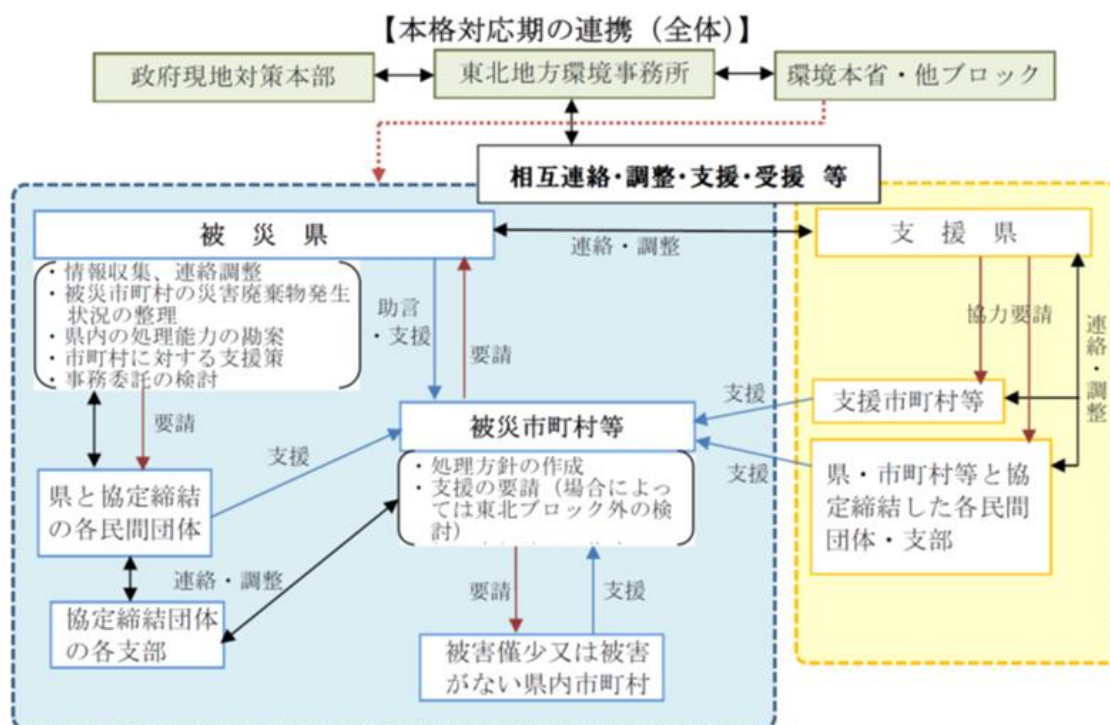


図 2-11-3 本格対応期〔災害発生から 1 週間程度経過した後の時期／応急対応期以降〕

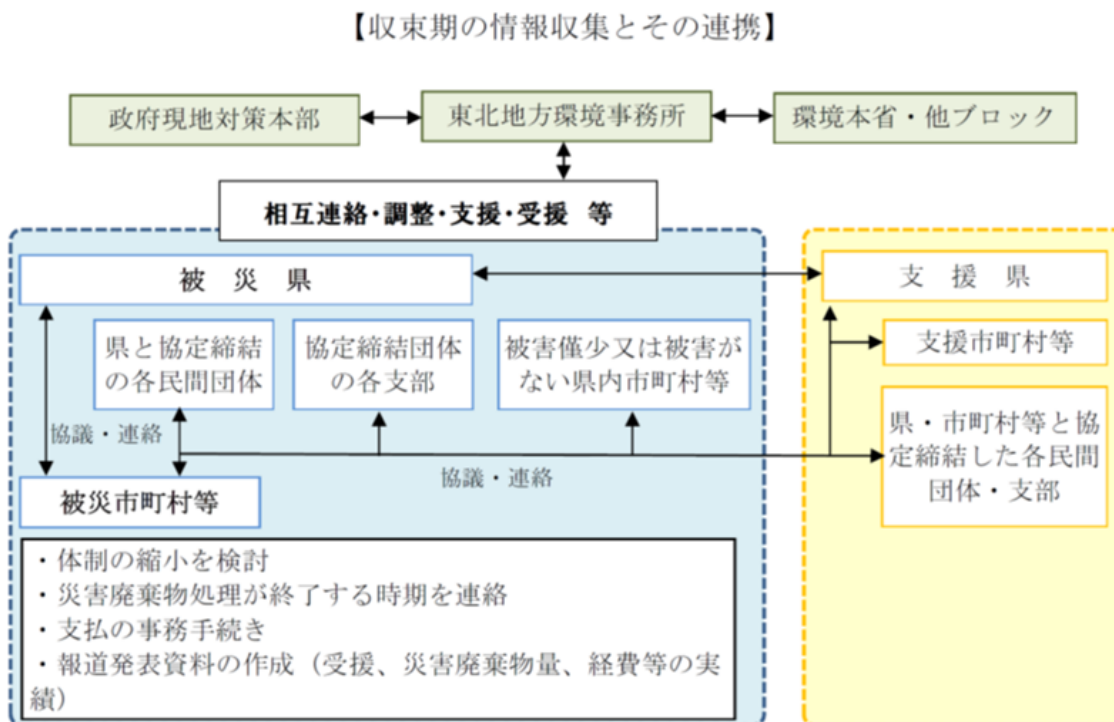


図 2-11-4 収束期〔復旧・復興期〕

12 民間事業者等との災害時応援協定一覧

災害廃棄物処理業務に係る本県と民間事業者等との災害時応援協定を表 2-12-1 に示す。

表 2-12-1 民間事業者等との災害時応援協定

協定の名称	協定先	締結日
災害時における 応急対策業務の応援活動に関する協定	秋田県建設産業団体連合会	平成 19 年 8 月 21 日
大規模災害時における災害廃棄物の 処理等の協力に関する協定	(一社)秋田県産業資源循環協会	平成 20 年 7 月 31 日
災害時における し尿等の収集運搬に係る協定	秋田県環境整備事業協同組合	平成 23 年 11 月 14 日
災害時における緊急・救援輸送等及び 物資の保管等に関する協定	(公社)秋田県トラック協会 秋田県倉庫協会	平成 25 年 12 月 6 日
災害時における 応急対策業務に関する基本協定	(一社)秋田県建設業協会	令和 2 年 4 月 1 日

出典：県地域防災計画（資料編）

第3編 秋田県の概況

1 地勢、気象等

(1) 地勢・地質

本県は、東北地方の北部日本海側に位置し三方を山に囲まれ、地勢を概観すれば平坦地に乏しく、多くが山地により形成され、東の奥羽山脈沿いには十和田・八幡平、秋田駒ヶ岳、栗駒山等の火山が青森県、岩手県及び宮城県と接し、南は鳥海山を境に山形県と接している。

河川は雄物川、米代川、子吉川等が沖積平野の穀倉地帯を流れ、また内陸部の中山間地は複雑な地形が錯綜し急傾斜地が多い。

本県の地質は、青森及び岩手の県境付近に分布する古生代の粘板岩類と、太平山を中心とする中世代白亜紀の花崗岩類を基盤として、新第三紀層及び第四紀層などの地層が広く分布している。

範囲	北緯 38 度～40 度、東経 139 度～140 度
面積	11,637.54 km ²
東西方向	111 km
南北方向	181 km
隣接県	北：青森県 東：岩手県 南：山形県・宮城県

(2) 気象

① 特色

本県は、日本海側特有の気候で、12 月から 3 月までの冬期間は、北西又は西よりの季節風が卓越し、山間部では毎年 1m を超える積雪に見舞われる。しかし、4 月から 11 月にかけては比較的温暖であり、特に梅雨期にオホーツク海の寒冷高気圧から吹き付ける北東風（通称：やませ）は、東北太平洋地域に寡照低温被害をもたらすものの、本県では奥羽山脈に遮られ、その影響は比較的少ない。

② 最低気温

本県の最低気温は、一部の地域を除き 1 月下旬から 2 月上旬に観測されることが多い。本県の日最低気温（観測史上 1 位）を表 3-1-1 に示す。

表 3-1-1 本県の日最低気温（観測史上 1 位）

	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱
日最低 気温	-12.4℃ H11.2.4	-17.8℃ S59.2.18	-22.4℃ S52.1.27	-17.2℃ S59.2.18	-24.6℃ 1888/2/5	-16.7℃ S59.2.18	-14.9℃ H3.2.20	-16.4℃ H30.2.2	-15.5℃ S52.1.2

※気象庁ホームページ（<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）令和 6 年 11 月 1 日現在

③ 雨・梅雨

県内における大雨を原因別にみると、日本海低気圧に伴う寒冷前線（中緯度系）によるものが多く、以下前線（中緯度系）、雷雨等となっており、台風によるものは比較的少ない。

東北北部における平年の梅雨入りは6月15日頃、梅雨明けは7月28日頃で、昭和26年からの統計では梅雨期間の最短記録は昭和42年の15日、最長記録は平成3年の65日である（前後5日程度の移り変わり期間を含む）。

本県では、令和5年7月14から16日にかけて活発な梅雨前線の影響により、秋田県を中心に記録的な大雨となった。総降水量は秋田県の多い所で400mmを超え、秋田県の複数の地点で日降水量が観測史上1位の値を更新した。この大雨により、岩見川など18河川で氾濫が発生し、住家の浸水や道路の冠水、農作物の被害、停電等の被害が発生した。本県の日降水量（観測史上1位）を表3-1-2に示す。

表 3-1-2 本県の日降水量（観測史上1位）

	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱
日降水量	180.0mm	187.5mm	293.0mm	227.0mm	188.5mm	243.0mm	193.5mm	262.0mm	182.0mm
	R5.7.15	R5.7.15	H25.8.9	R6.7.25	R5.7.15	R5.7.15	R3.7.12	H29.7.22	H30.8.5

※気象庁ホームページ（<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）令和6年11月1日現在

④ 雪

県内の積雪平均初日は11月中旬から下旬、平均終日は3月下旬から4月上旬である。最深積雪期は、沿岸地方で1月下旬から2月上旬、内陸地方では2月中旬から下旬となる。本県の月最深積雪を表3-1-3に示す。

表 3-1-3 本県の月最深積雪（観測史上1位）

	能代	鷹巣	鹿角	阿仁合	秋田	角館	本荘	横手	湯の岱
月最深積雪	92cm	131cm	130cm	188cm	117cm	169cm	93cm	203cm	222cm
	H18.1.5	H24.1.30	H27.2.10	H25.2.25	S49.2.10	S61.2.26	H10.11.19	R3.2.5	H26.3.12

※気象庁ホームページ（<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）令和6年11月1日現在

⑤ 台風

本県に影響を及ぼす台風は、年平均1～2個程度で、過去10年間（平成22年～令和元年）では16個（消防防災年報調べ）であった。また、台風の接近数の平年値は東北地方で2.7個となっている。

※「接近」とは、台風の中心が気象官署から300km以内に入った場合。

出典：県地域防災計画（一部編集）

2 人口

本県の総人口は、895,086人（男 423,383人、女 471,703人）であり、人口の33.1%が秋田市に集中し、次いで横手市が8.8%、大仙市が8.1%となっている。表3-2-1に秋田県の人口を示す。

表3-2-1 秋田県の人口

市町村	人口 (人)	割合 (%)	市町村	人口 (人)	割合 (%)
秋田市	296,102	33.1	小坂町	4,320	0.5
能代市	45,816	5.1	上小阿仁村	1,762	0.2
横手市	78,818	8.8	藤里町	2,549	0.3
大館市	64,238	7.2	三種町	13,570	1.5
男鹿市	22,279	2.5	八峰町	5,785	0.6
湯沢市	38,180	4.3	五城目町	7,535	0.8
鹿角市	26,328	2.9	八郎潟町	5,119	0.6
由利本荘市	70,128	7.8	井川町	4,139	0.5
潟上市	30,709	3.4	大潟村	2,827	0.3
大仙市	72,121	8.1	美郷町	17,043	1.9
北秋田市	27,106	3.0	羽後町	12,480	1.4
にかほ市	21,586	2.4	東成瀬村	2,507	0.3
仙北市	22,128	2.5	秋田県	895,086	100.0

出典：秋田県の人口と世帯（月報）（令和6年11月1日、秋田県）

3 高齢者割合

本県における市町村別の 65 歳以上人口割合及び高齢単身世帯割合を表 3-3-1 に示す。

表 3-3-1 本県における 65 歳以上人口割合及び高齢単身世帯割合

市町村名		65歳以上人口割合			高齢単身世帯割合		
		%	順位	老年人口 (人)	%	順位	高齢単身 世帯数 (世帯)
秋田県		39.7%		357,467	21.0%		80,854
1	秋田市	33.0%	25	98,035	20.5%	14	28,474
2	能代市	43.8%	15	20,161	29.9%	3	6,219
3	横手市	42.0%	17	33,283	19.2%	18	5,901
4	大館市	41.4%	19	26,712	16.4%	22	4,527
5	男鹿市	52.2%	4	11,742	22.0%	8	2,195
6	湯沢市	44.3%	13	17,050	21.1%	12	3,475
7	鹿角市	43.8%	14	11,597	18.2%	21	1,933
8	由利本荘市	39.5%	21	27,849	20.0%	17	5,732
9	潟上市	36.5%	23	11,232	21.7%	9	2,732
10	大仙市	41.0%	20	29,727	21.5%	10	6,098
11	北秋田市	47.9%	7	13,056	25.8%	7	2,903
12	にかほ市	41.5%	18	8,998	19.2%	19	1,631
13	仙北市	46.8%	9	10,429	27.7%	5	2,492
14	小坂町	46.9%	8	2,051	21.4%	11	412
15	上小阿仁村	59.0%	1	1,055	38.5%	1	304
16	藤里町	54.6%	2	1,402	29.7%	4	319
17	三種町	50.3%	6	6,890	20.3%	15	1,127
18	八峰町	52.4%	3	3,067	21.0%	13	527
19	五城目町	52.1%	5	3,962	31.7%	2	1,003
20	八郎潟町	46.8%	10	2,404	27.6%	6	580
21	井川町	44.9%	11	1,879	20.2%	16	295
22	大潟村	34.6%	24	979	8.8%	25	76
23	美郷町	42.9%	16	7,341	19.1%	20	1,145
24	羽後町	44.5%	12	5,596	14.1%	23	624
25	東成瀬村	38.2%	22	970	10.5%	24	130

出典：令和 6 年度老人月間関係資料（令和 6 年 8 月、秋田県）（一部編集）

4 木造住宅

本県の住宅構造は木造住宅が約 89%（全国 54%）、非木造が約 11%（全国 46%）となっている。また、昭和 56 年の建築基準法改正による新耐震基準導入後に建築された住宅が約 71%（全国 79%）となっている（平成 7 年の阪神・淡路大震災では、昭和 56 年以前の建築物に被害が集中した）。

出典：令和 5 年住宅・土地統計調査 住宅及び世帯に関する基本集計 全国・都道府県・市区町村
第 6-1 表（令和 6 年 9 月、総務省）

5 木造住宅密集地域における焼失棟数等

対象地震において、焼失棟数が特に多くなる傾向にある木造住宅密集地域の市について、焼失棟数が最大となる地震及び焼失棟数を表 3-5-1 に示す。

表 3-5-1 各市の焼失棟数が最大となる地震及び焼失棟数

各市	地震	焼失棟数(棟)
秋田市	15 地震	3,847
能代市	1 地震	1,744
大仙市	13 地震	2,186
横手市	13 地震	2,096

6 処理困難廃棄物の取扱事業所

危険物取扱い事業所数（秋田県地域防災計画 資料編における危険物、高圧ガス、毒物、劇物）を表 3-6-1、PRTR 制度に基づく届出事業所数（PRTR 法の担当課：環境管理課）を表 3-6-2、特定第一種指定化学物質における業種別の届出事業所数を表 3-6-3、PCB 特別措置法に基づく届出事業所数を表 3-6-4 に示す。また、危険物取扱い事業所及び特定第一種指定化学物質の届出事業所と震度分布、津波浸水想定区域の重ね合わせ図を図 3-6-1 及び図 3-6-2 に示す。

危険物取扱い事業所数は計 251 事業所（1 位：秋田市 27.9%、2 位：大館市 13.1%、3 位：大仙市 11.6%）、PRTR 制度に基づく届出事業所数は計 449 事業所（1 位：秋田市 25.8%、2 位：由利本荘市 11.6%、3 位：大館市 8.2%）、PCB 特別措置法に基づく届出事業所数は計 334 事業所（1 位：秋田市 24.3%、2 位：横手市 9.9%、3 位：大仙市 8.7%）であった。

また、特定第一種指定化学物質の届出業種のうち、燃料小売業の届出が最も多く、195 事業所で約 58.4%となっている。

表 3-6-1 危険物取扱い事業所数

県内ブロック	市町村名	施設数	割合
第1ブロック	秋田市	70	27.9%
第2ブロック	横手市	24	9.6%
第3ブロック	大館市	33	13.1%
第4ブロック	由利本荘市	16	6.4%
第5ブロック	潟上市	7	2.8%
第6ブロック	北秋田市	8	3.2%
	上小阿仁村	0	0.0%
	ブロック合計	8	3.2%
第7ブロック	にかほ市	10	4.0%
第8ブロック	仙北市	2	0.8%
	大仙市	29	11.6%
	美郷町	4	1.6%
	ブロック合計	35	13.9%
第9ブロック	鹿角市	6	2.4%
	小坂町	6	2.4%
	ブロック合計	12	4.8%
第10ブロック	能代市	15	6.0%
	藤里町	0	0.0%
	三種町	0	0.0%
	八峰町	1	0.4%
	ブロック合計	16	6.4%
第11ブロック	湯沢市	8	3.2%
	羽後町	0	0.0%
	東成瀬村	5	2.0%
	ブロック合計	13	5.2%
第12ブロック	男鹿市	5	2.0%
	五城目町	0	0.0%
	八郎潟町	1	0.4%
	井川町	1	0.4%
	大潟村	0	0.0%
	ブロック合計	7	2.8%
秋田県		251	100%

出典：県地域防災計画（資料編）

表 3-6-2 PRTR 制度に基づく届出事業所数

県内ブロック	市町村名	第一種 指定化学物質	割合※	特定第一種 指定化学物質	割合
第1ブロック	秋田市	116	25.8%	82	24.6%
第2ブロック	横手市	34	7.6%	26	7.8%
第3ブロック	大館市	37	8.2%	27	8.1%
第4ブロック	由利本荘市	52	11.6%	42	12.6%
第5ブロック	潟上市	9	2.0%	5	1.5%
第6ブロック	北秋田市	17	3.8%	14	4.2%
	上小阿仁村	1	0.2%	1	0.3%
	ブロック合計	18	4.0%	15	4.5%
第7ブロック	にかほ市	19	4.2%	16	4.8%
第8ブロック	仙北市	12	2.7%	9	2.7%
	大仙市	35	7.8%	28	8.4%
	美郷町	6	1.3%	3	0.9%
	ブロック合計	53	11.8%	40	12.0%
第9ブロック	鹿角市	14	3.1%	11	3.3%
	小坂町	7	1.6%	5	1.5%
	ブロック合計	21	4.7%	16	4.8%
第10ブロック	能代市	21	4.7%	11	3.3%
	藤里町	3	0.7%	3	0.9%
	三種町	4	0.9%	4	1.2%
	八峰町	4	0.9%	4	1.2%
	ブロック合計	32	7.1%	22	6.6%
第11ブロック	湯沢市	29	6.5%	22	6.6%
	羽後町	7	1.6%	5	1.5%
	東成瀬村	1	0.2%	1	0.3%
	ブロック合計	37	8.2%	28	8.4%
第12ブロック	男鹿市	13	2.9%	11	3.3%
	五城目町	2	0.4%	2	0.6%
	八郎潟町	3	0.7%	1	0.3%
	井川町	2	0.4%	1	0.3%
	大潟村	1	0.2%	0	0.0%
	ブロック合計	21	4.7%	15	4.5%
秋田県		449	100%	334	100%

※県内全体の事業所数に占める各市町村事業所数の割合

なお、第一種指定化学物質の事業所数には、特定第一種指定化学物質の事業所数が含まれる

出典：経済産業省 HP「PRTR 制度に基づく届出データの公表について（R4 年度排出分）」

表 3-6-3 特定第一種指定化学物質における業種別の届出事業所数

県内ブロック	市町村名	一般 廃棄物 処理業※	下水道業	金属鉱業	金属製品製 造業	産業 廃棄物 処分業	電気 機械器 具製造業	燃料 小売業	その他
第1ブロック	秋田市	1	3	1	3	1	1	56	16
第2ブロック	横手市	1	2	0	0	1	0	21	1
第3ブロック	大館市	2	1	5	0	3	0	14	2
第4ブロック	由利本荘市	7	6	0	0	1	6	20	2
第5ブロック	潟上市	1	0	0	0	1	0	3	0
第6ブロック	北秋田市	2	4	0	0	0	0	7	1
	上小阿仁村	0	1	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	2	5	0	0	0	0	7	1
第7ブロック	にかほ市	4	1	0	1	1	3	6	0
第8ブロック	仙北市	4	1	0	0	0	0	4	0
	大仙市	4	5	0	1	1	0	15	2
	美郷町	0	0	0	0	0	0	3	0
	ブロック合計	12	7	0	2	2	3	28	2
第9ブロック	鹿角市	1	2	1	0	1	0	6	0
	小坂町	0	0	0	0	1	0	2	2
	ブロック合計	1	2	1	0	2	0	8	2
第10ブロック	能代市	1	1	0	0	0	0	9	0
	藤里町	0	1	0	0	0	0	2	0
	三種町	1	0	0	0	0	0	3	0
	八峰町	0	2	0	0	0	0	2	0
	ブロック合計	2	4	0	0	0	0	16	0
第11ブロック	湯沢市	3	5	1	0	0	0	9	4
	羽後町	0	1	0	0	1	0	3	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	1	0
	ブロック合計	3	6	1	0	1	0	13	4
第12ブロック	男鹿市	3	0	0	0	0	0	7	1
	五城目町	0	0	0	0	0	0	2	0
	八郎潟町	1	0	0	0	0	0	0	0
	井川町	1	0	0	0	0	0	0	0
	大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	5	0	0	0	0	0	9	1
秋田県		37	36	8	5	12	10	195	31

※ごみ処分業に限る

その他は県内の届出事業所数が5未満の業種を合計した

出典：経済産業省 HP「PRTR 制度に基づく届出データの公表について（R4 年度排出分）」

表 3-6-4 PCB 特別措置法に基づく届出事業所数

県内ブロック	市町村名	事業所数	割合
第1ブロック	秋田市	81	24.3%
第2ブロック	横手市	33	9.9%
第3ブロック	大館市	19	5.7%
第4ブロック	由利本荘市	25	7.5%
第5ブロック	潟上市	7	2.1%
第6ブロック	北秋田市	18	5.4%
	上小阿仁村	1	0.3%
	ブロック合計	19	5.7%
第7ブロック	にかほ市	13	3.9%
第8ブロック	仙北市	15	4.5%
	大仙市	29	8.7%
	美郷町	6	1.8%
	ブロック合計	50	15.0%
第9ブロック	鹿角市	8	2.4%
	小坂町	3	0.9%
	ブロック合計	11	3.3%
第10ブロック	能代市	25	7.5%
	藤里町	1	0.3%
	三種町	7	2.1%
	八峰町	0	0.0%
	ブロック合計	33	9.9%
第11ブロック	湯沢市	17	5.1%
	羽後町	2	0.6%
	東成瀬村	0	0.0%
	ブロック合計	19	5.7%
第12ブロック	男鹿市	16	4.8%
	五城目町	3	0.9%
	八郎潟町	1	0.3%
	井川町	1	0.3%
	大潟村	3	0.9%
	ブロック合計	24	7.2%
秋田県		334	100%

※県内全体の事業所数に占める各市町村事業所数の割合
R5 年度届出事業所について整理

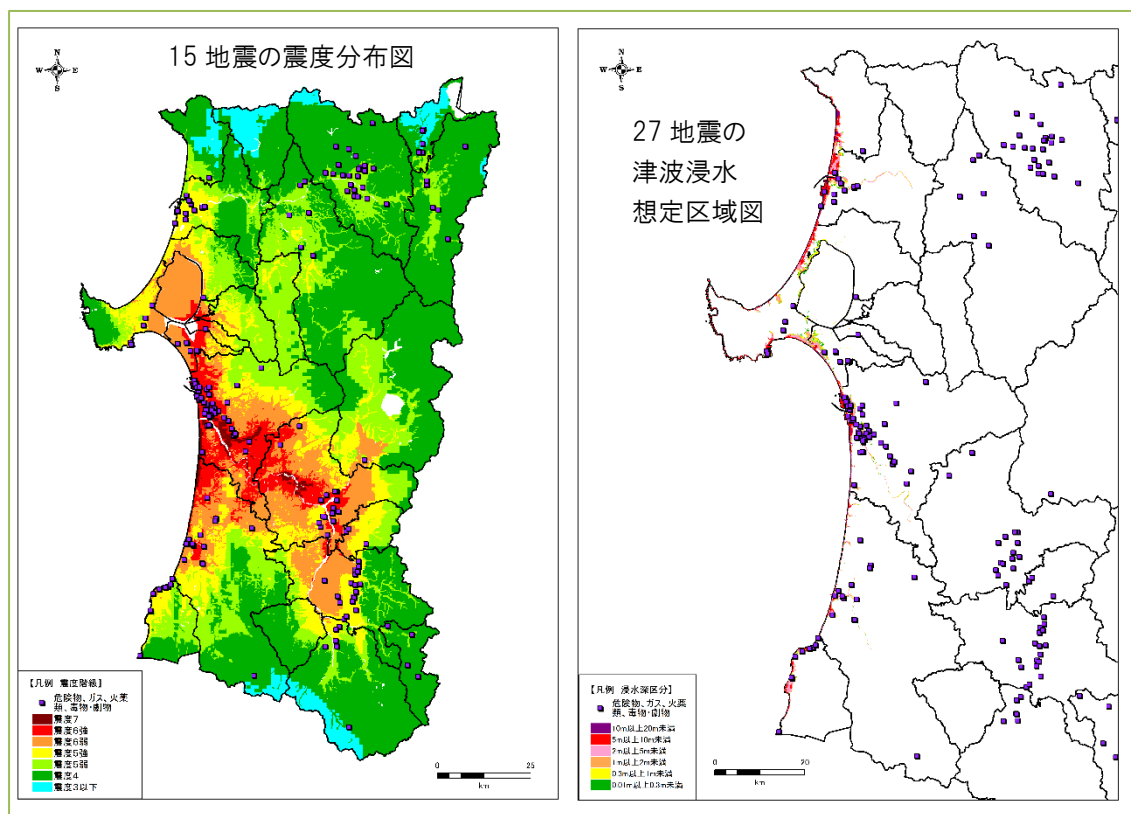


図 3-6-1 危険物取扱い事業所の所在地と
15 地震の震度分布図及び 27 地震の津波浸水想定区域図の重ね合わせ

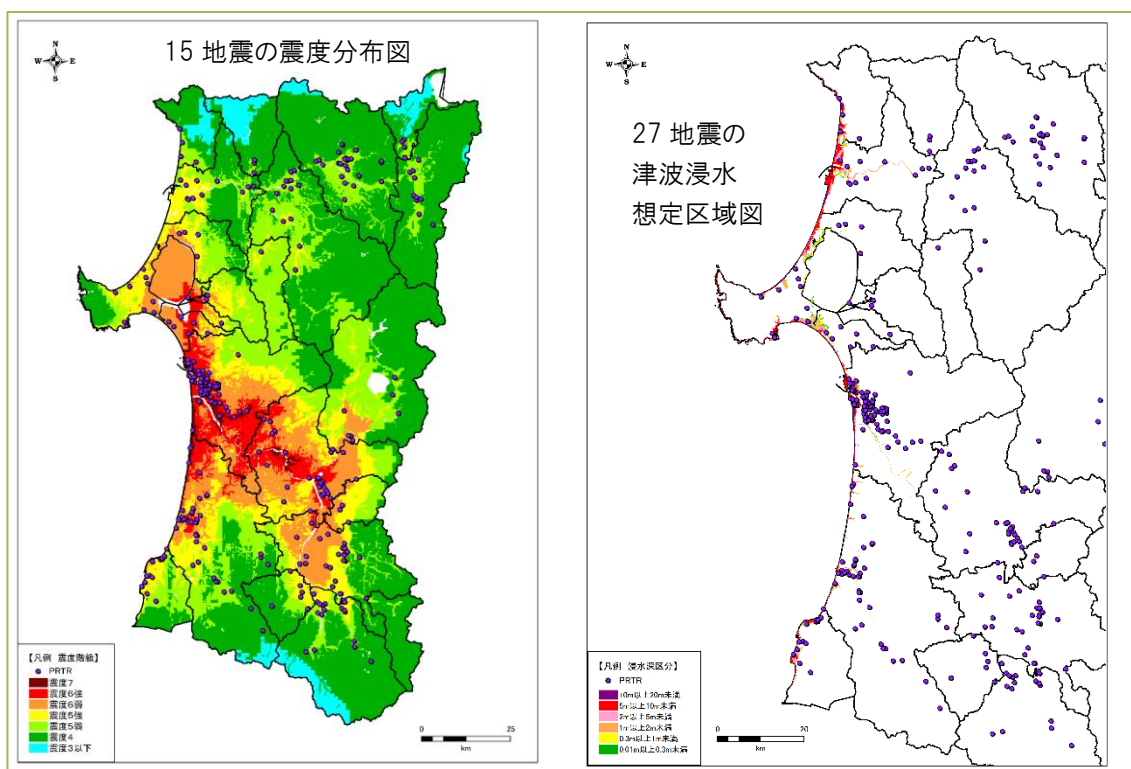


図 3-6-2 特定第一種指定化学物質届出事業者の所在地と
15 地震の震度分布図及び 27 地震の津波浸水想定区域図の重ね合わせ

第4編 廃棄物処理施設

1 収集運搬（ごみ、し尿）

（1）生活ごみ

収集運搬に用いる車両の台数と積載量を表4-1-1に示す。県全体では、ごみ収集運搬車両を2,168台（積載量6,237t）所有している。

表4-1-1 ごみ収集運搬車両

区分	台数(台)	積載量(t)
直営分	18	48
委託業者分	524	1,400
許可業者分	1,626	4,789
合計	2,168	6,237

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和6年4月、環境省）令和4年度調査結果

（2）し尿・浄化槽汚泥

収集運搬に用いる車両の台数と積載量を表4-1-2に示す。県全体では、し尿収集運搬車両を409台（積載量計1,495t）所有している。

表4-1-2 し尿収集運搬車両

区分	台数(台)	積載量(t)
直営分	0	0
委託業者分	14	59
許可業者分	395	1,436
合計	409	1,495

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和6年4月、環境省）令和4年度調査結果

2 ごみ処理施設

(1) 焼却施設

焼却施設の概要を表 4-2-1 に示す。県内では 13 施設が稼働しており、県全体で 1,457 t/日の処理能力を有している。

表 4-2-1 焼却施設の概要

市町村等	施設名	公称能力 (t/日)	炉数	使用開始 年度	運転管理 体制	建屋の 耐震化	災害廃棄物の受入				
							①	②	③	④	⑤
秋田市	秋田市総合環境センター 溶融施設	460	2	2002	一部委託	済	○※1	○※1	○※1	○※1	○※2
横手市	クリーンプラザよこて	95	2	2015	委託	済	△	△	△	△	△
大館市	大館クリーンセンター	90	2	2005	委託	済	×	×	×	×	×
由利本荘市	本荘清掃センター焼却施設	130	2	1994	一部委託	済	×	×	×	×	△
潟上市	潟上市クリーンセンター	60	2	1984	一部委託	済	△	△	×	×	△
北秋田市	北秋田市 クリーンリサイクルセンター	50	2	2020	委託	済	△	△	×	×	△
にかほ市	にかほ市環境プラザ	29	2	2016	委託	済	△	△	△	△	△
大曲仙北 広域市町村圏組合	大曲仙北広域北部 ごみ処理センター	51	2	1998	委託	済	×	×	×	×	△
	大曲仙北広域中央 ごみ処理センター	154	2	2003	委託	済	△	△	×	×	△
鹿角広域行政組合	鹿角ごみ処理場 焼却場	60	2	2002	委託	済	△	△	×	×	△
能代山本 広域市町村圏組合	南部清掃工場	144	2	1995	一部委託	済	×	×	×	×	△
湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢雄勝クリーンセンター	74	2	2017	一部委託	済	△	△	×	×	△
八郎湖周辺 清掃事務組合	八郎湖周辺クリーンセンター 熱回収施設	60	2	2008	一部委託	済	○	○	×	×	△
合計		1,457	-								

災害廃棄物の受入：

- ① 畳
② 家具類(粗破碎済)
③ ソファ
④ スプリングマットレス
⑤ 絨毯、シート類

○: L ≥ 1.8mでも受入可能
△: 前処理が必要
×: 原則として受入不可
※1: 前処理施設経由で
受入可能
※2: 前処理施設経由で
受入可能(ただし、
シートは不可)

※この他、秋田県県北地区広域汚泥資源化施設は、し尿処理残渣等を対象に 22t/日の処理能力を有する。

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和 6 年 4 月、環境省）令和 4 年度調査結果

平成 30 年 3 月の秋田県災害廃棄物処理計画策定時に行ったアンケートにより整理

(2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要を表 4-2-2 に示す。県内では 10 施設が稼働しており、県全体で 222t/日の処理能力を有している。

表 4-2-2 粗大ごみ処理施設

市町村等	施設名	公称能力 (t/日)	処理方式	使用開始年度	運転管理体制	災害廃棄物の受入				
						①	②	③	④	⑤
秋田市	総合環境センター 第2リサイクルプラザ	32	破碎	2006	直営	×	×	×	×	×
	総合環境センター 前処理破碎処理施設	10	破碎	2002	委託	○	○	○	○	※2
大館市	大館市粗大ごみ処理場	40	破碎	1979	委託	△	△	△	△	△
由利本荘市	清掃事業所焼却施設	40	併用	1994	一部委託	※1	○	△	×	△
潟上市	潟上市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	20	併用	1992	委託	○	○	○	○	○
北秋田市上小阿仁村 生活環境施設組合	破碎施設	19	破碎	2003	委託	○	○	○	○	×
大曲仙北 広域市町村圏組合	大曲仙北広域北部ごみ処理 センター 粗大ごみ処理施設	19	併用	1998	委託	※1	○	△	×	△
鹿角広域行政組合	鹿角ごみ処理場 破碎処理場	5	破碎	2022	委託	×	※3	×	×	×
能代山本 広域市町村圏組合	北部粗大ごみ処理工場	30	併用	1986	一部委託	△	○	○	×	×
八郎湖周辺 清掃事務組合	八郎湖周辺クリーンセンター リサイクル施設	7	破碎	2008	一部委託	○	○	○	×	○
合計		222	-							

災害廃棄物の受入：

- ① 畳
② 家具類(粗破碎済)
③ ソファ
④ スプリングマットレス
⑤ 絨毯、シート類

○: L $\geq$ 1.8mの受入可能
△: 前処理が必要
×: 原則として受入不可
※1: 通常受入していないが、
災害時処理実績有
※2: L $\geq$ 1.8mの受入可能
ブルーシートは50cm以下に
結束して直接熔融処理をする
※3: L $\leq$ 1.8mであれば受入可能

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和6年4月、環境省）令和4年度調査結果

平成30年3月の秋田県災害廃棄物処理計画策定時に行ったアンケートにより整理

秋田市総合環境センター第2リサイクルプラザ及び前処理破碎処理施設は令和6年度のアンケートを反映

鹿角ごみ処理場 破碎処理場は令和6年度のアンケートを反映

(3) 資源化施設

資源化施設の概要を表 4-2-3 に示す。県内では 14 施設が稼働しており、県全体で 307t/日の処理能力を有している。

表 4-2-3 資源化施設

市町村等	施設名	公称能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年度	運転管理体制
秋田市	秋田市リサイクルプラザ	74	金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル	選別, 圧縮・梱包	1999	委託
能代市	能代市リサイクルセンター	4.2	ガラス類	選別	1999	委託
横手市	横手市ペットボトル等処理センター	2.8	ペットボトル, プラスチック	選別, 圧縮・梱包	2000	直営
	横手市大雄堆肥センター	35.7	家庭系生ごみ, 事業系生ごみ	ごみ堆肥化	2006	直営
	グリーンプラザよこて	30	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, 布類, 不燃ごみ, 粗大ごみ	選別, 圧縮・梱包	2015	委託
大館市	大館市コンポストセンター	7	事業系生ごみ	ごみ堆肥化	2001	委託
由利本荘市	清掃事業所リサイクル施設	61	紙類, ガラス類, ペットボトル	選別, 圧縮・梱包	2001	直営
潟上市	ペットボトルプレス設備	1	ペットボトル	選別, 圧縮・梱包	2002	委託
北秋田市	北秋田市 クリーンリサイクルセンター	4.7	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック	圧縮・梱包	2000	委託
にかほ市	にかほ市環境プラザ	8.4	紙類, 金属類, ペットボトル, 不燃ごみ, 粗大ごみ	選別, 圧縮・梱包	2016	一部委託
大曲仙北 広域市町村圏組合	大曲仙北広域中央ごみ処理セン ター リサイクルプラザ	45	紙類, 金属類, ガラス類, その他資源ごみ, ペットボトル, 不燃ごみ, 粗大ごみ, その他	選別, 圧縮・梱包	2002	委託
鹿角広域行政組合	鹿角広域資源化センター	8.5	紙類, 金属類, ガラス類, ペットボトル	選別, 圧縮・梱包	2004	委託
湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢雄勝リサイクルセンター	17	その他資源ごみ, ペットボトル, プラスチック, 不燃ごみ, 粗大ごみ	選別, 圧縮・梱包	2007	直営
八郎湖周辺 清掃事務組合	八郎湖周辺クリーンセンター リサイクル施設	8	金属類, ガラス類, ペットボトル	選別, 圧縮・梱包	2008	一部委託
合計		307	-			

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和 6 年 4 月、環境省）令和 4 年度調査結果

(4) 最終処分場

最終処分場の概要を表 4-2-4 に示す。県内では 34 施設が埋立中であり、県全体で 1,073,516 m³ の残余容量を有している。

表 4-2-4 最終処分場の概要

市町村等	施設名	残余容量 (m ³ /R4年度)	埋立開始 年度	運転管理 体制
秋田市	秋田市総合環境センター最終処分場	167,762	1989	委託
横手市	横手市南東地区最終処分場	26,808	1998	直営
大館市	大館市堤沢埋立最終処分場	122,000	1979	委託
由利本荘市	本荘一般廃棄物最終処分場	28,749	1988	委託
	由利一般廃棄物最終処分場	3,487	2000	直営
	鳥海一般廃棄物最終処分場	10,684	1983	直営
	清掃事業所矢島・鳥海 一般廃棄物最終処分場	8,236	2003	直営
本荘由利 広域市町村圏組合	広域清掃センター埋立処分地施設	5,575	1998	直営
潟上市	潟上市一般廃棄物最終処分場	14,448	1999	直営
北秋田市	鷹巣埋立地最終処分場	26,369	1972	一部委託
	北秋田市一般廃棄物最終処分場	16,106	1993	委託
北秋田市上小阿仁村 生活環境施設組合	長下処分施設	10,955	1996	委託
にかほ市	象潟廃棄物処分場	11,846	1980	委託
	金浦一般廃棄物最終処分場	3,424	2003	委託
	仁賀保一般廃棄物最終処分場	16,390	2004	委託
大曲仙北 広域市町村圏組合	大曲仙北広域田沢湖一般廃棄物 最終処分場	57,184	2002	委託
	大曲仙北広域角館一般廃棄物 最終処分場	36,298	2001	委託
	大曲仙北広域西木一般廃棄物 最終処分場	3,116	2001	委託
	大曲仙北広域南外一般廃棄物 最終処分場	19,219	2008	委託
鹿角市	鹿角市不燃物投棄場	2,819	1971	一部委託
小坂町	小坂町不燃物最終処分場	69,292	1969	直営
能代市	能代市一般廃棄物最終処分場(旧)	13	1977	一部委託
	能代市一般廃棄物最終処分場(新)	5,561	1994	一部委託
藤里町	藤里町営不燃物廃棄物処理場	10,390	1978	直営
三種町	三種町舞台沢投棄場	35	1971	直営
	三種町清吉根小屋沢ごみ処理場	42,934	1970	直営
	三種町増沢ごみ処理場	34,250	1974	直営
	三種町大沢ごみ処理場	4,895	1975	直営
湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢雄勝一般廃棄物最終処分場	42,375	2011	直営
男鹿市	男鹿市一般廃棄物最終処分場	18,919	1996	委託
五城目町	五城目町一般廃棄物埋立処分場	9,740	1998	一部委託
八郎潟町	八郎潟町一般廃棄物最終処分場	4,252	1994	一部委託
井川町	井川町一般廃棄物最終処分場	1,374	1995	一部委託
大潟村	大潟村ごみ処分場リサイクルセンター	238,011	1965	一部委託
合計		1,073,516	-	

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和 6 年 4 月、環境省）令和 4 年度調査結果

3 し尿処理施設

し尿処理施設の概要を表 4-3-1 に示す。県全体で 1,471kl/日の処理能力を有している。

表 4-3-1 し尿処理施設の概要

市町村等	施設名	処理能力 (kl/日)	使用開始 年度	運転管理 体制
秋田市	秋田市汚泥再生処理センター	175	2012	一部委託
横手市	横手市横手衛生センター	122	2005	直営
	横手市雄物川衛生センター	55	1985	直営
大館市	大館市し尿処理場	160	1984	一部委託
大曲仙北 広域市町村圏組合	大曲仙北広域中央し尿処理センター	182	1986	委託
	大曲仙北広域北部し尿処理センター	60	2009	委託
北秋田市	北秋田市し尿処理施設	46	2020	委託
湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢雄勝広域市町村圏組合 清掃センター	160	1997	直営
本荘由利 広域市町村圏組合	広域清掃センター第1事業所	100	1990	直営
		120	1973	直営
能代山本 広域市町村圏組合	能代山本広域市町村圏組合 中央衛生処理場	120	1999	委託
鹿角広域行政組合	鹿角し尿処理場	63	2021	委託
男鹿地区衛生処理 一部事務組合	男鹿地区衛生センター	100	2020	直営
八郎潟町・井川町 衛生処理施設組合	八郎潟町湖水苑	8	1996	直営
合計		1,471	-	

出典：一般廃棄物処理実態調査（令和6年4月、環境省）令和4年度調査結果

第5編 被害想定（地震災害）

1 対象地震一覧

（1）災害廃棄物発生量の推計に用いる被害想定結果の設定

本計画の対象地震を「秋田県地震被害想定調査」より、表 5-1-1 及び図 5-1-1 のとおり選定した。選定した想定地震の建物被害想定結果を用いて、災害廃棄物発生量の推計を行った。

表 5-1-1 本計画の対象地震

No.	想定地震	M	最大震度	最大震度の市町村	分類
1	能代断層帯	7.1	7	能代市、三種町	内陸型
2	花輪東断層帯	7.0	7	鹿角市	内陸型
3	男鹿地震	7.0	6 強	男鹿市、潟上市	内陸型
4	天長地震	7.2	7	秋田市、潟上市	内陸型
5	秋田仙北地震震源北方	7.2	7	大仙市、仙北市	内陸型
6	北由利断層	7.3	7	秋田市、由利本荘市	内陸型
7	秋田仙北地震	7.3	7	大仙市、横手市	内陸型
8	横手盆地東縁断層帯北部	7.2	6 強	横手市、大仙市、仙北市、美郷町	内陸型
9	横手盆地東縁断層帯南部	7.3	6 強	横手市、湯沢市、大仙市、美郷町、東成瀬村	内陸型
10	真昼山地東縁断層帯北部	7.0	6 弱	横手市、大仙市、仙北市、美郷町	内陸型
11	真昼山地東縁断層帯南部	6.9	6 弱	横手市、大仙市、美郷町	内陸型
12	象潟地震	7.3	7	にかほ市	内陸型
13	横手盆地真昼山地連動	8.1	7	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村	内陸型、連動
14	秋田仙北地震 震源北方秋田仙北地震連動	7.7	7	横手市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町	内陸型、連動
15	天長地震北由利断層連動	7.8	7	秋田市、由利本荘市、大仙市	内陸型、連動
16	津軽山地西縁断層帯南部	7.1	6 弱	小坂町	内陸型
17	折爪断層	7.6	6 強	鹿角市、小坂町	内陸型
18	雫石盆地西縁断層帯	6.9	5 強	大仙市、仙北市	内陸型
19	北上低地西縁断層帯	7.8	6 弱	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村	内陸型
20	庄内平野東縁断層帯	7.5	6 強	にかほ市	内陸型
21	新庄盆地断層帯	7.1	5 強	湯沢市	内陸型
22	海域 A	7.9	6 弱	能代市、男鹿市、潟上市、三種町、八峰町、井川町、大潟村	海域
23	海域 B	7.9	6 強	男鹿市	海域
24	海域 C	7.5	5 強	にかほ市	海域
25	海域 A+B 連動	8.5	6 強	秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	海域、連動
26	海域 B+C 連動	8.3	6 強	能代市、男鹿市、潟上市、三種町、井川町、大潟村	海域、連動
27	海域 A+B+C 連動	8.7	7	男鹿市、三種町	海域、連動

出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月、秋田県）

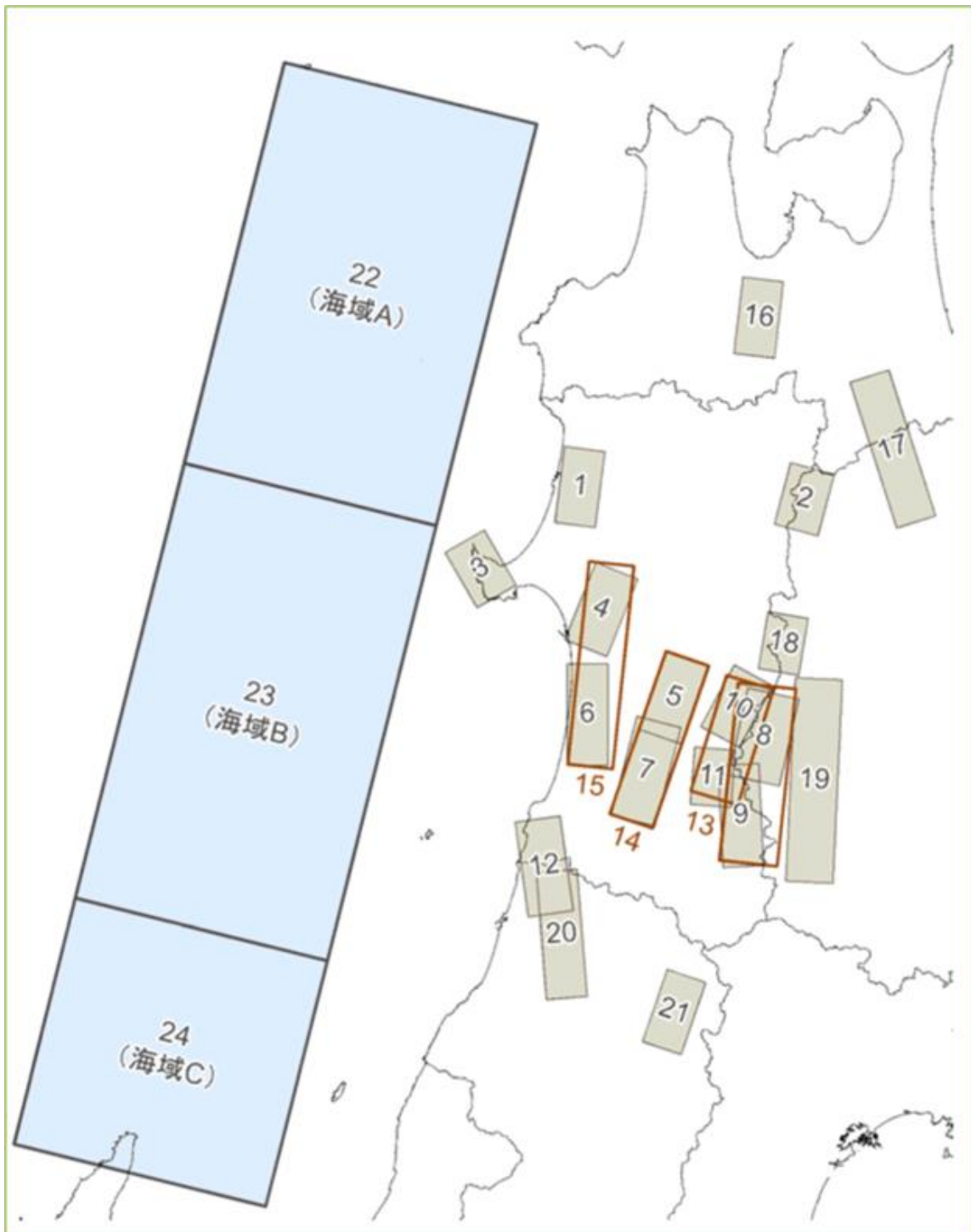


図 5-1-1 対象地震の震源域

出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月、秋田県）

2 地域区分

地域区分は焼却施設の広域ブロックに準拠し、今後の整備計画を踏まえ、表 5-2-1 及び図 5-2-1 に示す 12 ブロックに区分した。

表 5-2-1 地域区分と構成市町村

県内ブロック		構成市町村
①	第 1 ブロック	秋田市
②	第 2 ブロック	横手市
③	第 3 ブロック	大館市
④	第 4 ブロック	由利本荘市
⑤	第 5 ブロック	潟上市
⑥	第 6 ブロック	北秋田市、上小阿仁村
⑦	第 7 ブロック	にかほ市
⑧	第 8 ブロック	仙北市、大仙市、美郷町（仙北市及び大仙美郷環境事業組合 管轄）
⑨	第 9 ブロック	鹿角市、小坂町（鹿角広域行政組合 管轄）
⑩	第 10 ブロック	能代市、藤里町、三種町、八峰町（能代山本広域市町村圏組合 管轄）
⑪	第 11 ブロック	湯沢市、羽後町、東成瀬村（湯沢雄勝広域市町村圏組合 管轄）
⑫	第 12 ブロック	男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村 （八郎潟周辺清掃事務組合 管轄）

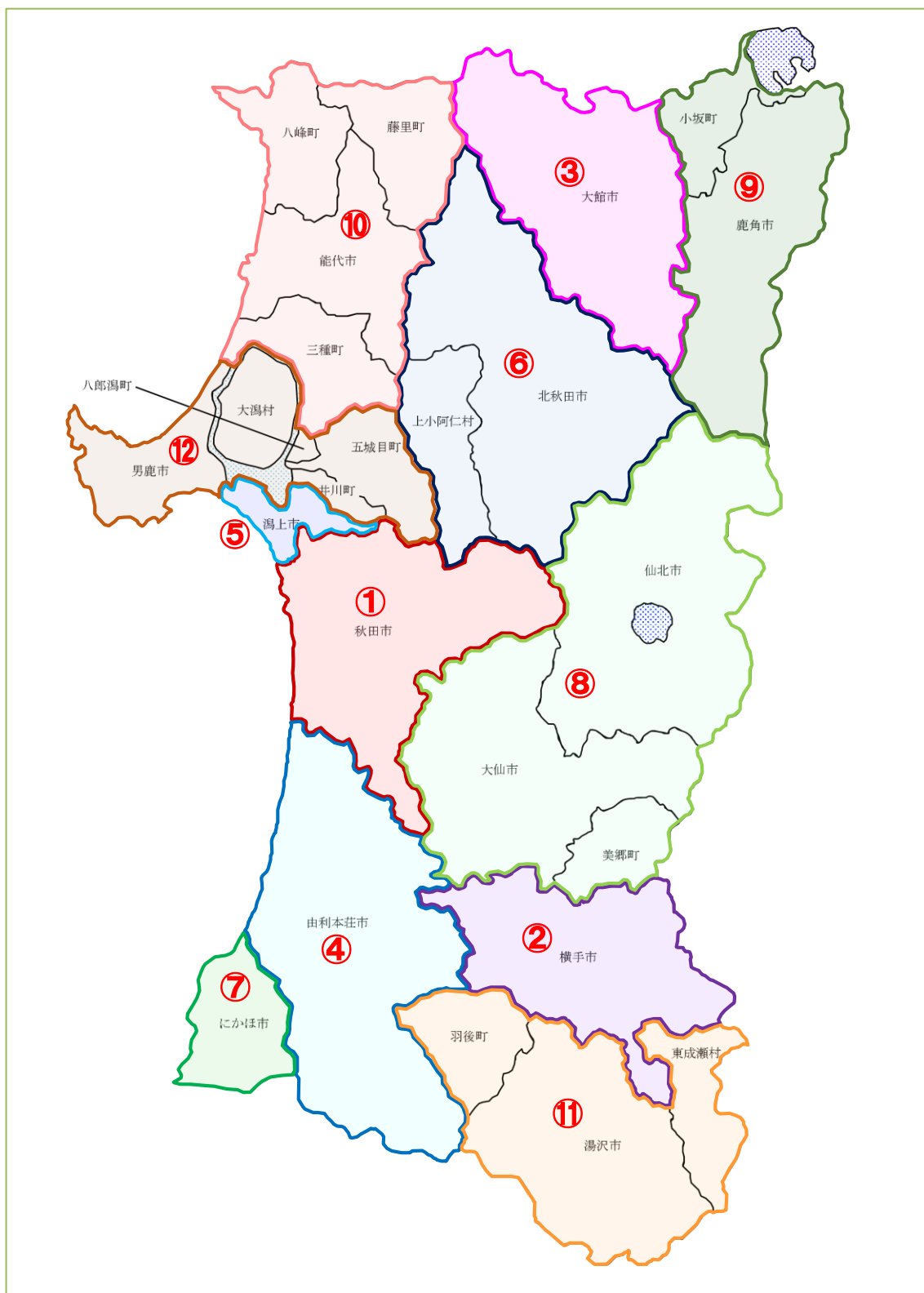


図 5-2-1 秋田県地域区分図

出典：秋田県 HP「秋田県における市町村合併の記録 秋田県マップ(市町村合併後：25 市町村)」(一部編集)

3 対象地震の全壊・半壊棟数

対象地震における全壊・半壊棟数を表5-3-1～表5-3-5に示す。

表5-3-1 対象地震の全壊・半壊棟数（1地震～5地震）

県内ブロック	市町村名	1地震		2地震		3地震		4地震		5地震	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
第1ブロック	秋田市	366	7	22	0	1,549	1,523	16,679	29,592	1,753	571
第2ブロック	横手市	0	0	0	0	0	0	4	1	356	2,729
第3ブロック	大館市	13	10	59	122	0	0	9	0	2	0
第4ブロック	由利本荘市	0	0	0	0	9	0	350	108	635	216
第5ブロック	湯上市	337	30	7	0	610	1,634	3,651	5,989	240	10
第6ブロック	北秋田市	161	1,005	2	1	2	0	36	32	2	0
	上小阿仁村	0	25	0	0	0	0	0	43	0	0
第7ブロック	にかほ市	0	0	0	0	4	0	12	0	35	3
	仙北市	0	0	0	0	0	0	0	18	5,121	5,664
第8ブロック	大仙市	1	0	0	0	2	0	186	84	9,671	12,431
	美郷町	0	0	0	0	0	0	3	1	603	2,746
第9ブロック	鹿角市	0	0	989	2,648	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	12,798	12,525	4	0	389	147	761	357	107	0
	藤里町	37	320	0	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	2,211	2,980	18	0	375	152	733	1,136	137	0
	八峰町	174	672	0	0	4	5	4	2	0	0
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	6	0	51	12
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	6	14
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	227	474	0	0	900	3,370	280	1,055	15	1
	五城目町	137	49	0	0	73	29	2,069	2,089	55	2
	八郎潟町	204	189	1	0	155	58	918	1,285	56	2
	井川町	99	37	9	0	134	144	879	966	45	2
	大潟村	104	475	0	0	36	233	39	244	1	0
秋田県		16,870	18,799	1,111	2,782	4,242	7,297	26,619	43,005	18,890	24,403

秋田県地震被害想定における、全壊・半壊棟数が最大となる冬の条件を採用した。

表5-3-2 対象地震の全壊・半壊棟数（6地震～10地震）

県内ブロック	市町村名	6地震		7地震		8地震		9地震		10地震	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
第1ブロック	秋田市	15,535	30,499	1,999	878	301	3	390	9	349	6
第2ブロック	横手市	76	281	7,477	13,686	444	4,365	4,983	17,107	71	440
第3ブロック	大館市	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0
第4ブロック	由利本荘市	12,014	13,884	930	2,229	63	2	267	20	64	2
第5ブロック	湯上市	503	1,037	195	6	22	0	21	0	22	0
第6ブロック	北秋田市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	295	1,457	133	205	10	0	13	1	8	0
	仙北市	0	63	391	2,498	811	3,577	16	637	278	2,290
第8ブロック	大仙市	368	952	9,926	12,019	1,190	5,033	1,763	5,831	906	3,977
	美郷町	25	34	773	2,832	581	3,153	1,619	4,692	202	1,603
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	143	2	26	0	2	0	0	0	2	0
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	296	6	69	0	15	0	11	0	15	0
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第11ブロック	湯沢市	48	6	389	2,558	58	48	1,059	5,117	33	2
	羽後町	6	12	1,397	3,894	7	18	44	449	2	1
	東成瀬村	0	0	0	3	0	4	115	412	0	0
第12ブロック	男鹿市	111	191	14	1	3	0	3	0	3	0
	五城目町	291	44	7	1	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	158	46	17	0	2	0	1	0	2	0
	井川町	118	56	37	1	9	0	9	0	9	0
	大潟村	14	10	1	0	0	0	0	0	0	0
秋田県		30,007	48,578	23,783	40,809	3,519	16,203	10,314	34,274	1,968	8,322

秋田県地震被害想定における、全壊・半壊棟数が最大となる冬の条件を採用した。

表 5-3-3 対象地震の全壊・半壊棟数（11 地震～15 地震）

県内ブロック	市町村名	11地震		12地震		13地震		14地震		15地震	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
第1ブロック	秋田市	109	0	399	38	2,500	2,021	2,737	2,915	25,874	36,274
第2ブロック	横手市	251	3,528	24	41	27,405	21,868	23,022	16,164	673	4,841
第3ブロック	大館市	0	0	0	0	13	2	1	0	15	3
第4ブロック	由利本荘市	18	1	1,658	4,942	760	1,091	2,807	7,679	5,378	9,356
第5ブロック	潟上市	2	0	38	0	427	96	418	97	1,621	4,288
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	43	33	3	0	8	19
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6
第7ブロック	にかほ市	5	0	6,524	6,304	169	591	262	1,358	161	409
	仙北市	0	118	0	5	6,238	6,059	1,753	4,748	141	1,473
第8ブロック	大仙市	520	1,721	163	60	20,177	14,826	13,361	14,265	5,364	10,678
	美郷町	152	1,376	3	1	9,828	4,857	4,916	5,448	167	1,034
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	8	1	0	0	4	1
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	0	0	0	0	484	93	133	3	375	102
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	0	0	13	0	429	45	222	10	534	298
	八峰町	0	0	0	0	5	11	2	0	2	2
第11ブロック	湯沢市	59	68	36	2	2,571	7,169	2,035	6,373	81	148
	羽後町	7	18	5	3	568	2,287	2,525	3,551	19	103
	東成瀬村	0	16	0	0	494	624	0	10	0	0
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	60	24	71	15	288	1,115
	五城目町	0	0	0	0	109	53	55	36	584	551
	八郎潟町	0	0	3	0	195	185	177	107	401	856
	井川町	8	0	10	0	98	50	107	51	456	676
	大潟村	0	0	0	0	14	13	13	6	34	217
秋田県		1,132	6,846	8,877	11,395	72,594	62,000	54,619	62,835	42,180	72,449

秋田県地震被害想定における、全壊・半壊棟数が最大となる冬の条件を採用した。

表 5-3-4 対象地震の全壊・半壊棟数（16 地震～21 地震）

県内ブロック	市町村名	16地震		17地震		18地震		19地震		20地震		21地震	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
第1ブロック	秋田市	0	0	46	0	59	0	748	42	199	1	0	0
第2ブロック	横手市	0	0	1	0	1	0	92	2,083	35	64	1	0
第3ブロック	大館市	15	4	33	31	1	0	11	1	0	0	0	0
第4ブロック	由利本荘市	0	0	4	0	0	0	258	15	629	610	3	0
第5ブロック	潟上市	0	0	10	0	1	0	94	2	8	0	0	0
第6ブロック	北秋田市	5	0	12	1	0	0	4	1	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	0	0	3	0	0	0	15	1	816	3,177	5	0
	仙北市	0	0	0	4	0	104	185	1,925	0	0	0	0
第8ブロック	大仙市	0	0	6	1	88	8	546	1,944	105	13	0	0
	美郷町	0	0	0	0	2	0	72	554	3	2	0	0
第9ブロック	鹿角市	0	1	69	471	0	0	27	1	0	0	0	0
	小坂町	1	6	11	43	0	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	30	0	16	0	0	0	124	0	0	0	0	0
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	12	0	25	0	2	0	128	0	3	0	0	0
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	100	457	54	16	25	3
	羽後町	0	0	0	0	0	0	24	57	8	18	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	2	110	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0
	五城目町	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0
	八郎潟町	0	0	1	0	0	0	18	1	0	0	0	0
	井川町	6	0	9	0	8	0	35	0	8	0	0	0
	大潟村	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
秋田県		71	11	246	551	162	112	2,503	7,196	1,870	3,902	34	3

秋田県地震被害想定における、全壊・半壊棟数が最大となる冬の条件を採用した。

表 5-3-5 対象地震の全壊・半壊棟数（22 地震～27 地震）

県内ブロック	市町村名	22地震		23地震		24地震		25地震		26地震		27地震	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
第1ブロック	秋田市	2,912	637	2,386	2,110	117	0	6,252	15,014	4,503	11,617	14,159	23,297
第2ブロック	横手市	17	1	23	17	1	0	85	720	105	300	133	1,788
第3ブロック	大館市	30	4	21	9	0	0	128	1,564	110	130	145	1,601
第4ブロック	由利本荘市	702	76	654	495	335	3	1,405	3,376	1,428	3,891	4,461	7,046
第5ブロック	潟上市	497	387	463	585	9	0	1,497	4,684	998	3,447	2,921	6,187
第6ブロック	北秋田市	97	24	66	49	0	0	271	1,953	129	554	313	2,282
	上小阿仁村	0	1	0	1	0	0	0	30	0	37	1	92
第7ブロック	にかほ市	151	68	1,276	3,565	136	14	4,719	4,918	3,824	5,679	10,504	4,822
	仙北市	0	3	0	11	0	0	51	895	8	211	90	1,212
第8ブロック	大仙市	204	10	151	50	2	0	698	2,485	584	762	865	3,337
	美郷町	6	0	5	3	0	0	61	227	65	46	70	322
第9ブロック	鹿角市	2	0	4	1	0	0	59	223	49	9	67	385
	小坂町	1	0	0	0	0	0	1	7	1	1	1	16
第10ブロック	能代市	1,400	1,850	1,079	1,556	0	0	5,668	10,084	2,642	7,300	10,426	12,850
	藤里町	1	5	1	13	0	0	20	266	2	83	30	341
	三種町	640	413	556	549	10	0	1,587	2,335	1,150	2,429	2,301	2,822
	八峰町	543	818	63	295	0	0	2,263	1,810	158	839	2,994	2,060
第11ブロック	湯沢市	25	0	32	1	14	0	55	25	95	27	66	94
	羽後町	1	0	5	2	0	0	7	15	30	23	18	68
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	436	1,391	685	2,406	3	0	5,270	7,060	2,653	6,774	9,116	8,429
	五城目町	487	62	116	61	0	0	538	415	582	729	629	654
	八郎潟町	210	85	208	216	0	0	385	849	321	711	573	1,087
	井川町	128	49	119	92	8	0	256	475	199	420	353	591
	大潟村	24	143	32	202	0	0	248	719	206	688	504	859
秋田県		8,512	6,028	7,946	12,289	633	16	31,522	60,148	19,844	46,707	60,741	82,241

秋田県地震被害想定における、全壊・半壊棟数が最大となる冬の条件を採用した。

4 災害廃棄物発生量の推計結果

市町村別の災害廃棄物発生量を表5-4-1～表5-4-5に示す（推計方法は本編に記載）。

表5-4-1 市町村別災害廃棄物発生量（1地震～5地震）

県内ブロック	市町村	1地震		2地震		3地震		4地震		5地震	
第1ブロック	秋田市	39,733	2%	2,110	1%	190,692	36%	2,407,989	67%	194,584	8%
第2ブロック	横手市	24	0%	0	0%	9	0%	431	0%	73,455	3%
第3ブロック	大館市	1,630	0%	8,212	5%	17	0%	923	0%	162	0%
第4ブロック	由利本荘市	0	0%	0	0%	815	0%	36,242	1%	63,190	3%
第5ブロック	潟上市	31,180	2%	620	0%	79,661	15%	435,714	12%	22,076	1%
第6ブロック	北秋田市	31,199	2%	246	0%	145	0%	3,840	0%	163	0%
	上小阿仁村	310	0%	0	0%	0	0%	541	0%	0	0%
	ブロック合計	31,510	2%	246	0%	145	0%	4,382	0%	163	0%
第7ブロック	にかほ市	0	0%	0	0%	341	0%	1,066	0%	3,145	0%
第8ブロック	仙北市	5	0%	0	0%	5	0%	257	0%	567,076	25%
	大仙市	143	0%	0	0%	172	0%	26,368	1%	1,247,133	54%
	美郷町	0	0%	0	0%	0	0%	244	0%	94,609	4%
	ブロック合計	148	0%	0	0%	518	0%	27,934	1%	1,911,962	83%
第9ブロック	鹿角市	19	0%	156,986	92%	0	0%	1	0%	0	0%
	小坂町	1	0%	261	0%	0	0%	1	0%	0	0%
	ブロック合計	20	0%	157,247	92%	0	0%	2	0%	1	0%
第10ブロック	能代市	1,495,428	75%	339	0%	39,080	7%	75,634	2%	9,647	0%
	藤里町	7,229	0%	0	0%	0	0%	17	0%	0	0%
	三種町	270,851	14%	1,795	1%	38,803	7%	89,368	2%	13,340	1%
	八峰町	26,974	1%	0	0%	444	0%	401	0%	0	0%
	ブロック合計	1,800,482	90%	2,135	1%	78,328	15%	165,420	5%	22,987	1%
第11ブロック	湯沢市	0	0%	0	0%	0	0%	585	0%	4,852	0%
	羽後町	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	760	0%
	東成瀬村	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	2	0%
	ブロック合計	0	0%	0	0%	0	0%	586	0%	5,613	0%
第12ブロック	男鹿市	26,438	1%	0	0%	129,268	24%	40,705	1%	1,349	0%
	五城目町	14,555	1%	0	0%	7,895	1%	252,632	7%	5,600	0%
	八郎潟町	23,234	1%	96	0%	16,306	3%	119,062	3%	5,556	0%
	井川町	9,687	0%	826	0%	14,483	3%	99,462	3%	4,188	0%
	大潟村	23,729	1%	51	0%	9,687	2%	9,982	0%	159	0%
	ブロック合計	97,644	5%	974	1%	177,638	34%	521,843	14%	16,852	1%
秋田県		2,002,372	100%	171,544	100%	527,823	100%	3,601,465	100%	2,311,044	100%

小数点以下の処理（四捨五入）により、市町村別の合計が一致しない場合がある。

表 5-4-2 市町村別災害廃棄物発生量（6 地震～10 地震）

県内ブロック	市町村	6地震		7地震		8地震		9地震		10地震	
第1ブロック	秋田市	2,295,918	58%	224,370	7%	33,076	6%	42,240	3%	37,915	11%
第2ブロック	横手市	14,474	0%	944,172	31%	110,906	19%	765,575	49%	14,015	4%
第3ブロック	大館市	128	0%	59	0%	77	0%	11	0%	79	0%
第4ブロック	由利本荘市	1,379,835	35%	118,673	4%	5,880	1%	24,565	2%	5,983	2%
第5ブロック	潟上市	62,265	2%	17,926	1%	2,024	0%	1,948	0%	2,020	1%
第6ブロック	北秋田市	175	0%	12	0%	2	0%	0	0%	4	0%
	上小阿仁村	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	ブロック合計	176	0%	12	0%	2	0%	0	0%	4	0%
第7ブロック	にかほ市	47,322	1%	14,014	0%	923	0%	1,199	0%	702	0%
第8ブロック	仙北市	857	0%	71,731	2%	123,815	21%	9,813	1%	58,712	18%
	大仙市	57,535	1%	1,265,902	42%	211,990	35%	281,442	18%	165,129	49%
	美郷町	2,847	0%	112,341	4%	100,703	17%	223,097	14%	44,394	13%
	ブロック合計	108,561	3%	1,463,988	48%	437,432	73%	515,550	33%	268,938	80%
第9ブロック	鹿角市	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	小坂町	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	ブロック合計	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
第10ブロック	能代市	13,048	0%	2,412	0%	199	0%	29	0%	208	0%
	藤里町	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	三種町	28,888	1%	6,710	0%	1,464	0%	1,043	0%	1,488	0%
	八峰町	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	ブロック合計	41,936	1%	9,122	0%	1,663	0%	1,072	0%	1,696	1%
第11ブロック	湯沢市	4,471	0%	69,828	2%	5,952	1%	176,510	11%	3,027	1%
	羽後町	736	0%	193,453	6%	910	0%	9,979	1%	210	0%
	東成瀬村	0	0%	52	0%	58	0%	17,913	1%	2	0%
	ブロック合計	5,208	0%	263,334	9%	6,919	1%	204,402	13%	3,239	1%
第12ブロック	男鹿市	12,672	0%	1,313	0%	264	0%	268	0%	262	0%
	五城目町	29,903	1%	755	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	八郎潟町	16,447	0%	1,747	0%	181	0%	141	0%	187	0%
	井川町	11,725	0%	3,462	0%	840	0%	837	0%	841	0%
	大潟村	1,822	0%	120	0%	47	0%	33	0%	48	0%
	ブロック合計	72,568	2%	7,397	0%	1,332	0%	1,279	0%	1,337	0%
秋田県		3,981,068	100%	3,049,052	100%	599,313	100%	1,556,641	100%	335,226	100%

小数点以下の処理（四捨五入）により、市町村別の合計が一致しない場合がある。

表 5-4-3 市町村別災害廃棄物発生量（11 地震～15 地震）

県内ブロック	市町村	11地震		12地震		13地震		14地震		15地震	
第1ブロック	秋田市	11,025	5%	44,021	4%	297,471	4%	335,297	5%	3,564,301	62%
第2ブロック	横手市	80,169	36%	2,960	0%	3,076,502	37%	2,523,476	39%	133,792	2%
第3ブロック	大館市	0	0%	13	0%	1,355	0%	103	0%	1,609	0%
第4ブロック	由利本荘市	1,742	1%	233,096	23%	89,083	1%	380,853	6%	645,860	11%
第5ブロック	潟上市	160	0%	3,503	0%	43,193	1%	42,382	1%	216,804	4%
第6ブロック	北秋田市	0	0%	0	0%	4,475	0%	248	0%	993	0%
	上小阿仁村	0	0%	0	0%	16	0%	0	0%	71	0%
	ブロック合計	0	0%	0	0%	4,491	0%	248	0%	1,064	0%
第7ブロック	にかほ市	469	0%	707,085	70%	25,955	0%	43,040	1%	18,835	0%
第8ブロック	仙北市	1,592	1%	70	0%	679,073	8%	235,780	4%	35,005	1%
	大仙市	84,983	38%	17,131	2%	2,402,096	29%	1,665,051	26%	737,189	13%
	美郷町	36,529	16%	251	0%	1,028,634	12%	556,340	9%	33,257	1%
	ブロック合計	123,573	55%	724,537	71%	4,135,757	50%	2,500,211	39%	824,287	14%
第9ブロック	鹿角市	0	0%	0	0%	825	0%	0	0%	490	0%
	小坂町	0	0%	0	0%	8	0%	0	0%	37	0%
	ブロック合計	0	0%	0	0%	833	0%	0	0%	528	0%
第10ブロック	能代市	0	0%	0	0%	46,672	1%	12,142	0%	37,277	1%
	藤里町	0	0%	0	0%	7	0%	0	0%	4	0%
	三種町	0	0%	1,314	0%	42,394	1%	21,796	0%	57,188	1%
	八峰町	0	0%	0	0%	623	0%	189	0%	221	0%
第11ブロック	ブロック合計	0	0%	1,314	0%	89,696	1%	34,127	1%	94,691	2%
	湯沢市	6,324	3%	3,364	0%	348,974	4%	281,825	4%	9,352	0%
	羽後町	910	0%	497	0%	86,907	1%	295,556	5%	3,188	0%
	東成瀬村	254	0%	0	0%	60,512	1%	154	0%	2	0%
第12ブロック	ブロック合計	7,488	3%	3,861	0%	496,393	6%	577,535	9%	12,542	0%
	男鹿市	0	0%	5	0%	5,806	0%	6,679	0%	42,116	1%
	五城目町	0	0%	0	0%	11,782	0%	6,095	0%	69,872	1%
	八郎潟町	0	0%	293	0%	22,274	0%	19,244	0%	57,133	1%
	井川町	794	0%	981	0%	9,840	0%	10,640	0%	53,850	1%
秋田県	大潟村	0	0%	53	0%	1,874	0%	1,565	0%	8,760	0%
	ブロック合計	794	0%	1,333	0%	51,576	1%	44,222	1%	231,730	4%
秋田県		224,951	100%	1,014,639	100%	8,286,351	100%	6,438,455	100%	5,727,208	100%

小数点以下の処理（四捨五入）により、市町村別の合計が一致しない場合がある。

表 5-4-4 市町村別災害廃棄物発生量（16 地震～21 地震）

県内ブロック	市町村	16地震		17地震		18地震		19地震		20地震		21地震	
第1ブロック	秋田市	0	0%	4,565	13%	5,921	33%	78,816	22%	20,038	9%	0	0%
第2ブロック	横手市	0	0%	60	0%	51	0%	41,969	12%	4,356	2%	64	2%
第3ブロック	大館市	1,631	23%	4,024	11%	90	1%	1,204	0%	0	0%	0	0%
第4ブロック	由利本荘市	0	0%	383	1%	0	0%	23,709	7%	67,794	30%	334	10%
第5ブロック	湯上市	0	0%	970	3%	141	1%	8,626	2%	761	0%	0	0%
第6ブロック	北秋田市	521	7%	1,150	3%	0	0%	433	0%	0	0%	0	0%
	上小阿仁村	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	ブロック合計	521	7%	1,150	3%	0	0%	433	0%	0	0%	0	0%
第7ブロック	にかほ市	0	0%	300	1%	0	0%	1,339	0%	114,416	51%	466	14%
第8ブロック	仙北市	0	0%	56	0%	1,444	8%	45,445	12%	5	0%	0	0%
	大仙市	0	0%	609	2%	8,885	50%	90,853	25%	10,699	5%	4	0%
	美郷町	0	0%	2	0%	217	1%	14,266	4%	348	0%	0	0%
	ブロック合計	0	0%	968	3%	10,547	59%	151,904	42%	125,467	56%	471	15%
第9ブロック	鹿角市	60	1%	16,051	45%	0	0%	2,869	1%	0	0%	0	0%
	小坂町	234	3%	2,143	6%	0	0%	3	0%	0	0%	0	0%
	ブロック合計	294	4%	18,194	52%	1	0%	2,871	1%	0	0%	0	0%
第10ブロック	能代市	2,775	39%	1,513	4%	3	0%	11,203	3%	0	0%	0	0%
	藤里町	0	0%	1	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	三種町	1,216	17%	2,424	7%	222	1%	12,408	3%	322	0%	0	0%
	八峰町	0	0%	46	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
	ブロック合計	3,992	57%	3,983	11%	225	1%	23,612	6%	322	0%	0	0%
第11ブロック	湯沢市	0	0%	4	0%	0	0%	19,207	5%	5,134	2%	2,336	73%
	羽後町	0	0%	0	0%	0	0%	2,968	1%	971	0%	14	0%
	東成瀬村	0	0%	0	0%	0	0%	1,924	1%	0	0%	0	0%
	ブロック合計	0	0%	4	0%	0	0%	24,100	7%	6,105	3%	2,351	73%
第12ブロック	男鹿市	0	0%	0	0%	0	0%	1,011	0%	15	0%	0	0%
	五城目町	0	0%	0	0%	0	0%	789	0%	0	0%	0	0%
	八郎潟町	0	0%	113	0%	0	0%	1,803	0%	25	0%	0	0%
	井川町	602	9%	835	2%	796	4%	3,265	1%	815	0%	0	0%
	大潟村	13	0%	53	0%	0	0%	132	0%	4	0%	0	0%
	ブロック合計	615	9%	1,000	3%	796	4%	7,001	2%	859	0%	0	0%
秋田県		7,052	100%	35,301	100%	17,771	100%	364,245	100%	225,703	100%	3,220	100%

小数点以下の処理（四捨五入）により、市町村別の合計が一致しない場合がある。

表 5-4-5 市町村別災害廃棄物発生量（22 地震～27 地震）

県内ブロック	市町村	22地震		23地震		24地震		25地震		26地震		27地震	
第1ブロック	秋田市	597,801	30%	725,138	33%	16,992	20%	2,082,856	25%	1,207,405	27%	4,158,767	26%
第2ブロック	横手市	2,357	0%	3,509	0%	131	0%	25,210	0%	19,665	0%	45,153	0%
第3ブロック	大館市	4,529	0%	3,346	0%	0	0%	48,351	1%	20,307	0%	51,467	0%
第4ブロック	由利本荘市	128,639	6%	158,253	7%	44,244	52%	381,621	5%	321,285	7%	1,141,258	7%
第5ブロック	湯上市	84,855	4%	97,445	4%	1,198	1%	359,339	4%	206,273	5%	742,656	5%
第6ブロック	北秋田市	13,350	1%	9,620	0%	0	0%	65,689	1%	24,981	1%	76,012	0%
	上小阿仁村	7	0%	7	0%	0	0%	382	0%	510	0%	1,316	0%
	ブロック合計	13,357	1%	9,626	0%	0	0%	66,071	1%	25,492	1%	77,328	0%
第7ブロック	にかほ市	36,157	2%	314,894	14%	17,263	20%	865,103	10%	736,286	16%	1,813,869	11%
第8ブロック	仙北市	54	0%	167	0%	0	0%	18,476	0%	3,963	0%	31,074	0%
	大仙市	29,481	1%	22,549	1%	287	0%	151,717	2%	101,741	2%	188,770	1%
	美郷町	807	0%	758	0%	1	0%	11,344	0%	9,462	0%	13,816	0%
	ブロック合計	30,341	2%	23,473	1%	288	0%	181,537	2%	115,166	3%	233,661	1%
第9ブロック	鹿角市	262	0%	572	0%	0	0%	12,971	0%	7,665	0%	17,156	0%
	小坂町	87	0%	61	0%	0	0%	261	0%	180	0%	520	0%
	ブロック合計	348	0%	633	0%	0	0%	13,232	0%	7,846	0%	17,676	0%
第10ブロック	能代市	467,945	23%	323,973	15%	1	0%	1,539,363	18%	617,949	14%	2,503,718	16%
	藤里町	212	0%	687	0%	0	0%	5,829	0%	1,287	0%	8,169	0%
	三種町	132,256	7%	108,897	5%	1,359	2%	354,731	4%	220,957	5%	540,139	3%
	八峰町	193,797	10%	47,213	2%	0	0%	556,516	7%	76,921	2%	725,073	5%
第11ブロック	ブロック合計	794,211	39%	480,769	22%	1,359	2%	2,456,439	29%	917,115	20%	3,777,100	24%
	湯沢市	3,256	0%	4,279	0%	1,826	2%	7,690	0%	12,946	0%	10,034	0%
	羽後町	179	0%	671	0%	0	0%	1,115	0%	4,420	0%	3,383	0%
	東成瀬村	0	0%	0	0%	0	0%	2	0%	2	0%	8	0%
第12ブロック	ブロック合計	3,434	0%	4,949	0%	1,827	2%	8,806	0%	17,369	0%	13,425	0%
	男鹿市	167,964	8%	273,517	12%	399	0%	1,273,915	15%	637,818	14%	2,077,713	13%
	五城目町	71,322	4%	17,857	1%	0	0%	88,538	1%	99,547	2%	105,170	1%
	八郎潟町	31,503	2%	33,297	1%	24	0%	71,803	1%	57,618	1%	107,169	1%
	井川町	18,418	1%	17,760	1%	1,174	1%	43,517	1%	33,389	1%	59,794	0%
	大潟村	31,420	2%	56,816	3%	16	0%	492,508	6%	113,630	3%	1,605,853	10%
秋田県		2,016,657	100%	2,221,284	100%	84,914	100%	8,458,845	100%	4,536,211	100%	16,028,060	100%

小数点以下の処理（四捨五入）により、市町村別の合計が一致しない場合がある。

5 組成別災害廃棄物発生量

各想定地震における組成別災害廃棄物量を表 5-5-1 に示す。また、市町村別の組成別災害廃棄物量を表 5-5-2～表 5-5-28 に示す（組成割合は本編に記載）。

表 5-5-1 各想定地震における秋田県内の選別後の組成別災害廃棄物発生量

想定地震	組成別災害廃棄物発生量(t)							合計
	柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	津波堆積物	
1地震	297,724	975,034	104,806	18,209	606,599	0	0	2,002,372
2地震	25,893	83,358	9,127	1,462	51,704	0	0	171,544
3地震	78,653	256,940	27,693	4,756	159,781	0	0	527,823
4地震	530,984	1,755,720	186,772	33,892	1,094,097	0	0	3,601,465
5地震	342,060	1,126,040	120,362	21,411	701,170	0	0	2,311,044
6地震	582,527	1,942,767	204,757	38,585	1,212,433	0	0	3,981,068
7地震	450,923	1,485,796	158,656	28,342	925,335	0	0	3,049,052
8地震	87,853	292,394	30,886	5,768	182,412	0	0	599,313
9地震	229,053	759,068	80,554	14,763	473,203	0	0	1,556,641
10地震	48,195	163,976	16,912	3,466	102,677	0	0	335,226
11地震	32,374	110,020	11,361	2,318	68,878	0	0	224,951
12地震	149,007	494,902	52,394	9,697	308,639	0	0	1,014,639
13地震	1,236,267	4,033,062	435,332	74,287	2,507,403	0	0	8,286,351
14地震	960,232	3,133,824	338,119	57,807	1,948,473	0	0	6,438,455
15地震	845,867	2,791,361	297,580	53,522	1,738,877	0	0	5,727,208
16地震	1,079	3,420	381	56	2,116	0	0	7,052
17地震	5,401	17,121	1,906	282	10,590	0	0	35,301
18地震	2,719	8,619	960	142	5,331	0	0	17,771
19地震	53,182	177,805	18,689	3,560	111,010	0	0	364,245
20地震	33,851	109,773	11,926	1,978	68,176	0	0	225,703
21地震	493	1,561	174	26	966	0	0	3,220
22地震	59,392	539,421	217,700	32,909	395,185	57,603	714,447	2,016,657
23地震	60,703	550,009	222,821	33,524	402,979	58,962	892,286	2,221,284
24地震	3,906	34,985	14,435	2,123	25,644	3,821	0	84,914
25地震	270,183	2,456,513	989,728	149,926	1,799,591	261,872	2,531,032	8,458,845
26地震	162,850	1,484,809	595,549	90,718	1,087,622	157,563	957,099	4,536,211
27地震	516,092	4,677,889	1,893,994	285,165	3,427,336	501,177	4,726,408	16,028,060

表 5-5-2 1 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	5,712	19,436	2,004	411	12,171	0	39,733
第2ブロック	横手市	4	12	1	0	7	0	24
第3ブロック	大館市	249	791	88	13	489	0	1,630
第4ブロック	由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0
第5ブロック	潟上市	4,771	15,122	1,684	249	9,354	0	31,180
第6ブロック	北秋田市	4,434	15,284	1,554	336	9,591	0	31,199
	上小阿仁村	48	151	17	2	93	0	310
	ブロック合計	4,481	15,435	1,571	338	9,684	0	31,510
第7ブロック	にかほ市	0	0	0	0	0	0	0
第8ブロック	仙北市	1	2	0	0	1	0	5
	大仙市	22	70	8	1	43	0	143
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	23	72	8	1	44	0	148
第9ブロック	鹿角市	3	9	1	0	6	0	19
	小坂町	0	0	0	0	0	0	1
	ブロック合計	3	10	1	0	6	0	20
第10ブロック	能代市	221,609	728,516	77,987	13,786	453,530	0	1,495,428
	藤里町	1,106	3,506	390	58	2,169	0	7,229
	三種町	40,862	131,622	14,404	2,313	81,649	0	270,851
	八峰町	3,965	13,155	1,394	257	8,203	0	26,974
	ブロック合計	267,542	876,800	94,176	16,414	545,550	0	1,800,482
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	0
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	4,045	12,822	1,428	212	7,931	0	26,438
	五城目町	2,227	7,059	786	116	4,367	0	14,555
	八郎潟町	3,555	11,269	1,255	186	6,970	0	23,234
	井川町	1,482	4,698	523	77	2,906	0	9,687
	大潟村	3,631	11,509	1,281	190	7,119	0	23,729
	ブロック合計	14,939	47,357	5,273	781	29,293	0	97,644
秋田県		297,724	975,034	104,806	18,209	606,599	0	2,002,372

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-3 2 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	323	1,023	114	17	633	0	2,110
第2ブロック	横手市	0	0	0	0	0	0	0
第3ブロック	大館市	1,256	3,983	443	66	2,464	0	8,212
第4ブロック	由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0
第5ブロック	潟上市	95	301	33	5	186	0	620
第6ブロック	北秋田市	38	119	13	2	74	0	246
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	38	119	13	2	74	0	246
第7ブロック	にかほ市	0	0	0	0	0	0	0
第8ブロック	仙北市	0	0	0	0	0	0	0
	大仙市	0	0	0	0	0	0	0
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第9ブロック	鹿角市	23,665	76,297	8,341	1,346	47,337	0	156,986
	小坂町	40	127	14	2	78	0	261
	ブロック合計	23,705	76,424	8,355	1,348	47,415	0	157,247
第10ブロック	能代市	52	165	18	3	102	0	339
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	275	871	97	14	539	0	1,795
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	327	1,035	115	17	640	0	2,135
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	0
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	0	0	0
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	15	47	5	1	29	0	96
	井川町	126	401	45	7	248	0	826
	大潟村	8	25	3	0	15	0	51
	ブロック合計	149	472	53	8	292	0	974
秋田県		25,893	83,358	9,127	1,462	51,704	0	171,544

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-4 3 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	28,166	92,940	9,909	1,782	57,896	0	190,692
第2ブロック	横手市	1	4	0	0	3	0	9
第3ブロック	大館市	3	8	1	0	5	0	17
第4ブロック	由利本荘市	125	395	44	7	244	0	815
第5ブロック	潟上市	11,816	38,803	4,158	732	24,152	0	79,661
第6ブロック	北秋田市	22	70	8	1	44	0	145
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	22	70	8	1	44	0	145
第7ブロック	にかほ市	52	165	18	3	102	0	341
第8ブロック	仙北市	1	2	0	0	2	0	5
	大仙市	26	84	9	1	52	0	172
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	27	86	10	1	53	0	177
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	5,804	19,033	2,043	357	11,844	0	39,080
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	5,937	18,820	2,095	310	11,641	0	38,803
	八峰町	68	215	24	4	133	0	444
	ブロック合計	11,809	38,068	4,162	671	23,618	0	78,328
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	0
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	19,232	62,940	6,771	1,172	39,152	0	129,268
	五城目町	1,208	3,829	426	63	2,368	0	7,895
	八郎潟町	2,495	7,908	881	130	4,892	0	16,306
	井川町	2,216	7,024	782	116	4,345	0	14,483
	大潟村	1,482	4,698	523	77	2,906	0	9,687
	ブロック合計	26,633	86,400	9,383	1,559	53,663	0	177,638
秋田県		78,653	256,940	27,693	4,756	159,781	0	527,823

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-5 4 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	353,990	1,174,363	124,481	22,922	732,232	0	2,407,989
第2ブロック	横手市	66	209	23	3	129	0	431
第3ブロック	大館市	141	447	50	7	277	0	923
第4ブロック	由利本荘市	5,142	17,759	1,802	392	11,148	0	36,242
第5ブロック	潟上市	64,697	212,205	22,772	3,984	132,055	0	435,714
第6ブロック	北秋田市	588	1,863	207	31	1,152	0	3,840
	上小阿仁村	83	263	29	4	162	0	541
	ブロック合計	670	2,125	237	35	1,315	0	4,382
第7ブロック	にかほ市	163	517	58	9	320	0	1,066
第8ブロック	仙北市	39	125	14	2	77	0	257
	大仙市	3,178	13,173	1,094	428	8,494	0	26,368
	美郷町	37	118	13	2	73	0	244
	ブロック合計	3,254	13,416	1,121	432	8,644	0	26,869
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	1
	小坂町	0	0	0	0	0	0	1
	ブロック合計	0	1	0	0	1	0	2
第10ブロック	能代市	11,431	36,746	4,030	641	22,786	0	75,634
	藤里町	3	8	1	0	5	0	17
	三種町	13,590	43,381	4,794	736	26,867	0	89,368
	八峰町	61	195	22	3	120	0	401
	ブロック合計	25,084	80,330	8,846	1,380	49,779	0	165,420
第11ブロック	湯沢市	90	284	32	5	176	0	585
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	90	284	32	5	176	0	586
第12ブロック	男鹿市	5,991	19,849	2,107	386	12,373	0	40,705
	五城目町	37,744	122,935	13,293	2,251	76,409	0	252,632
	八郎潟町	17,448	58,091	6,134	1,147	36,243	0	119,062
	井川町	14,976	48,348	5,278	857	30,003	0	99,462
	大潟村	1,527	4,841	539	80	2,994	0	9,982
	ブロック合計	77,686	254,063	27,350	4,721	158,022	0	521,843
秋田県		530,984	1,755,720	186,772	33,892	1,094,097	0	3,601,465

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-6 5 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	28,655	94,875	10,078	1,840	59,136	0	194,584
第2ブロック	横手市	11,072	35,700	3,903	630	22,150	0	73,455
第3ブロック	大館市	25	79	9	1	49	0	162
第4ブロック	由利本荘市	9,297	30,814	3,269	600	19,210	0	63,190
第5ブロック	潟上市	3,378	10,707	1,192	177	6,623	0	22,076
第6ブロック	北秋田市	25	79	9	1	49	0	163
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	25	79	9	1	49	0	163
第7ブロック	にかほ市	481	1,525	170	25	943	0	3,145
第8ブロック	仙北市	84,850	275,891	29,887	5,021	171,426	0	567,076
	大仙市	182,982	608,379	64,334	11,962	379,475	0	1,247,133
	美郷町	14,341	45,946	5,057	791	28,474	0	94,609
	ブロック合計	282,173	930,216	99,278	17,774	579,375	0	1,908,817
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	1
第10ブロック	能代市	1,476	4,679	521	77	2,894	0	9,647
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	2,041	6,470	720	107	4,002	0	13,340
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	3,517	11,149	1,241	184	6,896	0	22,987
第11ブロック	湯沢市	742	2,353	262	39	1,456	0	4,852
	羽後町	116	368	41	6	228	0	760
	東成瀬村	0	1	0	0	0	0	2
	ブロック合計	859	2,722	303	45	1,684	0	5,613
第12ブロック	男鹿市	206	654	73	11	405	0	1,349
	五城目町	857	2,716	302	45	1,680	0	5,600
	八郎潟町	850	2,695	300	44	1,667	0	5,556
	井川町	641	2,031	226	34	1,256	0	4,188
	大潟村	24	77	9	1	48	0	159
	ブロック合計	2,578	8,173	910	135	5,056	0	16,852
秋田県		342,060	1,126,040	120,362	21,411	701,170	0	2,311,044

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-7 6 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	335,347	1,120,682	117,854	22,405	699,631	0	2,295,918
第2ブロック	横手市	1,802	7,205	623	220	4,623	0	14,474
第3ブロック	大館市	20	62	7	1	38	0	128
第4ブロック	由利本荘市	202,610	673,043	71,240	13,195	419,746	0	1,379,835
第5ブロック	潟上市	9,152	30,367	3,218	593	18,935	0	62,265
第6ブロック	北秋田市	27	85	9	1	53	0	175
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	27	85	9	1	53	0	176
第7ブロック	にかほ市	6,729	23,181	2,359	508	14,545	0	47,322
第8ブロック	仙北市	131	416	46	7	257	0	857
	大仙市	7,958	28,284	2,782	675	17,836	0	57,535
	美郷町	436	1,381	154	23	854	0	2,847
	ブロック合計	8,524	30,081	2,982	704	18,948	0	61,239
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	1,996	6,328	705	104	3,914	0	13,048
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	4,420	14,010	1,560	231	8,666	0	28,888
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	6,416	20,339	2,265	335	12,581	0	41,936
第11ブロック	湯沢市	684	2,169	241	36	1,341	0	4,471
	羽後町	113	357	40	6	221	0	736
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	797	2,526	281	42	1,562	0	5,208
第12ブロック	男鹿市	1,939	6,146	684	101	3,801	0	12,672
	五城目町	4,575	14,503	1,615	239	8,971	0	29,903
	八郎潟町	2,516	7,977	888	132	4,934	0	16,447
	井川町	1,794	5,686	633	94	3,517	0	11,725
	大潟村	279	883	98	15	546	0	1,822
	ブロック合計	11,103	35,196	3,919	581	21,770	0	72,568
秋田県		582,527	1,942,767	204,757	38,585	1,212,433	0	3,981,068

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-8 7 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	33,216	109,320	11,688	2,077	68,069	0	224,370
第2ブロック	横手市	140,858	459,542	49,601	8,466	285,705	0	944,172
第3ブロック	大館市	9	29	3	0	18	0	59
第4ブロック	由利本荘市	17,377	57,907	6,109	1,147	36,133	0	118,673
第5ブロック	潟上市	2,743	8,694	968	143	5,378	0	17,926
第6ブロック	北秋田市	2	6	1	0	4	0	12
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	2	6	1	0	4	0	12
第7ブロック	にかほ市	2,144	6,797	757	112	4,204	0	14,014
第8ブロック	仙北市	10,576	34,969	3,720	675	21,791	0	71,731
	大仙市	185,832	617,492	65,339	12,117	385,121	0	1,265,902
	美郷町	16,961	54,588	5,979	956	33,857	0	112,341
	ブロック合計	213,368	707,048	75,038	13,749	440,769	0	1,449,973
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	369	1,170	130	19	724	0	2,412
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	1,027	3,254	362	54	2,013	0	6,710
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	1,396	4,424	493	73	2,737	0	9,122
第11ブロック	湯沢市	10,541	33,931	3,716	595	21,046	0	69,828
	羽後町	28,128	94,486	9,881	1,920	59,038	0	193,453
	東成瀬村	8	25	3	0	16	0	52
	ブロック合計	38,677	128,442	13,600	2,515	80,099	0	263,334
第12ブロック	男鹿市	201	637	71	11	394	0	1,313
	五城目町	115	366	41	6	226	0	755
	八郎潟町	267	847	94	14	524	0	1,747
	井川町	530	1,679	187	28	1,039	0	3,462
	大潟村	18	58	6	1	36	0	120
	ブロック合計	1,132	3,587	399	59	2,219	0	7,397
秋田県		450,923	1,485,796	158,656	28,342	925,335	0	3,049,052

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-9 8 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	4,675	16,215	1,638	362	10,186	0	33,076
第2ブロック	横手市	16,201	54,135	5,694	1,082	33,795	0	110,906
第3ブロック	大館市	12	37	4	1	23	0	77
第4ブロック	由利本荘市	900	2,852	318	47	1,764	0	5,880
第5ブロック	潟上市	310	982	109	16	607	0	2,024
第6ブロック	北秋田市	0	1	0	0	1	0	2
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	1	0	0	1	0	2
第7ブロック	にかほ市	141	448	50	7	277	0	923
第8ブロック	仙北市	18,685	60,167	6,586	1,056	37,321	0	123,815
	大仙市	30,484	103,692	10,697	2,190	64,926	0	211,990
	美郷町	14,929	49,056	5,254	927	30,537	0	100,703
	ブロック合計	64,098	212,915	22,538	4,173	132,784	0	436,509
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	30	97	11	2	60	0	199
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	224	710	79	12	439	0	1,464
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	254	807	90	13	499	0	1,663
第11ブロック	湯沢市	911	2,887	321	48	1,785	0	5,952
	羽後町	139	441	49	7	273	0	910
	東成瀬村	9	28	3	0	17	0	58
	ブロック合計	1,059	3,356	374	55	2,076	0	6,919
第12ブロック	男鹿市	40	128	14	2	79	0	264
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	28	88	10	1	54	0	181
	井川町	129	408	45	7	252	0	840
	大潟村	7	23	3	0	14	0	47
	ブロック合計	204	646	72	11	400	0	1,332
秋田県		87,853	292,394	30,886	5,768	182,412	0	599,313

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-10 9 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	6,087	20,655	2,136	433	12,928	0	42,240
第2ブロック	横手市	112,540	373,369	39,575	7,289	232,803	0	765,575
第3ブロック	大館市	2	5	1	0	3	0	11
第4ブロック	由利本荘市	3,758	11,914	1,326	197	7,369	0	24,565
第5ブロック	潟上市	298	945	105	16	584	0	1,948
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	183	581	65	10	360	0	1,199
第8ブロック	仙北市	1,501	4,759	530	79	2,944	0	9,813
	大仙市	41,228	137,323	14,493	2,716	85,682	0	281,442
	美郷町	33,112	108,661	11,654	2,044	67,625	0	223,097
	ブロック合計	75,841	250,744	26,677	4,838	156,251	0	514,352
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	4	14	2	0	9	0	29
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	160	506	56	8	313	0	1,043
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	164	520	58	9	322	0	1,072
第11ブロック	湯沢市	25,716	86,187	9,035	1,739	53,832	0	176,510
	羽後町	1,527	4,840	539	80	2,994	0	9,979
	東成瀬村	2,741	8,688	967	143	5,374	0	17,913
	ブロック合計	29,983	99,715	10,542	1,962	62,200	0	204,402
第12ブロック	男鹿市	41	130	14	2	80	0	268
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	22	68	8	1	42	0	141
	井川町	128	406	45	7	251	0	837
	大潟村	5	16	2	0	10	0	33
	ブロック合計	196	620	69	10	384	0	1,279
秋田県		229,053	759,068	80,554	14,763	473,203	0	1,556,641

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-11 10 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	5,425	18,558	1,903	399	11,631	0	37,915
第2ブロック	横手市	2,037	6,846	716	139	4,278	0	14,015
第3ブロック	大館市	12	38	4	1	24	0	79
第4ブロック	由利本荘市	915	2,902	323	48	1,795	0	5,983
第5ブロック	潟上市	309	980	109	16	606	0	2,020
第6ブロック	北秋田市	1	2	0	0	1	0	4
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	1	2	0	0	1	0	4
第7ブロック	にかほ市	107	341	38	6	211	0	702
第8ブロック	仙北市	8,570	28,661	3,012	574	17,895	0	58,712
	大仙市	23,552	80,858	8,258	1,755	50,706	0	165,129
	美郷町	6,307	21,749	2,211	478	13,649	0	44,394
	ブロック合計	38,429	131,268	13,481	2,808	82,250	0	268,236
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	32	101	11	2	62	0	208
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	228	722	80	12	446	0	1,488
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	259	822	92	14	509	0	1,696
第11ブロック	湯沢市	463	1,468	163	24	908	0	3,027
	羽後町	32	102	11	2	63	0	210
	東成瀬村	0	1	0	0	1	0	2
	ブロック合計	496	1,571	175	26	972	0	3,239
第12ブロック	男鹿市	40	127	14	2	79	0	262
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	29	90	10	1	56	0	187
	井川町	129	408	45	7	252	0	841
	大潟村	7	23	3	0	14	0	48
	ブロック合計	205	649	72	11	401	0	1,337
秋田県		48,195	163,976	16,912	3,466	102,677	0	335,226

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-12 11 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	1,687	5,347	595	88	3,307	0	11,025
第2ブロック	横手市	11,562	39,198	4,058	820	24,530	0	80,169
第3ブロック	大館市	0	0	0	0	0	0	0
第4ブロック	由利本荘市	267	845	94	14	523	0	1,742
第5ブロック	潟上市	24	78	9	1	48	0	160
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	72	228	25	4	141	0	469
第8ブロック	仙北市	244	772	86	13	478	0	1,592
	大仙市	12,149	41,600	4,261	896	26,077	0	84,983
	美郷町	5,103	17,935	1,786	415	11,290	0	36,529
	ブロック合計	17,495	60,308	6,132	1,324	37,844	0	123,104
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	0	0	0	0	0	0	0
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	0	0	0	0	0	0	0
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第11ブロック	湯沢市	968	3,067	342	51	1,897	0	6,324
	羽後町	139	441	49	7	273	0	910
	東成瀬村	39	123	14	2	76	0	254
	ブロック合計	1,146	3,632	404	60	2,246	0	7,488
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	0	0	0
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0
	井川町	121	385	43	6	238	0	794
	大潟村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	121	385	43	6	238	0	794
秋田県		32,374	110,020	11,361	2,318	68,878	0	224,951

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-13 12 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	6,359	21,519	2,232	448	13,463	0	44,021
第2ブロック	横手市	453	1,435	160	24	888	0	2,960
第3ブロック	大館市	2	6	1	0	4	0	13
第4ブロック	由利本荘市	33,483	114,032	11,749	2,418	71,415	0	233,096
第5ブロック	潟上市	536	1,699	189	28	1,051	0	3,503
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	104,509	344,589	36,769	6,588	214,630	0	707,085
第8ブロック	仙北市	11	34	4	1	21	0	70
	大仙市	2,621	8,309	925	137	5,139	0	17,131
	美郷町	38	122	14	2	75	0	251
	ブロック合計	2,670	8,464	942	140	5,236	0	17,452
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	0	0	0	0	0	0	0
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	201	637	71	11	394	0	1,314
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	201	637	71	11	394	0	1,314
第11ブロック	湯沢市	515	1,632	182	27	1,009	0	3,364
	羽後町	76	241	27	4	149	0	497
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	591	1,873	208	31	1,158	0	3,861
第12ブロック	男鹿市	1	3	0	0	2	0	5
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	45	142	16	2	88	0	293
	井川町	150	476	53	8	294	0	981
	大潟村	8	26	3	0	16	0	53
	ブロック合計	204	647	72	11	400	0	1,333
秋田県		149,007	494,902	52,394	9,697	308,639	0	1,014,639

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-14 13 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	43,862	145,016	15,428	2,798	90,367	0	297,471
第2ブロック	横手市	461,170	1,496,390	162,464	27,029	929,449	0	3,076,502
第3ブロック	大館市	207	657	73	11	406	0	1,355
第4ブロック	由利本荘市	12,849	43,556	4,510	910	27,256	0	89,083
第5ブロック	潟上市	6,230	21,119	2,187	442	13,216	0	43,193
第6ブロック	北秋田市	685	2,171	242	36	1,343	0	4,475
	上小阿仁村	2	8	1	0	5	0	16
	ブロック合計	687	2,178	243	36	1,347	0	4,491
第7ブロック	にかほ市	3,423	12,835	1,191	347	8,160	0	25,955
第8ブロック	仙北市	102,067	330,174	35,966	5,897	204,970	0	679,073
	大仙市	356,710	1,169,877	125,556	21,957	727,996	0	2,402,096
	美郷町	154,139	500,345	54,300	9,051	310,799	0	1,028,634
	ブロック合計	612,916	2,000,395	215,821	36,905	1,243,765	0	4,109,802
第9ブロック	鹿角市	126	400	45	7	247	0	825
	小坂町	1	4	0	0	2	0	8
	ブロック合計	127	404	45	7	250	0	833
第10ブロック	能代市	6,987	22,705	2,461	412	14,107	0	46,672
	藤里町	1	3	0	0	2	0	7
	三種町	6,486	20,561	2,289	339	12,718	0	42,394
	八峰町	95	302	34	5	187	0	623
	ブロック合計	13,569	43,572	4,784	757	27,014	0	89,696
第11ブロック	湯沢市	51,450	170,126	18,097	3,284	106,016	0	348,974
	羽後町	12,800	42,373	4,502	821	26,411	0	86,907
	東成瀬村	9,084	29,427	3,200	528	18,273	0	60,512
	ブロック合計	73,334	241,926	25,800	4,634	150,700	0	496,393
第12ブロック	男鹿市	888	2,816	314	46	1,742	0	5,806
	五城目町	1,803	5,714	636	94	3,535	0	11,782
	八郎潟町	3,408	10,803	1,203	178	6,682	0	22,274
	井川町	1,505	4,772	531	79	2,952	0	9,840
	大潟村	287	909	101	15	562	0	1,874
	ブロック合計	7,891	25,015	2,785	413	15,473	0	51,576
秋田県		1,236,267	4,033,062	435,332	74,287	2,507,403	0	8,286,351

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-15 14 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	49,721	163,329	17,499	3,083	101,665	0	335,297
第2ブロック	横手市	381,998	1,225,727	134,693	21,226	759,833	0	2,523,476
第3ブロック	大館市	16	50	6	1	31	0	103
第4ブロック	由利本荘市	55,352	186,026	19,444	3,787	116,245	0	380,853
第5ブロック	潟上市	6,106	20,726	2,143	435	12,973	0	42,382
第6ブロック	北秋田市	38	120	13	2	74	0	248
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	38	120	13	2	74	0	248
第7ブロック	にかほ市	6,079	21,102	2,129	473	13,257	0	43,040
第8ブロック	仙北市	34,596	115,018	12,163	2,261	71,742	0	235,780
	大仙市	245,861	811,548	86,493	15,574	505,575	0	1,665,051
	美郷町	82,987	270,783	29,222	4,991	168,355	0	556,340
	ブロック合計	363,444	1,197,349	127,879	22,827	745,673	0	2,457,171
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	1,858	5,889	656	97	3,643	0	12,142
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	3,335	10,571	1,177	174	6,539	0	21,796
	八峰町	29	92	10	2	57	0	189
	ブロック合計	5,221	16,551	1,843	273	10,238	0	34,127
第11ブロック	湯沢市	41,792	137,282	14,708	2,591	85,452	0	281,825
	羽後町	43,677	144,039	15,367	2,756	89,719	0	295,556
	東成瀬村	24	75	8	1	46	0	154
	ブロック合計	85,493	281,395	30,083	5,348	175,216	0	577,535
第12ブロック	男鹿市	1,022	3,239	361	53	2,004	0	6,679
	五城目町	933	2,956	329	49	1,828	0	6,095
	八郎潟町	2,944	9,333	1,039	154	5,773	0	19,244
	井川町	1,628	5,160	575	85	3,192	0	10,640
	大潟村	239	759	84	13	469	0	1,565
	ブロック合計	6,766	21,448	2,388	354	13,267	0	44,222
秋田県		960,232	3,133,824	338,119	57,807	1,948,473	0	6,438,455

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-16 15 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	526,427	1,737,188	185,200	33,308	1,082,178	0	3,564,301
第2ブロック	横手市	20,297	64,967	7,158	1,114	40,256	0	133,792
第3ブロック	大館市	246	780	87	13	483	0	1,609
第4ブロック	由利本荘市	95,601	314,688	33,640	5,982	195,950	0	645,860
第5ブロック	潟上市	31,890	105,726	11,215	2,059	65,914	0	216,804
第6ブロック	北秋田市	152	482	54	8	298	0	993
	上小阿仁村	11	34	4	1	21	0	71
	ブロック合計	163	516	57	9	319	0	1,064
第7ブロック	にかほ市	2,882	9,135	1,017	151	5,651	0	18,835
第8ブロック	仙北市	4,946	17,162	1,733	384	10,781	0	35,005
	大仙市	108,268	359,569	38,069	7,044	224,238	0	737,189
	美郷町	4,604	16,348	1,609	389	10,307	0	33,257
	ブロック合計	117,817	393,079	41,411	7,817	245,327	0	805,451
第9ブロック	鹿角市	75	238	26	4	147	0	490
	小坂町	6	18	2	0	11	0	37
	ブロック合計	81	256	28	4	158	0	528
第10ブロック	能代市	5,507	18,168	1,938	348	11,317	0	37,277
	藤里町	1	2	0	0	1	0	4
	三種町	8,659	27,777	3,053	480	17,218	0	57,188
	八峰町	34	107	12	2	66	0	221
	ブロック合計	14,201	46,054	5,003	830	28,603	0	94,691
第11ブロック	湯沢市	1,431	4,536	505	75	2,806	0	9,352
	羽後町	488	1,546	172	26	956	0	3,188
	東成瀬村	0	1	0	0	1	0	2
	ブロック合計	1,919	6,083	677	100	3,763	0	12,542
第12ブロック	男鹿市	6,205	20,534	2,182	398	12,798	0	42,116
	五城目町	10,378	34,028	3,653	638	21,175	0	69,872
	八郎潟町	8,302	27,907	2,916	569	17,440	0	57,133
	井川町	8,120	26,171	2,862	461	16,236	0	53,850
	大潟村	1,340	4,248	473	70	2,628	0	8,760
	ブロック合計	34,344	112,889	12,086	2,136	70,276	0	231,730
秋田県		845,867	2,791,361	297,580	53,522	1,738,877	0	5,727,208

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-17 16 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	0	0	0	0	0	0	0
第2ブロック	横手市	0	0	0	0	0	0	0
第3ブロック	大館市	250	791	88	13	489	0	1,631
第4ブロック	由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0
第5ブロック	潟上市	0	0	0	0	0	0	0
第6ブロック	北秋田市	80	252	28	4	156	0	521
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	80	252	28	4	156	0	521
第7ブロック	にかほ市	0	0	0	0	0	0	0
第8ブロック	仙北市	0	0	0	0	0	0	0
	大仙市	0	0	0	0	0	0	0
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第9ブロック	鹿角市	9	29	3	0	18	0	60
	小坂町	36	113	13	2	70	0	234
	ブロック合計	45	143	16	2	88	0	294
第10ブロック	能代市	425	1,346	150	22	833	0	2,775
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	186	590	66	10	365	0	1,216
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	611	1,936	216	32	1,198	0	3,992
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	0
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	0	0	0
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0
	井川町	92	292	33	5	181	0	602
	大潟村	2	6	1	0	4	0	13
	ブロック合計	94	298	33	5	184	0	615
秋田県		1,079	3,420	381	56	2,116	0	7,052

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-18 17 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	699	2,214	247	37	1,370	0	4,565
第2ブロック	横手市	9	29	3	0	18	0	60
第3ブロック	大館市	616	1,951	217	32	1,207	0	4,024
第4ブロック	由利本荘市	59	186	21	3	115	0	383
第5ブロック	潟上市	148	471	52	8	291	0	970
第6ブロック	北秋田市	176	558	62	9	345	0	1,150
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	176	558	62	9	345	0	1,150
第7ブロック	にかほ市	46	146	16	2	90	0	300
第8ブロック	仙北市	9	27	3	0	17	0	56
	大仙市	93	296	33	5	183	0	609
	美郷町	0	1	0	0	1	0	2
	ブロック合計	102	324	36	5	200	0	667
第9ブロック	鹿角市	2,456	7,785	867	128	4,815	0	16,051
	小坂町	328	1,039	116	17	643	0	2,143
	ブロック合計	2,784	8,824	982	146	5,458	0	18,194
第10ブロック	能代市	232	734	82	12	454	0	1,513
	藤里町	0	0	0	0	0	0	1
	三種町	371	1,176	131	19	727	0	2,424
	八峰町	7	22	2	0	14	0	46
	ブロック合計	609	1,932	215	32	1,195	0	3,983
第11ブロック	湯沢市	1	2	0	0	1	0	4
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	1	2	0	0	1	0	4
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	0	0	0
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	17	55	6	1	34	0	113
	井川町	128	405	45	7	250	0	835
	大潟村	8	26	3	0	16	0	53
	ブロック合計	153	485	54	8	300	0	1,000
秋田県		5,401	17,121	1,906	282	10,590	0	35,301

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-19 18 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	906	2,872	320	47	1,776	0	5,921
第2ブロック	横手市	8	25	3	0	15	0	51
第3ブロック	大館市	14	44	5	1	27	0	90
第4ブロック	由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0
第5ブロック	潟上市	22	68	8	1	42	0	141
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	0	0	0	0	0	0	0
第8ブロック	仙北市	221	700	78	12	433	0	1,444
	大仙市	1,359	4,309	480	71	2,666	0	8,885
	美郷町	33	105	12	2	65	0	217
	ブロック合計	1,614	5,115	570	84	3,164	0	10,547
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	1
第10ブロック	能代市	0	1	0	0	1	0	3
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	34	108	12	2	67	0	222
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	34	109	12	2	67	0	225
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	0
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	0	0	0
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0
	井川町	122	386	43	6	239	0	796
	大潟村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	122	386	43	6	239	0	796
秋田県		2,719	8,619	960	142	5,331	0	17,771

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-20 19 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	11,703	38,385	4,119	721	23,887	0	78,816
第2ブロック	横手市	6,009	20,540	2,108	440	12,872	0	41,969
第3ブロック	大館市	184	584	65	10	361	0	1,204
第4ブロック	由利本荘市	3,627	11,499	1,280	190	7,113	0	23,709
第5ブロック	潟上市	1,320	4,184	466	69	2,588	0	8,626
第6ブロック	北秋田市	66	210	23	3	130	0	433
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	66	210	23	3	130	0	433
第7ブロック	にかほ市	205	650	72	11	402	0	1,339
第8ブロック	仙北市	6,535	22,229	2,293	470	13,918	0	45,445
	大仙市	13,046	44,448	4,577	943	27,838	0	90,853
	美郷町	2,183	6,919	770	114	4,280	0	14,266
	ブロック合計	21,764	73,596	7,641	1,527	46,037	0	150,565
第9ブロック	鹿角市	439	1,391	155	23	861	0	2,869
	小坂町	0	1	0	0	1	0	3
	ブロック合計	439	1,393	155	23	861	0	2,871
第10ブロック	能代市	1,714	5,433	605	90	3,361	0	11,203
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	1,898	6,018	670	99	3,723	0	12,408
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	3,613	11,452	1,275	189	7,084	0	23,612
第11ブロック	湯沢市	2,431	9,544	842	282	6,108	0	19,207
	羽後町	454	1,440	160	24	890	0	2,968
	東成瀬村	294	933	104	15	577	0	1,924
	ブロック合計	3,180	11,916	1,106	321	7,576	0	24,100
第12ブロック	男鹿市	155	490	55	8	303	0	1,011
	五城目町	121	383	43	6	237	0	789
	八郎潟町	276	875	97	14	541	0	1,803
	井川町	500	1,584	176	26	980	0	3,265
	大潟村	20	64	7	1	40	0	132
	ブロック合計	1,071	3,396	378	56	2,100	0	7,001
秋田県		53,182	177,805	18,689	3,560	111,010	0	364,245

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-21 20 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	3,066	9,718	1,082	160	6,011	0	20,038
第2ブロック	横手市	667	2,113	235	35	1,307	0	4,356
第3ブロック	大館市	0	0	0	0	0	0	0
第4ブロック	由利本荘市	10,002	33,047	3,518	636	20,591	0	67,794
第5ブロック	潟上市	116	369	41	6	228	0	761
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	17,195	55,631	6,059	994	34,537	0	114,416
第8ブロック	仙北市	1	2	0	0	1	0	5
	大仙市	1,637	5,189	578	86	3,210	0	10,699
	美郷町	53	169	19	3	104	0	348
	ブロック合計	1,691	5,360	597	88	3,315	0	11,051
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	0	0	0	0	0	0	0
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	49	156	17	3	97	0	322
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	49	156	17	3	97	0	322
第11ブロック	湯沢市	786	2,490	277	41	1,540	0	5,134
	羽後町	149	471	52	8	291	0	971
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	934	2,961	330	49	1,832	0	6,105
第12ブロック	男鹿市	2	7	1	0	4	0	15
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	4	12	1	0	7	0	25
	井川町	125	395	44	7	245	0	815
	大潟村	1	2	0	0	1	0	4
	ブロック合計	131	417	46	7	258	0	859
秋田県		33,851	109,773	11,926	1,978	68,176	0	225,703

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-22 21 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)						合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	
第1ブロック	秋田市	0	0	0	0	0	0	0
第2ブロック	横手市	10	31	3	1	19	0	64
第3ブロック	大館市	0	0	0	0	0	0	0
第4ブロック	由利本荘市	51	162	18	3	100	0	334
第5ブロック	潟上市	0	0	0	0	0	0	0
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	71	226	25	4	140	0	466
第8ブロック	仙北市	0	0	0	0	0	0	0
	大仙市	1	2	0	0	1	0	4
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	1	2	0	0	1	0	4
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	0	0	0	0	0	0	0
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	0	0	0	0	0	0	0
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
第11ブロック	湯沢市	357	1,133	126	19	701	0	2,336
	羽後町	2	7	1	0	4	0	14
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	360	1,140	127	19	705	0	2,351
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	0	0	0
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0
	井川町	0	0	0	0	0	0	0
	大潟村	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0
秋田県		493	1,561	174	26	966	0	3,220

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-23 22 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)							合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	津波堆積物	
第1ブロック	秋田市	20,283	185,763	73,976	11,369	136,048	19,569	150,793	597,801
第2ブロック	横手市	108	971	401	59	712	106	0	2,357
第3ブロック	大館市	208	1,866	770	113	1,368	204	0	4,529
第4ブロック	由利本荘市	4,385	40,243	15,972	2,465	29,471	4,225	31,879	128,639
第5ブロック	潟上市	3,334	30,840	12,089	1,894	22,577	3,197	10,924	84,855
第6ブロック	北秋田市	614	5,500	2,269	334	4,032	601	0	13,350
	上小阿仁村	0	3	1	0	2	0	0	7
	ブロック合計	614	5,503	2,271	334	4,034	601	0	13,357
第7ブロック	にかほ市	916	8,206	3,386	498	6,015	896	16,239	36,157
第8ブロック	仙北市	2	22	9	1	16	2	0	54
	大仙市	1,356	12,146	5,012	737	8,903	1,327	0	29,481
	美郷町	37	332	137	20	244	36	0	807
	ブロック合計	1,396	12,500	5,158	759	9,163	1,365	0	30,341
第9ブロック	鹿角市	12	108	45	7	79	12	0	262
	小坂町	4	36	15	2	26	4	0	87
	ブロック合計	16	144	59	9	105	16	0	348
第10ブロック	能代市	9,899	89,237	36,446	5,428	65,395	9,646	251,894	467,945
	藤里町	10	87	36	5	64	10	0	212
	三種町	4,452	40,109	16,396	2,439	29,394	4,339	35,127	132,256
	八峰町	4,168	37,327	15,402	2,265	27,361	4,077	103,199	193,797
	ブロック合計	18,528	166,760	68,280	10,138	122,213	18,072	390,220	794,211
第11ブロック	湯沢市	150	1,341	553	81	983	146	0	3,256
	羽後町	8	74	30	4	54	8	0	179
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	158	1,415	584	86	1,037	155	0	3,434
第12ブロック	男鹿市	3,560	32,505	13,007	1,987	23,808	3,441	89,655	167,964
	五城目町	3,281	29,384	12,125	1,783	21,539	3,209	0	71,322
	八郎潟町	1,449	12,979	5,355	788	9,514	1,418	0	31,503
	井川町	825	7,385	3,047	448	5,413	807	494	18,418
	大潟村	330	2,957	1,220	179	2,168	323	24,242	31,420
	ブロック合計	9,445	85,211	34,755	5,185	62,442	9,198	114,391	320,627
秋田県		59,392	539,421	217,700	32,909	395,185	57,603	714,447	2,016,657

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-24 23 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)							合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	津波堆積物	
第1ブロック	秋田市	19,333	176,096	70,741	10,755	128,995	18,716	300,502	725,138
第2ブロック	横手市	161	1,446	597	88	1,060	158	0	3,509
第3ブロック	大館市	154	1,379	569	84	1,011	151	0	3,346
第4ブロック	由利本荘市	4,428	40,619	16,132	2,488	29,747	4,267	60,572	158,253
第5ブロック	潟上市	3,248	30,071	11,770	1,848	22,014	3,112	25,382	97,445
第6ブロック	北秋田市	443	3,963	1,635	240	2,905	433	0	9,620
	上小阿仁村	0	3	1	0	2	0	0	7
	ブロック合計	443	3,966	1,636	241	2,907	433	0	9,626
第7ブロック	にかほ市	9,893	88,611	36,563	5,377	64,953	9,678	99,818	314,894
第8ブロック	仙北市	8	69	28	4	50	8	0	167
	大仙市	1,037	9,290	3,833	564	6,810	1,015	0	22,549
	美郷町	35	312	129	19	229	34	0	758
	ブロック合計	1,080	9,671	3,990	587	7,089	1,056	0	23,473
第9ブロック	鹿角市	26	236	97	14	173	26	0	572
	小坂町	3	25	10	2	18	3	0	61
	ブロック合計	29	261	108	16	191	28	0	633
第10ブロック	能代市	7,674	69,314	28,224	4,220	50,792	7,469	156,280	323,973
	藤里町	15	131	54	8	96	14	369	687
	三種町	4,016	36,211	14,786	2,203	26,536	3,913	21,231	108,897
	八峰町	591	5,292	2,184	321	3,879	578	34,367	47,213
	ブロック合計	12,296	110,948	45,248	6,752	81,303	11,975	212,247	480,769
第11ブロック	湯沢市	197	1,763	727	107	1,292	193	0	4,279
	羽後町	31	276	114	17	203	30	0	671
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	228	2,039	841	124	1,495	223	0	4,949
第12ブロック	男鹿市	5,803	52,600	21,298	3,206	38,538	5,636	146,435	273,517
	五城目町	821	7,357	3,036	446	5,393	804	0	17,857
	八郎潟町	1,532	13,718	5,660	832	10,056	1,498	0	33,297
	井川町	793	7,104	2,931	431	5,207	776	518	17,760
	大潟村	460	4,122	1,701	250	3,021	450	46,811	56,816
	ブロック合計	9,410	84,901	34,626	5,166	62,215	9,164	193,764	399,247
秋田県		60,703	550,009	222,821	33,524	402,979	58,962	892,286	2,221,284

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-25 24 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)							合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	津波堆積物	
第1ブロック	秋田市	782	7,001	2,889	425	5,132	765	0	16,992
第2ブロック	横手市	6	54	22	3	40	6	0	131
第3ブロック	大館市	0	0	0	0	0	0	0	0
第4ブロック	由利本荘市	2,035	18,228	7,521	1,106	13,362	1,991	0	44,244
第5ブロック	潟上市	55	494	204	30	362	54	0	1,198
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	794	7,112	2,935	432	5,213	777	0	17,263
第8ブロック	仙北市	0	0	0	0	0	0	0	0
	大仙市	13	118	49	7	87	13	0	287
	美郷町	0	0	0	0	0	0	0	1
	ブロック合計	13	119	49	7	87	13	0	288
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	0	0	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	0	0	0	0	0	0	0	1
	藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	62	560	231	34	410	61	0	1,359
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	63	560	231	34	410	61	0	1,359
第11ブロック	湯沢市	84	753	311	46	552	82	0	1,826
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック合計	84	753	311	46	552	82	0	1,827
第12ブロック	男鹿市	18	165	68	10	121	18	0	399
	五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	1	10	4	1	7	1	0	24
	井川町	54	484	200	29	355	53	0	1,174
	大潟村	1	6	3	0	5	1	0	16
	ブロック合計	74	665	274	40	487	73	0	1,613
秋田県		3,906	34,985	14,435	2,123	25,644	3,821	0	84,914

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-26 25 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)							合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	津波堆積物	
第1ブロック	秋田市	71,286	646,938	261,422	39,456	473,968	69,174	520,613	2,082,856
第2ブロック	横手市	1,087	10,804	3,759	681	7,888	992	0	25,210
第3ブロック	大館市	2,191	20,111	7,979	1,232	14,728	2,111	0	48,351
第4ブロック	由利本荘市	11,553	105,269	42,266	6,430	77,111	11,182	127,809	381,621
第5ブロック	潟上市	12,233	111,739	44,688	6,832	81,843	11,822	90,182	359,339
第6ブロック	北秋田市	2,963	27,401	10,741	1,683	20,060	2,840	0	65,689
	上小阿仁村	18	157	65	10	115	17	0	382
	ブロック合計	2,980	27,559	10,806	1,693	20,176	2,858	0	66,071
第7ブロック	にかほ市	32,289	290,505	119,017	17,659	212,906	31,500	161,226	865,103
第8ブロック	仙北市	850	7,612	3,141	462	5,580	831	0	18,476
	大仙市	6,678	64,226	23,622	4,002	46,951	6,239	0	151,717
	美郷町	522	4,674	1,929	284	3,426	510	0	11,344
	ブロック合計	8,050	76,512	28,691	4,747	55,957	7,581	0	181,537
第9ブロック	鹿角市	597	5,344	2,205	324	3,917	584	0	12,971
	小坂町	12	107	44	7	79	12	0	261
	ブロック合計	609	5,452	2,249	331	3,996	595	0	13,232
第10ブロック	能代市	46,668	424,211	170,978	25,888	310,771	45,239	515,606	1,539,363
	藤里町	268	2,402	991	146	1,760	262	0	5,829
	三種町	12,220	111,119	44,762	6,782	81,403	11,844	86,600	354,731
	八峰町	16,292	146,546	60,061	8,907	107,401	15,897	201,412	556,516
	ブロック合計	75,449	684,278	276,793	41,723	501,336	73,242	803,618	2,456,439
第11ブロック	湯沢市	354	3,168	1,307	192	2,322	346	0	7,690
	羽後町	51	459	189	28	337	50	0	1,115
	東成瀬村	0	1	0	0	0	0	0	2
	ブロック合計	405	3,628	1,497	220	2,660	396	0	8,806
第12ブロック	男鹿市	40,061	363,231	146,989	22,145	266,124	38,895	396,470	1,273,915
	五城目町	3,978	36,881	14,400	2,268	26,998	3,808	206	88,538
	八郎潟町	3,241	29,939	11,757	1,838	21,919	3,109	0	71,803
	井川町	1,939	17,766	7,071	1,087	13,011	1,870	772	43,517
	大潟村	2,833	25,902	10,346	1,584	18,971	2,737	430,135	492,508
	ブロック合計	52,051	473,719	190,561	28,923	347,024	50,419	827,584	1,970,281
秋田県		270,183	2,456,513	989,728	149,926	1,799,591	261,872	2,531,032	8,458,845

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-27 26 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)							合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	津波堆積物	
第1ブロック	秋田市	41,514	380,325	151,385	23,279	278,536	40,046	292,320	1,207,405
第2ブロック	横手市	886	8,207	3,211	504	6,008	849	0	19,665
第3ブロック	大館市	900	8,561	3,206	531	6,261	847	0	20,307
第4ブロック	由利本荘市	11,348	104,487	41,258	6,408	76,508	10,912	70,363	321,285
第5ブロック	潟上市	8,299	76,134	30,237	4,662	55,755	7,998	23,188	206,273
第6ブロック	北秋田市	1,149	10,292	4,247	625	7,544	1,124	0	24,981
	上小阿仁村	23	210	87	13	154	23	0	510
	ブロック合計	1,173	10,503	4,334	637	7,699	1,147	0	25,492
第7ブロック	にかほ市	26,977	242,996	99,366	14,778	178,079	26,298	147,792	736,286
第8ブロック	仙北市	182	1,633	674	99	1,197	178	0	3,963
	大仙市	4,530	42,773	16,216	2,647	31,289	4,286	0	101,741
	美郷町	435	3,898	1,609	237	2,858	426	0	9,462
	ブロック合計	5,148	48,304	18,498	2,983	35,344	4,890	0	115,166
第9ブロック	鹿角市	353	3,158	1,303	192	2,315	345	0	7,665
	小坂町	8	74	31	5	54	8	0	180
	ブロック合計	361	3,232	1,334	196	2,369	353	0	7,846
第10ブロック	能代市	21,415	194,933	78,393	11,902	142,797	20,741	147,768	617,949
	藤里町	59	530	219	32	389	58	0	1,287
	三種町	9,295	84,082	34,154	5,122	61,609	9,038	17,658	220,957
	八峰町	1,554	13,921	5,744	845	10,204	1,520	43,133	76,921
	ブロック合計	32,324	293,465	118,509	17,901	214,999	31,358	208,559	917,115
第11ブロック	湯沢市	596	5,334	2,201	324	3,910	583	0	12,946
	羽後町	203	1,821	751	111	1,335	199	0	4,420
	東成瀬村	0	1	0	0	1	0	0	2
	ブロック合計	799	7,156	2,953	434	5,245	782	0	17,369
第12ブロック	男鹿市	22,009	200,132	80,618	12,215	146,612	21,331	154,901	637,818
	五城目町	4,496	41,490	16,321	2,547	30,377	4,316	0	99,547
	八郎潟町	2,650	23,739	9,795	1,440	17,401	2,593	0	57,618
	井川町	1,509	13,519	5,578	820	9,910	1,477	575	33,389
	大潟村	2,457	22,558	8,947	1,382	16,520	2,367	59,399	113,630
	ブロック合計	33,122	301,439	121,259	18,404	220,819	32,083	214,876	942,002
秋田県		162,850	1,484,809	595,549	90,718	1,087,622	157,563	957,099	4,536,211

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

表 5-5-28 27 地震における組成別災害廃棄物量

県内ブロック	市町村名	組成別災害廃棄物量(t)							合計
		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物	その他	津波堆積物	
第1ブロック	秋田市	159,234	1,437,307	585,810	87,478	1,053,239	155,033	680,666	4,158,767
第2ブロック	横手市	2,046	18,779	7,454	1,150	13,752	1,972	0	45,153
第3ブロック	大館市	2,334	21,396	8,507	1,310	15,669	2,250	0	51,467
第4ブロック	由利本荘市	38,724	348,796	142,643	21,211	255,614	37,752	296,518	1,141,258
第5ブロック	潟上市	22,368	204,738	81,610	12,527	149,948	21,589	249,876	742,656
第6ブロック	北秋田市	3,437	31,655	12,495	1,941	23,178	3,305	0	76,012
	上小阿仁村	61	542	224	33	397	59	0	1,316
	ブロック合計	3,498	32,197	12,719	1,974	23,576	3,364	0	77,328
第7ブロック	にかほ市	70,141	629,512	258,906	38,229	461,401	68,530	287,150	1,813,869
第8ブロック	仙北市	1,354	13,231	4,742	829	9,666	1,252	0	31,074
	大仙市	8,386	79,470	29,948	4,925	58,126	7,914	0	188,770
	美郷町	636	5,692	2,349	345	4,173	622	0	13,816
	ブロック合計	10,376	98,393	37,039	6,099	71,965	9,787	0	233,661
第9ブロック	鹿角市	789	7,068	2,916	429	5,181	772	0	17,156
	小坂町	24	214	88	13	157	23	0	520
	ブロック合計	813	7,282	3,005	442	5,338	795	0	17,676
第10ブロック	能代市	82,776	757,571	302,032	46,352	554,840	79,899	680,249	2,503,718
	藤里町	376	3,366	1,389	204	2,467	368	0	8,169
	三種町	17,378	157,636	63,745	9,612	115,491	16,868	159,409	540,139
	八峰町	21,366	193,029	78,563	11,752	141,444	20,791	258,127	725,073
	ブロック合計	121,896	1,111,602	445,729	67,921	814,242	117,925	1,097,785	3,777,100
第11ブロック	湯沢市	462	4,134	1,706	251	3,030	452	0	10,034
	羽後町	156	1,394	575	85	1,022	152	0	3,383
	東成瀬村	0	4	1	0	3	0	0	8
	ブロック合計	618	5,531	2,282	336	4,054	604	0	13,425
第12ブロック	男鹿市	66,715	602,973	245,253	36,717	441,828	64,903	619,325	2,077,713
	五城目町	4,747	43,291	17,355	2,645	31,710	4,592	830	105,170
	八郎潟町	4,774	45,041	17,099	2,787	32,950	4,519	0	107,169
	井川町	2,643	24,052	9,677	1,468	17,619	2,560	1,774	59,794
	大潟村	5,164	47,000	18,905	2,870	34,430	5,002	1,492,483	1,605,853
	ブロック合計	84,043	762,356	308,289	46,487	558,537	81,576	2,114,412	3,955,699
秋田県		516,092	4,677,889	1,893,994	285,165	3,427,336	501,177	4,726,408	16,028,060

小数点以下の処理（四捨五入）により、組成別の合計が一致しない場合がある。

6 し尿及び仮設トイレ

避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計条件を表5-6-1、推計結果を表5-6-2～表5-6-6に示す。これを基に仮設トイレの必要基数を推計するが、避難人員に応じて十分な数を設置する。

表 5-6-1 推計条件

仮設トイレの平均的容量	400L/基
し尿の1人1日平均排出量	1.7L/人・日
収集計画	3日(3日に1回の収集)
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの平均的容量/し尿の1人1日平均排出量/収集計画 =78.4(人/基)
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数(避難者数)※/仮設トイレ設置目安

※「秋田県地震被害想定調査報告書（平成25年8月、秋田県）」より、
避難者数が最大となる冬18時4日後の避難者数とした。

出典：国対策指針【技14-3】

表 5-6-2 避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数（1地震～5地震）

県内ブロック	市町村名	1地震		2地震		3地震		4地震		5地震	
		し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)
第1ブロック	秋田市	1,020	8	26	1	24,276	183	170,882	1,282	17,512	132
第2ブロック	横手市	0	0	0	0	0	0	15	1	8,888	67
第3ブロック	大館市	46	1	872	7	0	0	20	1	2	1
第4ブロック	由利本荘市	0	0	0	0	12	1	2,943	23	6,151	47
第5ブロック	湯上市	750	6	10	1	11,470	87	23,258	175	1,159	9
第6ブロック	北秋田市	2,509	19	5	1	2	1	845	7	10	1
	上小阿仁村	51	1	0	0	0	0	223	2	0	0
第7ブロック	にかほ市	0	0	0	0	5	1	22	1	197	2
	仙北市	0	0	0	0	36	1	508	4	17,257	130
第8ブロック	大仙市	3	1	0	0	17	1	2,198	17	51,386	386
	美郷町	0	0	0	0	0	0	31	1	9,088	69
第9ブロック	鹿角市	0	0	11,064	83	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	415	4	0	0	0	0	0	0
第10ブロック	能代市	45,157	339	3	1	1,863	14	5,867	45	119	1
	藤里町	864	7	0	0	0	0	22	1	0	0
	三種町	10,710	81	26	1	1,579	12	6,385	48	209	2
	八峰町	2,346	18	0	0	90	1	109	1	0	0
第11ブロック	湯沢市	0	0	0	0	0	0	7	1	349	3
	羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	357	3
	東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
第12ブロック	男鹿市	2,773	21	0	0	12,062	91	6,309	48	66	1
	五城目町	389	3	0	0	318	3	7,592	57	194	2
	八郎潟町	1,115	9	2	1	760	6	4,668	36	228	2
	井川町	362	3	15	1	1,280	10	3,939	30	182	2
	大潟村	1,488	12	0	0	928	7	921	7	10	1
秋田県		69,584	522	12,439	94	54,699	411	236,764	1,776	113,361	851

表 5-6-3 避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数(6地震~10地震)

県内ブロック	市町村名	6地震		7地震		8地震		9地震		10地震	
		し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)
第1ブロック	秋田市	173,891	1,305	21,413	161	971	8	1,469	12	1,231	10
第2ブロック	横手市	2,093	16	36,108	271	13,889	105	43,404	326	2,927	22
第3ブロック	大館市	2	1	0	0	2	1	0	0	2	1
第4ブロック	由利本荘市	49,817	374	15,552	117	260	2	1,734	14	258	2
第5ブロック	湯上市	8,842	67	877	7	34	1	34	1	34	1
第6ブロック	北秋田市	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	5,875	45	2,383	18	14	1	37	1	10	1
	仙北市	1,012	8	7,296	55	9,488	72	3,171	24	6,970	53
第8ブロック	大仙市	8,475	64	51,400	386	22,919	172	27,652	208	20,874	157
	美郷町	689	6	9,523	72	9,641	73	13,292	100	6,270	48
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	能代市	230	2	31	1	2	1	0	0	2	1
第10ブロック	藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三種町	937	8	92	1	22	1	15	1	22	1
	八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第11ブロック	湯沢市	196	2	8,886	67	964	8	15,156	114	63	1
	羽後町	362	3	9,501	72	401	4	2,365	18	20	1
	東成瀬村	0	0	71	1	90	1	1,244	10	2	1
第12ブロック	男鹿市	2,606	20	58	1	3	1	3	1	3	1
	五城目町	1,268	10	37	1	0	0	0	0	0	0
	八郎潟町	1,120	9	75	1	2	1	2	1	3	1
	井川町	857	7	109	1	15	1	15	1	15	1
	大潟村	226	2	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県		258,499	1,939	163,413	1,226	58,720	441	109,592	822	38,711	291

表 5-6-4 避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数(11地震~15地震)

県内ブロック	市町村名	11地震		12地震		13地震		14地震		15地震	
		し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)
第1ブロック	秋田市	260	2	8,238	62	31,663	238	30,694	231	211,985	1,590
第2ブロック	横手市	11,711	88	85	1	77,595	582	62,028	466	10,037	76
第3ブロック	大館市	0	0	0	0	51	1	2	1	44	1
第4ブロック	由利本荘市	31	1	22,831	172	5,695	43	23,579	177	34,971	263
第5ブロック	湯上市	3	1	374	3	4,629	35	2,168	17	17,088	129
第6ブロック	北秋田市	0	0	0	0	933	7	5	1	104	1
	上小阿仁村	0	0	0	0	41	1	0	0	51	1
第7ブロック	にかほ市	7	1	18,753	141	1,207	10	4,320	33	5,233	40
	仙北市	1,345	11	10	1	18,338	138	11,468	87	3,256	25
第8ブロック	大仙市	13,830	104	610	5	64,989	488	59,128	444	35,120	264
	美郷町	6,076	46	5	1	21,333	160	17,362	131	2,909	22
第9ブロック	鹿角市	0	0	0	0	12	1	0	0	7	1
	小坂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	能代市	0	0	0	0	7,295	55	196	2	3,655	28
第10ブロック	藤里町	0	0	0	0	43	1	0	0	0	0
	三種町	0	0	20	1	2,757	21	619	5	3,397	26
	八峰町	0	0	0	0	658	5	7	1	88	1
第11ブロック	湯沢市	1,137	9	39	1	16,364	123	17,775	134	648	5
	羽後町	393	3	9	1	4,507	34	9,755	74	571	5
	東成瀬村	185	2	0	0	1,972	15	66	1	0	0
第12ブロック	男鹿市	0	0	0	0	1,159	9	315	3	6,582	50
	五城目町	0	0	5	1	784	6	318	3	3,388	26
	八郎潟町	0	0	19	1	1,498	12	995	8	3,468	27
	井川町	15	1	39	1	706	6	619	5	2,948	23
	大潟村	0	0	0	0	513	4	41	1	949	8
秋田県		34,993	263	51,039	383	264,743	1,986	241,460	1,811	346,499	2,599

表 5-6-5 避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数（16 地震～21 地震）

県内ブロック	市町村名	16地震		17地震		18地震		19地震		20地震		21地震	
		し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)
第1ブロック	秋田市	0	1	86	1	124	1	4,526	34	508	4	0	1
第2ブロック	横手市	0	1	1	1	1	1	7,953	60	704	6	1	1
第3ブロック	大館市	226	2	273	3	1	1	33	1	0	1	0	1
第4ブロック	由利本荘市	0	1	6	1	0	1	1,627	13	8,804	67	4	1
第5ブロック	潟上市	0	1	16	1	2	1	334	3	12	1	0	1
第6ブロック	北秋田市	7	1	89	1	0	1	17	1	0	1	0	1
	上小阿仁村	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
第7ブロック	にかほ市	0	1	5	1	0	1	83	1	9,035	68	7	1
第8ブロック	仙北市	0	1	16	1	1,258	10	6,350	48	0	1	0	1
	大仙市	0	1	21	1	499	4	14,444	109	907	7	0	1
	美郷町	0	1	0	1	6	1	3,906	30	68	1	0	1
第9ブロック	鹿角市	9	1	1,368	11	0	1	57	1	0	1	0	1
	小坂町	75	1	125	1	0	1	0	1	0	1	0	1
第10ブロック	能代市	31	1	21	1	0	1	138	2	0	1	0	1
	藤里町	0	1	5	1	0	1	0	1	0	1	0	1
	三種町	17	1	33	1	3	1	187	2	5	1	0	1
	八峰町	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	1
第11ブロック	湯沢市	0	1	0	1	0	1	3,981	30	556	5	109	1
	羽後町	0	1	0	1	0	1	809	7	516	4	0	1
	東成瀬村	0	1	0	1	0	1	526	4	0	1	0	1
第12ブロック	男鹿市	0	1	0	1	0	1	21	1	0	1	0	1
	五城目町	0	1	0	1	0	1	45	1	0	1	0	1
	八郎潟町	0	1	2	1	0	1	80	1	0	1	0	1
	井川町	13	1	16	1	15	1	94	1	16	1	0	1
	大潟村	0	1	0	1	0	1	4	1	0	1	0	1
秋田県		379	3	2,083	16	1,911	15	45,217	340	21,133	159	121	1

表 5-6-6 避難所におけるし尿発生量及び仮設トイレ必要基数（22 地震～27 地震）

県内ブロック	市町村名	22地震		23地震		24地震		25地震		26地震		27地震	
		し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ 必要設置数 (基)
第1ブロック	秋田市	25,240	190	24,764	186	277	3	66,983	503	1,020	8	90,782	681
第2ブロック	横手市	32	1	54	1	1	1	1,379	11	0	0	2,382	18
第3ブロック	大館市	252	2	240	2	0	1	6,594	50	46	1	3,315	25
第4ブロック	由利本荘市	4,175	32	3,436	26	789	6	14,771	111	0	0	21,684	163
第5ブロック	潟上市	6,108	46	5,685	43	14	1	17,224	130	750	6	15,499	117
第6ブロック	北秋田市	809	7	969	8	0	1	5,656	43	2,509	19	3,963	30
	上小阿仁村	17	1	0	0	0	1	90	1	51	1	214	2
第7ブロック	にかほ市	717	6	5,824	44	703	6	11,698	88	0	0	12,944	98
第8ブロック	仙北市	153	2	187	2	0	1	1,316	10	0	0	1,875	15
	大仙市	969	8	1,168	9	3	1	8,638	65	3	1	10,496	79
	美郷町	26	1	15	1	0	1	462	4	0	0	1,120	9
第9ブロック	鹿角市	3	1	15	1	0	1	847	7	0	0	440	4
	小坂町	3	1	2	1	0	1	43	1	0	0	60	1
第10ブロック	能代市	14,430	109	13,131	99	0	1	32,156	242	45,157	339	27,324	205
	藤里町	122	1	228	2	0	1	634	5	864	7	457	4
	三種町	4,434	34	3,817	29	14	1	9,149	69	10,710	81	9,083	69
	八峰町	2,326	18	1,187	9	0	1	5,241	40	2,346	18	2,565	20
第11ブロック	湯沢市	26	1	34	1	15	1	104	1	0	0	859	7
	羽後町	2	1	7	1	0	1	34	1	0	0	605	5
	東成瀬村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1
第12ブロック	男鹿市	7,057	53	7,446	56	4	1	20,077	151	2,773	21	17,629	133
	五城目町	1,846	14	440	4	0	1	2,599	20	389	3	3,949	30
	八郎潟町	1,557	12	1,409	11	0	1	3,230	25	1,115	9	3,271	25
	井川町	836	7	648	5	16	1	2,008	16	362	3	2,108	16
	大潟村	785	6	886	7	0	1	1,877	15	1,488	12	1,788	14
秋田県		71,924	540	71,590	537	1,834	14	212,813	1,597	234,415	1,759	327,789	2,459

7 避難所ごみ発生量

(1) 避難所ごみ発生量の推計方法

避難所ごみ発生量の推計方法を以下に示す。これを基に避難所ごみ発生量を推計し、必要な収集運搬車両台数等の確保を行う。

$$\text{避難所ごみ発生量(t/日)} = \text{避難者数(人)} \times \text{発生原単位(t/人・日)} ※$$

※「一般廃棄物処理実態調査結果 令和4年度調査結果 秋田県（環境省 廃棄物処理技術情報 HP）」より、1人1日当たりの生活ごみ排出量 675 (g/人・日)

出典：国対策指針【技 14-3】

(2) 避難所ごみ発生量

避難所における生活ごみ発生量を表 5-7-1～表 5-7-5 に示す。

表 5-7-1 避難所ごみ発生量（1地震～5地震）

県内ブロック	市町村名	1地震		2地震		3地震		4地震		5地震	
		避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
第1ブロック	秋田市	600	0.4	15	0.0	14,280	9.6	100,519	68	10,301	7
第2ブロック	横手市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	0	5,228	4
第3ブロック	大館市	27	0.0	513	0.3	0	0.0	12	0	1	0
第4ブロック	由利本荘市	0	0.0	0	0.0	7	0.0	1,731	1	3,618	2
第5ブロック	湯上市	441	0.3	6	0.0	6,747	4.6	13,681	9	682	0
第6ブロック	北秋田市	1,476	1.0	3	0.0	1	0.0	497	0	6	0
	上小阿仁村	30	0.0	0	0.0	0	0.0	131	0	0	0
第7ブロック	にかほ市	0	0.0	0	0.0	3	0.0	13	0	116	0
第8ブロック	仙北市	0	0.0	0	0.0	21	0.0	299	0	10,151	7
	大仙市	2	0.0	0	0.0	10	0.0	1,293	1	30,227	20
	美郷町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	18	0	5,346	4
第9ブロック	鹿角市	0	0.0	6,508	4.4	0	0.0	0	0	0	0
	小坂町	0	0.0	244	0.2	0	0.0	0	0	0	0
	能代市	26,563	17.9	2	0.0	1,096	0.7	3,451	2	70	0
第10ブロック	藤里町	508	0.3	0	0.0	0	0.0	13	0	0	0
	三禮町	6,300	4.3	15	0.0	929	0.6	3,756	3	123	0
	八峰町	1,380	0.9	0	0.0	53	0.0	64	0	0	0
第11ブロック	湯沢市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	0	205	0
	羽後町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	210	0
	東成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	1	0
第12ブロック	男鹿市	1,631	1.1	0	0.0	7,095	4.8	3,711	3	39	0
	五城目町	229	0.2	0	0.0	187	0.1	4,466	3	114	0
	八郎潟町	656	0.4	1	0.0	447	0.3	2,746	2	134	0
	井川町	213	0.1	9	0.0	753	0.5	2,317	2	107	0
	大湯村	875	0.6	0	0.0	546	0.4	542	0	6	0
秋田県		40,932	28	7,317	5	32,176	22	139,273	94	66,683	45

表 5-7-2 避難所ごみ発生量（6 地震～10 地震）

県内ブロック	市町村名	6地震		7地震		8地震		9地震		10地震	
		避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
第1ブロック	秋田市	102,289	69	12,596	8.5	571	0.4	864	0.6	724	0.5
第2ブロック	横手市	1,231	1	21,240	14.3	8,170	5.5	25,532	17.2	1,722	1.2
第3ブロック	大館市	1	0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.0
第4ブロック	由利本荘市	29,304	20	9,148	6.2	153	0.1	1,020	0.7	152	0.1
第5ブロック	湯上市	5,201	4	516	0.3	20	0.0	20	0.0	20	0.0
第6ブロック	北秋田市	2	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第7ブロック	上小阿仁村	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第8ブロック	にかほ市	3,456	2	1,402	0.9	8	0.0	22	0.0	6	0.0
第9ブロック	仙北市	595	0	4,292	2.9	5,581	3.8	1,865	1.3	4,100	2.8
第10ブロック	大仙市	4,985	3	30,235	20.4	13,482	9.1	16,266	11.0	12,279	8.3
第11ブロック	美郷町	405	0	5,602	3.8	5,671	3.8	7,819	5.3	3,658	2.5
第12ブロック	鹿角市	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第13ブロック	小坂町	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第14ブロック	能代市	135	0	18	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.0
第15ブロック	藤里町	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第16ブロック	三種町	551	0	54	0.0	13	0.0	9	0.0	13	0.0
第17ブロック	八峰町	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第18ブロック	湯沢市	115	0	5,227	3.5	567	0.4	8,915	6.0	37	0.0
第19ブロック	羽後町	213	0	5,589	3.8	236	0.2	1,391	0.9	12	0.0
第20ブロック	東成瀬村	0	0	42	0.0	53	0.0	732	0.5	1	0.0
第21ブロック	男鹿市	1,533	1	34	0.0	2	0.0	2	0.0	2	0.0
第22ブロック	五城目町	746	1	22	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第23ブロック	八郎潟町	659	0	44	0.0	1	0.0	1	0.0	2	0.0
第24ブロック	井川町	504	0	64	0.0	9	0.0	9	0.0	9	0.0
第25ブロック	大湯村	133	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
秋田県		152,058	103	96,125	65	34,541	23	64,466	44	22,771	15

表 5-7-3 避難所ごみ発生量（11 地震～15 地震）

県内ブロック	市町村名	11地震		12地震		13地震		14地震		15地震	
		避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
第1ブロック	秋田市	153	0.1	4,846	3.3	18,625	12.6	18,055	12.2	124,697	84.2
第2ブロック	横手市	6,889	4.7	50	0.0	45,644	30.8	36,487	24.6	5,904	4.0
第3ブロック	大館市	0	0.0	0	0.0	30	0.0	1	0.0	26	0.0
第4ブロック	由利本荘市	18	0.0	13,430	9.1	3,350	2.3	13,870	9.4	20,571	13.9
第5ブロック	湯上市	2	0.0	220	0.1	2,723	1.8	1,275	0.9	10,052	6.8
第6ブロック	北秋田市	0	0.0	0	0.0	549	0.4	3	0.0	61	0.0
第7ブロック	上小阿仁村	0	0.0	0	0.0	24	0.0	0	0.0	30	0.0
第8ブロック	にかほ市	4	0.0	11,031	7.4	710	0.5	2,541	1.7	3,078	2.1
第9ブロック	仙北市	791	0.5	6	0.0	10,787	7.3	6,746	4.6	1,915	1.3
第10ブロック	大仙市	8,135	5.5	359	0.2	38,229	25.8	34,781	23.5	20,659	13.9
第11ブロック	美郷町	3,574	2.4	3	0.0	12,549	8.5	10,213	6.9	1,711	1.2
第12ブロック	鹿角市	0	0.0	0	0.0	7	0.0	0	0.0	4	0.0
第13ブロック	小坂町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第14ブロック	能代市	0	0.0	0	0.0	4,291	2.9	115	0.1	2,150	1.5
第15ブロック	藤里町	0	0.0	0	0.0	25	0.0	0	0.0	0	0.0
第16ブロック	三種町	0	0.0	12	0.0	1,622	1.1	364	0.2	1,998	1.3
第17ブロック	八峰町	0	0.0	0	0.0	387	0.3	4	0.0	52	0.0
第18ブロック	湯沢市	669	0.5	23	0.0	9,626	6.5	10,456	7.1	381	0.3
第19ブロック	羽後町	231	0.2	5	0.0	2,651	1.8	5,738	3.9	336	0.2
第20ブロック	東成瀬村	109	0.1	0	0.0	1,160	0.8	39	0.0	0	0.0
第21ブロック	男鹿市	0	0.0	0	0.0	682	0.5	185	0.1	3,872	2.6
第22ブロック	五城目町	0	0.0	3	0.0	461	0.3	187	0.1	1,993	1.3
第23ブロック	八郎潟町	0	0.0	11	0.0	881	0.6	585	0.4	2,040	1.4
第24ブロック	井川町	9	0.0	23	0.0	415	0.3	364	0.2	1,734	1.2
第25ブロック	大湯村	0	0.0	0	0.0	302	0.2	24	0.0	558	0.4
秋田県		20,584	14	30,023	20	155,731	105	142,035	96	203,823	138

表 5-7-4 避難所ごみ発生量 (16 地震～21 地震)

県内ブロック	市町村名	16地震		17地震		18地震		19地震		20地震		21地震	
		避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
第1ブロック	秋田市	0	0.0	51	0.0	73	0.0	2,662	1.8	299	0.2	0	0.0
	横手市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,678	3.2	414	0.3	1	0.0
第2ブロック	大館市	133	0.1	160	0.1	1	0.0	20	0.0	0	0.0	0	0.0
第3ブロック	由利本荘市	0	0.0	3	0.0	0	0.0	957	0.6	5,179	3.5	3	0.0
第4ブロック	湯上市	0	0.0	10	0.0	1	0.0	197	0.1	7	0.0	0	0.0
第5ブロック	北秋田市	4	0.0	52	0.0	0	0.0	10	0.0	0	0.0	0	0.0
第6ブロック	上小阿仁村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第7ブロック	にかほ市	0	0.0	3	0.0	0	0.0	49	0.0	5,315	3.6	4	0.0
	仙北市	0	0.0	10	0.0	740	0.5	3,735	2.5	0	0.0	0	0.0
第8ブロック	大仙市	0	0.0	12	0.0	294	0.2	8,496	5.7	533	0.4	0	0.0
	美郷町	0	0.0	0	0.0	3	0.0	2,298	1.6	40	0.0	0	0.0
第9ブロック	鹿角市	5	0.0	805	0.5	0	0.0	33	0.0	0	0.0	0	0.0
	小坂町	44	0.0	74	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第10ブロック	能代市	18	0.0	12	0.0	0	0.0	81	0.1	0	0.0	0	0.0
	藤里町	0	0.0	3	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第11ブロック	三穂町	10	0.0	20	0.0	2	0.0	110	0.1	3	0.0	0	0.0
	八峰町	0	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
第12ブロック	湯沢市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,342	1.6	327	0.2	64	0.0
	羽後町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	476	0.3	303	0.2	0	0.0
第13ブロック	喜成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	309	0.2	0	0.0	0	0.0
	男鹿市	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	0.0	0	0.0	0	0.0
第14ブロック	五城目町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	26	0.0	0	0.0	0	0.0
	八郎潟町	0	0.0	1	0.0	0	0.0	47	0.0	0	0.0	0	0.0
第15ブロック	井川町	8	0.0	9	0.0	9	0.0	56	0.0	9	0.0	0	0.0
	大湯村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0.0
秋田県		223	0	1,225	1	1,124	1	26,598	18	12,431	8	71	0

表 5-7-5 避難所ごみ発生量 (22 地震～27 地震)

県内ブロック	市町村名	22地震		23地震		24地震		25地震		26地震		27地震	
		避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)	避難者数 (人)	避難所ごみ (t/日)
第1ブロック	秋田市	14,847	10.0	14,567	9.8	163	0.1	39,402	26.6	600	0.4	53,401	36.0
	横手市	19	0.0	32	0.0	1	0.0	811	0.5	0	0.0	1,401	0.9
第2ブロック	大館市	148	0.1	141	0.1	0	0.0	3,879	2.6	27	0.0	1,950	1.3
第3ブロック	由利本荘市	2,456	1.7	2,021	1.4	464	0.3	8,689	5.9	0	0.0	12,755	8.6
第4ブロック	湯上市	3,593	2.4	3,344	2.3	8	0.0	10,132	6.8	441	0.3	9,117	6.2
第5ブロック	北秋田市	476	0.3	570	0.4	0	0.0	3,327	2.2	1,476	1.0	2,331	1.6
第6ブロック	上小阿仁村	10	0.0	0	0.0	0	0.0	53	0.0	30	0.0	126	0.1
第7ブロック	にかほ市	422	0.3	3,426	2.3	413	0.3	6,881	4.6	0	0.0	7,614	5.1
	仙北市	90	0.1	110	0.1	0	0.0	774	0.5	0	0.0	1,103	0.7
第8ブロック	大仙市	570	0.4	687	0.5	2	0.0	5,081	3.4	2	0.0	6,174	4.2
	美郷町	15	0.0	9	0.0	0	0.0	272	0.2	0	0.0	659	0.4
第9ブロック	鹿角市	2	0.0	9	0.0	0	0.0	498	0.3	0	0.0	259	0.2
	小坂町	2	0.0	1	0.0	0	0.0	25	0.0	0	0.0	35	0.0
第10ブロック	能代市	8,488	5.7	7,724	5.2	0	0.0	18,915	12.8	26,563	17.9	16,073	10.8
	藤里町	72	0.0	134	0.1	0	0.0	373	0.3	508	0.3	269	0.2
第11ブロック	三穂町	2,608	1.8	2,245	1.5	8	0.0	5,382	3.6	6,300	4.3	5,343	3.6
	八峰町	1,368	0.9	698	0.5	0	0.0	3,083	2.1	1,380	0.9	1,509	1.0
第12ブロック	湯沢市	15	0.0	20	0.0	9	0.0	61	0.0	0	0.0	505	0.3
	羽後町	1	0.0	4	0.0	0	0.0	20	0.0	0	0.0	356	0.2
第13ブロック	喜成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0
	男鹿市	4,151	2.8	4,380	3.0	2	0.0	11,810	8.0	1,631	1.1	10,370	7.0
第14ブロック	五城目町	1,086	0.7	259	0.2	0	0.0	1,529	1.0	229	0.2	2,323	1.6
	八郎潟町	916	0.6	829	0.6	0	0.0	1,900	1.3	656	0.4	1,924	1.3
第15ブロック	井川町	492	0.3	381	0.3	9	0.0	1,181	0.8	213	0.1	1,240	0.8
	大湯村	462	0.3	521	0.4	0	0.0	1,104	0.7	875	0.6	1,052	0.7
秋田県		42,308	29	42,112	28	1,079	1	125,184	84	137,891	93	192,817	130

8 仮置場の必要面積

(1) 一次仮置場の必要面積推計方法

一次仮置場の必要面積は、東日本大震災の岩手県内の実績を用いて図 5-8-1 より推計する。推計にあたっては、災害廃棄物を 1 箇所あたり 5,000m² となるよう仮置きすることを基本とし、容量が少ない場合には、表 5-8-1 より 4,000～1,000 m² となるよう仮置きすることとした。

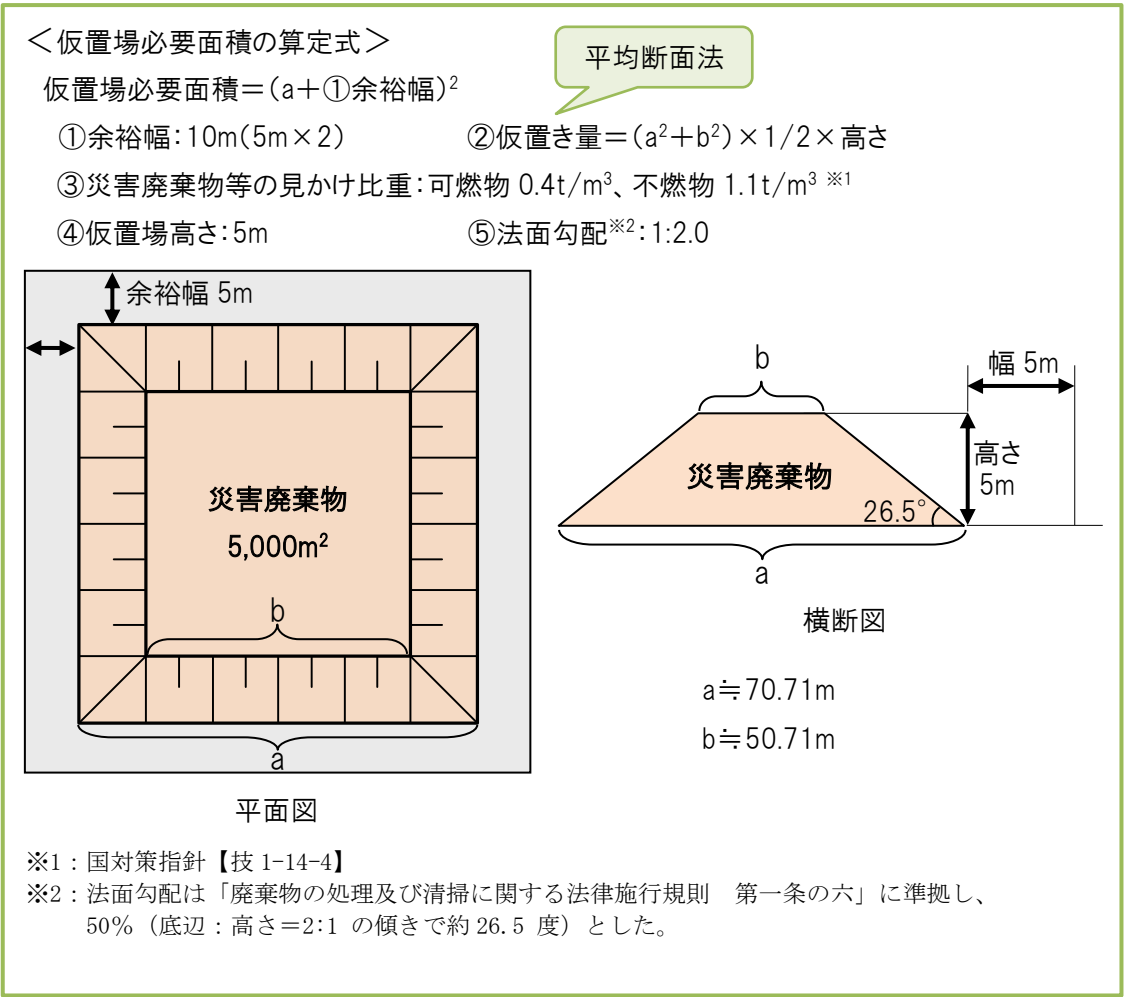


図 5-8-1 一次仮置場の必要面積推計方法

表 5-8-1 仮置場面積と容量

災害廃棄物の 底面積(m ²)	仮置き容量 (m ³)	占用面積 (m ²)
5,000	18,929	6,514
4,000	14,675	5,365
3,000	10,523	4,195
2,000	6,528	2,994
1,000	2,838	1,732

（２）一次仮置場の必要面積

一次仮置場の必要面積推計結果を表5-8-2～表5-8-6に示す。

表5-8-2 一次仮置場の必要面積推計結果（1地震～5地震）

県内ブロック	市町村	1地震		2地震		3地震		4地震		5地震	
		(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	秋田市	18,400	1.84	1,700	0.17	82,400	8.24	1,016,200	101.62	83,500	8.35
第2ブロック	横手市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	32,600	3.26
第3ブロック	大館市	1,700	0.17	4,200	0.42	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
第4ブロック	由利本荘市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	16,000	1.60	27,800	2.78
第5ブロック	潟上市	14,100	1.41	1,000	0.10	35,600	3.56	185,400	18.54	10,700	1.07
第6ブロック	北秋田市	14,100	1.41	1,000	0.10	1,000	0.10	3,000	0.30	1,000	0.10
	上小阿仁村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	15,100	1.51	2,000	0.20	2,000	0.20	4,000	0.40	2,000	0.20
第7ブロック	にかほ市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	3,000	0.30
第8ブロック	仙北市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	241,000	24.10
	大仙市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	11,900	1.19	526,500	52.65
	美郷町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	42,100	4.21
	ブロック合計	3,000	0.30	3,000	0.30	3,000	0.30	13,900	1.39	809,600	80.96
第9ブロック	鹿角市	1,000	0.10	68,100	6.81	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	小坂町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	69,100	6.91	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20
第10ブロック	能代市	631,900	63.19	1,000	0.10	17,200	1.72	32,600	3.26	5,400	0.54
	藤里町	4,200	0.42	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	三種町	116,100	11.61	1,700	0.17	17,200	1.72	39,100	3.91	6,500	0.65
	八峰町	11,900	1.19	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	764,100	76.41	4,700	0.47	36,400	3.64	73,700	7.37	13,900	1.39
第11ブロック	湯沢市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	3,000	0.30
	羽後町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	東成瀬村	0	0.00	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	3,000	0.30	3,000	0.30	3,000	0.30	5,000	0.50
第12ブロック	男鹿市	11,900	1.19	1,000	0.10	56,300	5.63	18,400	1.84	1,700	0.17
	五城目町	6,500	0.65	1,000	0.10	4,200	0.42	108,400	10.84	4,200	0.42
	八郎潟町	10,700	1.07	1,000	0.10	8,200	0.82	51,000	5.10	4,200	0.42
	井川町	5,400	0.54	1,000	0.10	6,500	0.65	43,300	4.33	3,000	0.30
	大潟村	10,700	1.07	1,000	0.10	5,400	0.54	5,400	0.54	1,000	0.10
	ブロック合計	45,200	4.52	5,000	0.50	80,600	8.06	226,500	22.65	14,100	1.41
秋田県		868,600	86.86	96,700	9.67	249,000	24.90	1,544,400	154.44	1,005,200	100.52

表 5-8-3 一次仮置場の必要面積推計結果（6 地震～10 地震）

県内ブロック	市町村	6地震		7地震		8地震		9地震		10地震	
		(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	秋田市	968,300	96.83	95,400	9.54	14,800	1.48	18,400	1.84	17,200	1.72
第2ブロック	横手市	6,500	0.65	401,500	40.15	48,600	4.86	323,400	32.34	6,500	0.65
第3ブロック	大館市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
第4ブロック	由利本荘市	582,700	58.27	51,000	5.10	4,200	0.42	11,900	1.19	4,200	0.42
第5ブロック	潟上市	27,100	2.71	9,500	0.95	1,700	0.17	1,700	0.17	1,700	0.17
第6ブロック	北秋田市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	上小阿仁村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20
第7ブロック	にかほ市	20,600	2.06	6,500	0.65	1,000	0.10	1,700	0.17	1,000	0.10
第8ブロック	仙北市	1,000	0.10	31,400	3.14	53,800	5.38	5,400	0.54	26,100	2.61
	大仙市	24,900	2.49	534,100	53.41	90,000	9.00	120,200	12.02	70,500	7.05
	美郷町	3,000	0.30	48,600	4.86	43,300	4.33	95,400	9.54	19,500	1.95
	ブロック合計	28,900	2.89	614,100	61.41	187,100	18.71	221,000	22.10	116,100	11.61
第9ブロック	鹿角市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	小坂町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20
第10ブロック	能代市	6,500	0.65	3,000	0.30	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	藤里町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	三種町	13,000	1.30	4,200	0.42	1,700	0.17	1,700	0.17	1,700	0.17
	八峰町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	21,500	2.15	9,200	0.92	4,700	0.47	4,700	0.47	4,700	0.47
第11ブロック	湯沢市	3,000	0.30	30,300	3.03	4,200	0.42	75,800	7.58	3,000	0.30
	羽後町	1,000	0.10	82,400	8.24	1,000	0.10	5,400	0.54	1,000	0.10
	東成瀬村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	9,500	0.95	1,000	0.10
	ブロック合計	5,000	0.50	113,700	11.37	6,200	0.62	90,700	9.07	5,000	0.50
第12ブロック	男鹿市	6,500	0.65	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	五城目町	13,000	1.30	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	八郎潟町	8,200	0.82	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	井川町	5,400	0.54	3,000	0.30	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	大潟村	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	34,800	3.48	8,400	0.84	5,000	0.50	5,000	0.50	5,000	0.50
秋田県		1,700,400	170.04	1,314,300	131.43	278,300	27.83	683,500	68.35	166,400	16.64

表 5-8-4 一次仮置場の必要面積推計結果（11 地震～15 地震）

県内ブロック	市町村	11地震		12地震		13地震		14地震		15地震	
		(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	秋田市	5,400	0.54	19,500	1.95	126,800	12.68	142,200	14.22	1,504,700	150.47
第2ブロック	横手市	35,600	3.56	3,000	0.30	1,305,800	130.58	1,073,700	107.37	57,500	5.75
第3ブロック	大館市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	1,000	0.10	1,700	0.17
第4ブロック	由利本荘市	1,700	0.17	97,700	9.77	37,900	3.79	161,700	16.17	273,600	27.36
第5ブロック	潟上市	1,000	0.10	3,000	0.30	19,500	1.95	18,400	1.84	92,200	9.22
第6ブロック	北秋田市	1,000	0.10	1,000	0.10	3,000	0.30	1,000	0.10	1,000	0.10
	上小阿仁村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	2,000	0.20	4,000	0.40	2,000	0.20	2,000	0.20
第7ブロック	にかほ市	1,000	0.10	299,600	29.96	11,900	1.19	18,400	1.84	9,500	0.95
第8ブロック	仙北市	1,700	0.17	1,000	0.10	289,600	28.96	100,700	10.07	16,000	1.60
	大仙市	36,800	3.68	8,200	0.82	1,016,200	101.62	703,500	70.35	311,500	31.15
	美郷町	16,000	1.60	1,000	0.10	436,400	43.64	236,200	23.62	14,800	1.48
	ブロック合計	54,500	5.45	10,200	1.02	1,742,200	174.22	1,040,400	104.04	342,300	34.23
第9ブロック	鹿角市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	小坂町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20
第10ブロック	能代市	1,000	0.10	1,000	0.10	20,600	2.06	6,500	0.65	17,200	1.72
	藤里町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	三種町	1,000	0.10	1,700	0.17	18,400	1.84	10,700	1.07	24,900	2.49
	八峰町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	4,000	0.40	4,700	0.47	41,000	4.10	19,200	1.92	44,100	4.41
第11ブロック	湯沢市	4,200	0.42	3,000	0.30	148,700	14.87	120,200	12.02	5,400	0.54
	羽後町	1,000	0.10	1,000	0.10	37,900	3.79	126,800	12.68	3,000	0.30
	東成瀬村	1,000	0.10	1,000	0.10	26,100	2.61	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	6,200	0.62	5,000	0.50	212,700	21.27	248,000	24.80	9,400	0.94
第12ブロック	男鹿市	1,000	0.10	1,000	0.10	4,200	0.42	4,200	0.42	18,400	1.84
	五城目町	1,000	0.10	1,000	0.10	5,400	0.54	4,200	0.42	30,300	3.03
	八郎潟町	1,000	0.10	1,000	0.10	10,700	1.07	9,500	0.95	24,900	2.49
	井川町	1,000	0.10	1,000	0.10	5,400	0.54	5,400	0.54	23,700	2.37
	大潟村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	1,700	0.17	5,400	0.54
	ブロック合計	5,000	0.50	5,000	0.50	27,400	2.74	25,000	2.50	102,700	10.27
秋田県		119,400	11.94	452,700	45.27	3,532,900	353.29	2,752,000	275.20	2,441,700	244.17

表 5-8-5 一次仮置場の必要面積推計結果（16 地震～21 地震）

県内ブロック	市町村	16地震		17地震		18地震		19地震		20地震		21地震	
		(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	秋田市	1,000	0.10	3,000	0.30	4,200	0.42	34,300	3.43	9,500	0.95	1,000	0.10
第2ブロック	横手市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	18,400	1.84	3,000	0.30	1,000	0.10
第3ブロック	大館市	1,700	0.17	3,000	0.30	1,000	0.10	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10
第4ブロック	由利本荘市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	10,700	1.07	30,300	3.03	1,000	0.10
第5ブロック	潟上市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	5,400	0.54	1,000	0.10	1,000	0.10
第6ブロック	北秋田市	1,000	0.10	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	上小阿仁村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	2,700	0.27	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20
第7ブロック	にかほ市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	49,800	4.98	1,000	0.10
第8ブロック	仙北市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	19,500	1.95	1,000	0.10	1,000	0.10
	大仙市	1,000	0.10	1,000	0.10	5,400	0.54	39,100	3.91	5,400	0.54	1,000	0.10
	美郷町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	6,500	0.65	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	3,000	0.30	3,000	0.30	8,100	0.81	65,100	6.51	7,400	0.74	3,000	0.30
第9ブロック	鹿角市	1,000	0.10	7,600	0.76	1,000	0.10	3,000	0.30	1,000	0.10	1,000	0.10
	小坂町	1,000	0.10	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	9,300	0.93	2,000	0.20	4,000	0.40	2,000	0.20	2,000	0.20
第10ブロック	能代市	3,000	0.30	1,700	0.17	1,000	0.10	5,400	0.54	1,000	0.10	1,000	0.10
	藤里町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	三種町	1,700	0.17	3,000	0.30	1,000	0.10	6,500	0.65	1,000	0.10	1,000	0.10
	八峰町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	6,700	0.67	6,700	0.67	4,000	0.40	13,900	1.39	4,000	0.40	4,000	0.40
第11ブロック	湯沢市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	9,500	0.95	3,000	0.30	3,000	0.30
	羽後町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	3,000	0.30	1,000	0.10	1,000	0.10
	東成瀬村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	3,000	0.30	3,000	0.30	3,000	0.30	14,200	1.42	5,000	0.50	5,000	0.50
第12ブロック	男鹿市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	五城目町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	八郎潟町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	1,000	0.10	1,000	0.10
	井川町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	3,000	0.30	1,000	0.10	1,000	0.10
	大湯村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	5,000	0.50	5,000	0.50	5,000	0.50	7,700	0.77	5,000	0.50	5,000	0.50
秋田県		28,400	2.84	39,700	3.97	33,300	3.33	179,100	17.91	120,000	12.00	27,000	2.70

表 5-8-6 一次仮置場の必要面積推計結果（22 地震～27 地震）

県内ブロック	市町村	22地震		23地震		24地震		25地震		26地震		27地震	
		(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)	(m ²)	(ha)
第1ブロック	秋田市	228,000	22.80	254,000	25.40	8,200	0.82	794,700	79.47	461,300	46.13	1,657,600	165.76
第2ブロック	横手市	3,000	0.30	3,000	0.30	1,000	0.10	11,900	1.19	9,500	0.95	19,500	1.95
第3ブロック	大館市	3,000	0.30	3,000	0.30	1,000	0.10	22,500	2.25	9,500	0.95	23,700	2.37
第4ブロック	由利本荘市	49,800	4.98	57,500	5.75	19,500	1.95	139,800	13.98	124,800	12.48	434,100	43.41
第5ブロック	潟上市	35,600	3.56	37,900	3.79	1,700	0.17	136,800	13.68	84,700	8.47	271,300	27.13
第6ブロック	北秋田市	6,500	0.65	5,400	0.54	1,000	0.10	29,100	2.91	11,900	1.19	32,600	3.26
	上小阿仁村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17
	ブロック合計	7,500	0.75	6,400	0.64	2,000	0.20	30,100	3.01	12,900	1.29	34,300	3.43
第7ブロック	にかほ市	13,000	1.30	117,300	11.73	8,200	0.82	342,900	34.29	289,600	28.96	727,200	72.72
第8ブロック	仙北市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	9,500	0.95	3,000	0.30	14,100	1.41
	大仙市	13,000	1.30	10,700	1.07	1,000	0.10	65,100	6.51	44,400	4.44	81,200	8.12
	美郷町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	5,400	0.54	5,400	0.54	6,500	0.65
	ブロック合計	15,000	1.50	12,700	1.27	3,000	0.30	80,000	8.00	52,800	5.28	101,800	10.18
第9ブロック	鹿角市	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	6,500	0.65	4,200	0.42	8,200	0.82
	小坂町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	2,000	0.20	2,000	0.20	2,000	0.20	7,500	0.75	5,200	0.52	9,200	0.92
第10ブロック	能代市	154,000	15.40	109,600	10.96	1,000	0.10	561,900	56.19	237,500	23.75	942,200	94.22
	藤里町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	4,200	0.42	1,700	0.17	4,200	0.42
	三種町	51,000	5.10	44,400	4.44	1,700	0.17	136,800	13.68	92,200	9.22	201,900	20.19
	八峰町	64,000	6.40	14,800	1.48	1,000	0.10	200,800	20.08	26,100	2.61	263,600	26.36
	ブロック合計	270,000	27.00	169,800	16.98	4,700	0.47	903,700	90.37	357,500	35.75	1,411,900	141.19
第11ブロック	湯沢市	3,000	0.30	3,000	0.30	1,700	0.17	4,200	0.42	6,500	0.65	5,400	0.54
	羽後町	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,700	0.17	3,000	0.30	3,000	0.30
	東成瀬村	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10	1,000	0.10
	ブロック合計	5,000	0.50	5,000	0.50	3,700	0.37	6,900	0.69	10,500	1.05	9,400	0.94
第12ブロック	男鹿市	56,300	5.63	90,000	9.00	1,000	0.10	472,000	47.20	245,200	24.52	774,000	77.40
	五城目町	31,400	3.14	9,500	0.95	1,000	0.10	39,100	3.91	43,300	4.33	45,600	4.56
	八郎潟町	14,800	1.48	16,000	1.60	1,000	0.10	31,400	3.14	26,100	2.61	45,600	4.56
	井川町	9,500	0.95	9,500	0.95	1,700	0.17	19,500	1.95	16,000	1.60	26,100	2.61
	大湯村	10,700	1.07	17,200	1.72	1,000	0.10	129,100	12.91	37,900	3.79	401,500	40.15
	ブロック合計	122,700	12.27	142,200	14.22	5,700	0.57	691,100	69.11	368,500	36.85	1,292,800	129.28
秋田県		754,600	75.46	810,800	81.08	60,700	6.07	3,167,900	316.79	1,786,800	178.68	5,992,800	599.28

（３）二次仮置場の必要面積推計方法

二次仮置場は、東日本大震災において設置・運営されたものを機能別にみると、図 5-8-2 に示す破碎選別ゾーン、管理ゾーン、受入ゾーン、保管ゾーン、外周ゾーン及び調整ゾーンの 6 つのゾーンで構成される。それぞれの利用形態と概略面積は表 5-8-7 に示すとおりである。概略面積は、東日本大震災において市町からの事務委託により岩手県が設置・運営した 4 地区（久慈地区、宮古地区、山田地区、大槌地区）の事例をもとに、平均値を算出したものである。

なお、二次仮置場の必要面積推計方法は、平成 30 年度時点で整理された過去の災害廃棄物組成の割合により、災害廃棄物発生量を推計する過程の値を用いているため（平成 30 年度に策定時の秋田県災害廃棄物処理計画で用いた内閣府方式による推計方法）、二次仮置場必要面積の推計値は参考として掲載する。

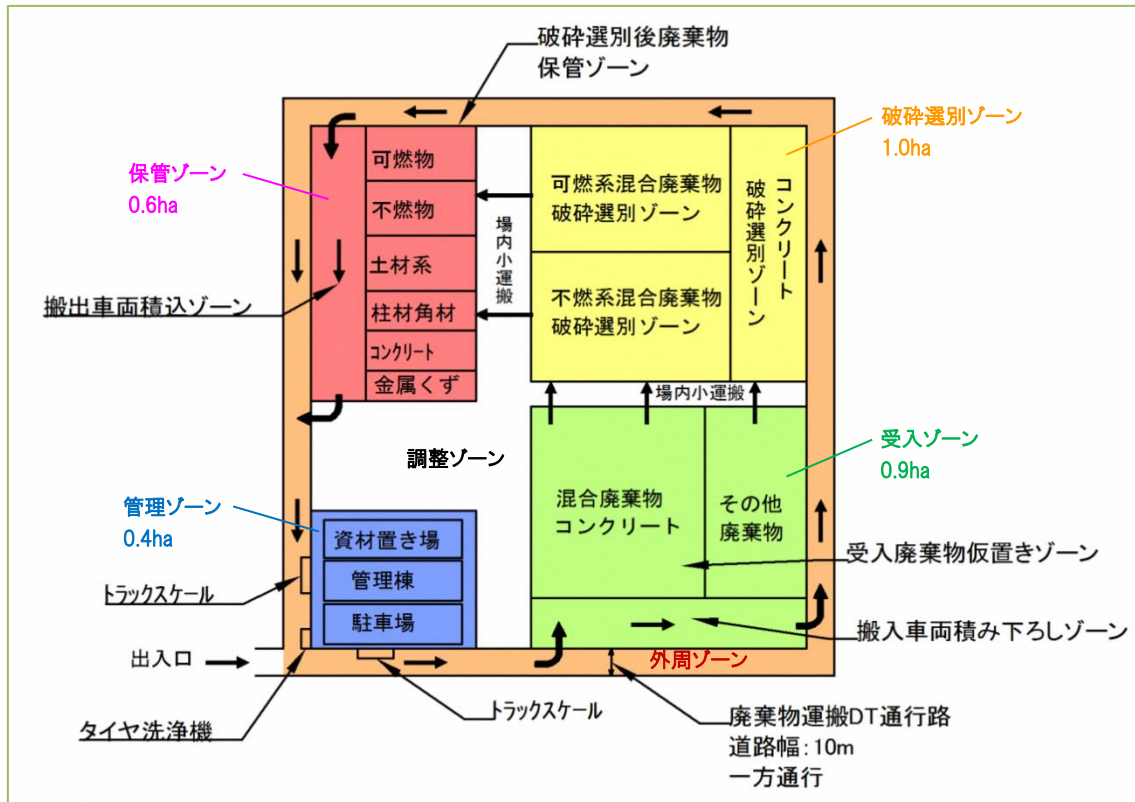


図 5-8-2 二次仮置場の構成ゾーンの模式図

表 5-8-7 二次仮置場の構成ゾーンと概略面積

区分	利用形態	面積(ha)
破砕選別ゾーン	コンクリート破砕ヤードを含む災害廃棄物の破砕選別等の中間処理ヤード（平均処理能力 620t/日）	1.0
管理ゾーン	施工業者の管理棟、駐車場、倉庫等	0.4
受入ゾーン	処理前の災害廃棄物の受入ヤード、状況に応じ保管ゾーンに変更	0.9
保管ゾーン	処理後の災害廃棄物の保管ヤード、状況に応じ受入ゾーンに変更	0.6
外周ゾーン	二次仮置場外周道路（道路幅 10m を想定）	全体の
調整ゾーン	二次仮置場内の工事用道路や利用不可のデッドスペース等	約 30%

表 5-8-8 二次仮置場面積の試算条件

破砕選別ゾーン	二次仮置場に搬入する混合廃棄物及びコンクリート破砕量に応じて、620t/日当たり 1.0ha をもとに算出。
受入及び保管ゾーン	二次仮置場に搬入する混合廃棄物及びコンクリート破砕量に応じて、占有面積を算出。（混合廃棄物：1.0t/m ³ 、コンクリート：1.48t/m ³ ）
処理期間	東日本大震災の事例にもとづき、処理期間 3 年のうち 870 日稼働。
備考	管理ゾーン、外周ゾーン及び調整ゾーンは、表 5-14-6 の面積に従う。

（４）二次仮置場の必要面積

二次仮置場の必要面積推計結果を表 5-8-9 に示す。また、面積の内訳の例として、27 地震について表 5-8-10 に示す。

表 2-8-9 二次仮置場必要面積

想定地震	二次仮置場の必要面積(ha)												
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	県合計
1地震	2.69	1.44	1.53	1.44	2.03	2.60	1.44	1.46	1.45	36.82	1.46	4.55	58.91
2地震	2.07	1.44	1.74	1.44	1.44	1.45	1.44	1.46	4.74	1.53	1.46	1.51	21.72
3地震	5.14	1.44	1.44	1.47	3.32	1.45	1.44	1.46	1.45	2.96	1.46	6.27	29.30
4地震	49.46	1.44	1.47	2.16	10.66	1.69	1.48	2.02	1.45	4.52	1.46	12.45	90.26
5地震	4.75	3.68	1.44	2.57	1.88	1.45	1.57	38.19	1.45	2.00	1.67	1.98	62.63
6地震	48.25	1.91	1.44	28.66	2.87	1.45	3.11	3.00	1.45	2.28	1.65	3.20	99.27
7地震	5.21	20.48	1.44	4.12	1.82	1.45	1.93	29.84	1.45	1.72	7.85	1.69	79.00
8地震	2.59	4.82	1.44	1.63	1.50	1.45	1.48	13.54	1.45	1.52	1.73	1.51	34.66
9地震	2.72	19.92	1.44	1.95	1.50	1.45	1.48	13.94	1.45	1.51	7.26	1.51	56.13
10地震	2.66	2.00	1.44	1.63	1.50	1.45	1.46	8.58	1.45	1.52	1.58	1.51	26.78
11地震	2.27	4.13	1.44	1.49	1.44	1.45	1.44	4.83	1.45	1.48	1.78	1.51	24.71
12地震	2.76	1.58	1.44	6.67	1.56	1.45	18.42	1.85	1.45	1.52	1.58	1.52	41.80
13地震	6.47	55.16	1.48	3.30	2.22	1.64	2.34	72.71	1.48	3.05	14.07	2.87	166.79
14地震	7.22	44.03	1.44	10.97	2.22	1.45	2.99	47.01	1.45	2.18	14.52	2.70	138.18
15地震	69.38	5.21	1.49	14.86	6.02	1.52	2.12	19.06	1.45	3.18	1.99	6.87	133.15
16地震	2.01	1.44	1.49	1.44	1.44	1.45	1.44	1.46	1.45	1.61	1.46	1.49	18.18
17地震	2.15	1.44	1.61	1.44	1.47	1.49	1.44	1.46	2.20	1.59	1.46	1.51	19.26
18地震	2.18	1.44	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.86	1.45	1.48	1.46	1.51	18.59
19地震	3.19	3.09	1.48	1.93	1.67	1.45	1.49	5.78	1.56	2.02	2.46	1.69	27.81
20地震	2.41	1.64	1.44	2.81	1.46	1.45	5.01	1.73	1.45	1.48	1.69	1.51	24.08
21地震	2.01	1.44	1.44	1.44	1.44	1.45	1.44	1.46	1.45	1.48	1.55	1.49	18.09
22地震	8.02	1.49	1.56	3.00	2.63	1.72	2.08	1.88	1.45	13.76	1.53	6.65	45.77
23地震	11.69	1.55	1.55	3.62	2.91	1.70	7.31	1.83	1.45	8.39	1.57	8.43	52.00
24地震	2.29	1.44	1.44	2.02	1.46	1.45	1.76	1.46	1.45	1.51	1.51	1.51	19.30
25地震	29.44	2.22	2.94	7.16	7.23	3.36	14.98	5.26	1.84	38.92	1.69	32.37	147.41
26地震	20.82	1.94	1.86	6.61	5.06	2.24	14.07	3.39	1.63	18.65	1.85	19.29	97.41
27地震	50.68	2.92	2.98	18.44	13.32	3.72	26.85	6.30	2.01	55.38	1.89	60.98	245.47

二次仮置場の搬入時の選別率を用いる必要があるため、全ての想定地震において秋田県地震被害想定による推計方法を適用した。

表 2-14-10 二次仮置場必要面積の内訳（27 地震）

			単位	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10	第11	第12	県合計
破砕選別ゾーン	混合廃棄物処理量		千t	2,452	64	64	861	645	99	1,285	223	18	2,816	10	3,294	11,832
	コンクリート処理量		千t	1,019	32	38	293	184	54	487	108	10	888	5	653	3,772
	日処理量		t/日	620												-
	処理期間		日	870												-
	必用ゾーン数		-	7	1	1	3	2	1	4	1	1	7	1	8	37
	1ゾーンあたりの平均占有面積		ha	1.0												-
	必要面積		ha	7.0	1.0	1.0	3.0	2.0	1.0	4.0	1.0	1.0	7.0	1.0	8.0	37.00
管理ゾーン	必要面積		ha	0.4												-
受入ゾーン 及び 保管ゾーン	混合廃棄物	保管量	千t/年	1,025	27	27	360	270	41	537	93	7	1,178	4	1,377	4,947
		面積	ha	21.69	0.74	0.74	7.91	6.01	1.12	11.60	2.45	0.28	25.73	0.22	30.01	108.48
	コンクリート	保管量	千t/年	426	13	16	122	77	23	204	45	4	371	2	273	1,577
		面積	ha	6.39	0.30	0.35	2.00	1.31	0.48	3.19	0.96	0.13	6.04	0.11	4.68	25.94
	必要面積		ha	28.08	1.04	1.09	9.90	7.32	1.60	14.80	3.41	0.41	31.76	0.33	34.69	134.43
外周ゾーン及び調整ゾーン 必要面積			ha	15.20	0.88	0.89	5.53	4.00	1.12	8.06	1.89	0.60	16.61	0.57	18.29	73.64
二次仮置場 必要面積合計			ha	50.68	2.92	2.98	18.44	13.32	3.72	26.85	6.30	2.01	55.38	1.89	60.98	245.47

（５）仮置場の設置事例等

仮置場の役割及び設置事例等を表 5-8-11～表 5-8-13 に示す。

表 5-8-11 住民用仮置場の役割及び設置事例等

管理主体	市町村
役割	被災した住民が持ち込む、生活ごみや家財道具、家電等を仮置きする。
設置時期	・発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ・ごみ処理体制の復旧に伴い、閉鎖することを基本とする。
留意点	・公有地に設置することが望ましい。 ・被災した住民が持ち込みやすい、被災地区に近い場所に設置する。 ・分別指導や分別を促す見せごみ（種類別に集積したがれきの山）の設置が必要。 ・便乗ごみの持ち込みが懸念される。 ・ごみ処理施設の被災状況によっては、住民に直接処理施設へ持ち込みをしてもらう。 平成 28 年熊本地震 益城町 見せごみの設置事例 
規模	小
稼働設備	運搬車両
設置事例	平成 28 年熊本地震 益城町  出典：災害廃棄物処理情報サイト（環境省） 平成 28 年熊本地震における災害廃棄物対策について 災害廃棄物の分別 平成 30 年北海道胆振東部地震 むかわ町（被災 4 日後の状況）  出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル 平成 30 年北海道胆振東部地震 環境省

表 5-8-12 一次仮置場の役割及び設置事例等

管理主体	市町村	
役割	・道路等の散乱物や被災家屋の解体等により発生した災害廃棄物を仮置きする。 ・輸送効率を高めるための積替え拠点として設置し、重機を使用した前処理（粗分別）の機能を持つ。	
設置時期	・発災初期にできるだけ速やかに設置することが望ましい。 ・被災家屋の解体等が完了し、一次仮置場から災害廃棄物を搬出後、閉鎖する。	
留意点	・公有地に設置することが望ましい。 ・災害の規模や仮置場の広さによっては、住民用仮置場と併用して運営することも可能。 ・災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケールを設置する場合がある。 ・搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。 ・処理先の受入基準を満たす場合は二次仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬出する。	
規模	中～大	
稼働設備	運搬車両、バックホウ等の重機 (二次仮置場を設置しない場合は、破碎選別機等を設置する場合がある)	
設置事例	平成 28 年熊本地震 西原村   東日本大震災 岩手県岩泉町  宮城県亘理町  出典：災害廃棄物処理情報サイト（環境省）：仮置場の処理完了前後	

表 5-8-13 二次仮置場の役割及び設置事例等

管理主体	市町村、県
役割	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を仮置きし、破碎・選別等の処理を行い、焼却施設や再資源化施設への搬出拠点とする。
設置時期	市町村からの地方自治法(昭和 22 年法律第67号)第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託の要請時期による。
留意点	・公有地に設置することが望ましい。 ・災害廃棄物の量や種類によっては、設置しない場合もある。 ・災害廃棄物の数量管理のため、トラックスケールの設置及びマニフェストを用いた管理を実施する。 ・搬入時に受入許可業者や分別品質等について管理を行う。
規模	大
稼働設備	運搬車両、バックホウ等の重機、破碎・選別機、ベルトコンベヤ (場合によっては仮設焼却炉)
設置事例	平成 28 年熊本地震 益城町の県有地  出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル 平成 28 年熊本地震 環境省 平成 26 年 8 月豪雨 広島市  出典：平成 26 年 8 月豪雨に伴う広島市災害廃棄物処理の記録（平成 28 年 3 月、環境省中国四国地方環境事務所、広島市環境局） 東日本大震災 岩手県大槌町  出典：災害廃棄物処理情報サイト（環境省）：災害廃棄物処理の過程 選別

第6編 処分可能量の推計（地震災害）

1 廃棄物処理施設の余力

（1）一般廃棄物焼却施設の余力

災害廃棄物（可燃物）の処理可能量として、一般廃棄物の余力を推計した。推計条件を表6-1-1、推計結果を表6-1-2に示す。

秋田県の一般廃棄物焼却施設では約421千tの災害廃棄物（可燃物）が2.7年間で処理可能と推計された。

なお、産業廃棄物焼却施設については、一般廃棄物よりも各年度の処理実績及び余力が変動すると考えられ、災害廃棄物の受入に関して民間事業者の稼働状況に合わせた調整が必要になることから、本推計からは除いた。

表6-1-1 推計条件

推計式	余力 = 公称能力 - 処理実績※
公称能力※	処理能力(t/日) × 年間稼働日数(日/年) 年間稼働日数は310日とした。
処理期間	2.7年(災害廃棄物の処理期間は最大3年間であるが、体制整備や既存施設の機能回復等で概ね4か月を要するものとし、2.7年とした。)

※一般廃棄物処理実態調査（令和6年4月、環境省）令和4年度調査結果

出典：国対策指針【技14-4】をもとに作成

表6-1-2 一般廃棄物焼却施設の余力

県内ブロック	市町村等	施設名	①公称能力 (t/日)	②年間処理 能力(t/年)	③処理実績 (t/年)	④余力(年間) 【②-③】 (t/年)	⑤余力 (t/2.7年)
第1ブロック	秋田市	秋田市総合環境センター溶融施設	460	142,600	93,812	48,788	131,728
第2ブロック	横手市	クリーンプラザよこて	95	29,450	23,820	5,630	15,201
第3ブロック	大館市	大館クリーンセンター	90	27,900	20,837	7,063	19,070
第4ブロック	由利本荘市	本荘清掃センター焼却施設	130	40,300	21,799	18,501	49,953
第5ブロック	潟上市	潟上市クリーンセンター	60	18,600	9,252	9,348	25,240
第6ブロック	北秋田市	北秋田市クリーンリサイクルセンター	50	15,500	10,718	4,782	12,911
第7ブロック	にかほ市	にかほ市環境プラザ	29	8,990	7,226	1,764	4,763
第8ブロック	大曲仙北 広域市町村圏組合	大曲仙北広域北部 ごみ処理センター	51	15,810	7,730	8,080	21,816
		大曲仙北広域中央 ごみ処理センター	154	47,740	34,323	13,417	36,226
		ブロック合計	205	63,550	42,053	21,497	58,042
第9ブロック	鹿角広域行政組合	鹿角ごみ処理場 焼却場	60	18,600	11,870	6,730	18,171
第10ブロック	能代山本 広域市町村圏組合	南部清掃工場	144	44,640	22,759	21,881	59,079
第11ブロック	湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢雄勝クリーンセンター	74	22,940	18,868	4,072	10,994
第12ブロック	八郎湖周辺 清掃事務組合	八郎湖周辺クリーンセンター 熱回収施設	60	18,600	12,726	5,874	15,860
秋田県			1,457	451,670	295,740	155,930	421,012

（２）一般廃棄物最終処分場の余力

災害廃棄物（不燃物）の処分可能量として、一般廃棄物最終処分場の余力を推計した。推計条件を表 6-1-3、推計結果を表 6-1-4 に示す。

秋田県の一般廃棄物最終処分場では約 1,200 千 t の災害廃棄物（不燃物）が処分可能と推計された。

なお、産業廃棄物最終処分場については、一般廃棄物よりも各年度の処分実績が変動すると考えられ、災害廃棄物の受入に関して民間事業者の稼働状況に合わせた調整が必要になることから、本推計からは除いた。

表 6-1-3 推計条件

推計式	余力 = 残余容量※ - 年間埋立量※ × 10 年
備考	余力は現状の残余容量から、10 年間で必要となる生活ごみの埋立容量を差し引いた値である。今後災害が直ちに発生するとは限らないこと、また、災害廃棄物を埋立処分した後、最終処分場を新たに設置するまでには 数年を要することから、10 年間の生活ごみ埋立量を差し引いたものである。

※一般廃棄物処理実態調査（令和 6 年 4 月、環境省）令和 4 年度調査結果

出典：国対策指針【技 14-4】をもとに作成

表 6-1-4 一般廃棄物最終処分場の余力

県内ブロック	市町村等	施設名	①埋立実績 (m ³ /年)	②残余容量 (m ³ /年度)	③余力(10年後) 【②-(①×10年)】 (m ³)	④余力(10年後) [※] 【③×1.5t/m ³ 】 (t)
第1ブロック	秋田市	秋田市総合環境センター最終処分場	2,676	167,762	141,002	211,503
第2ブロック	横手市	横手市南東地区最終処分場	989	26,808	16,918	25,377
第3ブロック	大館市	大館市堤沢埋立最終処分場	4,907	122,000	72,930	109,395
第4ブロック	由利本荘市	本荘一般廃棄物最終処分場	346	28,749	25,289	37,934
		由利一般廃棄物最終処分場	46	3,487	3,027	4,541
		鳥海一般廃棄物最終処分場	43	10,684	10,254	15,381
		清掃事業所矢島・鳥海 一般廃棄物最終処分場	1,468	8,236	0	0
	本荘由利 広域市町村圏組合	広域清掃センター埋立処分地施設	1,192	5,575	0	0
		ブロック合計	3,095	56,731	38,570	57,855
第5ブロック	潟上市	潟上市一般廃棄物最終処分場	1,048	14,448	3,968	5,952
第6ブロック	北秋田市	鷹巣埋立地最終処分場	413	26,369	22,239	33,359
		北秋田市一般廃棄物最終処分場	1,145	16,106	4,656	6,984
	北秋田上小阿仁 生活環境施設組合	長下処分施設	347	10,955	7,485	11,228
		ブロック合計	1,905	53,430	34,380	51,570
第7ブロック	にかほ市	象潟一般廃棄物最終処分場	1,275	16,390	3,640	5,460
		金浦一般廃棄物最終処分場	27	3,424	3,154	4,731
		仁賀保一般廃棄物最終処分場	2,161	11,846	0	0
		ブロック合計	3,463	31,660	6,794	10,191
第8ブロック	大曲仙北 広域市町村圏組合	仙北市田沢湖一般廃棄物最終処分場	63	57,184	56,554	84,831
		仙北市角館一般廃棄物最終処分場	1,341	36,298	22,888	34,332
		仙北市西木一般廃棄物最終処分場	439	3,116	0	0
		大曲仙北広域南外一般廃棄物 最終処分場	1,544	19,219	3,779	5,669
		ブロック合計	3,387	115,817	83,221	124,832
第9ブロック	鹿角市	鹿角市不燃物投棄場	555	2,819	0	0
	小坂町	小坂町不燃物最終処分場	27	69,292	69,022	103,533
		ブロック合計	582	72,111	69,022	103,533
第10ブロック	能代市	能代市一般廃棄物最終処分場(旧)	0	13	13	20
		能代市一般廃棄物最終処分場(新)	2,800	5,561	0	0
	藤里町	藤里町営不燃物廃棄物処理場	100	10,390	9,390	14,085
	三種町	三種町舞台投棄場	14	35	0	0
		三種町清吉根小屋沢ごみ処理場	13	42,934	42,804	64,206
		三種町増沢ごみ処理場	2	34,250	34,230	51,345
		三種町大沢ごみ処理場	15	4,895	4,745	7,118
		ブロック合計	2,944	98,078	91,182	136,773
第11ブロック	湯沢雄勝 広域市町村圏組合	湯沢雄勝一般廃棄物最終処分場	2,403	42,375	18,345	27,518
第12ブロック	男鹿市	男鹿市一般廃棄物最終処分場	1,181	18,919	7,109	10,664
	五城目町	五城目町一般廃棄物埋立処分場	250	9,740	7,240	10,860
	八郎潟町	八郎潟町一般廃棄物最終処分場	205	4,252	2,202	3,303
	井川町	井川町一般廃棄物最終処分場	292	1,374	0	0
	大潟村	大潟村ごみ処分場リサイクルセンター	30	238,011	237,711	356,567
		ブロック合計	1,958	272,296	254,262	381,393
	秋田県		29,357	1,073,516	830,594	1,245,891

※廃棄物の比重は 1.5t/m³とした。

2 可燃物発生量と焼却施設における余力の比較

表 6-2-1 及び図 6-2-1 に各地震における県内の可燃物発生量及び処理期間内における焼却処理の可否を示す。比較の結果、13,25,26,27 地震においては、県内の焼却施設の余力が足りないため、処理について検討が必要である。

表 6-2-1 県内の可燃物発生量及び処理期間内における焼却処理の可否

想定地震	県内可燃物発生量(t)	処理の可否
県内の焼却施設余力(t/2.7年)		421,012
1地震	104,806	○
2地震	9,127	○
3地震	27,693	○
4地震	186,772	○
5地震	120,362	○
6地震	204,757	○
7地震	158,656	○
8地震	30,886	○
9地震	80,554	○
10地震	16,912	○
11地震	11,361	○
12地震	52,394	○
13地震	435,332	×
14地震	338,119	○
15地震	297,580	○
16地震	381	○
17地震	1,906	○
18地震	960	○
19地震	18,689	○
20地震	11,926	○
21地震	174	○
22地震	217,700	○
23地震	222,821	○
24地震	14,435	○
25地震	989,728	×
26地震	595,549	×
27地震	1,893,994	×

※県内可燃物発生量と焼却施設余力を比較

小数点以下の処理（四捨五入）により、合計が一致しない場合がある

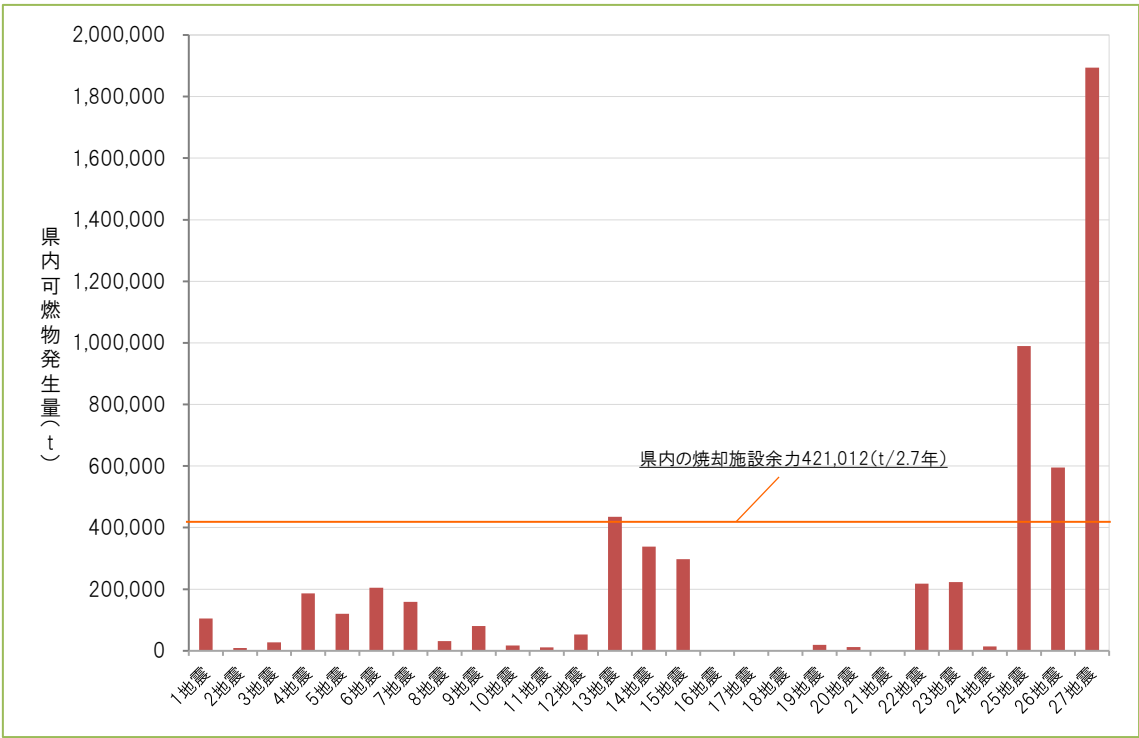


図 6-2-1 県内の可燃物発生量及び処理期間内における焼却処理の可否

3 不燃物発生量と最終処分場における余力の比較

表 6-3-1 及び図 6-3-1 に各地震における不燃物等発生量及び埋立処分の可否を示す。なお、焼却灰発生量は可燃物の 20%としたが、秋田市の焼却灰発生量については、平成 27 年度の処理実績より、熔融施設の処理量あたりの熔融飛灰発生量から可燃物の 3%とした。比較の結果、13,14,15,25,27 地震においては、県内の最終処分場の余力が足りないため、処分について検討が必要である。

表 6-3-1 県内の不燃物等発生量及び埋立処分の可否

	県内不燃物 発生量(t)	県内焼却灰 発生量(t)	合計	処分の可否
県内の最終処分場余力(t)				1,245,891
1地震	606,599	20,620	627,220	○
2地震	51,704	1,806	53,511	○
3地震	159,781	3,854	163,636	○
4地震	1,094,097	16,193	1,110,290	○
5地震	701,170	22,359	723,530	○
6地震	1,212,433	20,916	1,233,350	○
7地震	925,335	29,744	955,080	○
8地震	182,412	5,899	188,311	○
9地震	473,203	15,748	488,951	○
10地震	102,677	3,059	105,737	○
11地震	68,878	2,171	71,050	○
12地震	308,639	10,099	318,739	○
13地震	2,507,403	84,443	2,591,847	×
14地震	1,948,473	64,649	2,013,123	×
15地震	1,738,877	28,032	1,766,910	×
16地震	2,116	76	2,192	○
17地震	10,590	339	10,930	○
18地震	5,331	138	5,470	○
19地震	111,010	3,038	114,048	○
20地震	68,176	2,201	70,378	○
21地震	966	35	1,002	○
22地震	395,185	30,964	426,149	○
23地震	402,979	32,538	435,518	○
24地震	25,644	2,396	28,041	○
25地震	1,799,591	153,504	1,953,095	×
26地震	1,087,622	93,374	1,180,997	○
27地震	3,427,336	279,211	3,706,548	×

※県内不燃物及び焼却灰発生量の合計と最終処分場余力を比較

小数点以下の処理（四捨五入）により、合計が一致しない場合がある

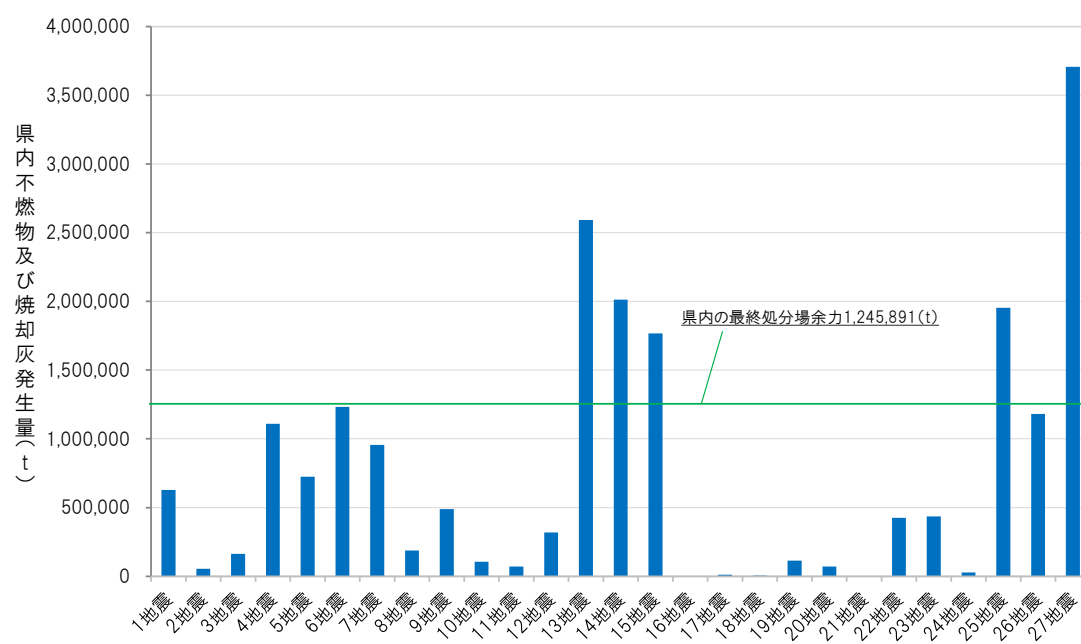


図 6-3-2 県内の不燃物等発生量及び埋立処分の可否

第7編 災害廃棄物処理フロー

1 フロー作成の対象とする地震

対象地震を表 7-1-1 のとおり震源地により整理し、フロー作成の対象とする地震を選定した。また、選定した地震を表 7-1-2 に整理した。フロー作成の対象とする地震は「内陸型・海域」、「単独地震・連動地震」の分類及び発生地域、災害廃棄物発生量等を考慮して、「1、2、5、6、12、13、27 地震」の7つの地震を設定した。なお、27 地震は秋田県内の災害廃棄物発生量が最大となる地震である。フロー作成の対象とする地震の震源域を図 7-1-1 に示す。

表 7-1-1 対象地震の整理と選定理由等

No.	対象地震のグループ	概要
①	1、3地震	震源地が秋田県北西部地域である内陸型単独地震。 1地震は3地震よりも災害廃棄物発生量が多いため、検討の主な対象とする。 (1地震の100年以内の発生確率はほぼ0%。)
②	2、16、17地震	震源地が秋田県北東部地域である内陸型単独地震。 2地震は秋田県に最も近傍であるため、検討の主な対象とする。 (2地震の100年以内の発生確率は2～3%。)
③	5、7、14地震	震源地が秋田県中央部地域である内陸型単独・連動地震。 5地震は秋田県の最も中央部の単独地震のため、検討の主な対象とする。 (発生確率は検討されていない。)
④	4、6、15地震	震源地が秋田県西部地域である内陸型単独・連動地震。 6地震は単独地震の中で秋田県内の災害廃棄物発生量が最大となるため、検討の主な対象とする。 (6地震の100年以内の発生確率は6%以下。)
⑤	12、20地震	震源地が秋田県南西部地域である内陸型単独地震。 12地震は20地震よりも災害廃棄物発生量が多いため、検討の主な対象とする。 (発生確率は検討されていない。)
⑥	8、9、10、11、13、18、19地震	震源地が秋田県東部地域である内陸型単独・連動地震。 13地震は内陸型連動地震の中で秋田県内の災害廃棄物発生量が最大となるため、検討の主な対象とする。 (8、10地震の100年以内の発生確率はほぼ0%。)
⑦	22、23、24、25、26、27地震	震源地が日本海である海域単独・連動地震。 27地震は秋田県全体の災害廃棄物発生量が最大となる連動地震であるため、検討の主な対象とする。 (22、24地震の50年以内の発生確率はほぼ0%。 23地震の50年以内の発生確率は5～10%。)
⑧	21地震	震源地が県外(山形県)である内陸型単独地震。 災害廃棄物発生量が他地震と比較して少ないため、具体的な検討の対象外とする。 (発生確率は検討されていない。)

太字：検討の主な対象とする地震

表 7-1-2 フロー作成の対象とする地震

地震	対象地震	分類	震源地
1	能代断層帯	内陸型 単独地震	北西部
2	花輪東断層帯	内陸型 単独地震	北東部
5	秋田仙北地震震源北方	内陸型 単独地震	中央部
6	北由利断層	内陸型 単独地震	西部
12	象潟地震	内陸型 単独地震	南西部
13	横手盆地真昼山地連動	内陸型 連動地震	東部
27	海域 A+B+C 連動	海溝型 連動地震	日本海(沿岸部)

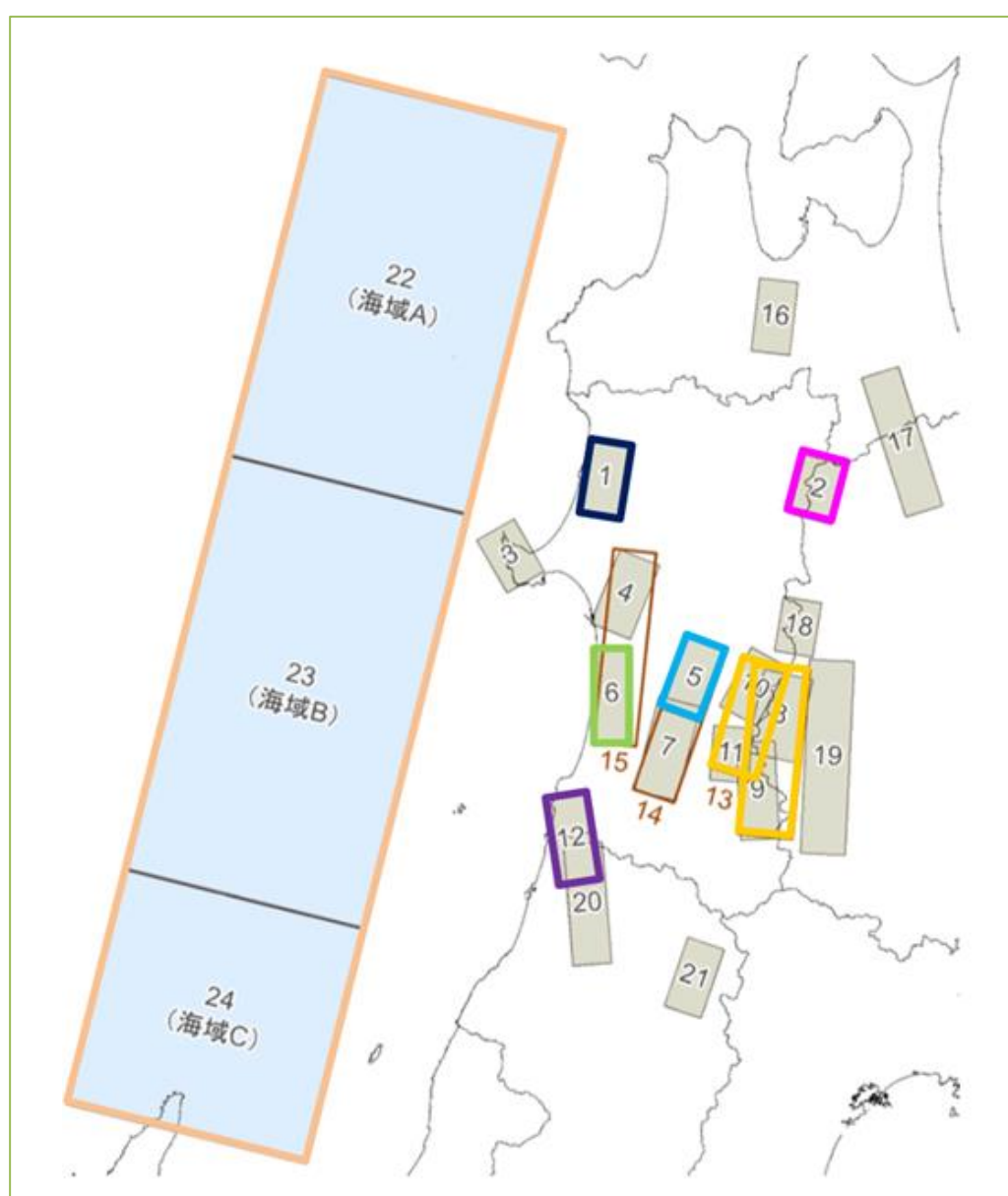


図 7-1-1 フロー作成の対象とする地震の震源域（太枠で表示）

2 フロー作成の対象とする地震における災害廃棄物発生量

フロー作成の対象とする地震において、県全体の組成別災害廃棄物発生量を表 7-2-1 に示す。

表 7-2-1 フロー作成の対象とする地震における県全体の組成別災害廃棄物発生量

組成	内陸 単独					内陸 連動	海域 連動
	1地震 (北西部)	2地震 (北東部)	5地震 (中央部)	6地震 (西部)	12地震 (南西部)	13地震 (東部)	27地震 (日本海)
柱材・角材	297.7千t	25.9千t	342.1千t	582.5千t	149.0千t	1,236.3千t	516.1千t
コンクリート	975.0千t	83.4千t	1,126.0千t	1,942.8千t	494.9千t	4,033.1千t	4,677.9千t
可燃物	104.8千t	9.1千t	120.4千t	204.8千t	52.4千t	435.3千t	1,894.0千t
金属くず	18.2千t	1.5千t	21.4千t	38.6千t	9.7千t	74.3千t	285.2千t
不燃物	606.6千t	51.7千t	701.2千t	1,212.4千t	308.6千t	2,507.4千t	3,427.3千t
その他	0.0千t	0.0千t	0.0千t	0.0千t	0.0千t	0.0千t	501.2千t
津波堆積物	0.0千t	0.0千t	0.0千t	0.0千t	0.0千t	0.0千t	4,726.4千t
合計	2,002.4千t	171.5千t	2,311.0千t	3,981.1千t	1,014.6千t	8,286.4千t	16,028.1千t

3 対象とする地震ごとの災害廃棄物処理フロー

(1) 県内の災害廃棄物処理フロー

対象とする地震ごとの処理フローを図 7-3-1～図 7-3-7、仮置場からの搬出先を表 7-3-1～表 7-3-7 に示す。一般廃棄物の焼却施設、最終処分場の余力は最大限活用できることとした。

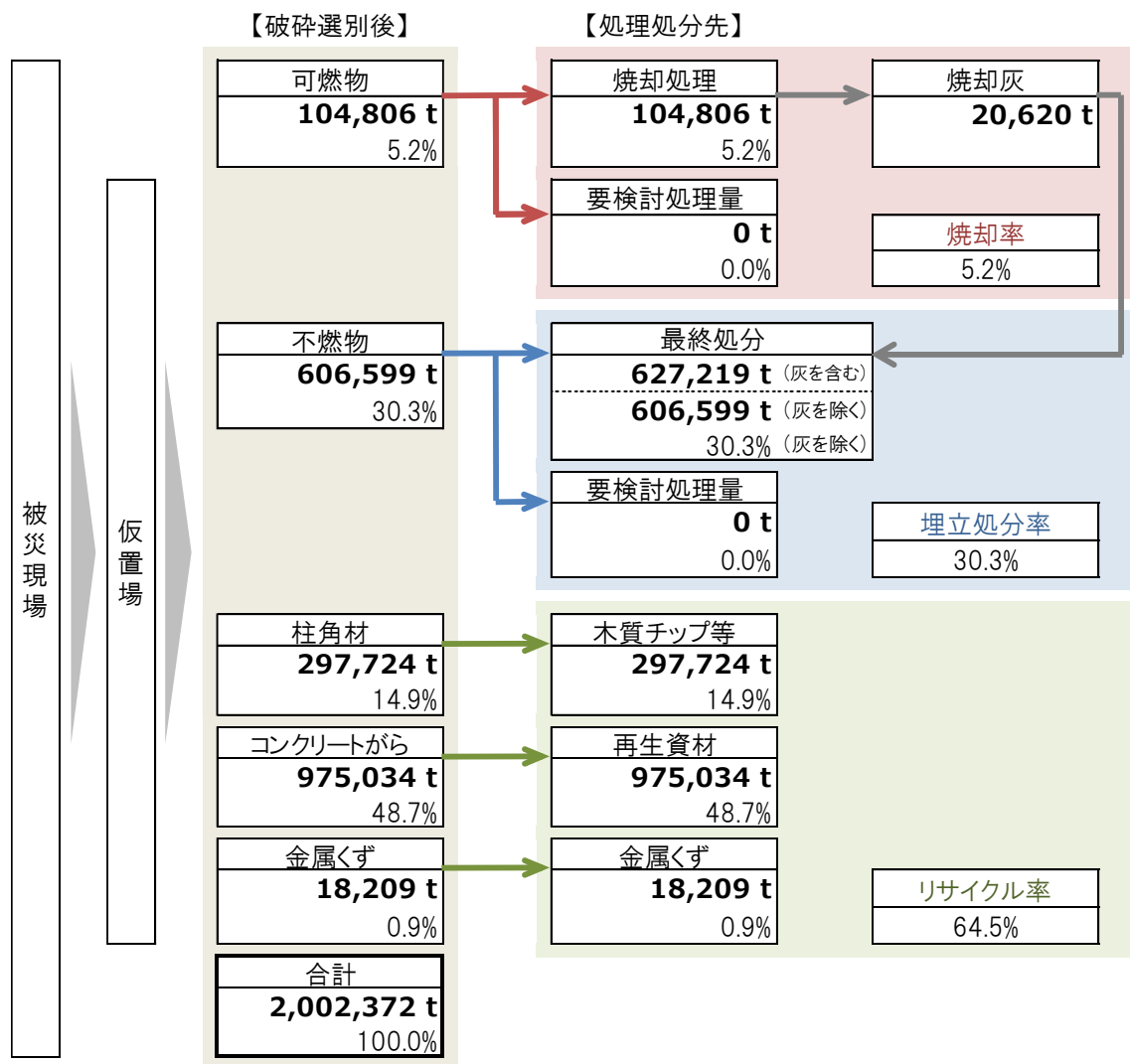


図 7-3-1 1 地震の災害廃棄物処理フロー

表 7-3-1 仮置場からの災害廃棄物の搬出先

仮置場の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	104.8	全量を県内の焼却施設で焼却
不燃物	606.6	全量を県内の最終処分場で埋立
柱角材	297.7	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリートがら	975.0	全量を再生資材として活用
金属くず	18.2	全量を金属くずとして売却

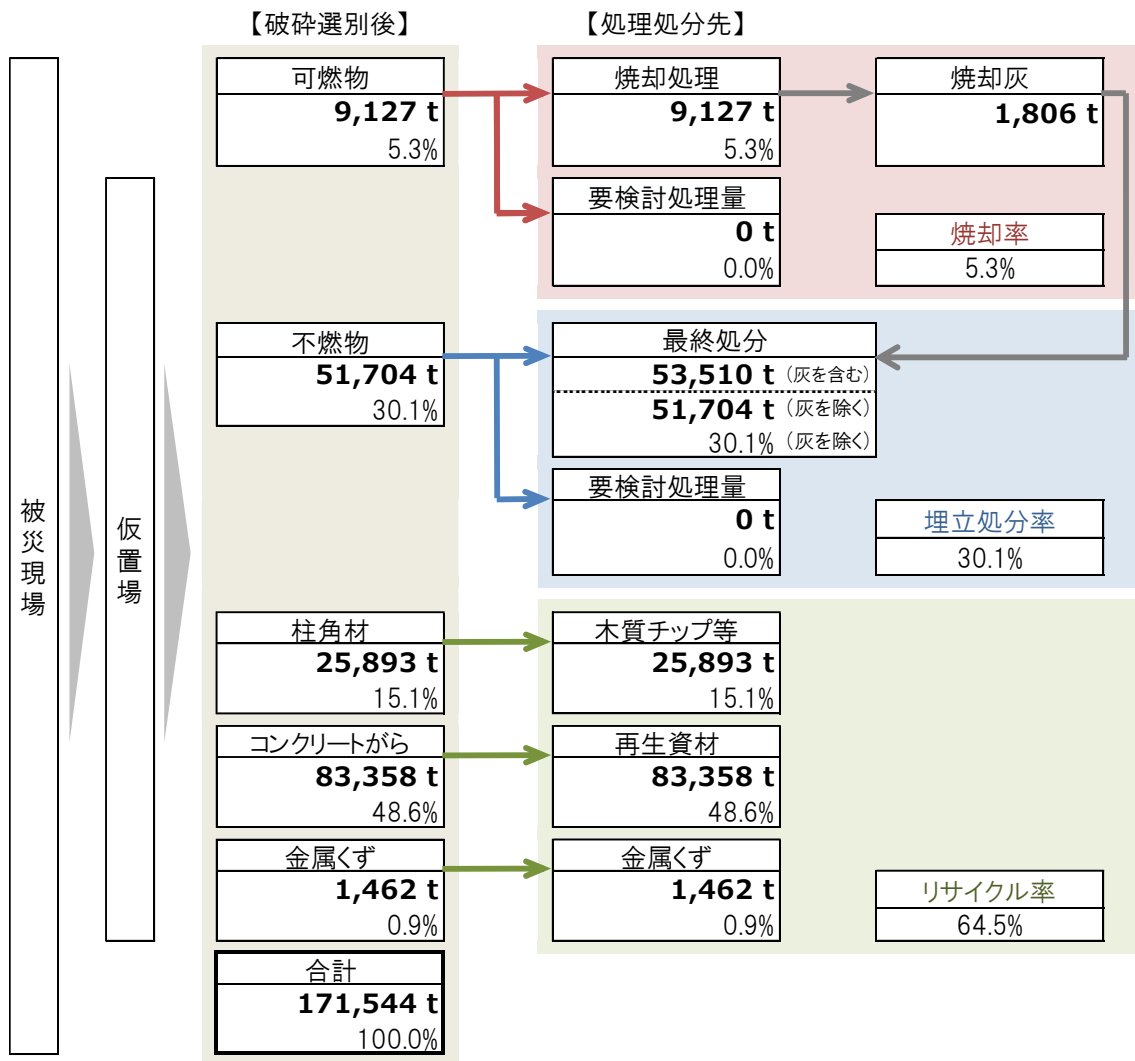


図 7-3-2 2 地震の災害廃棄物処理フロー

表 7-3-2 仮置場からの災害廃棄物の搬出先

仮置場の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	9.1	全量を県内の焼却施設で焼却
不燃物	51.7	全量を県内の最終処分場で埋立
柱角材	25.9	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリートがら	83.4	全量を再生資材として活用
金属くず	1.5	全量を金属くずとして売却

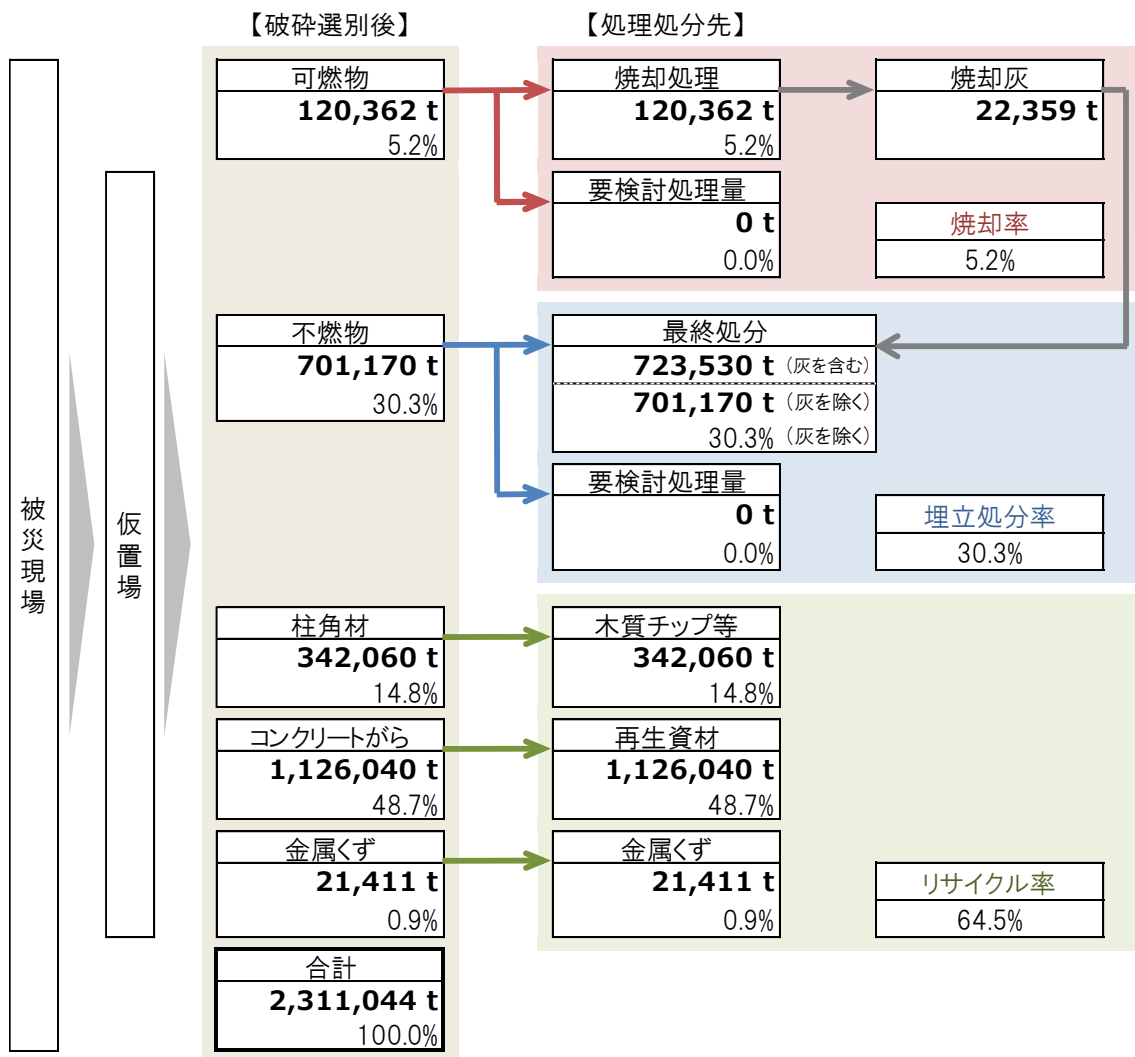


図 7-3-3 5 地震の災害廃棄物処理フロー

表 7-3-3 仮置場からの災害廃棄物の搬出先

仮置場の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	120.4	全量を県内の焼却施設で焼却
不燃物	701.2	全量を県内の最終処分場で埋立
柱角材	342.1	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリートがら	1,126.0	全量を再生資材として活用
金属くず	21.4	全量を金属くずとして売却

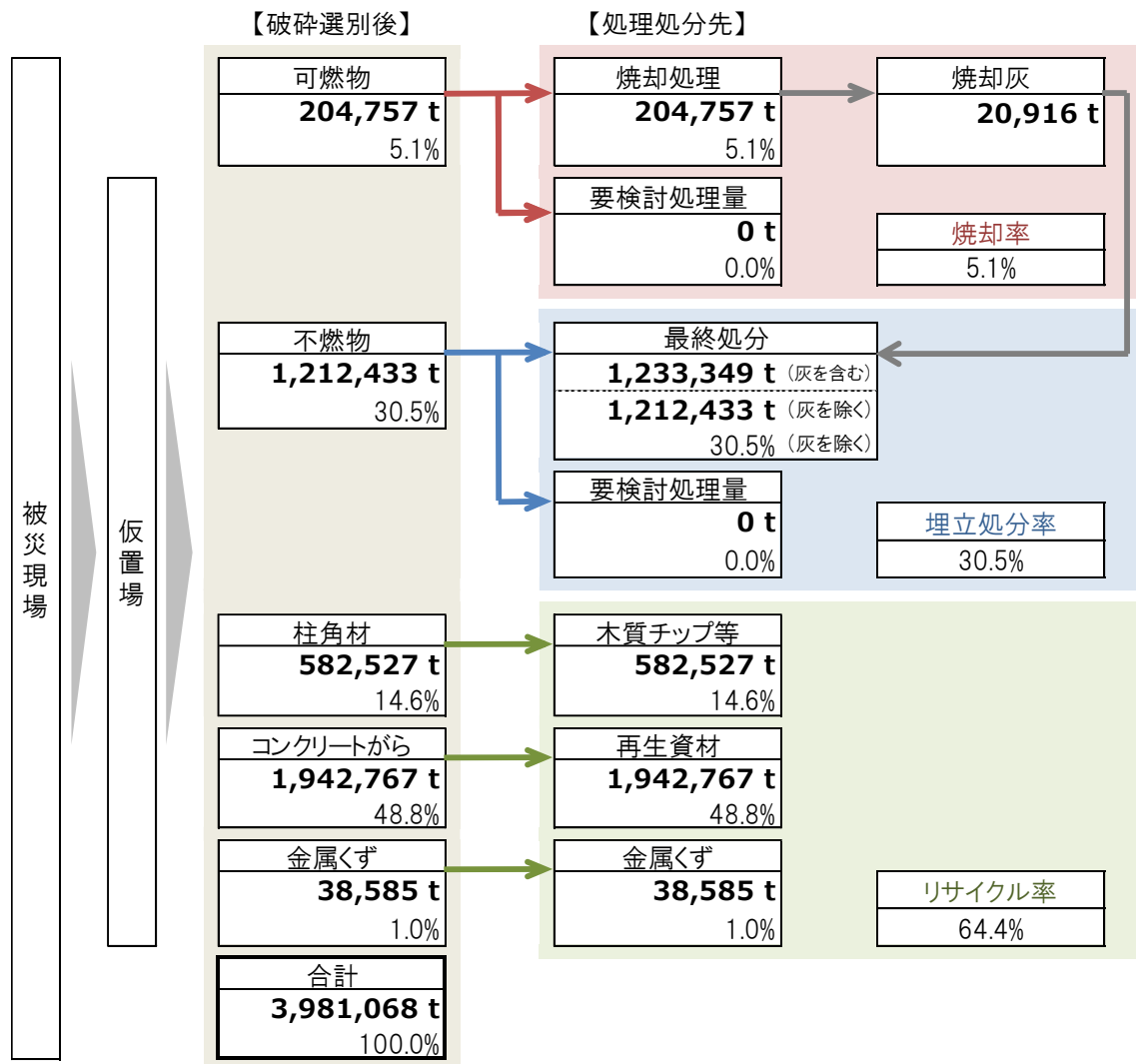


図 7-3-4 6 地震の災害廃棄物処理フロー

表 7-3-4 仮置場からの災害廃棄物の搬出先

仮置場の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	204.8	全量を県内の焼却施設で焼却
不燃物	1,212.4	全量を県内の最終処分場で埋立
柱角材	582.5	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリートがら	1,942.8	全量を再生資材として活用
金属くず	38.6	全量を金属くずとして売却

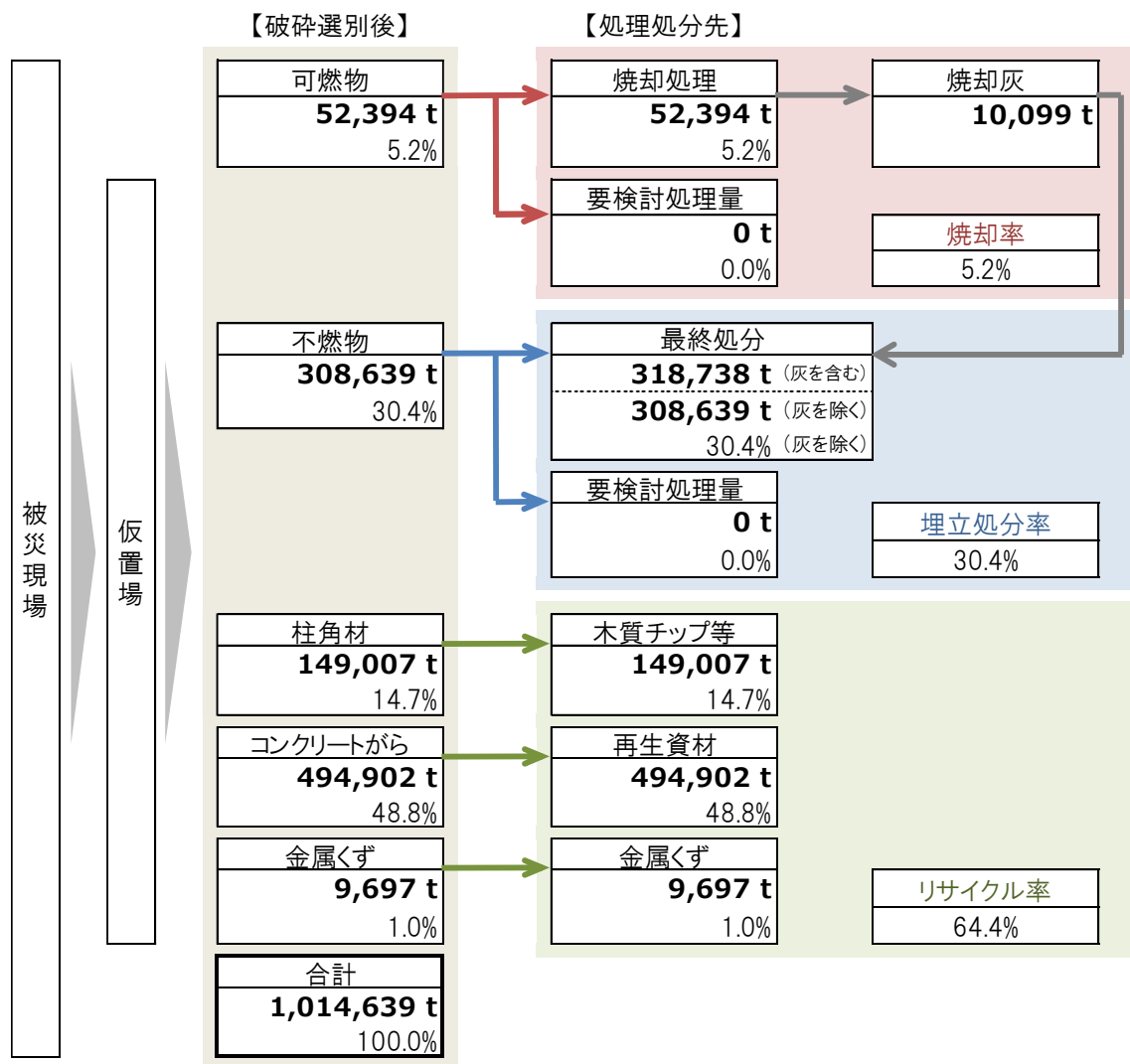


図 7-3-5 12 地震の災害廃棄物処理フロー

表 7-3-5 仮置場からの災害廃棄物の搬出先

仮置場の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	52.4	全量を県内の焼却施設で焼却
不燃物	308.6	全量を県内の最終処分場で埋立
柱角材	149.0	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリートがら	494.9	全量を再生資材として活用
金属くず	9.7	全量を金属くずとして売却

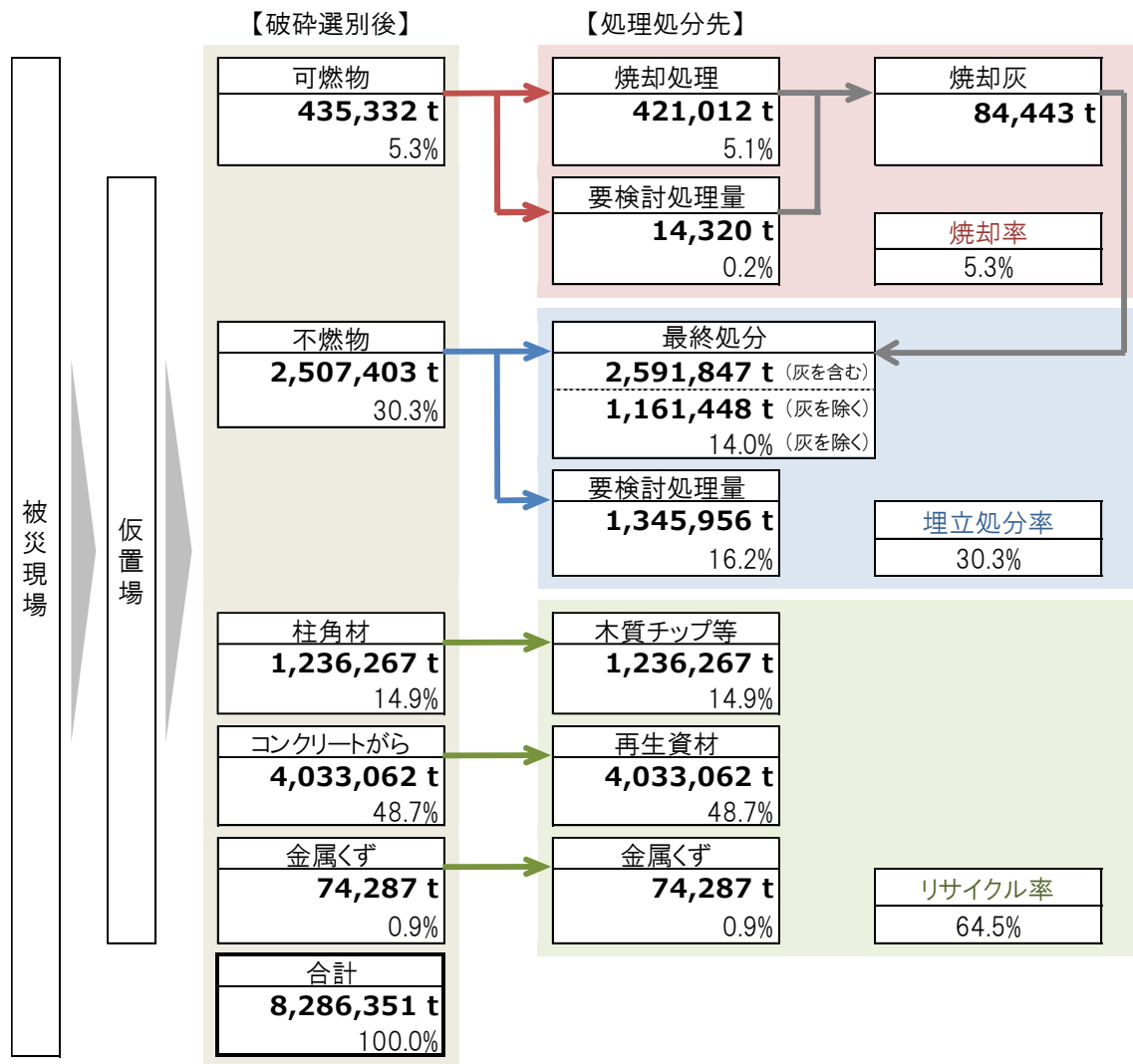


図 7-3-6 13 地震の災害廃棄物処理フロー例

表 7-3-6 仮置場からの災害廃棄物の搬出先

仮置場の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	435.3	14.3 千 t の処理について要検討
不燃物	2,507.4	1,346.0 千 t の処分について要検討
柱角材	1,236.3	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリートがら	4,033.1	全量を再生資材として活用
金属くず	74.3	全量を金属くずとして売却

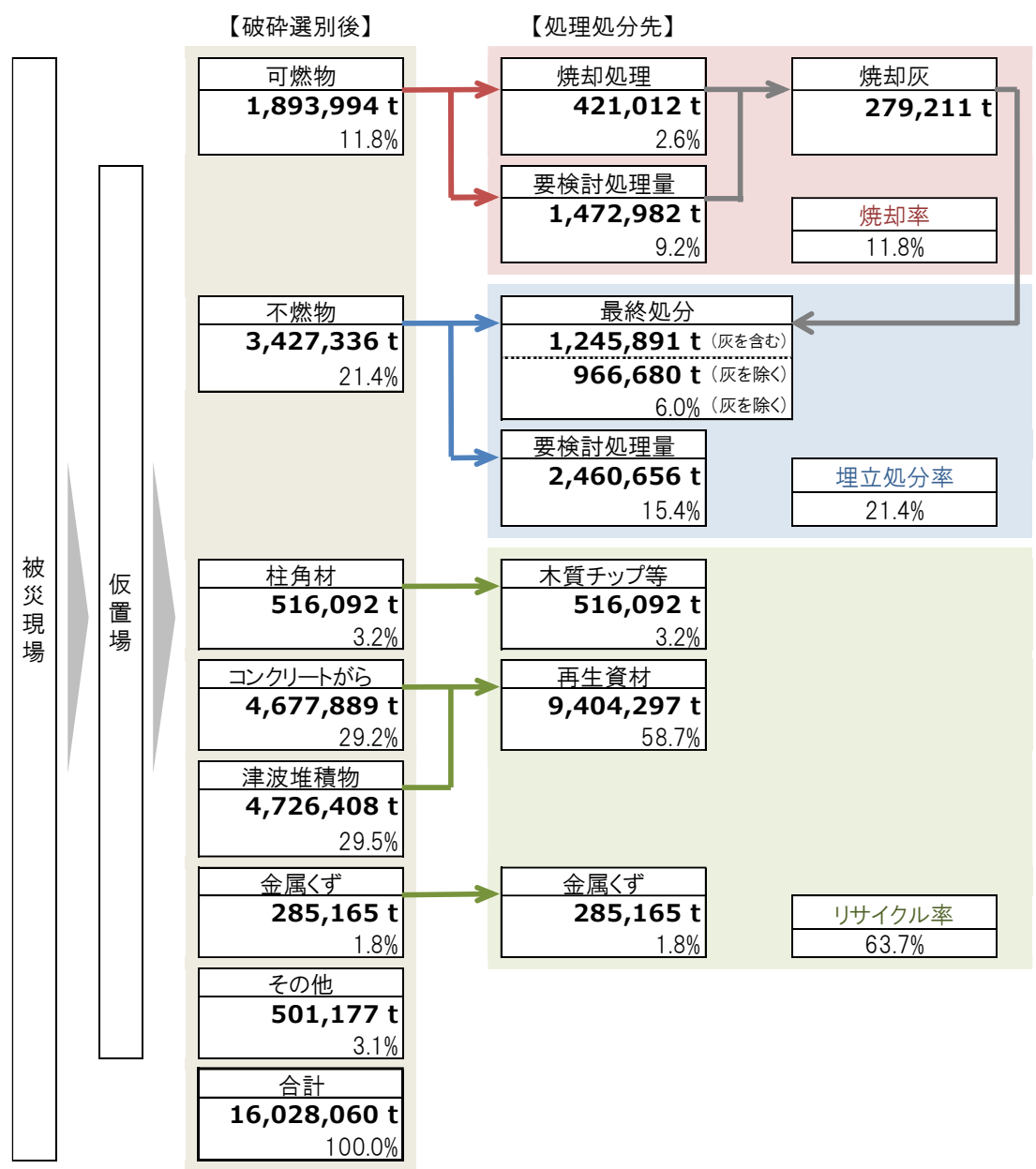


図 7-3-7 27 地震の災害廃棄物処理フロー例

表 7-3-7 仮置場からの災害廃棄物の搬出先

仮置場の 廃棄物組成	発生量 (千 t)	搬出先
可燃物	1,893.0	1,472.0 千 t の処理について要検討
不燃物	3,427.3	2,460.7 千 t の処分について要検討
柱角材	516.1	全量を製紙原料や燃料用木質チップ等として売却
コンクリートがら	4,677.9	全量を再生資材として活用
津波堆積物	4,726.4	全量を再生資材として活用
金属くず	285.2	全量を金属くずとして売却
その他	501.2	リサイクル又は最終処分

4 ブロック別の可燃物・不燃物処理フロー（例）

ブロック別の可燃物・不燃物処理フローを図 7-4-1～図 7-4-14 に示す。また、本処理フロー作成の条件を表 7-4-1 に示す。

本処理フローは、本県の地域区分図上に示すことで、各地震におけるブロックごとの可燃物・不燃物発生量の大小や処理・処分の可否、自ブロックで処理・処分ができない場合の運搬先、要検討処理量等の参考にできるよう作成した。そのため、実際の災害時に本処理フローのとおり、処理・処分等を実施しなければならないものではない。

表 7-4-1 ブロック別の可燃物・不燃物処理フロー作成の条件

- ① 検討対象ブロックに接するブロックを処理先に選定
- ② 検討対象ブロックに複数のブロックが接する場合は、余力が大きい方のブロックを優先して処理先に選定
- ③ ①②で処理・処分ができない場合は残要処理量とし、近隣の余力が大きいブロックを処理先に選定
- ④ 優先順位が 3 番目（処理・処分先 3）までで処理・処分ができない場合は、要検討処理・処分量とした
- ⑤ 近隣に余力があるブロックがない場合は、優先順位が 3 番目（処理先 3）以前でも、要検討処理・処分量とした

※基本的な考え方のフローとしているため、市町村別の運搬ルートや災害廃棄物処理に関する協定等は勘案していない。

また、余力を最大限活用することとしているが、実際の災害時はその限りではない。

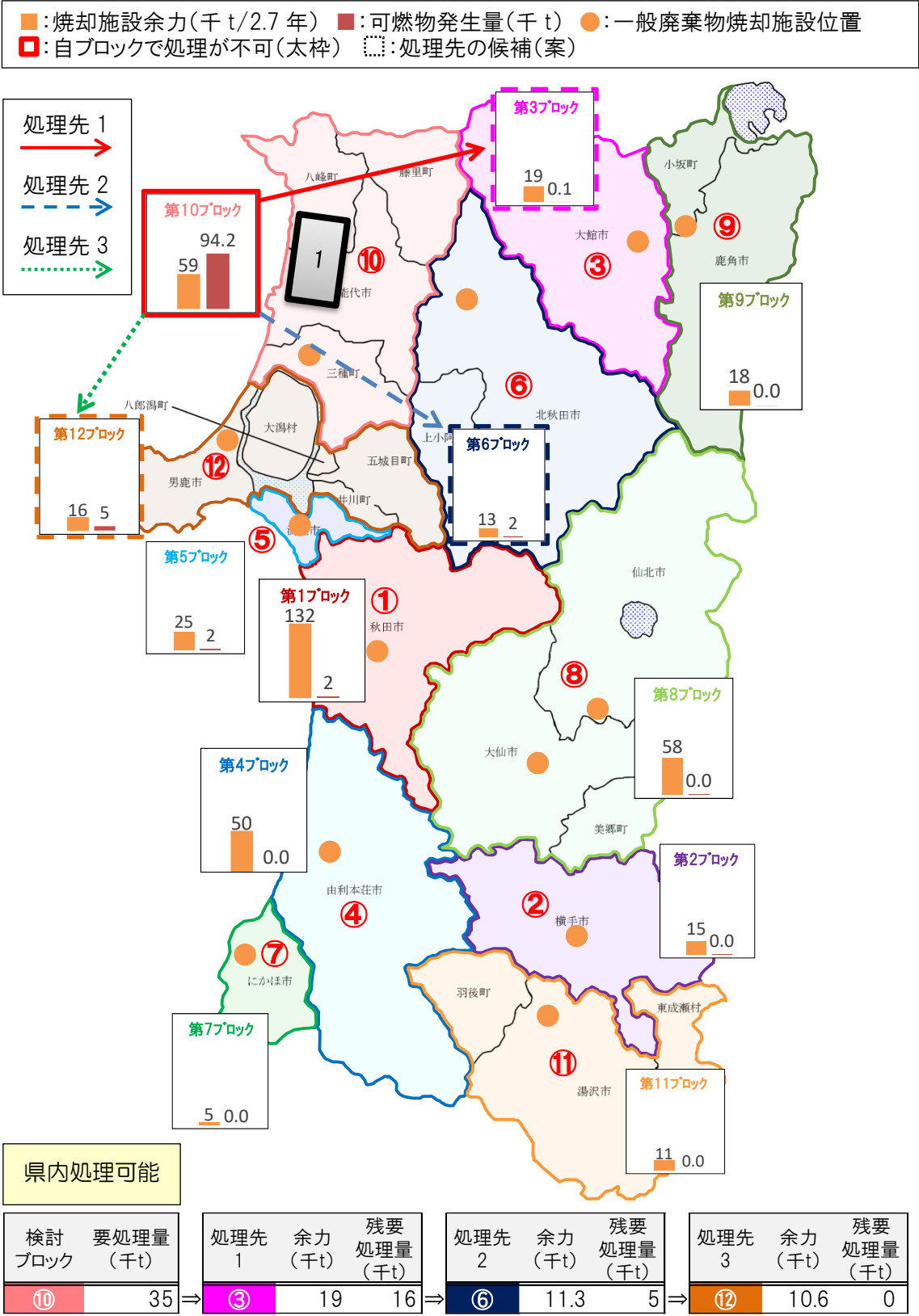


図 7-4-1 ブロック別の可燃物処理フロー (1 地震)

■:最終処分場余力(千 t) ■:不燃物発生量(千 t) ●:一般廃棄物最終処分場位置
□:自ブロックで処分が不可(太枠) □:処分先の候補(案)

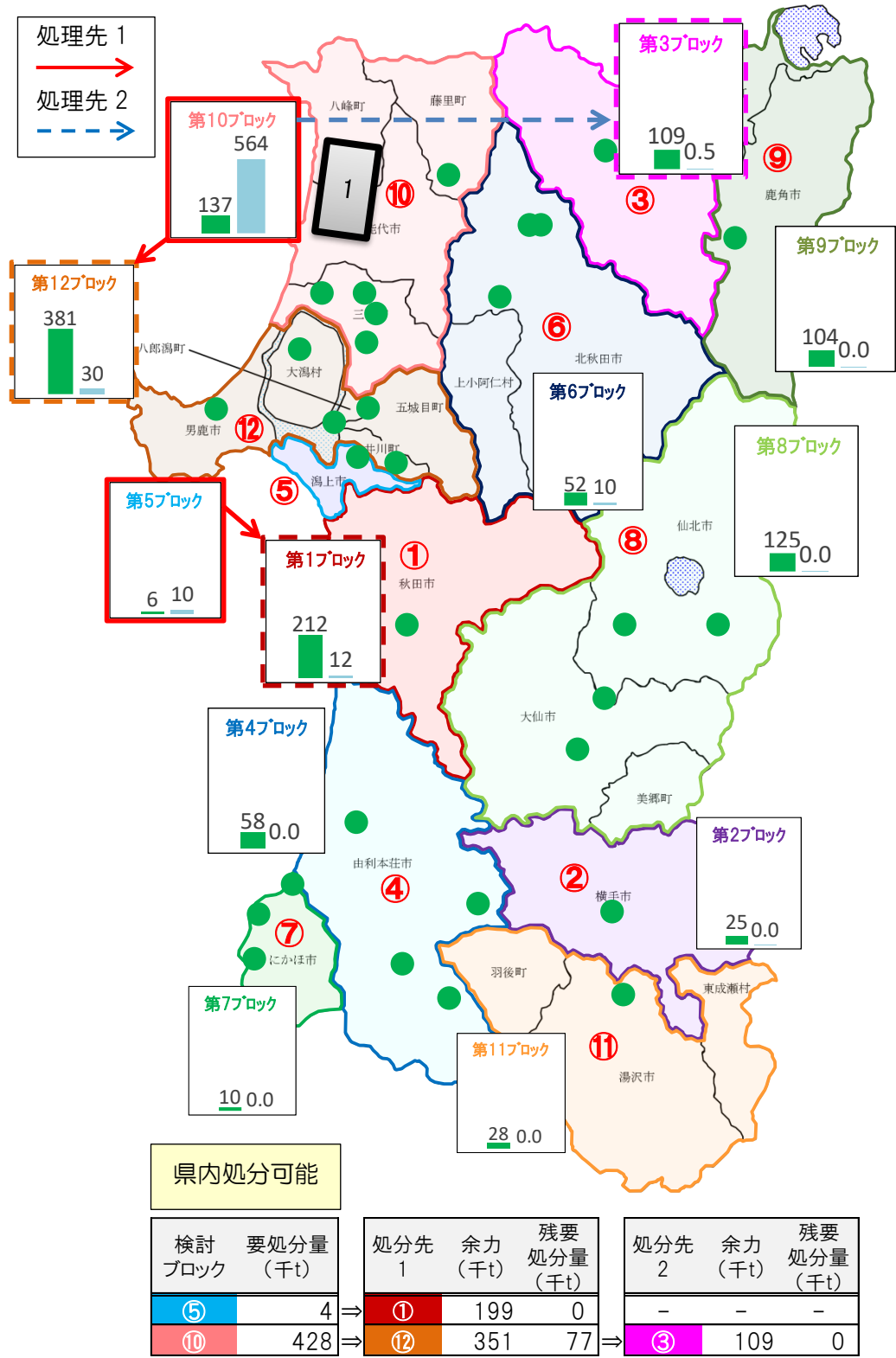


図 7-4-2 ブロック別の不燃物処理フロー (1 地震)

■:焼却施設余力(千 t/2.7 年) ■:可燃物発生量(千 t) ●:一般廃棄物焼却施設位置

ブロック内処理可能

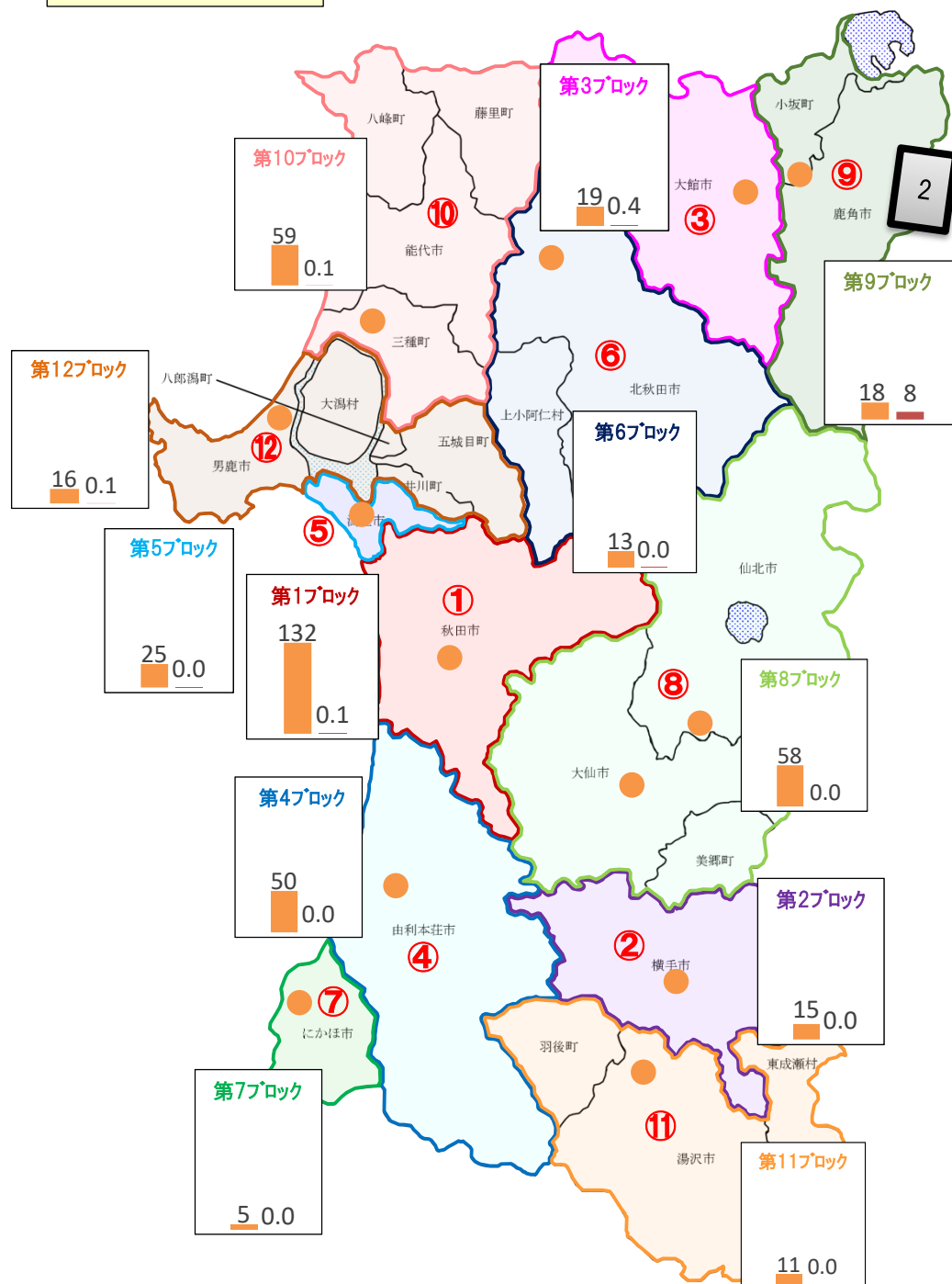


図 7-4-3 ブロック別の可燃物処理フロー (2 地震)

■：最終処分場余力(千 t) ■：不燃物発生量(千 t) ●：一般廃棄物最終処分場位置

ブロック内処分可能

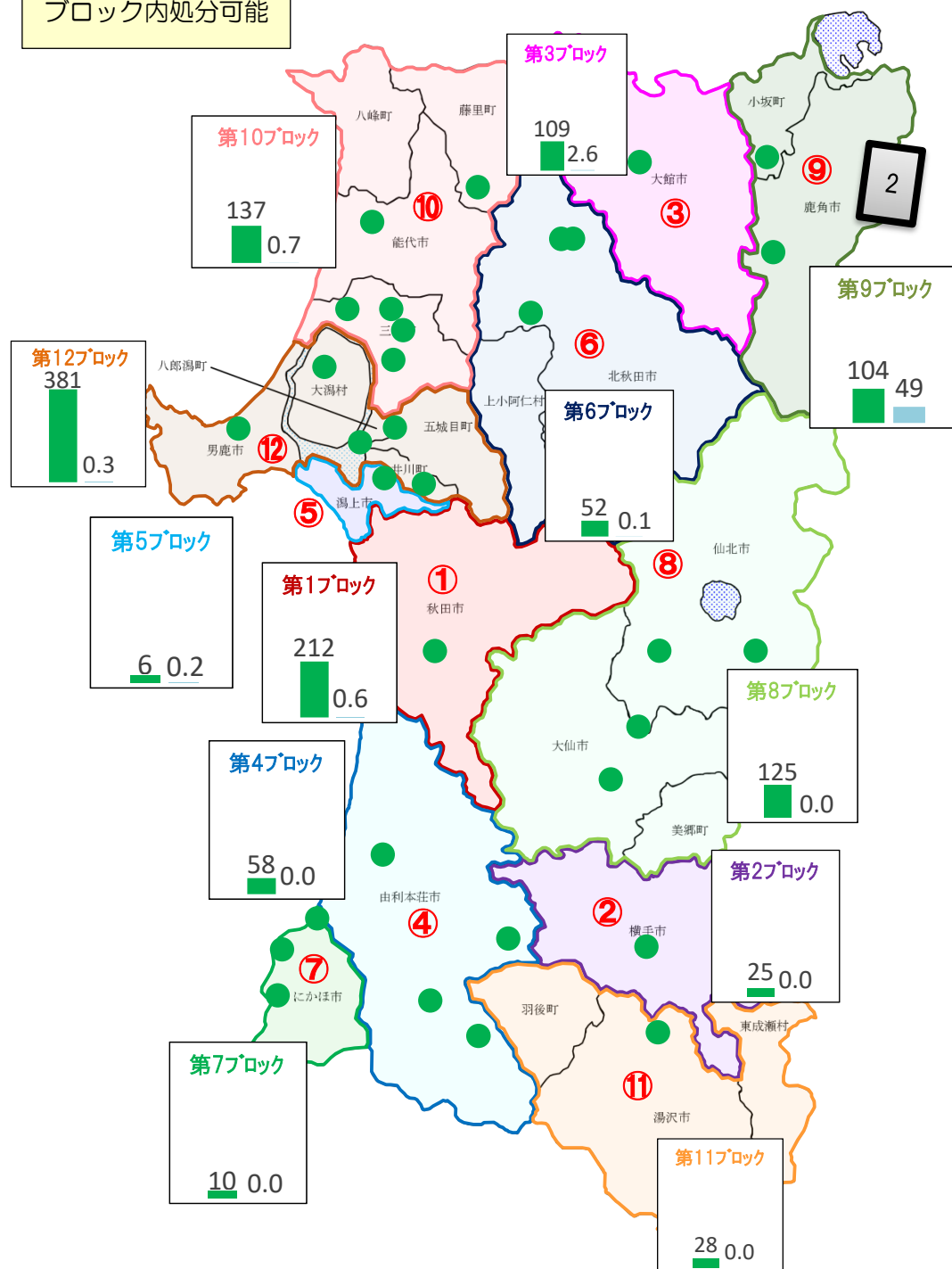


図 7-4-4 ブロック別の不燃物処理フロー (2 地震)

■: 焼却施設余力(千 t/2.7 年) ■: 可燃物発生量(千 t) ●: 一般廃棄物焼却施設位置
□: 自ブロックで処理が不可(太枠) □: 処理先の候補(案)

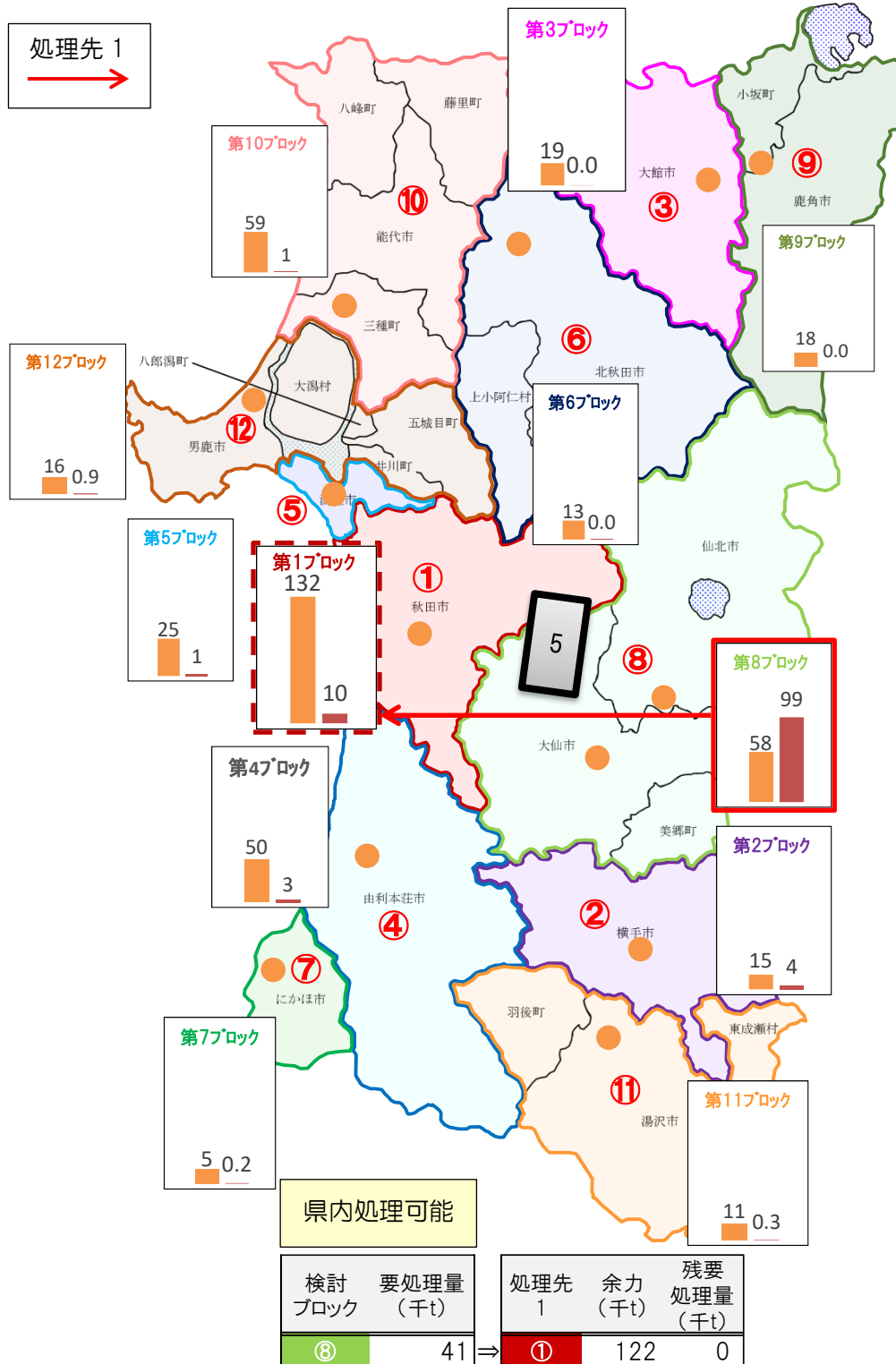


図 7-4-5 ブロック別の可燃物処理フロー (5 地震)

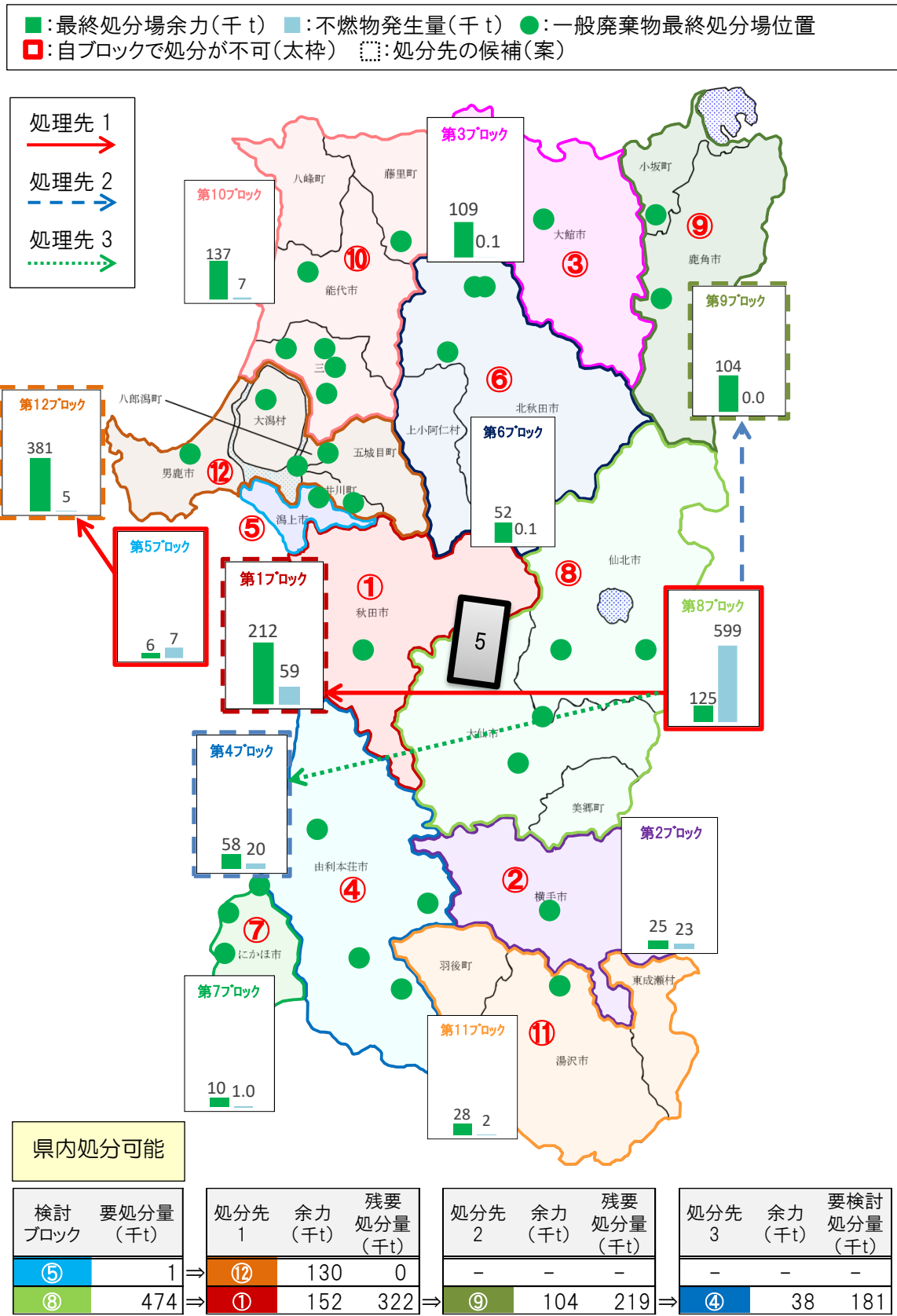


図 7-4-6 ブロック別の不燃物処理フロー (5 地震)

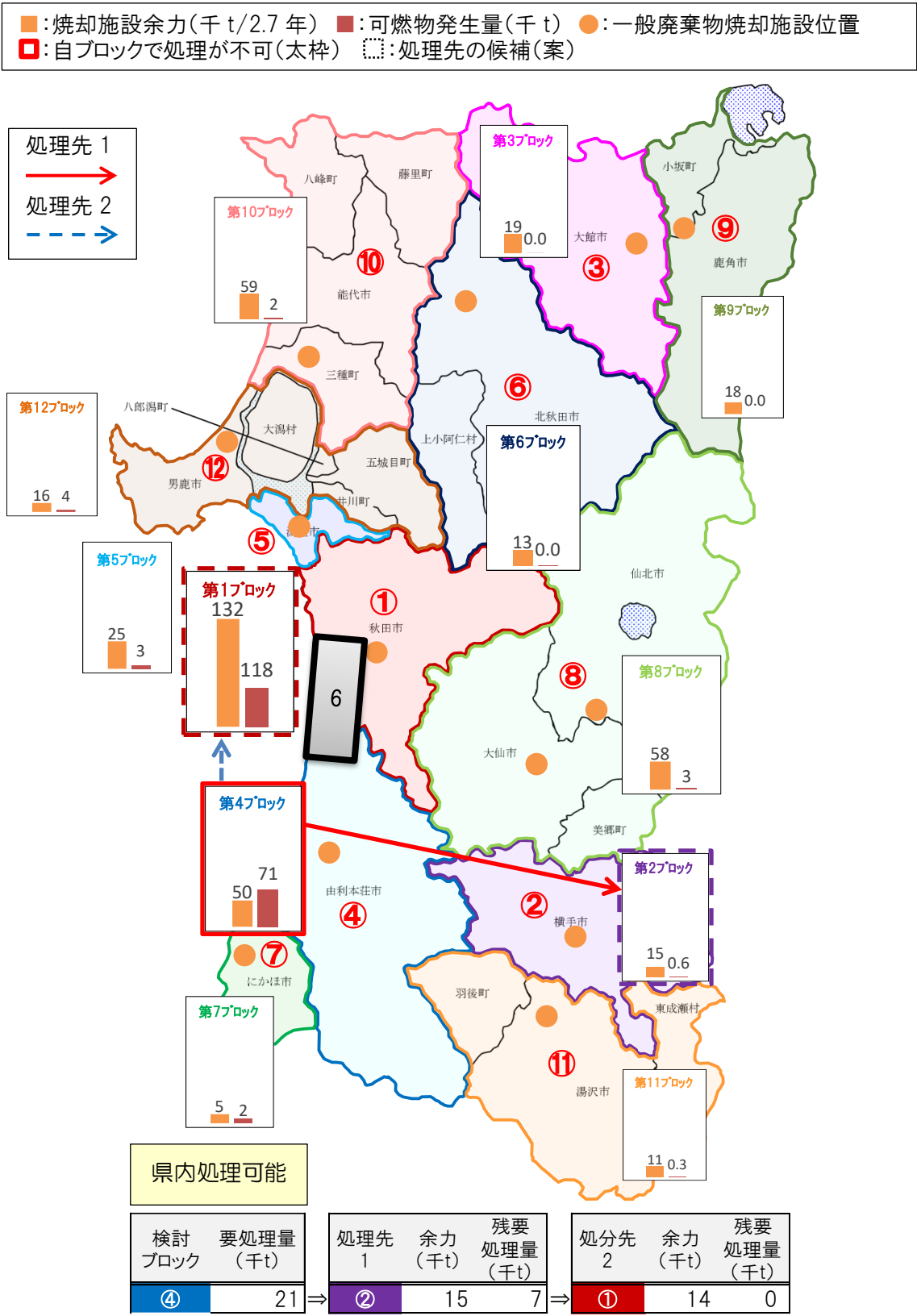
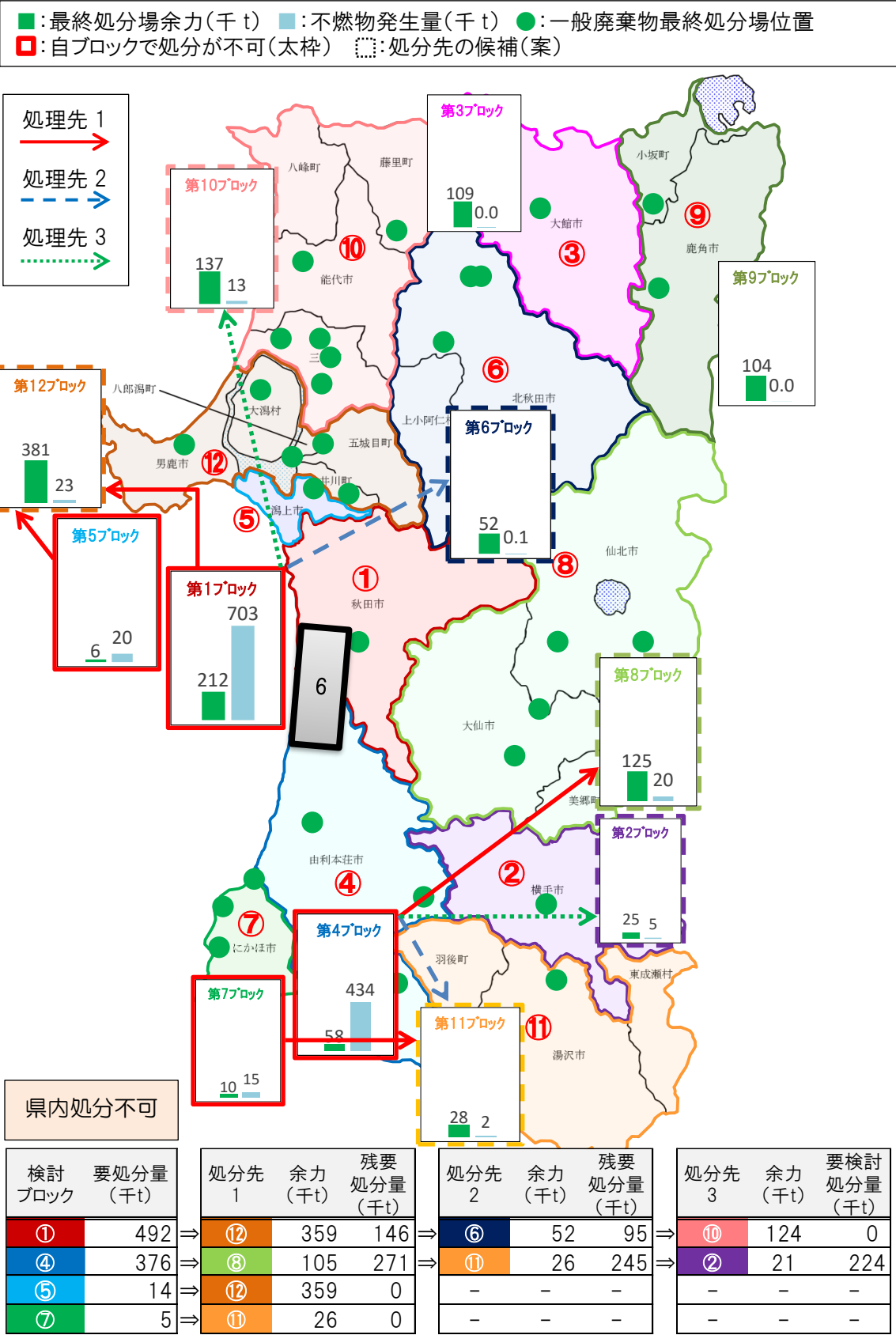


図 7-4-7 ブロック別の可燃物処理フロー (6 地震)

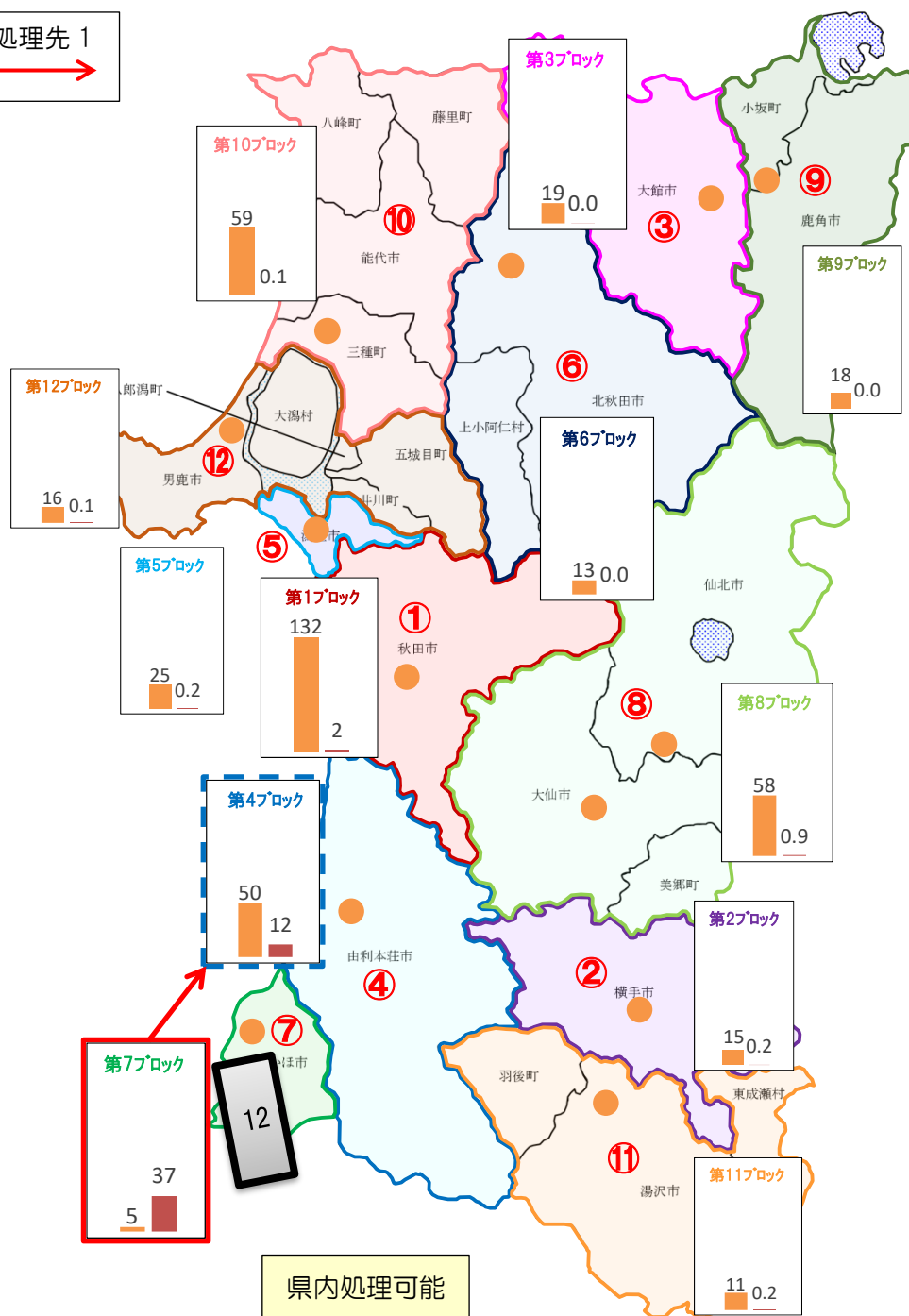


複数のブロックが同じ処理・処分先となっている場合、余力を按分する。

図 7-4-8 ブロック別の不燃物処理フロー（6 地震）

■: 焼却施設余力(千 t/2.7 年) ■: 可燃物発生量(千 t) ●: 一般廃棄物焼却施設位置
□: 自ブロックで処理が不可(太枠) □: 処理先の候補(案)

処理先 1
→



県内処理可能

検討 ブロック	要処理量 (千t)	処理先 1	余力 (千t)	残要 処理量 (千t)
⑦	32	⇒ ④	38	0

図 7-4-9 ブロック別の可燃物処理フロー (12 地震)

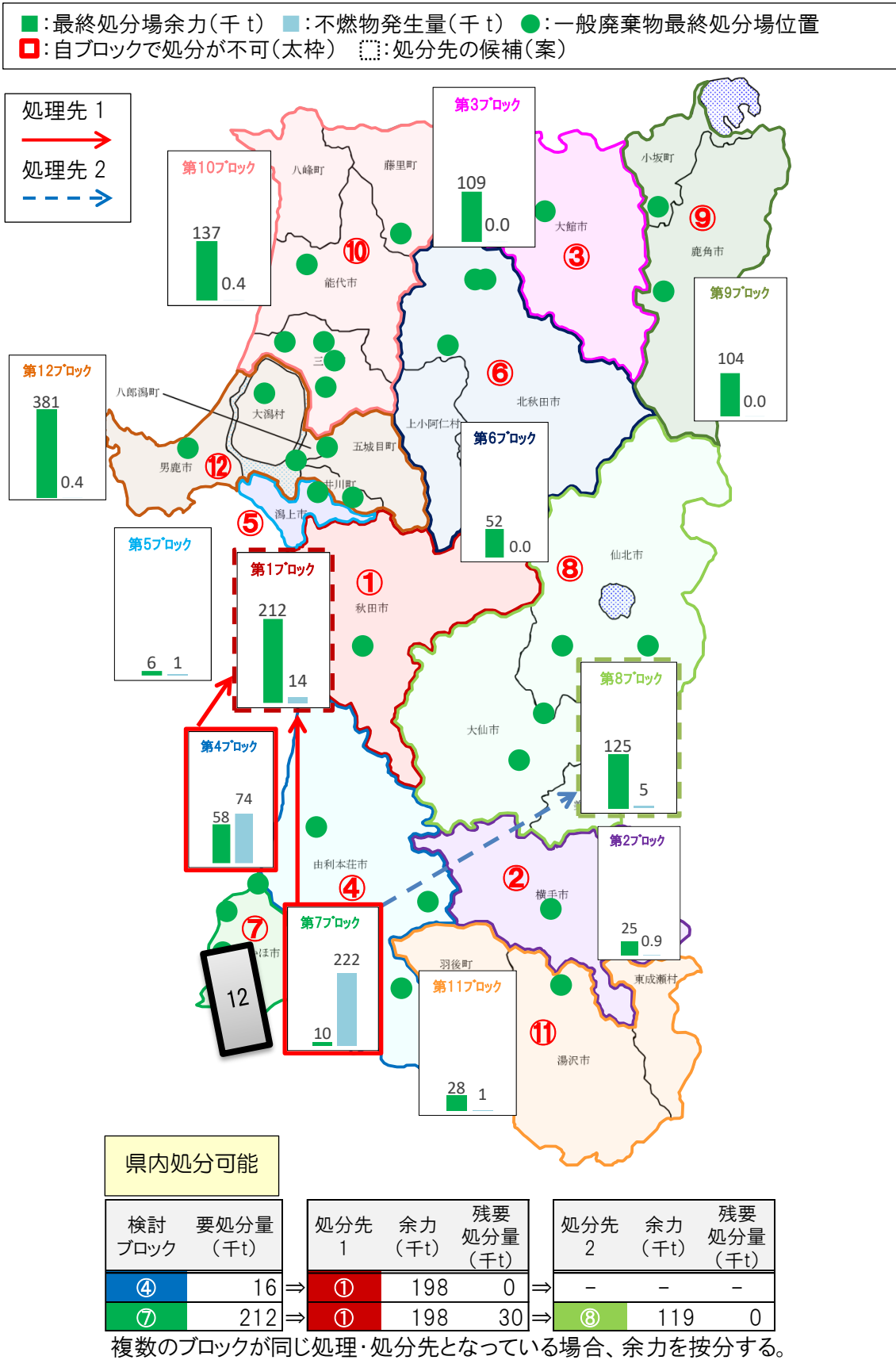
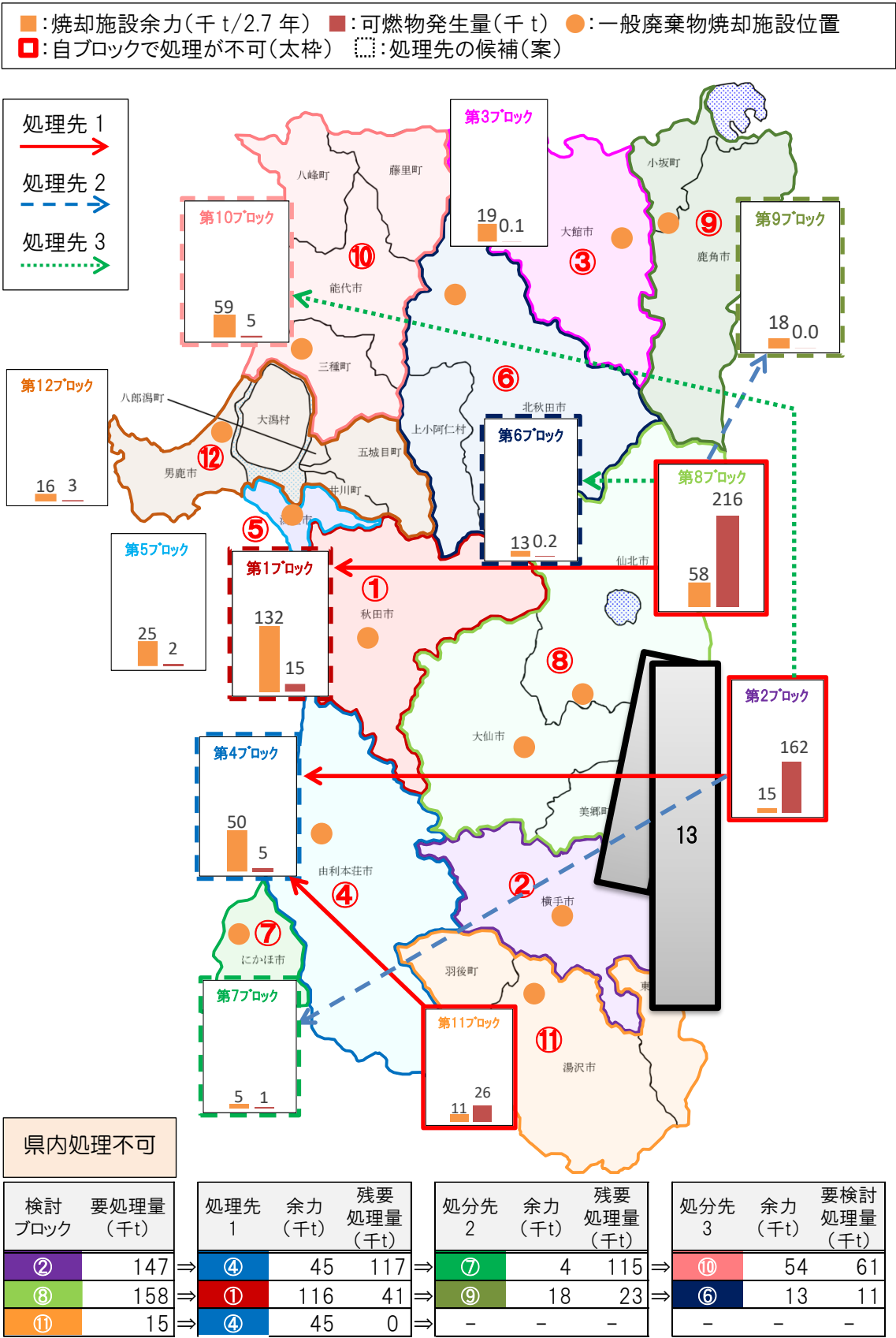


図 7-4-10 ブロック別の不燃物処理フロー（12 地震）



複数のブロックが同じ処理・処分先となっている場合、余力を按分する。

図 7-4-11 ブロック別の可燃物処理フロー（13 地震）

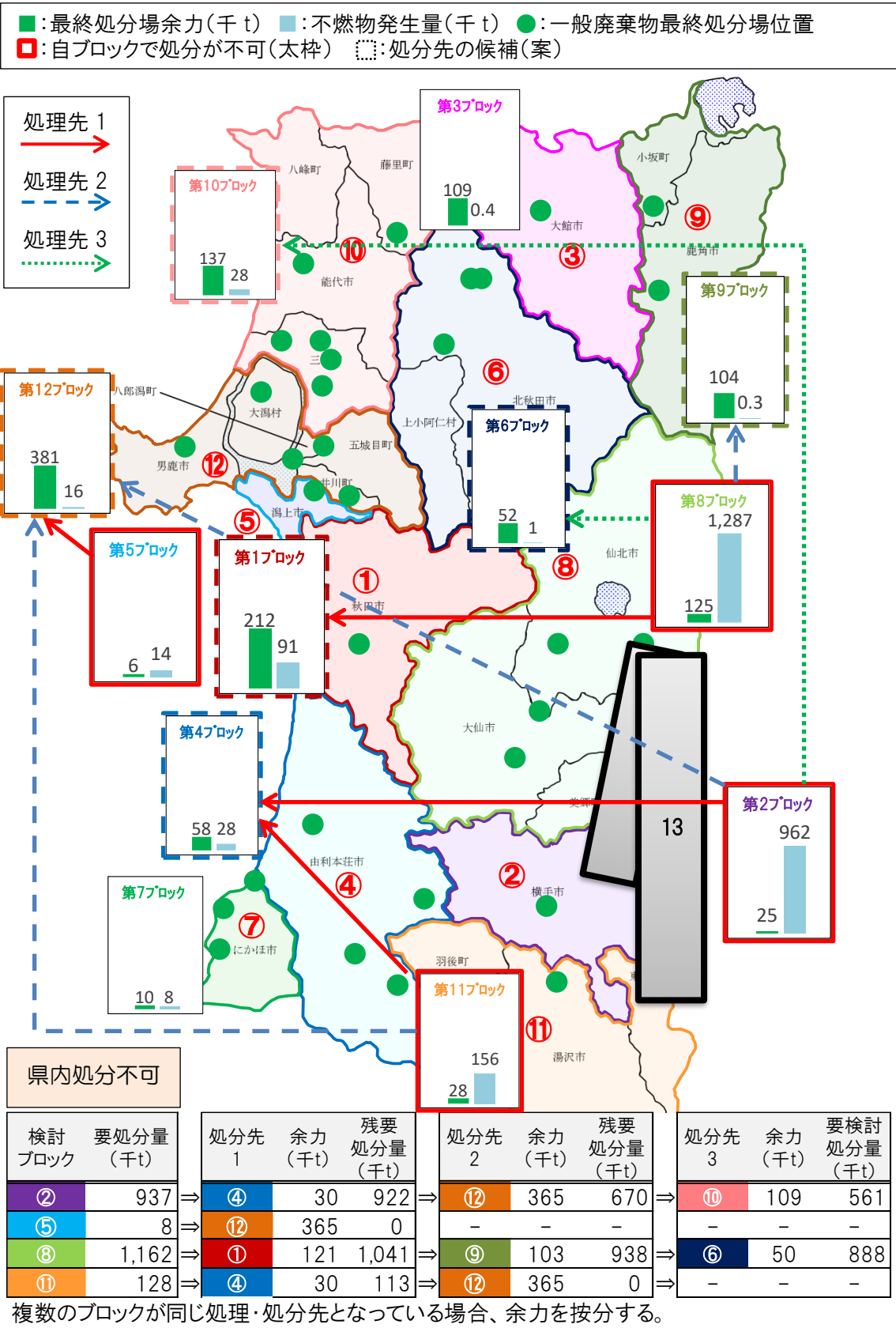
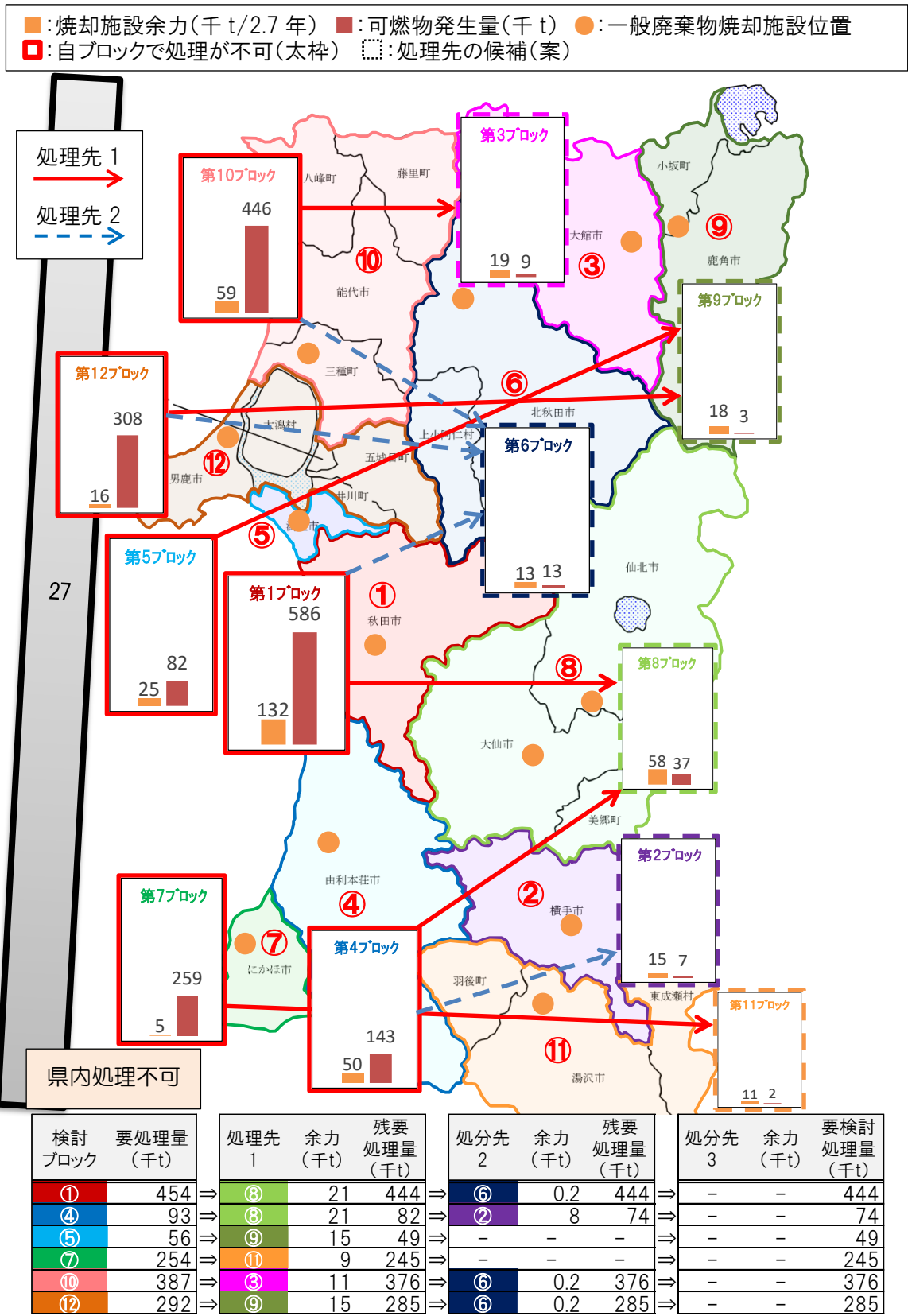


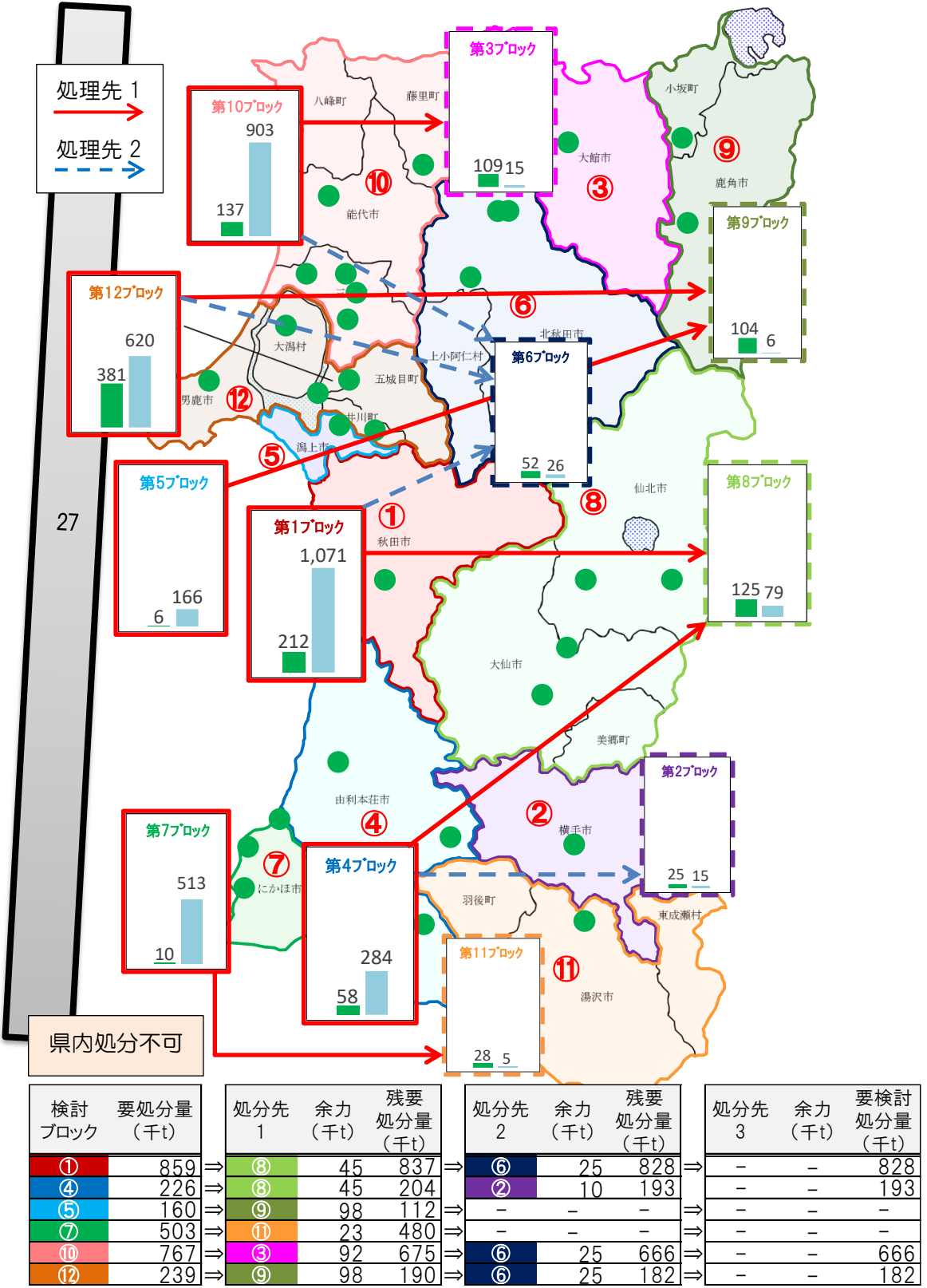
図 7-4-12 ブロック別の不燃物処理フロー（13 地震）



複数のブロックが同じ処理・処分先となっている場合、余力を按分する。

図 7-4-13 ブロック別の可燃物処理フロー (27 地震)

■:最終処分場余力(千 t) ■:不燃物発生量(千 t) ●:一般廃棄物最終処分場位置
□:自ブロックで処分が不可(太枠) □:処分先の候補(案)



複数のブロックが同じ処理・処分先となっている場合、余力を按分する。

図 7-4-14 ブロック別の不燃物処理フロー (27 地震)

第8編 被害想定（水害）

1 想定する水害の情報

想定する風水害を表 8-1-1～表 8-1-3 に示す（推計方法は本編に記載）。

表 8-1-1 想定する風水害の情報（国管理河川）

管理者	水系	河川名	指定・公表日	関係市町村
湯沢河川 国道事務所	一級河川 雄物川	雄物川	令和2年3月27日	秋田市、大仙市、美郷町、横手市、羽後町、湯沢市
		玉川	平成28年6月10日	大仙市
		丸子川	平成28年6月10日	大仙市
		横手川	令和2年3月27日	大仙市、美郷町
		皆瀬川	令和2年3月27日	大仙市、横手市、湯沢市、羽後町
		成瀬川	平成28年6月10日	横手市、湯沢市
能代河川 国道事務所	一級河川 米代川	米代川	平成28年5月31日	能代市、北秋田市、大館市
		藤琴川	平成28年5月31日	能代市
		小猿部川	平成29年6月30日	北秋田市
秋田河川 国道事務所	一級河川 子吉川	子吉川	平成29年1月20日	由利本荘市
		石沢川	平成29年1月20日	由利本荘市

表 8-1-2 想定する風水害の情報（県管理河川（洪水予報河川および水位周知河川））

水系	河川名	指定・公表日	関係市町村
一級河川 米代川水系	米代川	令和元年12月24日	鹿角市、大館市
	福土川	令和2年2月10日	鹿角市
	大湯川	令和2年4月28日	鹿角市
	小坂川	令和2年4月28日	鹿角市、小坂町
	熊沢川	令和2年6月5日	鹿角市
	長木川	令和元年7月23日	大館市
	下内川	令和元年7月23日	大館市
	犀川	令和3年6月11日	大館市
	小猿部川	令和元年7月12日	北秋田市
	綴子川	令和元年7月12日	北秋田市
	阿仁川	令和2年1月31日	北秋田市、能代市
	小阿仁川	令和2年1月31日	北秋田市、上小阿仁村
	藤琴川	令和元年9月20日	能代市、藤里町
	檜山川	令和4年7月1日	能代市
一級河川 雄物川水系	旭川	令和元年8月6日	秋田市
	太平川	令和元年8月6日	秋田市
	新城川	令和元年8月6日	秋田市
	猿田川	令和2年5月15日	秋田市
	草生津川	令和2年7月10日	秋田市
	岩見川	令和2年7月10日	秋田市
	新波川	令和6年3月29日	秋田市
	大沢川	令和6年6月28日	大仙市
	丸子川	令和元年8月9日	大仙市、美郷町
	福部内川	令和元年8月9日	大仙市
	窪堰川	令和元年8月9日	大仙市
	川口川	令和元年8月9日	大仙市、美郷町
	矢島川	令和元年8月9日	大仙市、美郷町
	玉川（下流）	令和2年7月31日	大仙市、仙北市
	玉川（上流） 【その他区間】	令和2年7月31日 【公表のみ】	仙北市
	齊内川	令和2年7月31日	大仙市
	檜木内川（下流）	令和2年7月31日	仙北市
	檜木内川（上流）	令和2年7月31日	仙北市
	入見内川	令和3年6月11日	仙北市
	横手川	令和元年11月29日	横手市、大仙市、美郷町
	上溝川	令和4年7月1日	横手市
	役内川	令和元年9月27日	湯沢市
	雄物川	令和4年7月1日	湯沢市
一級河川 子吉川水系	芋川	令和元年9月13日	由利本荘市
二級河川 馬場目川水系	馬場目川	令和2年7月10日	五城目町、八郎潟町、井川町
	馬踏川	令和6年3月29日	秋田市、潟上市
	三種川	平成31年3月22日	三種町
二級河川 白雪川水系	白雪川	令和3年6月11日	にかほ市

表 8-1-3 想定する風水害の情報（県管理河川（その他の河川））

水系	河川名	指定・公表日	関係市町村
一級河川 米代川水系	根市川	令和6年4月23日	鹿角市
	間瀬川	令和6年4月23日	鹿角市
	羽根山沢川	令和6年4月23日	北秋田市
	小阿仁川	令和6年4月23日	上小阿仁村
	仏社川	令和6年4月23日	上小阿仁村
	五反沢川	令和6年4月23日	上小阿仁村
	糠沢川	令和6年4月23日	大館市、北秋田市
	引欠川	令和6年4月23日	大館市
	悪土川	令和6年4月23日	能代市
	久喜沢川	令和6年4月23日	能代市
	種梅川	令和6年4月23日	能代市
一級河川 雄物川水系	神内川	令和6年4月23日	秋田市
	三内川	令和6年4月23日	秋田市
	淀川	令和6年4月23日	大仙市
	小黑川	令和6年4月23日	大仙市
	土貫川	令和6年4月23日	大仙市
	檜岡川	令和6年4月23日	大仙市
	西の又川	令和6年4月23日	大仙市
	湯元川	令和6年4月23日	大仙市
	横手大戸川	令和6年4月23日	大仙市、美郷町、横手市
	頭無川	令和6年4月23日	横手市
	皿川	令和6年4月23日	横手市
	皆瀬川	令和6年4月23日	横手市、湯沢市
	成瀬川	令和6年4月23日	横手市、東成瀬村
	白子川	令和6年4月23日	横手市、湯沢市、羽後町
	姉倉沢川	令和6年4月23日	湯沢市、羽後町
	山谷川	令和6年4月23日	湯沢市
	松沢川	令和6年4月23日	湯沢市
一級河川 子吉川水系	桂川	令和6年4月23日	由利本荘市
	大沢川	令和6年4月23日	由利本荘市
	小友川	令和6年4月23日	由利本荘市
	北ノ股川	令和6年4月23日	由利本荘市
	石沢川	令和6年4月23日	由利本荘市、羽後町
	桂川放水路	令和6年4月23日	由利本荘市
二級河川 馬場目川水系	馬場目川	令和6年4月23日	五城目町
	富津内川	令和6年4月23日	五城目町、八郎潟町
	内川川	令和6年4月23日	五城目町

2 建物被害棟数の推計

風水害による建物被害棟数は、建物ごとの浸水深に応じて被害区分を判定することで推計した。浸水深と建物被害区分の関係は、内閣府の被害認定基準（図 8-2-1）を参考とした。また、床上浸水・床下浸水の閾値は、図 8-2-2 より 0.5m とした。浸水深と建物被害区分の関係を表 8-2-1、図 8-2-3 に示す。

なお、内閣府の被害認定基準において、非木造建物は浸水深による被害区分の判定方法が示されていないことから、木造・プレハブの判定方法を準用した。

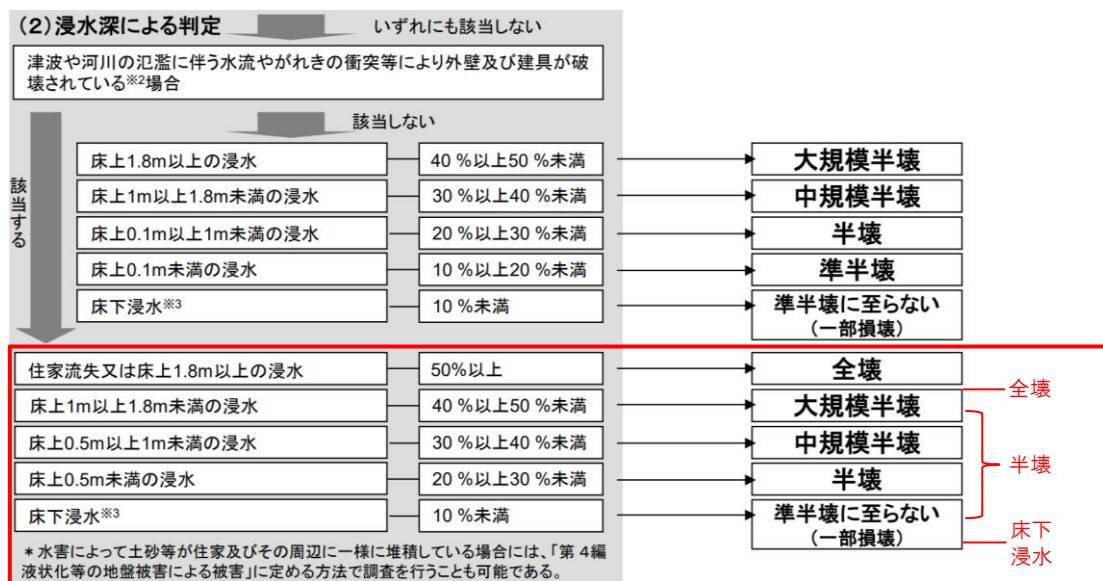


図 8-2-1 被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）

出典：「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 6 年 5 月 内閣府（防災担当））に追記

○ 水害リスクマップ等の明示事項

- 多段階の浸水想定図及び水害リスクマップに明示する事項

タイトル、河道等の条件、降雨の確率規模・波形、索引図（当該図の位置又は隣接図との接続関係を示す図）及び凡例を添付する。なお、水害リスクマップの場合は浸水深の閾値（浸水発生、50cm（床上浸水相当）以上又は3m（一階居室浸水相当）以上）を付すこと。

図 8-2-2 床上浸水の浸水深の設定

出典：多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの検討・作成に関するガイドライン（令和 5 年 1 月 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室、国土技術政策総合研究所 河川研究部 水害研究室）に追記

表 8-2-1 浸水深と被害区分の関係

浸水深	被害区分
2.3m 以上	全壊
0.5m 以上～2.3m 未満	半壊
0.5m 未満	床下浸水

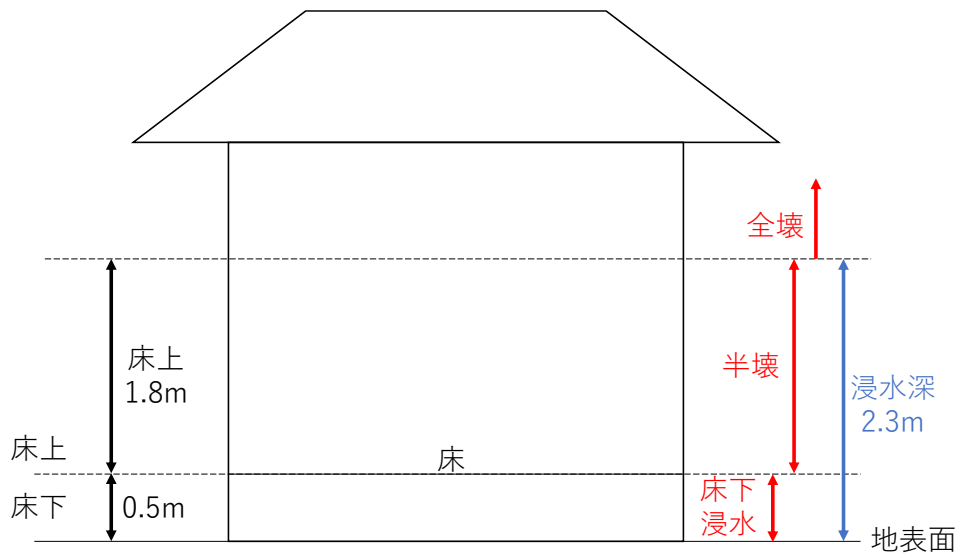


図 8-2-3 被害区分と浸水深の関係（模式図）

3 推計結果

(1) 国管理河川

国管理河川の水害廃棄物発生量の推計結果を表 8-3-1 に示す。

表 8-3-1 水害廃棄物発生量（国管理河川）

河川名	市町村	建物被害棟数(棟)			水害廃棄物 発生量(t)	仮置場必要 面積(m ²)
		全壊	半壊	床下浸水		
雄物川	秋田市	8,169	37,184	9,077	733,512	298,500
	横手市	2,417	6,421	3,907	171,888	70,500
	大仙市	14,244	16,972	2,526	955,626	389,700
	美郷町	1	14	22	129	1,000
	湯沢市	978	6,688	1,987	86,161	36,800
	羽後町	352	358	544	21,437	9,500
玉川	大仙市	1,834	7,806	2,548	159,348	65,100
丸子川	大仙市	3,575	11,263	1,162	288,517	118,300
横手川	大仙市	254	4,833	2,796	43,713	18,400
	美郷町	0	8	8	42	1,000
皆瀬川	横手市	236	4,766	5,257	38,897	17,200
	大仙市	4	214	149	1,469	1,700
	湯沢市	30	810	408	5,554	4,200
	羽後町	3	0	0	167	1,000
成瀬川	横手市	155	482	714	11,393	5,400
	湯沢市	0	6	16	29	1,000
米代川	大館市	1,980	1,606	588	131,244	55,100
	北秋田市	2,742	4,269	593	173,506	71,700
	能代市	3,451	6,619	1,979	231,450	95,400
藤琴川	能代市	1,655	2,218	185	104,784	43,300
小猿部川	北秋田市	1,062	946	314	63,192	26,100
子吉川	由利本荘市	2,983	9,534	2,718	211,296	87,700
石沢川	由利本荘市	49	132	104	3,261	3,000

（２）県管理河川（洪水予報河川および水位周知河川）

県管理河川（洪水予報河川および水位周知河川）の水害廃棄物発生量の推計結果を表 8-3-2、表 8-3-3 に示す。

表 8-3-2 水害廃棄物発生量（県管理河川 洪水予報河川および水位周知河川 その 1）

河川名	市町村	建物被害棟数(棟)			水害廃棄物 発生量(t)	仮置場必要 面積(m ²)
		全壊	半壊	床下浸水		
米代川	大館市	1,228	1,891	724	87,305	36,800
	鹿角市	1,753	1,738	398	125,375	52,100
福土川	鹿角市	3	557	1,104	4,031	3,000
大湯川	鹿角市	1,371	830	359	94,647	39,100
小坂川	鹿角市	77	212	116	6,600	4,200
	小坂町	96	846	422	11,806	5,400
熊沢川	鹿角市	6	68	75	870	1,000
長木川	大館市	11	2,755	3,412	17,740	8,200
下内川	大館市	4	578	735	3,772	3,000
犀川	大館市	19	1,486	1,590	10,260	5,400
小猿部川	北秋田市	150	694	285	11,650	5,400
綴子川	北秋田市	8	1,191	2,081	6,426	4,200
阿仁川	北秋田市	132	724	181	10,894	5,400
小阿仁川	北秋田市	15	85	60	1,242	1,700
	上小阿仁村	17	478	151	3,271	3,000
藤琴川	能代市	6	244	114	1,539	1,700
	藤里町	1	347	110	1,712	1,700
檜山川	能代市	371	1,340	1,218	28,825	13,000
旭川	秋田市	3,163	21,975	16,087	343,607	141,000
太平川	秋田市	738	18,363	6,163	161,027	66,200
新城川	秋田市	342	1,597	584	29,631	13,000
猿田川	秋田市	2	2,498	4,438	14,706	6,500
草生津川	秋田市	49	6,193	3,960	41,203	18,400
岩見川	秋田市	264	2,368	1,036	29,357	13,000
新波川	秋田市	213	181	32	13,591	6,500
大沢川	大仙市	42	224	95	3,773	3,000
丸子川	大仙市	179	8,101	3,648	59,507	24,900
	美郷町	0	70	1,082	365	1,000
福部内川	大仙市	86	4,740	1,367	33,519	14,800
窪堰川	大仙市	37	1,264	2,103	9,538	5,400
川口川	大仙市	63	2,246	2,804	17,210	8,200
	美郷町	0	0	3	*	1,000

※ 「*」：僅か

表 8-3-3 水害廃棄物発生量（県管理河川 洪水予報河川および水位周知河川 その2）

河川名	市町村	建物被害棟数(棟)			水害廃棄物 発生量(t)	仮置場必要 面積(m ²)
		全壊	半壊	床下浸水		
矢島川	大仙市	20	1,628	1,620	10,835	5,400
	美郷町	0	5	64	26	1,000
玉川(下流)	仙北市	23	599	273	4,298	3,000
	大仙市	83	2,294	2,013	18,430	9,500
玉川(上流)	仙北市	51	108	61	3,638	3,000
斉内川	大仙市	90	3,328	4,036	24,972	11,900
檜木内川(下流)	仙北市	40	1,520	1,725	9,897	5,400
檜木内川(上流)	仙北市	10	108	43	1,074	1,700
入見内川	仙北市	151	426	211	10,805	5,400
横手川	横手市	2,515	5,491	3,385	176,871	72,700
	大仙市	503	7,538	3,406	74,187	31,400
	美郷町	3	143	343	914	1,000
上溝川	横手市	496	797	234	32,561	14,100
役内川	湯沢市	12	274	375	1,980	1,700
雄物川	湯沢市	17	296	143	2,359	1,700
芋川	由利本荘市	8	45	76	643	1,000
馬場目川	五城目町	836	2,338	671	67,066	29,100
	八郎潟町	95	3,830	843	30,440	13,000
	井川町	0	155	218	796	1,000
馬踏川	秋田市	65	697	207	7,824	4,200
	潟上市	6	936	850	5,497	3,000
三種川	三種町	128	913	311	12,755	6,500
白雪川	にかほ市	325	1,007	627	20,736	9,500

（3）県管理河川（その他の河川）

県管理河川（その他の河川）の水害廃棄物発生量の推計結果を表8-3-4に示す。

表 8-3-4 水害廃棄物発生量（雄物川上流域の氾濫）

河川名	市町村	建物被害棟数(棟)			水害廃棄物 発生量(t)	仮置場必要 面積(m ²)
		全壊	半壊	床下浸水		
根市川	鹿角市	10	148	383	1,664	1,700
間瀬川	鹿角市	34	460	605	5,207	3,000
羽根山沢川	北秋田市	3	15	8	239	1,000
小阿仁川	上小阿仁村	9	41	17	687	1,000
仏社川	上小阿仁村	22	33	8	1,356	1,700
五反沢川	上小阿仁村	15	48	7	1,048	1,000
糠沢川	北秋田市	103	260	388	7,040	4,200
引欠川	大館市	37	204	173	3,496	3,000
悪土川	能代市	207	1,457	1,164	18,854	9,500
久喜沢川	能代市	9	52	36	739	1,000
種梅川	能代市	22	110	30	1,927	1,700
神内川	秋田市	131	127	14	8,449	4,200
三内川	秋田市	340	71	14	20,446	9,500
淀川	大仙市	71	104	21	4,796	3,000
小黒川	大仙市	0	3	0	17	1,000
土買川	大仙市	83	51	65	5,200	3,000
檜岡川	大仙市	60	252	117	4,999	3,000
西の又川	大仙市	44	68	20	2,993	3,000
湯元川	大仙市	24	56	31	1,741	1,700
横手大戸川	横手市	20	380	285	3,151	3,000
	大仙市	223	1,315	334	20,758	9,500
	美郷町	1	1	1	62	1,000
頭無川	横手市	3	1,768	2,440	10,017	5,400
皿川	横手市	0	90	291	477	1,000
皆瀬川	横手市	11	26	1	763	1,000
	湯沢市	20	493	153	3,502	3,000
成瀬川	横手市	28	80	16	2,015	1,700
	東成瀬村	31	18	10	1,959	1,700
白子川	横手市	0	0	1	*	1,000
	湯沢市	85	4,207	3,371	26,300	11,900
	羽後町	0	3	0	15	1,000
姉倉沢川	湯沢市	0	419	915	2,027	1,700
山谷川	湯沢市	2	54	31	370	1,000
松沢川	湯沢市	0	1,411	2,570	6,961	4,200
桂川	由利本荘市	0	63	43	297	1,000
大沢川	由利本荘市	0	372	244	1,995	1,700
小友川	由利本荘市	1	73	44	398	1,000
北ノ股川	由利本荘市	0	13	7	61	1,000
石沢川	由利本荘市	306	452	206	18,613	9,500
	羽後町	59	229	112	4,453	3,000
桂川放水路	由利本荘市	0	2	12	9	1,000
馬場目川	五城目町	0	1	1	6	1,000
富津内川	五城目町	277	1,588	432	27,791	11,900
	八郎潟町	0	6	1	36	1,000
内川川	五城目町	69	72	24	4,624	3,000

※ 「*」：僅か

4 秋田県における過去の水害事例

県内における過去の水害事例を表 8-4-1 に示す。

表 8-4-1 県内の水害事例（平成 25 年度～令和 6 年度）

年月日	地域	住家被害				
		全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
H25.7.12～7.15	全県	－	－	－	－	18 棟
H25.8.9～8.10	全県	5 棟	17 棟	－	181 棟	481 棟
H25.9.16～9.17	全県	－	－	5 棟	99 棟	365 棟
H26.8.1	県北部 県南部	－	－	－	1 棟	12 棟
H26.8.5～H8.7	全県	－	－	－	－	2 棟
H26.8.21～8.22	全県	－	－	－	－	20 棟
H27.7.23～7.26	全県	－	1 棟	－	1 棟	31 棟
H27.9.8～9.11	県南部 県北部	－	－	3 棟	－	1 棟
H28.8.26	全県	－	－	－	－	1 棟
H29.7.16～7.17	県北部 県中央部	－	－	－	2 棟	21 棟
H29.7.22～7.25	全県	3 棟	44 棟	1 棟	612 棟	1,481 棟
H29.8.24～8.26	全県	－	－	－	12 棟	85 棟
H30.5.18～5.20	全県	2 棟		3 棟	193 棟	447 棟
R2.7.27～7.28	全県	－	－	3 棟	10 棟	77 棟
R3.7.11～7.13	全県	－	－	1 棟	54 棟	141 棟
R4.8.2～8.4	全県	－	－	1 棟	24 棟	54 棟
R4.8.8～8.14	全県	－	2 棟	4 棟	102 棟	299 棟
R5.7.14～7.18	県北部 県中央部※1	11 棟	2,921 棟	29 棟	720 棟	3,699 棟
R6.7.24～7.26	全県	3 棟	48 棟	5 棟	18 棟	237 棟

※秋田中央地域、仙北平鹿地域、能代山本地域

出典：県地域防災計画（一部編集）

令和 5 年 7 月 14 日からの大雨による被害状況等について（第 46 報）（令和 7 年 1 月 27 日）

秋田県総務部総合防災課

令和 6 年 7 月 24 日からの大雨による被害状況等について（第 16 報）（令和 6 年 8 月 30 日）

秋田県総務部総合防災課

5 全国の大規模水害における災害廃棄物発生量

全国を対象とした過去の大規模水害による水害廃棄物発生量を表 8-5-1 に示す。

表 8-5-1 過去の大規模水害による水害廃棄物発生量

水害の名称	自治体	水害廃棄物発生量(万 t)
平成 23 年紀伊半島大水害	三重県紀宝町	1.5 ^{※1}
平成 24 年 7 月九州北部豪雨	熊本県阿蘇市	2.2 ^{※2}
平成 25 年 10 月伊豆大島土砂災害	東京都大島町	1.6 ^{※3} (土砂 21.7)
平成 26 年 8 月豪雨	広島県広島市	2.2 ^{※4} (土砂 50.0)
平成 27 年 9 月関東・東北豪雨	茨城県常総市	5.2 ^{※5}
平成 28 年台風第 10 号	岩手県岩泉町	4.2 ^{※6} (廃棄物混じり土砂 3.3)
平成 30 年 7 月豪雨	岡山県、広島県、 愛媛県	190 ^{※7}
令和元年房総半島台風・東日本台風	千葉県等	116 ^{※7}
令和 2 年 7 月豪雨	福岡県、熊本県、 大分県、鹿児島県等	53.4 ^{※7} (土砂混じりがれきを含む)
令和 4 年 8 月 3 日からの大雨	青森県、秋田県、 新潟県、石川県等	2.3 ^{※7}
令和 4 年台風 14 号	大分県、鹿児島県、 宮崎県等	0.6 ^{※7}
令和 4 年台風 15 号	静岡県等	2.4 ^{※7}
R5 年梅雨前線・台風第 2 号による大雨	関東、中部、近畿、 四国、九州	2.0 ^{※8}
R5 年梅雨前線による大雨	東北、中部、中国、 四国、九州	7.6 ^{※8}
R5 年台風第 13 号による大雨	東北、関東	3.0 ^{※8}

※1 中部地方環境事務所 平成 27 年度中部ブロック災害廃棄物対策セミナー（平成 27 年 11 月）

資料 2-1 紀伊半島大水害における災害廃棄物の処理について

※2 第 1 回熊本県廃棄物処理計画検討委員会（平成 27 年 7 月 9 日）

資料 8 九州北部豪雨災害（熊本広域大水害）に係る災害廃棄物処理について（阿蘇市作成資料）

※3 大島町災害廃棄物処理事業記録

（平成 27 年 3 月、大島町、東京都環境局、公益財団法人東京都環境公社）

※4 平成 26 年 8 月豪雨に伴う広島市災害廃棄物処理の記録

（平成 28 年 3 月、環境省中国四国地方環境事務所、広島市環境局）

※5 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録

（平成 29 年 3 月、環境省関東地方環境事務所 常総市）

※6 災害廃棄物情報プラットフォーム 寄稿：台風第 10 号で発生した災害廃棄物処理への県の支援について（平成 29 年 3 月、国立環境研究所）

※7 第 1 回 令和 4 年度災害廃棄物対策推進検討会（令和 4 年 12 月 12 日）

資料 4 今年の自然災害における対応について

※8 第 1 回 令和 5 年度災害廃棄物対策推進検討会（令和 6 年 4 月 5 日）

資料 5-1 令和 5 年度の自然災害における対応について

6 過去の大規模水害による水害廃棄物組成

過去の大規模水害による水害廃棄物の組成を表 8-6-1～表 8-6-9 に示す。

表 8-6-1 平成 23 年紀伊半島大水害（三重県紀宝町）

	木くず	コンクリート	金属くず	可燃物	瓦	畳	粗大ごみ (混合ごみ)	廃家電 (4品目)	廃タイヤ	廃油	廃消火器	合計
発生量(t)	4,313.49	3,040.72	491.74	295.99	957.40	360.83	5,642.50	156.00	81.60	6.37	0.80	15,347.44
組成割合	28.1%	19.8%	3.2%	1.9%	6.2%	2.4%	36.8%	1.0%	0.5%	0.04%	0.01%	100%

	全壊	半壊※1	床上浸水※2	床下浸水
世帯数	61	795	148	200

※1 大規模半壊313世帯、半壊482世帯

※2 床上浸水・一部損壊世帯

出典：中部地方環境事務所 平成 27 年度中部ブロック災害廃棄物対策セミナー（平成 27 年 11 月）

資料 2-1 紀伊半島大水害における災害廃棄物の処理について

表 8-6-2 平成 24 年 7 月九州北部豪雨（熊本県阿蘇市）

	木くず	木くず (家具類)	金属くず	金属を含む 大型ごみ	可燃物	畳	廃家電	廃タイヤ	瓦礫※	混合 廃棄物	合計
発生量(t)	5,628.6	4,271.7	248.7	272.7	57.7	937.2	211.5	72.1	4,589.9	5,925.3	22,215.4
組成割合	25.3%	19.2%	1.1%	1.2%	0.3%	4.2%	1.0%	0.3%	20.7%	26.7%	100%

※アスファルト、コンクリート、瓦、ボード等

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
棟数	60	1,067	36	387

出典：第 1 回熊本県廃棄物処理計画検討委員会（平成 27 年 7 月 9 日）資料 8

九州北部豪雨災害（熊本広域大水害）に係る災害廃棄物処理について（阿蘇市作成資料）

表 8-6-3 平成 25 年 10 月伊豆大島土砂災害（東京都大島町）

	可燃物 (木くず等)	廃木材※1	コンクリート	金属くず	畳	廃家電	廃タイヤ	布団	不燃物 焼却残渣	安定 埋立物※2	建設 混合物	合計※3
発生量(t)	4,307	6,489	3,070	311	38	95	7	8	283	51	1,363	16,023
組成割合	26.9%	40.5%	19.2%	1.9%	0.2%	0.6%	0.05%	0.05%	1.8%	0.3%	8.5%	100%

※1 流木系6,442t、解体系47t

※2 ガラス、陶磁器等

※3 土砂216,922tを除く

	全壊	半壊※	床上浸水	床下浸水
棟数	137	77	17	46

※大規模半壊28棟、半壊49棟

出典：大島町災害廃棄物処理事業記録（平成 27 年 3 月、大島町、東京都環境局、

公益財団法人東京都環境公社）

表 8-6-4 平成 26 年 8 月豪雨（広島県広島市）

	流木 柱角材	可燃物 (焼却)	可燃物 (再利用)	コンクリート アスファルト	金属くず	廃家電	不燃物	焼却灰	処理 困難物	廃自動車 廃バイク	資源物	合計※
発生量(t)	10,124	1,713	2,410	4,503	451	53	2,814	14	47	27	8	22,164
組成割合	45.7%	7.7%	10.9%	20.3%	2.0%	0.2%	12.7%	0.06%	0.2%	0.1%	0.04%	100%

※土砂500,140tを除く

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
棟数	179	217	1,084	3,080

出典：平成 26 年 8 月豪雨に伴う広島市災害廃棄物処理の記録
（平成 28 年 3 月、環境省中国四国地方環境事務所、広島市環境局）

表 8-6-5 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（茨城県常総市）

	木くず	コンクリート	金属くず	畳	廃家電	廃タイヤ	瓦	不燃 廃棄物	混合 廃棄物	土砂混合 ごみ	浸水米	その他 可燃	合計
発生量(t)	1,085	5,181	320	887	248	56	869	628	35,437	6,261	1,387	12	52,371
組成割合	2.1%	9.9%	0.6%	1.7%	0.5%	0.1%	1.7%	1.2%	67.7%	12.0%	2.6%	0.02%	100%
	全壊	半壊※	床上浸水	床下浸水	合計								
棟数	53	5,065	165	3,084	8,367								

※大規模半壊1,581棟、半壊3,484棟

出典：平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により発生した災害廃棄物処理の記録
（平成 29 年 3 月、環境省関東地方環境事務所、常総市）

表 8-6-6 平成 30 年 7 月豪雨（岡山県倉敷市）

	混合廃棄物	不燃廃棄物	可燃廃棄物	廃家電	金属くず	廃畳	木くず	コンクリート がら	瓦	土砂混じり がれき類	その他	合計
発生量(t)	87,185.15	92,628.30	1,964.88	1,237.78	1,955.07	1,759.00	35,321.05	96,559.90	17,593.96	6,642.60	323.67	343,171.36
組成割合	25.4%	27.0%	0.6%	0.4%	0.6%	0.5%	10.3%	28.1%	5.1%	1.9%	0.1%	100.0%
	全壊	半壊※	一部損壊	床上浸水	合計							
棟数	4,646	846	369	116	5,977							

※大規模半壊452棟、半壊394棟

出典：平成 30 年 7 月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物処理の記録
（令和 3 年 3 月、環境省中国四国地方環境事務所、倉敷市）

表 8-6-7 令和元年東日本台風（茨城県）

	可燃物	畳	木くず	タイヤ	金属くず	不燃物	家電	コンクリート がら	危険物・ 石膏ボード	土砂混 がれき	稲わら	農業用 ビニル	解体廃棄物	布団・ 粗大ごみ	処理困難物	合計
発生量(t)	8,151	1,118	4,877	71	423	2,104	530	7,952	444	2,654	601	0	1,019	312	2,790	33,046
組成割合	24.7%	3.4%	14.8%	0.2%	1.3%	6.4%	1.6%	24.1%	1.3%	8.0%	1.8%	0.0%	3.1%	0.9%	8.4%	100.0%
	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計										
棟数	147	1,609	1,744	532	564	4,596										

出典：令和元年災害廃棄物処理に関する記録誌（その 2 東日本台風）（令和 4 年 3 月、関東地方環境事務所資源循環課、茨城県県民生活環境部資源循環推進課、栃木県環境森林部資源循環推進課）

表 8-6-8 令和元年東日本台風（栃木県）

	可燃物	畳	木くず	タイヤ	金属くず	不燃物	家電	コンクリート がら	危険物・ 石膏ボード	土砂混 がれき	稲わら	農業用 ビニル	解体廃棄物	布団・ 粗大ごみ	処理困難物	合計
発生量(t)	13,156	2,297	3,848	194	759	1,815	2,729	1,021	2,876	9,844	5,770	24	10,754	995	2,537	58,619
組成割合	22.4%	3.9%	6.6%	0.3%	1.3%	3.1%	4.7%	1.7%	4.9%	16.8%	9.8%	0.0%	18.3%	1.7%	4.3%	100.0%
	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	合計										
棟数	83	5,252	8,744	3	140	14,222										

出典：令和元年災害廃棄物処理に関する記録誌（その 2 東日本台風）（令和 4 年 3 月、関東地方環境事務所資源循環課、茨城県県民生活環境部資源循環推進課、栃木県環境森林部資源循環推進課）

表 8-6-9 令和 3 年 7 月熱海市伊豆山地区土石流災害（静岡県熱海市）

	可燃物	不燃物	木くず・ 生木	コンクリート がら	廃家電	その他処理 困難物	土砂選別 がれき	合計
発生量(t)	1,642.84	1,748.80	1,573.04	3,209.87	23.85	21.20	976.64	9,196.24
組成割合	17.9%	19.0%	17.1%	34.9%	0.3%	0.2%	10.6%	100.0%

	全壊※1	半壊※2	一部損壊	合計
棟数	74	15	42	131

※1 全壊の内流出家屋51

※2 大規模半壊8棟、中規模半壊2棟、半壊5棟

出典：令和 3 年 7 月熱海市伊豆山地区土石流災害における災害廃棄物処理の記録誌（令和 5 年 3 月、東地方環境事務所資源循環課、熱海市民生活部協働環境課、静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課）

第9編 災害廃棄物処理に係る補助金制度

1 補助金の対象となる災害

事 項	採択の範囲	説 明
1. 災害原因 (1) 降雨	最大24時間雨量が80mm以上。ただし、80mm未満であっても時間雨量が特に大である場合（時間雨量が20mm以上）は被害状況による。	①降り始めからの総雨量ではないことに留意。 採択にあたっては、始終期は問わないが、24時間雨量が最大値になる部分を確認すること。 ②時間雨量（20mm）による採択は最大24時間雨量に対する例外処置である。
(2) 暴風	最大風速が15m/secであること	①最大風速とは10分間の平均風速であり、最大瞬間風速ではない。 ②被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。 ③風災害については、特に風向等を考慮し、因果関係を検討すること
(3) 洪水	①河川にあつては警戒水位 ②警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さ）の5割以上の水位 ③河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合の警戒水位未満の出水 ④比較的長時間にわたる融雪出水等	① 河川の場合、出水位で異常な天然現象の範囲を規定しているのは、上流部の異常降雨が災害の原因となることが多いためと考えられる。したがって、当該河川の流域に異常降雨がない場合は、河岸高と出水の関係を慎重に検討する必要がある ② 被災地点に量水標がない場合には、上下流の観測所における出水状況で判定する。 ③ 河川の出水が原因と認められるものは、河川の規定を適用する。河床の変動による場合は、その変動の度合いが警戒水位の定めを不適当ならしめる程度のものであることを条件として、変動横断面積と洪水水位により判断することとする。
(4) 地震	異常な天然現象であること	①震度による採択基準はないが、被害状況に鑑み採否を決定する。特に施設災害復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。
(5) 高潮、波浪、津波	被害の程度が比較的軽微と認められないもの	①軽微の程度は特に定められていないため、被害状況に鑑み採否を決定する。 ②波高何m以上を異常気象とする等標準的なものがないため、風速15m/sec以上の暴風が原因と認められる場合は採択している ③相当遠方の洋上において、発生したうねり等が本邦に達する場合もあるため、関係する客観的観測資料または、被災施設の計画波高等を慎重に検討し採否を決定する。

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）

(6) 突風、旋風	異常な天然現象であること	①竜巻の場合には被害状況及び日本版改良藤田(JEF)スケールも参考として採否を決定する。基準としてJEF1以上の場合であって、社会通念上の被害が生じている場合は補助対象とする。
(7) 落雷	異常な天然現象であること	①落雷により施設が被災したことを証明する資料をもって採否を決定する。民間事業者でも落雷証明書を発行しているところがあるので、よく確認すること。
(8) 積雪	公的機関の雪量観測所における積雪深が、過去10年間の最大積雪深の平均値を超え、かつ1m以上の場合 ※施設災害復旧事業については、平成26年5月16日付け「降雪に係る廃棄物処理施設災害復旧事業の取扱いについて」による。	①被災施設の所在地に観測施設がない等の場合は、近傍の観測地における数値から判断するが、他の施設の被災状況をも考慮する。 ②特に施設災害復旧事業については、老朽化施設の更新、改良とならないよう、他の施設の被災状況を勘案した上で採択する。
(9) 融雪	1日の融雪量を降雨量に換算したものが「最大24時間雨量80mm以上」に該当すること	①換算方法は、換算降雨量＝1日の融雪深(mm)×根雪時期の積雪密度(g/cm³) 積雪密度は次を標準とする。 積雪初期・・・0.2 最深積雪期・・・0.3 融雪期・・・0.4 融雪最盛期・・・0.5
(10) その他(地すべり、噴火、干ばつ等)	異常な天然現象であること	①地すべりは、斜面構成物質が地下の滑り面を境界として滑動する現象の事であり、崩落とは原因等が全く異なるので注意する ②干害については、連続干天日数(日雨量5mm未満の日を含む)が20日以上であること ③火災については原則として採択しないが、フェーン現象により被害が拡大したなど、(1)～(7)の現象によって生じたことが証明できる場合は採択されることがあり得る。 (例)平成28年糸魚川大火

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）

2 災害廃棄物処理事業

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町村を財政的に支援し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

①事業主体 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）

②対象事業 市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。

③補助率 1/2

④補助根拠 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第25条 法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額についておこなうものとする。

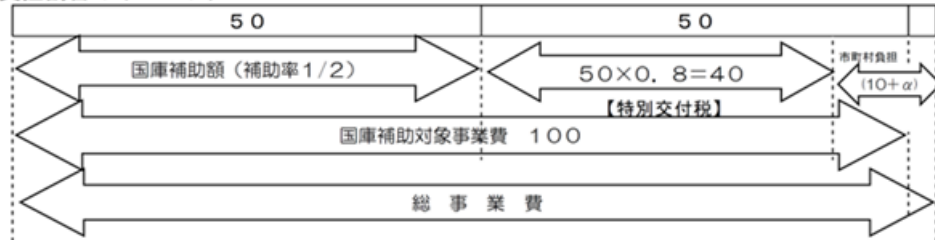
（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革

- ・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
- ・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
- ・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）

- ⑤そ の 他 本補助金の補助うら分に対し、8 割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は 1 割程度となる。

(負担割合のイメージ)



【激甚災害時】

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条に基づき、地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の 57%）

【特定非常災害時】

地方負担分に対して起債措置（災害対策債）がなされた場合、元利償還金について特別交付税措置（元利償還金の 95%）

なお、起債措置（災害対策債）の発行要件を満たさない場合、地方負担額の 95% について特別交付税措置

また、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して行う災害廃棄物処理事業において、当該市町村の財政力に比して特に過大な負担が生じる場合、該当都道府県に災害廃棄物処理基金を設置

※災害廃棄物処理基金

○基金の対象市町村は、局地激甚災害指定基準（公共土木）を活用し以下の通り。

①標準税収入 50 億円以下の市町村：事業費推計＞標準税収入の 20%超

②標準税収入 50 億円超～100 億円未満の市町村

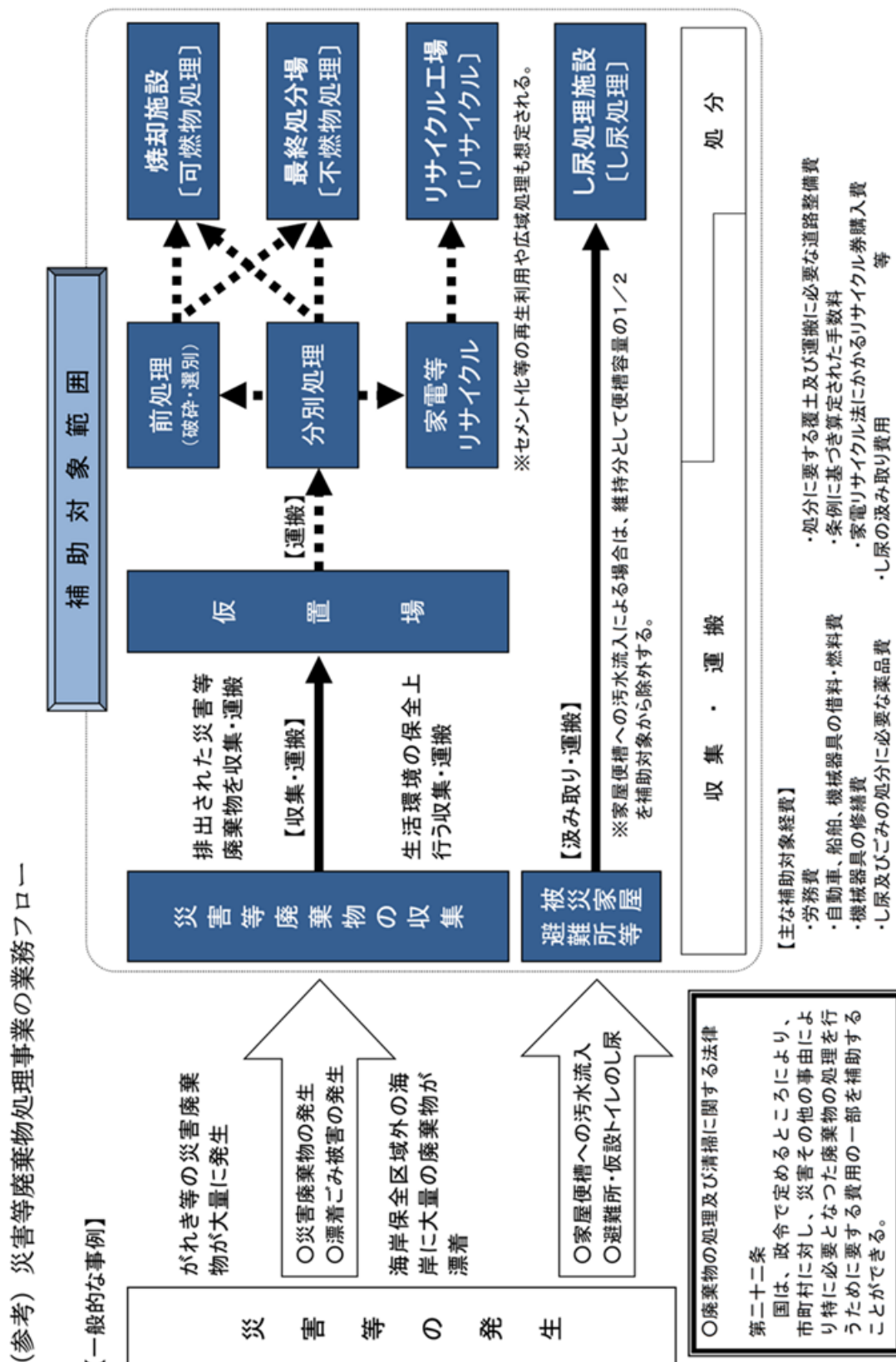
：事業費推計＞標準税収入×20%＋（標準税収入－50 億円）×60%

③標準税収入 100 億円超の市町村

：事業費推計＞標準税収入の 50%超

○基金の額は、事業費の 2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準税収入の 0.5%相当額を控除した額の 90%

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和 5 年 12 月改訂、環境省）



出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）

3 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

【通常災害】

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○。明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の損傷程度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察や消防からの指導があった場合などに限る
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）

35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	汚水のみであれば、便槽に流入した場合と同様、浄化槽の半量は維持分として対象外
43. 消費税	○	
44. 仮置場への搬入道路や場内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託費への補助なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、100分の15以内又は仮置き場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150㎡未満のごみ	○	災害起因には㎡要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150㎡を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）

4 廃棄物処理施設災害復旧事業

1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2. 概要

- | | |
|-------|--|
| ①事業主体 | <p>地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、中間貯蔵・環境安全事業株式会社</p> <p>※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあつては環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、広域廃棄物埋立処分場の被害にあつては同総務課において実地調査等を担当する。</p> |
| ②対象事業 | 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。 |
| ③補助率 | 1／2 |
| ④補助根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常災害は予算補助 ・東日本大震災は法律補助（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）） <p>（参考）廃棄物処理施設災害復旧事業の沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 5 年度まで及び平成 8 年度以降は予算の流用により対応 ・平成 6～7 年度は、阪神・淡路大震災による被害等について立項立目の上、補正予算対応 ・平成 26 年度予算から当初予算に計上 |
| ⑤その他 | 地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで）） |

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和 5 年 12 月改訂、環境省）

5 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。

区 分	対象	根拠等
1. 建物の原形復旧	○	事業実施に直接必要な部分のみ
2. 破損した部品交換に伴うオーバーホール	△	原形復旧が不経済（部品が生産中止など）な場合は○
3. 部品交換の際のグレードアップ	×	現行品と同等のものであること
4. 場内法面の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
5. 場内街灯の補修	×	
6. 防災を目的とした場内周囲の植樹	×	
7. 防災を目的とした屋外設置・機器類の高台等への移設	△	原形復旧が不適当な場合は○
8. 保管していた薬品が損壊した場合	×	消耗品に該当
9. 机や椅子などの損壊対応	×	備品費に該当
10. 水没し錆が浮き上がった機器や扉などの塗装補修	×	稼働状況に影響なし
11. 水没等で芯内に水が入り込んだ電源ケーブルなど	○	事業実施に直接必要な部分のみ
12. 屋上防水補修（防水シート、モルタル加工など）	△	維持管理を怠ったことが要因ならば×
13. 足場の設置及び撤去	○	直接工事に必要なものは○
14. 取り壊しを含む原形復旧	○	それを行わなければ原形復旧が望めなければ○
15. 復旧事業技師らの旅費・宿泊費	○	事前調査分は×、旅費は実費等の常識の範囲内、宿泊費は地域の実用に応じた価格
16. 復旧工事により発生した廃材（コンガラ、断熱材等）の処分	○	「便乗処分」は×
17. 側溝補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
18. 敷地内道路（誘導路等）の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
19. 玄関扉の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
20. 場内案内板の補修	×	事業実施に直接必要な部位でない
21. 中央制御室の天井崩落、壁面損壊	○	事業実施に直接必要な部分のみ
22. 事務室・休養室の天井崩落、壁面損壊	×	事業実施に直接必要な部位でない
23. 被災した機器制御盤（サブ）の交換に伴う、非被災の中央制御室制御盤（メイン）の交換	△	制御ロジックとしてリンクしている場合はやむなし（要確認）
24. トラックスケール監視小屋の補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
25. エレベータの補修	△	事業実施に直接必要な部分のみ
26. 復旧事業により発生したスクラップ（鉄くず等）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
27. 損壊したダクトや配管類の材質変更	△	原形復旧が不経済（部品が生産中止など）な場合は○
28. 損壊したダクトや配管類の引き直し変更	○	必要にしてやむを得ない場合
29. 次なる災害を想定した各部の補強	△	原形復旧が不適当な場合は○
30. 申請のために必要な調査・測量・試験	×	申請者負担により実施すべきもの
31. 消費税	○	2019年10月からは10%
32. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	建物補修復旧、土地復旧及び工作物復旧については原則として15%の範囲内
33. 工事雑費	×	「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」により対象外

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂、環境省）

第10編 その他資料

1 事務委託、事務代替

事務委託の流れの例を図10-1-1に示す。発災後、県及び市町村で事務の委託の意向を確認する。県は市町村から事務の委託の依頼を受託し、市町村との調整後に総務大臣に届出を行う流れとなる。

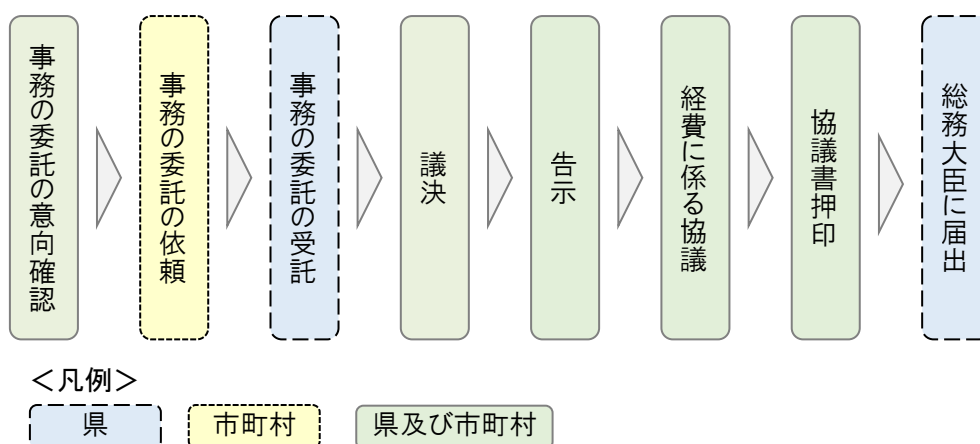


図10-1-1 事務委託の流れ（例）

2 災害廃棄物処理実行計画

発災後、被災市町村は環境省が作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）や各市町村の災害廃棄物処理計画をもとに、具体的な処理方法等を定める実行計画を作成する。

大規模災害が発生した場合、県も災害廃棄物処理実行計画の策定を検討する。また、県は市町村から災害廃棄物処理の支援要請を受けた場合、災害廃棄物処理実行計画の作成について支援を行う。

発災直後は被害状況等を十分に把握できないこともあるが、県及び被災市町村は災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

平成28年熊本地震における熊本県災害廃棄物処理実行計画の目次を表図10-2-1に示す。

表 10-2-1 平成28年熊本地震における熊本県災害廃棄物処理実行計画の目次

第1章 被災の状況	第3節 災害廃棄物処理の基本的事項
第2章 基本方針	1 役割分担
1 基本方針の位置付け	2 県の推進体制
2 処理の対象	3 処理方法
3 処理主体	4 災害廃棄物処理の財源
4 災害廃棄物の発生量推計	第4節 県内処理と広域処理
5 処理期間	1 県内の廃棄物処理施設の処理能力
6 処理方法	2 広域処理の必要性
7 財源	3 県内処理と広域処理
第3章 災害廃棄物の処理実行計画	第5節 事務の委託
第1節 損壊家屋等の公費解体	1 趣旨
1 市町村別の公費解体の進捗状況	2 受託対象市町村
2 公費解体計画	3 事務委託の範囲
3 推進体制の整備等及び加速化対策	4 二次仮置場
第2節 災害廃棄物の発生推計量	第6節 処理スケジュール
1 市町村別の発生推計量	第7節 進捗管理及び見直し
2 種類別の発生推計量	
3 処理状況	

発災後の迅速な建物被害棟数の把握方法例

発災後、災害廃棄物発生量を早期に推計するためには、建物被害棟数を迅速に把握する必要がある。しかし、災害の規模にもよるものの、正確に被害棟数を把握するには一定程度の時間を要す。

国立研究開発法人防災科学技術研究所では、「防災クロスビュー」において災害対応に必要な情報を集約・発信している（図 10-2-1）。防災クロスビューでは、様々な災害情報のうちの一つとして、発災直後に建物被害棟数の推計結果を示している（令和6年能登半島地震等の近年の比較的被害の大きい災害に限る）。

石川県が令和6年2月29日に策定した「令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画」では、当該研究所の提供データのほか、応急危険度判定の情報も活用しながら建物被害棟数の推定が行われた（図 10-2-2）。



図 10-2-1 防災クロスビュー

出典：防災クロスビューホームページ (<https://xview.bosai.go.jp/>)

<推定被害棟数の設定方法>

- ① 全壊、半壊数が公表されていた市町は実数値(石川県災害対策本部員会議資料 1月29日時点)
川北町、能美市、小松市、加賀市
- ② 全壊、半壊数が公表されていなかった市町は、防災科研[※]が提供するデータを活用
(※国立研究開発法人防災科学技術研究所 1月22日時点)
珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、津幡町、金沢市、野々市市、白山市
- ③ 液状化の影響が大きい市町は、応急危険度判定を活用
(被災建築物応急危険度判定の実施完了について 石川県建築住宅課 1月22日)
かほく市、内灘町

図 10-2-2 建物被害棟数の推定方法例（石川県災害廃棄物処理実行計画）

出典：「令和6年能登半島地震に係る石川県災害廃棄物処理実行計画」（令和6年2月29日策定 石川県）

3 仮置場における火災発生の防止について

仮置場における火災発生の防止策は「仮置場における火災発生の防止について（再周知）（平成23年9月21日）環境省」より、以下等が挙げられている。

また、東日本大震災の事例より、図10-3-1の取り組みがされた。

- ①ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入されないよう確認を強化すること、搬入されてしまった場合は分けて保管すること。
- ②防火水槽、消火器等の設置を行うこと。
- ③可燃物内からの煙の発生等について目視による定期確認を行うこと。
- ④可能であれば可燃物内の温度や一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行うこと。
- ⑤可燃物や木くずは発火や発熱の防止の観点から、5メートル以上の高さに積み上げることは避けるべきという報告があることから、積み上げ高さにも十分配慮すること。
- ⑥仮置場にガス抜き管を設置すること。

- ・目視による状況監視のみ行っているところに対して、火災の危険性があるがれきの山については、温度計測と積上高さを低くする（5mH以下）こと。
- ・混合廃棄物の山で、水蒸気の発生、異臭、廃棄物の内部温度高（50℃以上）、一酸化炭素濃度が検出された状況を確認。火災の危険性が高い状態であったため、積上高さを低くする等、温度を上昇させないための対策を行うとともに、目視や温度計測による温度管理の継続的な実施、万一火災が発生した場合の準備（消防車が周回できる周回路の設置、消火設備の設置等）をすること等。

主な管理上の助言内容(例)

項目	管理レベル助言内容(例)	危険レベル・管理レベル※
温度管理 (表層から1m程度の深さの温度)	40℃以上なら詳細調査 内部高温の目安 60℃以上 70℃以上は危険ゾーン	75℃超過で危険信号
一酸化炭素濃度(表層から1m程度の深さの温度)	検出すると詳細調査	50ppm 超過は危険信号
がれきの山の高さ	混合がれき 5mH 以下 量 2mH 以下	5mH 以下
設置面積	高温、CO 発生、異臭がある場合、小分けにするよう推奨	200m ² 以下
その他	ガス抜き管設置、切り返し、法肩等がれきの山の形状から風の影響で温度上昇しやすい山では形状の変更を指導	

【仮置場の火災防止に対する取組例（岩手県 JV、施工監理者）】

可燃混合物の山を、定期的にサーモグラフィーを用いて監視し、熱源があれば温度計を差し込んで計測した。温度の上昇傾向が認められるか、70℃程度まで上昇していれば1日2回の巡視を行い、必要に応じてがれきの山の切り分け、高さを低くする等の対策を実施し、温度が低く安定した段階で1日1回の巡視に戻した。

図10-3-1 仮置場の火災防止に対する取り組み例（環境省各県内支援チーム）

出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月、環境省東北地方環境事務所）」

4 仮置場の現状復旧の手順

仮置場の復旧にあたっての留意事項を以下に示す。

- ・仮置場の復旧は、原状回復が基本であるが、土地所有者等との返却時のルール等がある場合は、それらに基づき実施する。詳細な返却ルールが決まっていない場合は、返却前に土地所有者等と協議し、地面の表面に残った残留物の除去や土壌の漉き取り・客土、必要に応じた土壌分析等を行う。
- ・土地所有者等に対しては、必要に応じて、原状回復に係る計画説明会の開催や、完了時の返地立会などの機会を設ける。
- ・仮置場の造成時に埋設した災害廃棄物等がある場合は、掘り起こして適切に処理する。
- ・土壌分析は、仮置場の規模、仮置きした災害廃棄物及び選別作業等の種類、仮置期間と返却後の土地用途を勘案し、リスクに応じてその必要性を検討する。
- ・土壌分析を行う場合は、災害廃棄物の仮置履歴から災害廃棄物の種類毎に含まれる可能性のある有害物質を確認し、必要な分析項目を設定する・土壌汚染が確認された場合には、土壌汚染対策工を実施する。
- ・原状回復が終了した土地については、土地所有者と確認書を取り交わし、それぞれ保管することが望ましい。

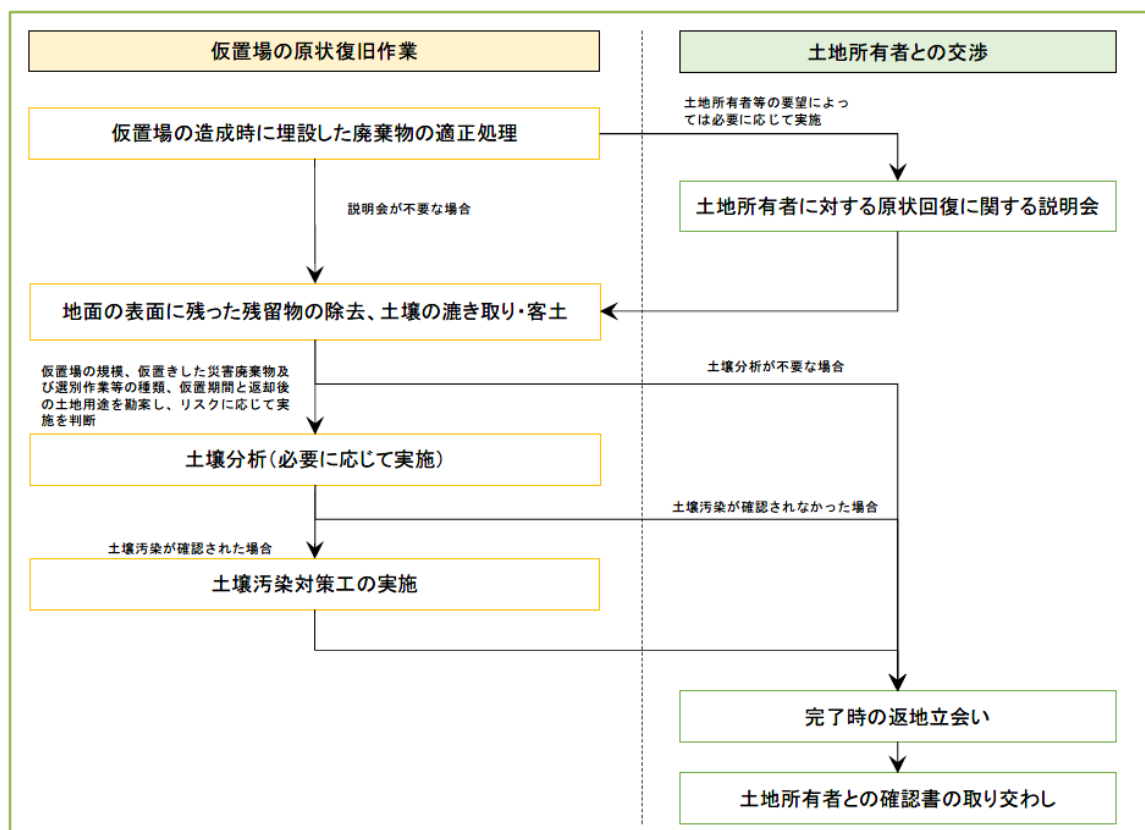


図 10-4-1 仮置場の原状復旧の手順（必要に応じて適切な事項を選択して実施）

出典：国対策指針【技 18-6】

5 ごみの分別・仮置場の広報原稿の例

【表面】

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

●生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●**豪雨**により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。**指定する日に収集**します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○ ※裏面をご覧ください

開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

もやすごみ (プラスチック・衣類)	ガラス・ 陶磁器 瓦・ブロックくず	金属類 小型の電気製品
たたみ・ソファ・ふとん	木製家具	家電4品目

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○○）へ相談してください。

【問合先】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

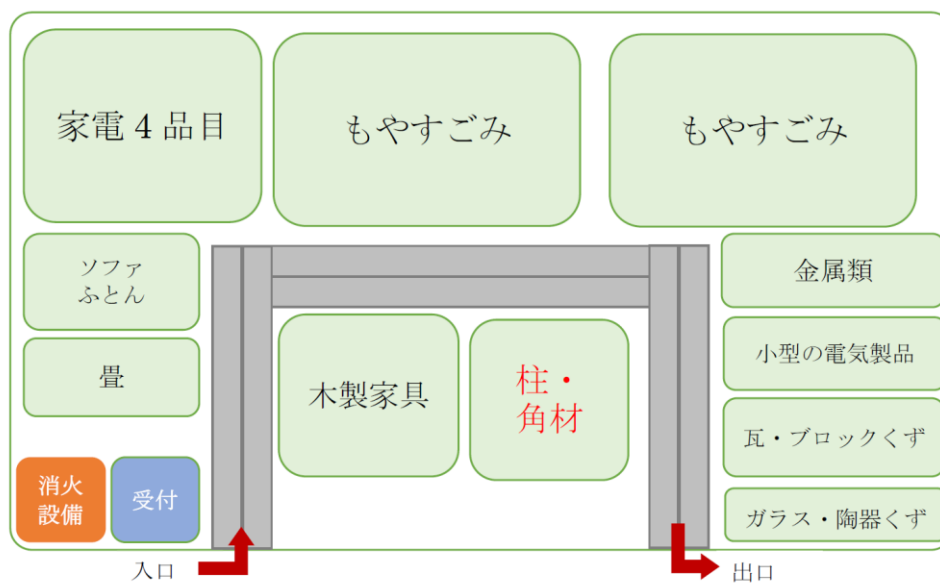
【裏面】

【仮置場案内図】



【〇〇仮置場】
場所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇
開設期間：〇月〇日まで
開設時間：9：00～16：00

【〇〇仮置場の分別配置図】



出典：環境省関東地方環境事務所ホームページ

6 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項目		条件	理由
所有者		・公有地が望ましい（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。 ・地域住民との関係性が良好である。 ・（民有地の場合）地権者の数が少ない。	・災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	・広いほどよい。（3,000㎡は必要）	・適正な分別のため。
	二次仮置場	・広いほどよい。（10ha以上が好適）	・仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		・農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	・原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		・応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	・当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）		・使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	・火災が発生した場合の対応のため。 ・粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
		・電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	・仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		・諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	・手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		・舗装されているほうがよい。	・土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		・水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	
		・地盤が硬いほうがよい。	・地盤沈下が発生しやすいため。
		・暗渠排水管が存在しないほうがよい。	・災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
地形・地勢		・河川敷は避けたほうがよい。	・集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ・災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
		・平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	・廃棄物の崩落を防ぐため。 ・レイアウトの変更が難しいため。
土地の形状		・敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	・迅速な仮置場の整備のため。
		・変則形状でないほうがよい。	・レイアウトが難しくなるため。
道路状況		・前面道路の交通量は少ない方がよい。	・災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
		・前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	・大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート		・車両の出入口を確保できること。	・災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート		・高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近いほうがよい。	・広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。

項目	条件	理由
周辺環境	・住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。 ・企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	・粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	・鉄道路線に近接していないほうがよい。	・火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	・各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	・二次災害の発生を防ぐため。
その他	・道路啓開の優先順位を考慮する。	・早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：国対策指針【技 18-3】

7 連絡先一覧

名称	部局名	電話番号	FAX 番号	備考
国	関東東北産業保安監督部 東北支部保安課	022-221-4956	022-261-1376	都市ガス
国	秋田海上保安部	018-845-1621	018-846-0094	
秋田県	総合防災課	018-860-4563	018-824-1190	危険物、高圧ガス、LP ガス
秋田県	クリーンエネルギー 産業振興課	018-860-2281	018-860-3869	火薬類
秋田県	医務薬事課	018-860-1401	018-860-3883	毒物・劇物
秋田県	環境整備課	018-860-1622	018-860-3835	災害廃棄物
国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所		018-823-4167	018-862-0938	
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所		0183-73-3174	0183-73-3179	
国土交通省東北地方整備局 能代河川国道事務所		0185-70-1001		
自衛隊	航空自衛隊 第33警戒隊	0185-33-3030		
一般社団法人 秋田県産業資源循環協会		018-863-7107	018-863-6977	
秋田県環境整備事業協同組合		0187-73-7701	0187-73-7710	
一般社団法人秋田県LPガス協会		018-862-4918	018-862-4469	
秋田県高圧ガス協会		018-833-8236	018-835-2231	
一般社団法人日本消火器工業会		03-3866-6258	03-3864-5265	

名称	部局名	電話番号	FAX 番号	備考
廃家電指定引取場所	(株)阪東商店	018-862-5734	018-862-5737	
	(株)県南プレスセンター	0187-62-1439	0187-63-6053	
	日本通運(株) 秋田指定引取場所	018-816-0202	018-816-0055	
	日本通運(株) 弘前指定引取場所	0172-27-0881	0172-26-1946	
	日本通運(株) 横手指定引取場所	0182-35-4151	0182-32-9566	
	日本通運(株) 盛岡矢巾指定引取場所	019-637-6411	019-637-6410	
	DOWA 通運(株) 本社営業所	0197-24-5115	0197-24-8443	
	DOWA 通運(株) 大館営業所	0186-49-3388	0186-49-7212	
	本荘運輸倉庫(株)	0184-22-1432	0184-24-3735	
	(株)アルプス物流 北上営業所 盛岡デポ	0195-75-2277	0195-75-1313	
	東北三八五流通(株) 酒田引越センター	0234-31-3851	0234-31-3861	

8 コラム

○能登半島でみられた課題（家屋解体の遅れによる復興の遅延）

能登半島地震では、家屋解体が計画通りに進まないことによる地域復興の遅れが懸念された。当該地域において家屋解体が進まない要因としては、以下事項が指摘される。

- インフラ（道路、ガス、水道）の回復の遅れから、家屋に被害がなくとも、二次避難を余儀なくされている方も多く、解体申請が遅延する。
- 津波エリアは崩壊状況が激しく、インフラの復旧がさらに遅れる。
- 家屋間のスペースが小さく複数の家屋が寄り掛かっており、解体申請が対象となる複数世帯、すべて完了するまで解体着手ができない。
- 非住家の割合が全国平均と比較して非常に高い。
- 高齢者が多く、空き家も多いため、解体申請の提出が遅れる。
- 古い家屋で土蔵・納屋など附属物が多く、財産所有者が多く存在する。



非住家や納屋等の存在



狭隘住宅での家屋のもたれ合い
（隣接家屋の申請が必要）

ODXを活用した災害廃棄物マネジメント

早期の復旧活動、地域復興を進めるためには、災害廃棄物は可能な限り迅速かつ効率的に処分する必要がある。

令和6年能登半島地震では、ICT技術を活用して、公費解体の申請から災害廃棄物の処理・処分までを一元管理できるシステムを構築し、迅速化、省力化、情報共有化を推進している。

【アナログ式】

■解体する家屋の位置情報は、住宅地図に直接書き込み、解体する順番を検討

■ホワイトボードペーパーに進捗状況を書き込み

⇒申請家屋数が増えるとかえって見にくい

住宅地図では書き込み・共有が非効率となる

データとしての管理、発注者・関連事業者との共有ができない

アナログ式の限界

【デジタル式】

位置情報及び進捗状況をGIS上で管理できるシステム
(MAGIS-CIM)を導入
自治体・コンサル・解体業者とリアルタイムで進捗状況を共有

進捗状況が一目で
分かるように色で識別

個別に申請者ごとの
レポートを表示

申請者ごとの
進捗管理状況が一覧表示



第 11 編 令和5年大雨災害における災害廃棄物対応事例

令和 5 年大雨災害における災害廃棄物対応に関して被災自治体等を対象にヒアリングを実施した。ヒアリング結果については今後の管理の参考となるよう、グッドプラクティス及び課題として項目ごとに整理した。

1 グッドプラクティス

(1) 組織体制

No.	事例
1	廃棄物担当が外出している際に住民から問い合わせがきた際に、代わりに防災課が対応できるよう情報共有しておく等の連携ができていた。また、災害対応と並行して通常業務も行う必要があるため、通常業務も防災課と協力して行う場合があった。

(2) 協力・支援体制

No.	事例
1	し尿の収集運搬等に関して、災害時応援協定を活用する等して、早急に対応することができた。
2	環境省からプッシュ型での対応が早急にあり、現地視察に来る前に電話等で相談に乗ってくれて助かった。また、現地視察で廃棄物の置き方等の指導をもらえて助かった。
3	環境省に遠慮なく電話をかけて相談したことが良かった。
4	建設業協会と災害時応援協定を締結しており、車両や重機を多数保有していることから、迅速に対応ができた。
5	他市町村からの派遣により、仮置場対応だけでなく収集運搬の記録・撮影もできて、非常に助けられた。
6	仮置場からの搬出先について、産業資源循環協会からの斡旋により早期に契約できた。
7	産業資源循環協会、建設業協会、トラック協会、解体業協会に複数加盟している事業者が多く、各協会でも協力して対応する体制を整備した。

(3) 初動対応

No.	事例
1	災害廃棄物処理計画に準拠して、衛生面に大きく影響する仮設トイレの手配を最初に行った。
2	発災直後の被災状況が把握できない中、便槽や浄化槽の汲み取り相談があった地域を浸水エリアとみなして、今後の対応のきっかけとすることができた。
3	大雨警報前に災害廃棄物処理計画を印刷して軽くではあるが確認していたため、対応方法や準備物がある程度は想定できた。
4	役所に管理職が早急に参集していたため、早急に判断を仰ぐことができた。

(4) 仮置場対応

No.	事例
1	発災当日の早い段階で仮置場対応に着手できたことが良かった。
2	仮置場対応は災害廃棄物処理計画で事前に定めていた候補地の中から、住民の利便性(被災エリアから近い場所等)を考慮して選定できた。
3	仮置場の設置場所は自治体所有の公有地としたため、スムーズに設置できた。
4	仮置場へ直接搬入できる住民が多く、搬入時に住民自身できちんと分別を行ってくれたおかげで仮置場からの搬出がスムーズに行え、全体を通して短い期間で完了できた。

(5) 収集運搬

No.	事例
1	仮置場への持ち込みについて、住民からの苦情や混乱は特になく、住民同士の助け合い、ボランティアの支援により対応してもらったと考えている。
2	高齢者などの仮置場対応への持ち込みが難しい方に対して戸別収集を行った。
3	今回の災害は局地的な一部地域の被災であったため、仮置場対応に持ち込みされるごみを都度確認するよりも、戸別収集時に分別されているか確認して、仮置場に運搬する体制の方が適していた。
4	収集業者に協力していただいたことで、早い段階で大通りのごみが無くなったため、とても感謝している。
5	生活ごみの収集車両を確保できなかったため、腐敗性のない資源化物の収集をストップさせる工夫を行った。
6	被害状況を鑑み仮置場の設置をしないことを早期に判断し、戸別収集の期限を設けたことで災害廃棄物対応を短期間で完了できた。また、期限を設けることで、便乗ごみ排出への対策を行った。

(6) 契約関係

No.	事例
1	委託業者は多かったものの、平時から委託している業者も多かったため、契約はスムーズに結べた(平時からの事業者とのコミュニケーションが重要)。
2	前年の大雨災害時の業務に当たった事業者を担当としたことで、単価設定等も理解しておりスムーズに契約を締結することができた。
3	勝手仮置場の対応については、産業資源循環協会から再委託という形にし、基準に合う会員を採択して処理を行った。また、再委託の場合であっても、産業資源循環協会の会員と同じ金額設定として、公平性を保った。

(7) 補助金交付申請

No.	事例
1	状況写真は県に依頼しており土地勘がないため1日中まわっていただくこともあったが、おかげで申請時に必要な状況写真が足りなくて困ることはなかった。
2	補助金申請に関する知識が不足していたが、仮置場設営時の写真管理や適切な仮置場の管理運営を行い、補助金申請の資料作成に役立てることができた。
3	補助金申請等事務処理関係については、平成 29 年度の水害担当者が詳細な記録を残しておいてくれたため、初めての対応にしてはスムーズにこなせた感じがした。
4	災害報告書に添付する被災状況等の写真について、廃棄物担当課で所有していない写真は他部署や消防団から収集した。

(8) 広報

No.	事例
1	チラシの配布は廃棄物担当課だけでなく、部全体で協力して対応した。
2	マスコミを活用して仮置場の情報をテレビのテロップ等に流してもらった。
3	過去の災害時に使用したチラシを雛型にして、本災害で使用するチラシを作成した。
4	大雨警報が発表された当日の早い段階で、災害廃棄物が発生した際の収集方法やチラシの作成・配布の計画を立てることができた。
5	大雨警報翌日の早い段階で仮置場設置の手続きや住民周知の対応を進めることができた。

(9) 情報収集

No.	事例
1	7/16 以降、被災地区に担当職員全員(他班も含めた 6 人)でほぼ毎日行き、住民に手伝えること等を確認していた(戸別収集とあわせて実施)。そのため、住民からの苦情はなかった。

(10) ボランティアの受入れ

No.	事例
1	社会福祉協議会との調整のもと、地元の建設業者がボランティアとして作業したり、トラックを手配してもらったりして助かった。

(11) その他

No.	事例
1	ごみ袋有料化前のごみ袋をストックしていたため、各家庭に配布することができて良かった。
2	令和4年度の災害の経験から(今回ほど大きな被害はなかったが)、災害廃棄物対応で実施しなければいけないことを何となくではあるが予想できた。

2 課題**(1) 組織体制**

No.	事例
1	仮置場を複数箇所開設したことで、管理する職員が足りなくなり、応援職員の増員が必要となった。
2	災害廃棄物の処理は、廃棄物担当課が中心の業務であるが、関連する課や係からも協力を得られるような体制を整えていく必要がある。
3	災害廃棄物を排出するタイミングは人それぞれのため、長期間仮置場を設置せざるを得ず、それに伴う人員不足が発生し、管理等を委託しなければ対応できなかった。
4	初動は避難所対応を優先することになり、災害廃棄物対応を行うことができなかった。そのため、被災当日の現場写真の撮影ができなかった(防災担当課や建設課、被災者等が撮影した写真の提供を受けた)。平時から他課等に有事の際の写真撮影を依頼しておけば良かった。
5	発災当初は避難所対応に災害廃棄物の担当職員を充てる必要があった。
6	平時から廃棄物担当者数が少ない中、災害時には常に人員が不足していた。

(2) 協力・支援体制

No.	事例
1	今回よりもさらに大きな災害が発生したら、現在の自治体の体制で対応するのが困難であると思う。これを機に県や他市町村との連携等、災害廃棄物対応の体制を整えていかなければならない。
2	災害時にはマンパワーが必要であり、不足しているようであれば、他課や民間団体等からも協力を得ながら進めていくことが重要だと感じた。
3	災害廃棄物処理計画に災害時応援協定を掲載しているが、産業資源循環協会への要請のタイミングやどのように連携すべきか等がわからなかった。
4	収集方法を決める際、委託予定の収集運搬業者が生活ごみの収集と災害廃棄物の収集を並行して行えるのか、委託を断られるかもしれないという不安はあった。
5	置を自治体外へ搬出して処理する際に、搬入自治体との協議に時間を要した。

(3) 処理スケジュール

No.	事例
1	積雪前までに全ての災害廃棄物の処理を完了できず、年明けまで持ち越しになってしまった。

(4) 初動対応

No.	事例
1	人員の派遣要請をしたものの、受入態勢が完全には整っておらず、全員をフルで動かさずに待機の状態になってしまう方もいて、最初のうちは苦労した。
2	大雨警報翌日の朝から、住民より廃棄に係る問合せがあり、対応に苦労した。
3	発災当初、自治体から事業者への指示内容が頻繁に変わり、対応に困ることが多かった。
4	被災者が片付けを始めるタイミングが想定よりも早く、発災当日から片付けが始まった。

(5) 災害廃棄物発生量の推計

No.	事例
1	災害廃棄物の発生状況の把握や発生量の推計に関して、担当者に作業が集中し、対応が場当たり的になってしまったという課題があった。

(6) 資機材の確保

No.	事例
1	仮置場からの搬出車両の十分な確保ができず、搬出に期間を要した。
2	収集運搬車両が不足した。

(7) 契約関係

No.	事例
1	事業系一般廃棄物について、発災当初は事業者自身で処理業者に依頼して処理を行っていたが、途中で自治体から仮置場の管理事業者へ仮置場で受け入れるよう指示があった。事業系一般廃棄物についても、あらかじめ処理方針を定めておく必要がある(途中から方針が変わってしまうと事業者にとって不公平となる)。
2	事業者団体が自治体と契約する際、1週間で人件費等の見積りなど書類を揃える必要があり、契約経験のある役所職員や環境省職員から手厚いサポートをいただいたものの、大変な作業であった。

(8) 処理施設・業者の確保

No.	事例
1	事業系の冷蔵庫は通常の家電リサイクルのフローでフロン回収ができず、一瞬で火を消せるような特殊な消火器の場合も一般的な消火器の処理を担っている業者では対応できず、それぞれ処理できるところを探す必要があり苦労した。消火器に関しては最終的に自治体が引き取ってくれた。
2	処理施設の点検時期等と重なることがあり、受入に制限がある場合があった。
3	量の処理に関して、搬出を予定していた施設での受入ができず、また、県に相談するのが遅くなってしまったことで、処理開始が年明けからとなり、処理完了までの期間が想定よりも長くなった。
4	有価物等の搬出先は自治体内になく探すのが大変であり、産業資源循環協会に相談した。

(9) 仮置場対応

No.	事例
1	イベントや周辺への環境配慮(悪臭等)の結果、浸水被害の大きかった地域から遠い場所に仮置場を設置せざるを得なかった。
2	仮置場開設後 2～3 日で満杯になってしまった。
3	一次仮置場で混載しているものがあまりにも多く、分別しきれなかった。小型家電など、もう少しリサイクルルートに沿った処理を行えたのではないかと考える。
4	一次仮置場は民家の近くに設置されており、住民が直接搬入しやすいメリットはあったが、環境省が出している仮置場設置要項の全てには準拠できておらず、搬出業者にとっては重機が入れず、人力での作業になってしまうなど不都合なことが多く苦労した。
5	仮置場において火災が発生したため、レイアウトを見直す等の対策を行った。
6	仮置場には廃棄物の種類ごとに看板を設置したが、管理人員が1名であったため、混廃となった。仮置場から搬出して処分する際に再分別が必要となり、時間を要することになった。住民に分別指導する人員等がもっと必要であった。
7	仮置場によっては、すぐに満杯になり開設後数日で閉鎖の対応をとる必要が生じた。
8	仮置場の集積量の予想ができなかったこともあり、途中で保管スペースを拡大しなければならなかった。
9	仮置場の地盤が緩くトラックが埋まってしまうことがあったため、鉄板を敷く必要があった。
11	仮置場を複数設置する場合、管理する人員の確保が難しく、また、搬出を考えると仮置場の設置は1箇所で良かったと思う。
12	勝手仮置場が発生した。
13	泥をかぶったごみの分別をするまでの余裕がなかった。
14	内水氾濫だったため廃棄物は汚泥を被って異臭があり、また、炎天下での力仕事が続いたことが大変だった。
15	被災していない住民が仮置場にごみを持ち込む場合に、断らなければいけなかった。また、夜に持ち込まれると管理ができなかった。広大な駐車場を仮置場としたため、周りをフェンスで囲うことができなかった。
16	平時に仮置場候補地をしっかりと確認していたわけではなかったため、仮置場の設営に時間がかかった。
17	鍼灸等で使う針が捨てられていたことがあり、土の中に入ってしまうとどんなに覆土を行っても危険なため、公園や学校のグラウンドなどに仮置場を設置する場合、土木シート(PPシート)を敷くことを検討する必要がある。

(10) 収集運搬体制

No.	事例
1	1 回の収集時に全てのごみを排出しきれない住民もいたため、同じ家に 2～3 回、収集運搬車を手配することもあった。
2	し尿の汲み取りと清掃を 1 社で行っていたため、対応に時間を要した。
3	ボランティアによる戸別収集はボランティアの作業範疇を超えていると思われたが、災害廃棄物の排出量が多すぎたため、対応してもらったこともあった。
4	高齢者が多い地区であったため、被災者全員が災害廃棄物を一次仮置場に運べる状況ではなかった。自治体がトラックを 2 台程度準備して、住民が家の前に排出している災害廃棄物を毎日回収し、高齢者の方の片付けを手伝う必要もあった。
5	高齢者の住家では自ら片付けることが難しく、戸別収集の期間が終わった後に、遠方の家族と一緒に片付けを行い、災害廃棄物の排出を行うことがあった。
6	災害廃棄物の収集業者の確保が難航したため、役所職員も収集の対応を行った。
7	車を運転できず所持していない方(1名)には、社会福祉協議会の職員が支援したが、配慮が欠けてしまったと感じている。
8	住民に対し戸別回収を行うことを案内していたが、それを待てずに直接搬入される方が多かった。
9	他自治体への10日間ほどの支援では、量や家電等の積み込みや収集運搬作業が大変だった。

(11) 教育訓練・人材育成

No.	事例
1	これまでも大雨警報が発表されたことがあったが、浸水することがなかったため、今回の災害のように災害廃棄物が大量に発生することを想定できなかった。
2	県の災害廃棄物処理に係る実地訓練に参加し、チラシ等で周知を行った方が良かったと感じた。
3	災害廃棄物処理計画は策定していたが、発災後に確認する余裕はなかった。
4	災害廃棄物対応へのスキルアップが必要である。
5	自治体職員の防災意識が低いと感じたため、住民に呼びかけるだけでなく役所内でも、もう少し意識することが必要ではないかと感じた。今回の経験を機に防災に係る資格の補助制度を設けるなど、職員・住民全体で防災意識を高めてほしい。
6	平時からの準備・訓練が最も大切であると感じた。
7	補助金申請にあたっての積算について、県や国で統一した歩掛の整備や、初任者向けの説明会・廃棄物についての学習会を企画していただければ申請が少し楽になるのではないかと感じた。

(12) 啓発・広報

No.	事例
1	災害に関係のない一般廃棄物(生活ごみ)が持ち込まれる心配もあり、大々的な仮置場の周知ができなかった。
2	災害時の廃棄物排出量を減らすために、住民には退蔵物を平時から処理しておいてほしい。

(13) 情報収集・連絡

No.	事例
1	発災当初に河川氾濫・越水などの被害状況が分からなかった。
2	被災者情報の把握は防災部局と連携をとりながら行い、通知等は丁寧に行う必要があり大変であった。

(14) 補助金交付申請

No.	事例
1	国庫補助対象の見極めや、該当する場合でも対象であることを立証できる証拠資料を揃えることが大変であった(仮置場管理用に購入したゴーグルや軍手等の消耗品など、実際に使用していた証拠写真を残していなかった)。
2	補助金の活用についての知識がなく、自治体の単費で対応を進めることを基本としていた。そのため、業者への委託をあまり行わなかった(仮置場の運営を業者へ委託しても良かったかもしれない)。また、補助対象となる廃棄物の判断に迷った。
3	補助金申請に係る知識が少なかった。災害廃棄物発生量の推計が必要なことを知らなかったため、搬入台数により推計するのみとなった。
4	補助金申請に必要な写真を揃えるのに苦労した。災害対応を行っている中、被災状況写真を撮影に行くことが不可能であり、防災課や建設課等から写真の提供を受けた。また、このような写真が必要になることを把握できていなかった。
5	補助金申請の書類作成の際、被害のあった区域のライン引きなどをパソコン上で行おうとしたが、作業に慣れていなかったため苦労した。
6	補助金申請を行うための労力や時間外勤務手当が、補助金の金額に見合うのか判断に迷った。
7	補助金申請作業等を1人で通常業務と並行して行ったため、負担が大きかった。
8	記録のために被災場所へ行き、他の方が作業している中で写真を撮るのは難しい。
9	災害報告書の作成にあたって、積算方法等がわからず苦労した。廃棄物関連の法令等について熟知しなければいけないと感じた。
10	災害報告書の作成にかなり苦労したため、もう少し簡易に申請できるとありがたい。
11	実績用の写真などの記録を残すことに人員を割けず、災害報告書の作成に難航した。

(15) その他

No.	事例
1	夏の猛暑により体調不良となる職員がいた。

秋田県災害廃棄物処理計画（資料編）

秋田県生活環境部環境整備課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 番 1 号

TEL 018-860-1622 / FAX 018-860-3835

E-mail recycle@pref.akita.lg.jp